

公益財団法人 ボーイスカウト日本連盟

諸 規 程

目次

1	教育規程	29
1-2	教育規程 施行細則	104
2	評議員会運営規則	211
3	理事等役職者の役務に関する規程	217
4	理事会運営規則	228
5	会員に関する規程	235
6	名誉会議規程	239
6-2	感謝・表彰規程	242
6-3	感謝・表彰規程 細則	247
7	委員会規程	251
8	危機管理規程	255
9	コンプライアンス規程	265
10	「セーフ・フロム・ハーム」対応規程	269
11	「セーフ・フロム・ハーム」通報相談処理規程	273

参考資料

1	世界スカウト機構規約(憲章)	279
2	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟における個人情報を取扱う事業者による個人情報の保護(プライバシーポリシー)について	293

以下の規程は日本連盟ホームページに掲載(<https://www.scout.or.jp/>)

運営会議規程	役員及び評議員の報酬
県連盟代表者会議規程	並びに費用に関する規程
倫理規程	情報公開規程
寄附金等取扱規程	個人情報管理規程
基本財産管理規程	文書管理規程
財産管理運用規程	事務決裁規程
経理規程	共済事業関連諸規程
特定資産取扱規程	利益相反防止規定

1

教育規程

ボーイスカウト日本連盟は、昭和26年に「日本ボーイスカウト憲章」を制定し、その後、新組織となった昭和33年のボーイスカウト日本連盟の創立総会において「日本連盟規約」に改正し、更に昭和48年4月の財団法人改組のための全国総会において「教育規定」として制定している。

平成22年の公益財団法人への移行に伴い、ここに公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の教育規程を制定し、施行する。

日本ボーイスカウト憲章 制定	昭和26年 2月 18日
ボーイスカウト日本連盟規約 制定	昭和33年 2月 22日
財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規定 制定	昭和48年 5月 20日
公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程 制定	平成22年 4月 1日

教育規程の読み方について

1 条文番号の読み方については、次のとおりとする。

(1) 記載例

- ・教育規程1- 3は、第1章 第3条 の意味とする。
- ・教育規程3- 4②は、第3章 第4条 第2項 の意味とする。
- ・教育規程5- 9③(1)は、第5章 第9条 第3項 第1号 の意味とする。
- ・教育規程6- 3(1)は、第6章 第3条 第1号 の意味とする。

(2) 第1項目の条文

- ・条文の第1項に当たる①の表示は、記載を省略する。

教育規程 目次

(令和6年版)

☆各条文は「第」及び「条」を省略し、数字のみをもって、これを表わす。

第1章 1～33 一般原則

総 則	34
「ちかい」と「やくそく」	35
「おきて」と「きまり」と「さだめ」	36
「モットー」と「スローガン」	37
宗 教	38
政 治	38
財 政	39
外部との関連	39

第2章 1～28 加盟登録

国際登録	40
総 則	40
加盟登録の申請	42
加盟登録の審査	42
加盟登録時期及び登録料	43
加盟登録の承認	43
会員登録	44

第3章 1～84 団

総 則	45
育成会	45
団委員会	46
団会議	47
ビーバースカウト隊(ビーバー隊)	48
ビーバー隊指導者	48
ビーバースカウト	49
カブスカウト隊(カブ隊)	49
カブ隊指導者	50
カブスカウト	51
ボーイスカウト隊(ボーイ隊)	52
ボーイ隊指導者	53
ボーイスカウト	54
ベンチャースカウト隊(ベンチャー隊)	54
ベンチャー隊指導者	55

	ベンチャースカウト	56
	ローバースカウト隊(ローバー隊)	57
	ローバー隊指導者	57
	ローバースカウト	57
	在外国日本スカウト団	58
	在日外国スカウト隊	58
第4章 1～25	都道府県連盟	
	総 則	59
	県連盟組織	59
	県連盟役員	60
	県連盟事務局	61
	県連盟の経理	61
	県内の各ミッショナー	61
	技能章考查員及び技能章指導員	63
	スカウトクラブ	63
	県連盟規約の制定、改正及び年次報告	63
第5章 1～10	地 区	
	総 則	64
	地区の組織	64
	地区役員	64
	地区規約の制定及び改正	66
第6章 1～21	全 国	
	総 長	67
	教育推進本部	67
	青年の参画	69
	ブロックの設置と役割	70
	全国スカウト教育会議	71
	全国県ミッショナー会議	71
第7章 1～64	教育の方法	
	基 本	73
	スカウト教育の特性	73
	信 仰	73
	海外渡航	73
	ビーバースカウトの訓育と活動	74

カブスカウトの訓育と活動	75
ボーイスカウトの教育と活動	76
ベンチャースカウトの教育と活動	77
ローバースカウトの教育と活動	78
考 査	79
面 接	80
面接区分と記章の交付	80
進級記章等の授与	81
ビーバースカウトの進歩課目	81
カブスカウトの進歩課目(修得課目)	82
(カブスカウトの選択課目)	86
(カブスカウトの月の輪)	86
ボーイスカウトの進級課目	86
ベンチャースカウトの進級課目	91
ボーイスカウト及びベンチャースカウトの選択課目	93
スカウト顕彰	94
第8章 1～17 指導者養成	
指導者養成	95
第9章 1～21 制服及び旗	
制 服	98
礼 装	98
記章及び標章	98
国際行事代表団・音楽隊等の服装	100
スカウトクラブ会員の記章	100
隊旗及び県連盟旗と日本連盟旗	101
第10章 1～2 通信及び連合体	
通信の提供と制限	102
連合体の禁止	102
第11章 1～3 施行細則及び規程の改正	
施行細則	103
本規程の改廃	103
附 則	103

教育規程 施行細則 目次

第1章 一般原則 関連	
組織の呼称及び英文表記	104
環境教育	105
国際活動	107
第3章 団 関連	
スカウト、隊及び隊長の略称	109
在外国日本スカウト団	109
在日外国スカウト隊	110
第7章 教育の方法 関連	
信仰奨励章に関する基準	113
宗教章に関する基準	113
スカウトの海外渡航に関する基準	116
国際紹介状	118
カブスカウトの選択課目(チャレンジ章)	118
技能章課目	127
スカウト顕彰	166
第8章 指導者養成 関連	
トレーナーの養成	168
日本連盟トレーニングチーム	171
県連盟トレーニングチーム	174
第9章 制服及び旗 関連	
制服	176
礼装	182
制服及び記章、標章の着用	183
スカウトの記章	186
進級記章	192
指導者の記章	194
標 章	198
隊旗及び県連盟旗	203
附 則	209
スカウト章(世界スカウト章を含む)の取り扱いに関する取り決め	209
組織拡充顕彰バッジの着用について	210

総 則

趣 旨

1-1

この公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程（以下「本教育規程」という。）は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟定款第4条第3項に規定する教育の基本方針及び教育組織並びに教育の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

呼 称

1-2

施 行 細 則
1-2-1 参照

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という。）は、「日本連盟」と略称する。

- ② 本連盟の英文表記は、Scout Association of Japan（略称 Scouting Japan）とし、略語として SAJ と称する。
- ③ 都道府県連盟、地区、団、隊の呼称及び英文表記は、別に定める。

教 育 の 目 的

1-3

本連盟は、ボーイスカウトの組織を通じ、青少年がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう教育することをもって教育の目的とする。

基 本 方 針

1-4

ボーイスカウト運動（以下「本運動」という。）は、「ちかい」と「おきて」の実践を基盤とし、ペーデンーパウエルの提唱する班制教育と、各種の進歩制度と野外活動を、幼年期より青年期にわたる各年齢層に適応するようにビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウト及びローバースカウトに区分し、成人指導者の協力によってそれぞれに即し、かつ、一貫したプログラムに基づいて教育することを基本方針とする。

参 加 の 原 則

1-5

本連盟の組織は、平等の原則に従い、すべての人に開放される。

青 少 年 の 意 思 決 定 へ の 参 画

1-6

スカウト教育の実施に当たっては、青少年が意思決定に参画することを奨励し、それを促進する。

障 が い の あ る 人 の 参 加

1-7

本連盟は、「参加の原則」に基づき、障がいのある人の本運動への参加を奨励する。

- ② 障がいのある人の本運動への参加に当たっては、可能な限り、個別の障がいの状況に応じて適切な活動が実施できるように基準を弾力的に適用するとともに、必要な環境整備と支援を行う。

環境教育**1-8**施行細則
1-8-1参照

本連盟は、スカウト教育における環境教育の重要性を認識し、環境学習プログラムを開発して提供するとともに、環境調査、環境保全等の活動を奨励する。

国際活動**1-9**施行細則
1-9-1参照

本運動に参加する者及び組織は、すべての国の青少年との相互理解を図り、友情を育むため、本運動の「教育の目的」に則り、国際活動に努める。

- ② 本連盟は、本運動を通して国際活動が推進されるよう各種の事業を行う。
- ③ 県連盟は、加盟団に対し、国際活動を取り入れた事業を行うよう努める。
- ④ 団は、加盟員に対し、国際理解及び国際交流が推進できるように努める。
- ⑤ スカウトは、国際組織の一員として国際理解を深め、国際活動について学び、実践する。

教育の区分と対象**1-10**

本運動における教育の区分と教育を受ける対象は、次のとおりとする。

- (1) ビーバースカウトは、小学校1年生から小学校2年生までの児童とする。
ただし、団として対応ができる隊は、小学校入学前の1月から3月までの児童を仮入隊として対象とすることができる。
 - (2) カブスカウトは、小学校3年生から小学校5年生までの少年とする。
 - (3) ポーイスカウトは、小学校6年生から中学校3年生までの少年とする。
 - (4) ベンチャースカウトは、中学校3年生の9月から18歳に達する日以後の、最初の3月31日までの青年とする。
 - (5) ローバースカウトは、18歳から26歳に達する日以降の、最初の3月31日までの青年とする。
- ただし、カブスカウトおよびボーイスカウトについては、対応ができる団にあっては、当該学年の7か月前から対象とすることができる。

「ちかい」と「やくそく」**スカウトの「ちかい」****1-11**

スカウトの「ちかい」は、次のとおりとする。

私は名誉にかけて次の三条の実行をちかいます

- 一、神（仏）と国とに誠を尽くしおきてを守ります
- 一、いつも他の人々をたすけます
- 一、からだを強くし心をすこやかに徳を養います

- ② ポーイスカウトは、入隊に際してスカウトの「ちかい」をたてる。

- ③ ベンチャースカウト及びローバースカウトは、入隊又は上進に際してスカウトの「ちかい」をたてるか、これを再認する。
- ④ はじめて指導者になるときには、スカウトの「ちかい」をたてるか、これを再認する。
- ⑤ 前項に定める者のほか、本運動に関与するすべての者は、スカウトの「ちかい」をたてることが望ましい。

ビーバースカウトの「やくそく」

1-12

ビーバースカウトの「やくそく」は、次のとおりとする。

ぼく（わたくし）は

みんなとなかよくします

ビーバー隊のきまりをまもります

- ② ビーバースカウトは、入隊に際してビーバースカウトの「やくそく」をする。

カブスカウトの「やくそく」

1-13

カブスカウトの「やくそく」は、次のとおりとする。

ぼく（わたくし）は

まじめにしっかりやります

カブ隊のさだめを守ります

- ② カブスカウトは、入隊に際してカブスカウトの「やくそく」をする。

—————「おきて」と「きまり」と「さだめ」—————

スカウトの「おきて」

1-14

スカウトの「おきて」は、次のとおりとする。

- 1 スカウトは誠実である

スカウトは、信頼される人になります。

真心をこめて、自分のつとめを果たし、名誉を保つ努力をします。

- 2 スカウトは友情にあつい

スカウトは、きょうだいとして仲よく助け合います。

すべての人を友とし、相手の立場や、考え方を尊重し、思いやりのある人になります。

- 3 スカウトは礼儀正しい

スカウトは、規律正しい生活をし、目上の人を敬います。

言葉づかいや服装に気をつけ、行いを正しくします。

- 4 スカウトは親切である

スカウトは、すべての人の力になります。

幼いもの、お年寄り、体の不自由な人をいたわり、動植物にもやさしくします。

5 スカウトは快活である

スカウトは、明るく、朗らかに、いつも笑顔でいます。

不平不満を言わず、元気よく、進んでものごとを行います。

6 スカウトは質素である

スカウトは、物や時間を大切にします。

むだをはぶき、ぜいたくをせず、役立つものは活用します。

7 スカウトは勇敢である

スカウトは、勇気をもって、正しく行動します。

どんな困難なことがあってもくじけずに、新しい道をきり開きます。

8 スカウトは感謝の心をもつ

スカウトは、信仰をあつくし、自然と社会の恵みに感謝します。

お礼の心で、自然をいつくしみ、社会に奉仕します。

ビーバー隊の「きまり」**1-15**

ビーバー隊の「きまり」は、次のとおりとする。

- 1 ビーバースカウトはげんきにあそびます
- 2 ビーバースカウトはものをたいせつにします
- 3 ビーバースカウトはよいことをします

カブ隊の「さだめ」**1-16**

カブ隊の「さだめ」は、次のとおりとする。

- 1 カブスカウトはすなおであります
- 2 カブスカウトは自分のことを自分でします
- 3 カブスカウトはたがいに助けあいます
- 4 カブスカウトはおさないものをいたわります
- 5 カブスカウトはすすんでよいことをします

「モットー」と「スローガン」**「モットー」****1-17**

スカウトの「モットー」は、次のとおりとする。

そなえよつねに（備えよ常に）

ビーバースカウトの「モットー」**1-18**

ビーバースカウトの「モットー」は、次のとおりとする。

なかよし

カブスカウトの「モットー」**1-19**

カブスカウトの「モットー」は、次のとおりとする。

いつも元気

「スローガン」**1-20**

「スローガン」は、次のとおりとする。
日日の善行

宗教

信仰の奨励**1-21**

本連盟は、本運動に参加する者が明確な信仰をもつことを奨励する。

スカウツオウン・サービス**1-22**

スカウツオウン・サービスは、本運動に参加する者各自の信仰心を高揚するために行われ、それは「ちかい」と「おきて」の実践をより深めるものである。

宗教団体との関係**1-23**

本連盟は、特定の宗教団体を支持せず、これらの団体からの制約を受けない。

団の宗教活動**1-24**

1つの教宗派に属する者からなる団は、その教宗派の儀式及び行事に参加することを奨励する。

- ② 各種の教宗派に属する者からなる団は、特定教宗派の宗教活動を行ってはならない。ただし、おののが自派の儀式及び行事に参加することは奨励する。
- ③ 団の宗教活動は、教導職との協議の下に、慎重に行わなければならない。

宗教儀礼への参加奉仕**1-25**

指導者は、いかなる場合においても、スカウトが所属し、又は信仰している教宗派以外の宗教儀礼に参加させ、あるいはその行事に奉仕することを強要してはならない。

政治

運動と政治との関係**1-26**

本運動は、特定の政治団体を支持せず、いかなる政治団体からの制約を受けない。

- ② 本運動を政治目的のためには、利用してはならない。
- ③ スカウトとして行動する場合は、政治的会合又は活動に加わってはならない。

組織と政治との関係**1-27**

本運動の組織は、政治的な団体ではない。

- ② 本運動に参加する者は、本運動の組織によって、政治的な活動を行ってはならない。

団体結社等への加入の自由**1-28**

本運動に参加する者は、法律の許す範囲において、かつ、「ちかい」と「おきて」にそむかない限り、団体結社等に加入するのは自由である。

財政

日本連盟の財政**1-29**

本連盟の財政に関する基本事項は、定款の定めるところによる。ただし、都道府県連盟等の財政は、除くものとする。

都道府県連盟等の財政**1-30**

団、地区及び都道府県連盟（以下「県連盟」という。）の財政は、それぞれ自主的に維持する。

- ② 団、地区及び県連盟は、それぞれの地域内で資金を募ることができる。
- ③ 団、地区及び県連盟は、その構成員から定期的に会費を徴収することができる。

一般募金**1-31**

一般募金を行う団は、地区委員会又は県連盟理事会の承認を得なければならない。

- ② 募金活動の実施地域は、地区委員会又は県連盟理事会が指定する。

外部との関連

他団体との友好**1-32**

本連盟は、同様な目的を有する他の青少年団体との友好的関係を促進する。

ガールスカウトとの友好**1-33**

本連盟は、ガールスカウト日本連盟との友好関係を親密にし、青少年の育成について協力する。

国際登録

国際登録**2-1**

本連盟は、世界スカウト機構（World Organization of the Scout Movement）に加盟し、登録する。

総 則

加盟登録の原則**2-2**

本連盟に加盟しようとする者は、定款に基づく本教育規程により、加盟登録を行い、加盟員となる。

- ② 団は、加盟登録によって本連盟の構成単位となる。
- ③ 県連盟は、加盟登録により成立する。

加盟登録の効力**2-3**

本連盟への加盟は、加盟登録申請に対する理事会の承認によってその効力を生ずる。

加盟登録をする者**2-4**

次の者は、加盟登録をしなければならない。

- (1) 団（隊は、団の加盟登録に含まれる。）及び県連盟
- (2) スカウト（所属する団の加盟登録申請とともに、加盟登録を行う。）
- (3) 団委員長、副団委員長、団委員、隊長、副長、副長補、デンリーダー、デンコーチ（所属する団の加盟登録申請とともに、加盟登録を行う。）
- (4) 県連盟及び地区の役職員（県連盟の加盟登録申請とともに、加盟登録を行う。）

ア 連盟長	イ 副連盟長
ウ 県連盟理事長	エ 県連盟副理事長
オ 県連盟理事	カ 県連盟監事
キ 県コミッショナー	ク 県副コミッショナー
ケ 地区協議会長	コ 地区協議会副会長
サ 地区委員長	シ 地区副委員長
ス 地区コミッショナー	セ 地区副コミッショナー
ソ 団担当コミッショナー	タ 県連盟名誉会議議員
チ 県連盟事務局長	ツ 県連盟事務局職員
テ 事務長	ト 会計係
ナ 地区監事	
(5) 本連盟の役職員等	
ア 理事長	イ 副理事長

ウ 専務理事	エ 常務理事
オ 評議員	カ 理事
キ 監事	ク 名誉会議議員
ケ 総コミッショナー	コ 副総コミッショナー
サ 国際コミッショナー	シ プログラムコミッショナー
ス Adult in Scouting (AIS)	コミッショナー
セ 特命コミッショナー	ソ ブロック統括コミッショナー
タ 委員会委員長	チ 事務局長
ツ 事務局職員	

- (6) 本連盟の総裁、副総裁、総長、副総長、長老、先達

加盟登録のできる者

2-5

次の者は、加盟登録をすることができる。ただし、加盟登録を希望するときは、その任務の関係組織を通して手続きを行う。

- (1) インストラクター及びビーバー隊の補助者
- (2) 加盟団の育成会員
- (3) 技能章考查員及び技能章指導員
- (4) スカウトクラブ会員
- (5) 地区の会員及び地区委員会の委員
- (6) 県連盟の名誉役員及び県連盟の委員会の委員
- (7) 本連盟の名誉役員及び本連盟の委員会の委員
- (8) 本連盟及び県連盟の財政的援助団体の構成員

重複登録

2-6

指導者が役職に重複して就任する場合は、それぞれの役職に応じ、重複して加盟登録する。

- ② スカウトは、2つ以上の団に重複して登録することはできない。ただし、次の場合は、2つの団の団委員長の承認を得て、重複して加盟登録することができる。
 - (1) ローバースカウトが、大学ローバースカウト隊又は進学や就職等による転居先の住所地の地域にある団のローバースカウト隊に所属しようとする場合

脱退及び除籍

2-7

加盟員及び加盟した組織の脱退は、登録の抹消によってその効力を生ずる。

- ② 加盟員の除籍については、定款第17条（資格喪失）及び第18条（除籍）の規定による。

加盟登録の申請

団の加盟登録**2-8**

団の加盟登録および登録内容の変更は、所定の手続によって速やかに県連盟の承認を受け、本連盟に申請する。

団の名称**2-9**

団の名称は、県連盟の定めるところによる市区町村名の所在地名を冠し、その地域内における登録順序による番号を付する。

- (2) 市区町村において、区域、名称の変更等の事情が生じたときは、県連盟理事会の議を経て、その名称を変えることができるが、団及び隊は継続として履歴を引き継ぐこととする。
- (3) 加盟団の処分、又は解散により生じた欠番は、原則として再度付与しない。

県連盟の加盟登録**2-10**

県連盟の加盟登録は、所定の手続を経て、登録料を添え、本連盟に申請する。

- (2) 県連盟の役職員等に異動があった場合は、年間登録が必要であることから、その都度速やかに本連盟に報告する。

加盟登録の審査

新規加盟登録の条件**2-11**

団を新たに結成しようとする者は、県連盟に通報し、結成についての指導を受け、次の条件が備わったときに加盟登録審査を要請する。

- (1) 団を維持できる育成会が結成されていること。
- (2) 団委員会が組織できること。
- (3) 必要な指導者が任命できること。
- (4) 訓練に必要な集会場所及び設備が確保できること。
- (5) 野外活動においては、特にビーバー隊以外は夏季キャンプ等の実施ができる見込みであること。

県連盟の加盟登録審査**2-12**

県連盟は、本連盟に代わって、県連盟内の団の新規又は継続の加盟登録申請を審査し、加盟登録に適すると認めたときは、それを証明する。

- (2) 県連盟の加盟登録審査に当たっては、県コミッショナーが地区コミッショナー、担当委員会等の協力を得て実施する。

加盟登録審査の基準**2-13**

団の加盟登録審査は、団の経営、組織、指導者、訓練の体制等について審査し、隊員の技能や知識の考查は行わない。

加盟登録における指導者の資格**2-14**

指導者の加盟登録に当たっては、青少年への影響と保護者に対する責任を考慮し、指導者としてふさわしい人材が選任されるよう次の条件を十分に具備していることを審査する。

- (1) 指導者として、青少年を託すに足る品性と経験を有していること。
- (2) 指導者として、本運動に関する知識及び技能を有すること。
- (3) 指導者として、必要な研修を修得すること。
- (4) 指導者として、自己研修に努めていること。

加盟登録時期及び登録料

加盟登録の年度**2-15**

加盟登録の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- ② 継続加盟登録は、引き続き4月1日から発効する。

申請の時期**2-16**

新規及び追加加盟登録の申請は、その都度行うことができる。

- ② 継続加盟登録の申請は、毎年1月1日から行い、3月31日までに完了する。

登録料**2-17**

登録料は、当該年度ごとに登録申請時に年額を納入する。ただし、9月1日以降3月31日までに新規の登録申請する者については、登録料を減額する。

- ② 登録料は、県連盟の意向も聴取した上で、定款第15条に基づき、理事会の決議を経て評議員会が定める。
- ③ 既納の登録料は、これを返還しない。

加盟登録の承認

理事会の承認**2-18**

本連盟に提出された加盟登録申請は、理事会において承認される。

団に対する承認**2-19**

本連盟は、加盟登録を承認した団に対し承認書、加盟員の加盟登録証を交付する。

県連盟に対する承認**2-20**

本連盟は、加盟登録を承認した県連盟に承認書、役職員等の加盟登録証を交付する。

本連盟役職員等に対する承認**2-21**

本連盟は、加盟を承認した本連盟の役職員等に、加盟登録証を交付する。

会員登録

会員登録の原則**2-22**

加盟登録の有無にかかわらず、本連盟の会員になろうとする者は、定款に基づく本教育規程により、会員登録を行い、会員となる。

- ② 何人も複数の会員となることができる。

会員登録の効力**2-23**

本連盟への会員登録は、会員登録申請に対する理事会の承認によってその効力を生ずる。

会員の種別**2-24**

会員の種別は、定款第15条第1項第5号から第7号に定めるものとする。

- ② 前項の規程にかかわらず、会員相互の連携に資するためサークル会員の種別を設ける。

脱退及び除籍**2-25**

会員の脱退は、登録の抹消によってその効力を生ずる。

- ② 会員の除籍については、定款第17条（資格喪失）及び第18条（除籍）の規程による。

会員登録の年度**2-26**

会員登録の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

- ② 継続会員登録は、引き続き4月1日から発効する。

申請の時期**2-27**

新規及び追加会員登録の申請は、その都度行うことができる。

- ② 継続会員登録の申請は、毎年1月1日から行い、3月31日までに完了する。

理事会の承認**2-28**

本連盟に提出された会員登録申請は、理事会において承認される。

 総 則

団の構成**3-1**

団は、団委員会を設け、ビーバースカウト隊、カブスカウト隊、ボーイスカウト隊、ベンチャースカウト隊及びローバースカウト隊の各1個隊ずつをもって構成することを標準とする。

- ② 団内のいずれかの隊が、分封し、同種の隊が増設される場合は、暫定的に同一団内に2個以上の同種の隊を置くことができる。

定義**3-2**

施 行 細 則
3-2-1 参照

団における用語の意義と略称は、次のとおりとする。

- (1) 団とは、青少年に対してスカウト教育を行うための運営上の単位をいい、加盟登録して加盟団となる。
 - (2) 隊とは、青少年に対してスカウト教育を実施する単位をいい、ビーバースカウト隊、カブスカウト隊、ボーイスカウト隊、ベンチャースカウト隊及びローバースカウト隊を総称し、また個々の略称としても用いる。
 - (3) 指導者とは、スカウトへの教育に携わる者及びスカウト関係組織の運営に当たる者を総称する。
 - (4) 団指導者とは、指導者のうち、団委員長、副団委員長及び団委員とし、団の運営に当たる者とする。
 - (5) 隊指導者とは、指導者のうち、隊長、副長、副長補等とし、直接スカウトの指導に当たる者とする。
 - (6) 隊長とは、ビーバースカウト隊、カブスカウト隊、ボーイスカウト隊、ベンチャースカウト隊及びローバースカウト隊の隊長の総称とし、個々の略称としても用いる。また副長等についても同様とする。
 - (7) スカウトとは、ビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウトの総称とし、個々の略称としても用いる。
- ② スカウト、隊及び隊長の略称は、別に定める。

 育成会

育成会の設立**3-3**

スカウト教育に当たっては、保護者をはじめ、教育、宗教、社会奉仕、体育、商工関係その他地域の関係者が育成団体となり、奉仕の精神をもって、スカウト教育活動を維持し発展させるため、育成会を設立する。

- ② 育成会は、所在する区市町村に団を設立し、団委員会を組織する。

育成会の任務**3-4**

育成会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本運動を支援し、団の育成と発展に寄与すること。
- (2) 教育に必要な施設と経費の責任を負うこと。

育成会の会則**3-5**

育成会は、構成、運営等に関する事項を会則として定めなければならない。

- (②) 育成会の会則は、総会において制定し、又は改正を行う。

育成会の会議**3-6**

会議は、総会及び役員会とする。

- (②) 総会は、1年に1回以上開催し、事業計画及び報告、予算及び決算、役員の選出等を行う。
- (③) 役員会は、隨時、必要に応じて開催する。

団委員会**団委員会****3-7**

団委員長は、団委員会が遂行する任務に関する事項を協議するため、定期的に会議を開催する。

- (②) 団委員長は、この会議の議長となる。

団委員会の構成**3-8**

育成会は、スカウトの保護者、本運動に理解のある者等のうち、団内に1個の隊のときは3人以上、2個隊以上のときは5人以上の団委員を選任する。

- (②) 団が2個以上の隊で構成されるときの団委員の選任は、各隊の意向が公平に反映するようにその人選を考慮する。
- (③) 育成会の代表者は、職責上団委員となる。

団委員会の任務**3-9**

団委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 団の存続を維持し、発展させること。
- (2) 団の財政について責任を持つこと。
- (3) 団の資産を管理すること。
- (4) 集会場、備品、キャンプ等の実施について便宜を図ること。
- (5) 隊指導者の選任と養成について責任を持ち、隊指導者の任務を果たすこと及び訓練への参加を支援すること。
- (6) 団内スカウトの進歩の促進を図ること。
- (7) 団内のスカウトの入退団を管理し、団の加盟登録について責任を持つこと。
- (8) 団内スカウトの健康と安全の向上に努めること。
- (9) 本運動の主旨の普及に努めること。
- (②) 団委員会は、スカウトの実際の訓育及び教育には直接たずさわらない。

団委員長の選任及び任期**3-10**

団委員長は、団委員の互選とする。

- ② 団委員長の任期は、育成会で定める。

団委員長の資格**3-11**

団委員長の選任に当たっては、次の条件を考慮しなければならない。

- (1) 品性と経歴において、青少年を託するに足る者であること。
- (2) 本運動の全般にわたって、一般的知識を持っていること。
- (3) 隊長として1年以上奉仕した経験を持っていることが望ましいこと。
- (4) 団内各隊をとりまとめていくのに必要な社会的経験を有し、30歳以上であることが望ましいこと。

団委員長の任務**3-12**

団委員長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 団委員会の主宰者となること。
 - (2) 団構成の標準を維持し、各隊の育成に努めること。
 - (3) 団内各隊を統括し、その活動に協力すること。
- ② 団委員長は、各隊の運営や指導については隊長に責任をゆだねる。

副団委員長の選任等**3-13**

団委員会は、必要に応じて団委員のうちから副団委員長を選任する。

- ② 副団委員長は、団委員長を補佐するとともに、特に与えられた任務を分担する。
- ③ 副団委員長は、団委員長が事故あるとき又は欠員を生じたときはこれを代理する。

訓練への参加**3-14**

団委員長を始め、副団委員長及び団委員はその任務を十分に果たすため、団委員長は団委員上級訓練課程の訓練を、副団委員長及び団委員は団委員基礎訓練課程の訓練を修了するよう努めなければならない。

団会議

団会議**3-15**

団委員長は、団の訓育及び教育に関する事項を協議し、推進するため、団内各隊の隊長及び副長による団会議を開催する。

- ② 団委員長は、この会議の議長となる。

ビーバースカウト隊（ビーバー隊）**組織****3-16**

隊は、ビーバースカウト10人から20人程度で編成することを標準とし、3人以上又は24人を超えない隊を編成することが望ましい。

ビーバー隊指導者**隊長及び副長の任命と任期****3-17**

隊長及び副長は、団委員会が任命する。

- ② 隊長及び副長の任期は、団委員会が定める。
- ③ 隊を永続させるためにはすべての隊で副長を任命し、特にスカウト15人以上の隊では、2人以上の副長を任命することが望ましい。
- ④ 男女のスカウトで編成される隊は、男女の隊指導者を任命する。

隊長及び副長の資格**3-18**

隊長は、児童の訓育を託するに足る品性と経験を有する者で、隊指導者基礎訓練課程の当該部門の訓練を修了した者、又は県連盟がこれと同等の資質と経験を有すると認めた者とする。

- ② 副長は、児童の訓育を託するに足る品性と経験を有する者で、導入訓練課程の訓練を修了した者とする。
- ③ 隊長及び副長の年齢は20歳以上とする。ただし、隊長は25歳以上が望ましい。

隊長及び副長の任務**3-19**

隊長は、隊内指導者の協力を得て、隊活動の全般を指導する責任を有する。

- ② 隊長は、次の事項について各指導者にこれを分担させる場合においても、その責任を負わなければならない。
 - (1) プログラム会議の開催と隊プログラムの作成
 - (2) 保護者との連絡及び家庭内プログラムについての協力
 - (3) 隊の集会と行事の主宰
 - (4) 補助者の指導
- ③ 隊長は、副長の養成と指導に努めなければならない。
- ④ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命ぜられた任務を行う。

隊長及び副長の訓練**3-20**

隊長及び副長は、その任務を十分に果たすため、各種の指導者訓練、研究会等に積極的に参加するよう努めなければならない。

補助者の委嘱**3-21**

補助者は、隊長の推薦に基づき団委員会が委嘱する。

補助者の資格**3-22**

補助者は、保護者、又は団委員会において児童の訓育を援助するに足る品性と経験を有すると認められた18歳以上の者、又はベンチャースカウトとする。

補助者の任務**3-23**

補助者は、隊長及び副長に協力してビーバー活動を支援し、活動の安全と管理について援助する。

ビーバースカウト

仮入隊**3-24**

対象年齢の児童は、隨時、仮入隊して加盟登録することができる。

- ② 仮入隊者は、仮入隊の課目を履修する。

入隊**3-25**

仮入隊の課程を終えた児童は、入隊式においてビーバースカウトの「やくそく」をし、ビーバースカウトとなる。

- ② 入隊の時期は、各団において定める。

上進**3-26**

ビーバースカウトは、小学校3年4月からカブ隊に上進する。ただし、対応ができる団にあっては、当該学年の7か月前から上進することができる。

カブスカウト隊（カブ隊）

組織**3-27**

隊は、組長及び次長を含むカブスカウト6人よりなる組、4個をもって編成することが望ましい。

デンコーチの選任及び資格**3-28**

隊には、組ごとにデンコーチを置くこととする。

- ② デンコーチは、団内のボーイスカウト隊から派遣することを原則とし、初級章以上のスカウトとする。
- ③ デンコーチをボーイスカウト隊から派遣することが困難な場合は、ベンチャースカウト隊から派遣することができる。
- ④ デンコーチとして団内に適任者が得られない場合は、カブスカウト訓育にふさわしい資質を備えた16歳以上の者を選任することができる。
- ⑤ デンコーチの委嘱は、隊長とデンリーダーの協議に基づき団委員会が行う。ただし、団内のスカウトに委嘱する場合は、所属隊長の承認を必要とする。

デンコーチの任務**3-29**

デンコーチは、デンリーダーの協力により組活動を指導し、進歩に関してカブスカウトの自修を助ける。

組長及び次長**3-30**

組長及び次長は、組ごとにカブスカウトの中から隊長が組員と協議のうえ、選任する。

- ② 隊長は、組活動の中心となる。
- ③ 次長は、隊長をたすける。

カブ隊指導者**隊長及び副長の任命と任期****3-31**

隊長及び副長は、団委員会が任命する。

- ② 隊長及び副長の任期は、団委員会が定める。
- ③ 隊を永続させるためにはすべての隊で副長を任命し、特に4個以上の組で編成される隊では、2人以上の副長を任命することが望ましい。
- ④ 男女のスカウトで編成される隊は、男女の隊指導者を任命する。

隊長及び副長の資格**3-32**

隊長は、少年の訓育を託するに足る品性と経歴を有する者で、隊指導者基礎訓練課程の当該部門の訓練を修了した者、又は県連盟がこれと同等の資質と経験を有すると認めた者とする。

- ② 副長は、少年の訓育を託するに足る品性と経歴を有する者で、導入訓練課程の訓練を修了した者とする。
- ③ 隊長及び副長の年齢は、20歳以上とする。ただし、隊長は25歳以上が望ましい。

隊長及び副長の任務**3-33**

隊長は、隊内指導者の協力を得て、隊活動の全般を指導する責任を有する。

- ② 隊長は、次の事項について各指導者にこれを分担させる場合においても、その責任を負わなければならない。
 - (1) プログラム会議の開催と隊プログラムの作成
 - (2) 保護者との連絡及び家庭内プログラムについての協力
 - (3) 隊の集会と行事の主宰
 - (4) デンリーダー、デンコーチ等の指導
- ③ 隊長は、副長及び副長補の養成と指導に努めなければならない。
- ④ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命ぜられた任務を行う。

隊長及び副長の訓練**3-34**

隊長及び副長は、その任務を十分に果たすため、各種の指導者訓練、研究会等に積極的に参加するように努めなければならない。

副長補の任命**3-35**

隊長は、必要に応じて団委員会の承認を得て、副長補を任命することができる。

副長補の資格**3-36**

副長補は、団委員会において、少年の訓育を託するに足る品性と経歴を有すると認められる18歳以上の者とする。

副長補の任務**3-37**

副長補は、隊長より分掌を命ぜられた任務を行う。

副長補の訓練**3-38**

副長補は、速やかにボーイスカウト講習会に参加するとともに、各種の指導者訓練に積極的に参加するように努めなければならない。

デンリーダーの委嘱**3-39**

隊には、組ごとにデンリーダーを置くこととする。

- ② デンリーダーの委嘱は、隊長と保護者との協議に基づき団委員会が行う。

デンリーダーの資格**3-40**

デンリーダーは、保護者の中から選任する。ただし、適任者が得られない場合は、カブスカウトの訓育にふさわしい資質と経験を備えた20歳以上の者を選任することができる。

- ② デンリーダーは、速やかにボーイスカウト講習会に参加することが望ましい。

デンリーダーの任務**3-41**

デンリーダーは、隊長及びデンコーチと協力してカブスカウト活動を推進し、組集会を行うとともに、家庭におけるカブ活動のために保護者を援助する。

インストラクターの委嘱**3-42**

団委員会は、隊長の推薦に基づき、主に技能指導を担当させるため、必要に応じてインストラクターを委嘱することができる。

- ② インストラクターは、カブスカウトの指導にふさわしい資質を備えた18歳以上の者とする。

カブスカウト

仮入隊**3-43**

対象年齢の少年は、隨時、カブ隊に仮入隊して加盟登録することができる。

- ② 仮入隊者は、「りす」の課程を履修する。

入隊**3-44**

「りす」の課程を終えた少年は、入隊式においてカブスカウトの「やくそく」をし、カブスカウトとなる。

- ② 入隊の時期は、各団において定める。

上進**3-45**

カブスカウトは、小学校6年生4月からボーイ隊に上進する。

ただし、対応ができる団にあっては、当該学年の7か月前から上進することができる。

- ② 小学校5年生のカブスカウトは、ボーイ隊に上進する3か月前から、月の輪章と月の輪チーフリングを着用して、カブ隊とボーイ隊の指導者の協力により、月の輪を履修する。
- ③ 月の輪を履修するスカウトを月の輪スカウトと呼ぶ。

―――――― ボーイスカウト隊（ボーイ隊）――――――

組織**3-46**

隊は、班長及び次長を含むボーイスカウト8人よりなる班、4個をもって編成することが望ましい。

上級班長の任命及び任務**3-47**

隊長は、必要に応じ、班長会議に諮った上で、上級班長を任命する。

- ② 上級班長は、指導力を有する1級以上のボーイスカウト、又は18歳以下のベンチャースカウトで、班長又は次長としての経験が通算6か月以上の者が望ましい。
- ③ 上級班長は、隊長の指導の下に、隊活動の中心となるとともに、班長会議の議長となる。

隊付の任命及び任務**3-48**

隊長は、必要に応じ、班長会議に諮った上で、隊付を任命することができる。

- ② 隊付は、指導力を有する1級以上のボーイスカウト、又は18歳以下のベンチャースカウトでなければならない。
- ③ 隊付は、上級班長に協力し、隊長から分掌を命ぜられた任務を行う。

班長の任命及び任務**3-49**

班長は、班員によって選ばれた者を班長会議に諮った上で、隊長が任命する。

- ② 班長は、次長の協力と班長会議及び隊長の助言を得て、班集会、ハイキング、キャンプ等の活動を計画し、班及び隊活動を通して班員を指導する。

次長の任命及び任務**3-50**

次長は、班長によって選ばれた者を班長会議に諮った上で、隊長が任命する。

- ② 次長は、班長を助け班長不在の場合にその代理者となる。

デンコーチの選任及び派遣**3-51**

ボーイ隊長は、カブ隊長の依頼により班長会議に諮った上で、初級以上のスカウトをデンコーチとして選任し、カブ隊へ派遣する。

ボーイ隊指導者

隊長及び副長の任命と任期**3-52**

隊長及び副長は、団委員会が任命する。

- ② 隊長及び副長の任期は、団委員会が定める。
③ 隊を永続させるためにはすべての隊で副長を任命し、特に4個以上の班で編成される隊では、2人以上の副長を任命することが望ましい。
④ 男女のスカウトで編成される隊は、男女の隊指導者を任命する。

隊長及び副長の資格**3-53**

隊長は、少年の教育を託するに足る品性と経験を有する者で、隊指導者基礎訓練課程の当該部門の訓練を履修した者、又は県連盟がこれと同等の資質と経験を有すると認めた者とする。

- ② 副長は、少年の教育を託するに足る品性と経験を有する者で、導入訓練課程の訓練を修了した者とする。
③ 隊長及び副長の年齢は、20歳以上とする。ただし、隊長は25歳以上が望ましい。

隊長及び副長の任務**3-54**

隊長は、隊内指導者の協力を得て、隊活動の全般を指導する責任を有する。

- ② 隊長は、隊内の訓練及び運営に関する事項は、可能な限り班長会議にゆだね、その任務を遂行させるために班長を訓練する。
③ 隊長は、副長及び副長補の養成と指導に努めなければならない。
④ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命ぜられた任務を行う。

隊長及び副長の訓練**3-55**

隊長及び副長は、その任務を十分に果たすため、各種の指導者訓練、研究会等に積極的に参加するように努めなければならない。

副長補の任命**3-56**

隊長は、必要に応じて団委員会の承認を得て、副長補を任命することができます。

副長補の資格**3-57**

副長補は、团委員会において、少年の教育を託するに足る品性と経験を有すると認められる18歳以上の者とする。

副長補の任務**3-58**

副長補は、隊長より分掌を命ぜられた任務を行う。

副長補の訓練**3-59**

副長補は、速やかにボーイスカウト講習会に参加するとともに、各種の指導者訓練に積極的に参加するよう努めなければならない。

インストラクターの委嘱**3-60**

团委員会は、隊長の推薦に基づき、主に技能指導を担当させるため、必要に応じてインストラクターを委嘱することができる。

- ② インストラクターは、ボーイスカウトの指導にふさわしい資質を備えた18歳以上の者とする。ただし、ローバースカウトの場合は、所属隊長の同意を得なければならない。

ボーイスカウト**入隊****3-61**

対象年齢の少年は、隨時、ボーイ隊に入隊して加盟登録することができる。

- ② 対象年齢の少年は、ボーイ隊に入隊し、ボーイスカウトとなり、スカウトバッジを着用する。
- ③ スカウトバッジを着用したスカウトは初級課目を履修して「ちかい」をたてて、初級スカウトとなる。ただし、月の輪を修了したカブスカウトは、入隊後、「ちかい」をたてて初級章を着用し初級スカウトとなる。
- ④ 入隊の時期は、各団において定める。

上進**3-62**

ボーイスカウトは、中学校3年生9月以降ベンチャーチー隊に上進する。ただし、中学校を卒業するまでのボーイスカウトは、ボーイ隊にとどまることができる。

ベンチャースカウト隊（ベンチャーチー隊）**組織****3-63**

隊は、ベンチャースカウト3人以上、20人程度で編成することが望ましい。

- ② 隊は、プロジェクトに応じて活動チームを編成する。ただし、活動チームは課題終了時に解散する。
- ③ 幅広い分野にわたる活動や専門的活動を展開する場合は、地区や県連盟にまたがる活動チームを、それぞれの援助を得て、編成することができる。

暫定的ベンチャー隊**3-64** 〈削除〉**議長の選出及び任務****3-65**

議長は、隊会議において任期を定めてスカウトが選出し、隊長がこれを任命する。

- ② 議長は、隊長の援助の下に、隊会議と隊運営会議を招集し、隊の運営と活動に当たる。
- ③ 議長は、活動チームの編成、活動計画、活動状況及び結果を隊長に報告する。

運営スタッフの選出**3-66**

記録係、会計係、備品係等の運営スタッフは、隊の規模に応じて隊会議において任期を定めてスカウトが選出し、隊長がこれを任命する。

活動チームの編成**3-67**

活動チームは、必要に応じて、活動の目的、形態等により編成する。

- ② 活動チームは、チームのメンバーからチーフとマネージャーを選出する。
- ③ スカウトは、2つ以上のチームに所属することができるが、チーフ又はマネージャーを2つ以上兼ねることはできない。

ベンチャー隊指導者

隊長及び副長の任命と任期**3-68**

隊長及び副長は、団委員会が任命する。

- ② 隊長及び副長の任期は、団委員会が定める。
- ③ 男女のスカウトで編成される隊は、男女の隊指導者を任命する。

隊長及び副長の資格**3-69**

隊長は、青年の教育を託するに足る品性と経験を有する者で、隊指導者基礎訓練課程の当該部門の訓練を修了した者、又は県連盟がこれと同等の資質と経験を有すると認めた者とする。

- ② 副長は、青年の教育を託するに足る品性と経験を有する者で、導入訓練課程の訓練を修了した者とする。
- ③ 隊長の年齢は25歳以上とし、副長の年齢は20歳以上とする。

隊長及び副長の任務**3-70**

隊長は、副長の協力を得て、隊活動の全般を指導する責任を有する。

- ② 隊長は、隊内の訓練及び運営に関する事項は、隊運営会議にゆだねるとともに、その任務を遂行させるために議長と隊運営スタッフ及び必要に応じて活動チームのチーフとマネージャーの訓練と援助を行う。

- ③ 隊長は、副長の養成と指導に努めなければならない。
- ④ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命ぜられた任務を行う。

隊長及び副長の訓練

3-71

隊長及び副長は、その任務を十分に果たすため、各種の指導者訓練、研究会等に積極的に参加するよう努めなければならない。

インストラクターの委嘱

3-72

団委員会は、隊長の推薦に基づき、スカウトの専門技能及び専門知識の指導を担当させるため、必要に応じてインストラクターを委嘱することができる。

- ② インストラクターは、ベンチャースカウトの指導にふさわしい資質と経験を備えた20歳以上の者とする。ただし、ローバースカウトの場合は、所属隊長の同意を得なければならない。

ベンチャースカウト

入隊

3-73

対象年齢の青年は、隨時、ベンチャー隊に入隊して加盟登録することができる。

- ② 対象年齢の青年は、入隊に際し、入隊条件を満たした後に、ボーイスカウト経験のある者は「ちかい」を再認し、ボーイスカウト経験のない者は「ちかい」をたて、アドベンチャーバッジを着用してベンチャースカウトとなる。
- ③ 入隊の時期は、各団において定める。

入隊条件

1 基本

- (1) 隊会議または隊集会に参加し、ベンチャー活動を理解する。

2 スカウト精神

- (1) 「ちかい」と「おきて」について隊長と話し合う。
- (2) 自分の将来像について考え、隊長と話し合う。

3 スカウト技能

- (1) ボーイスカウト未経験者は、ボーイスカウト初級章課目
1 基本及び 3 スカウト技能を履修する。

上進

3-74

ベンチャースカウトは、18歳に達した後、ローバー隊に上進することができる。

- ② ベンチャースカウトがベンチャー隊にとどまるのは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

ローバースカウト隊（ローバー隊）

組織**3-75**

隊は、ローバースカウト3人以上、最大30人で編成することが望ましい。

- ② 大学ローバースカウト隊を設けることができる。
- ③ 幅広い分野にわたる活動や専門的活動を展開する場合は、他県連盟（地区）のローバースカウト（隊）と共同した活動を行うことができる。
- ④ 前項の活動の計画、実施にあたっては、当該相互の隊長の事前承認を得なければならない。

暫定的ローバー隊**3-76**

〈削除〉

ローバー隊指導者

隊長及び副長の任命と任期**3-77**

隊長及び副長は、団委員会が任命する。

- ② 隊長及び副長の任期は、団委員会が定める。

隊長及び副長の資格**3-78**

隊長は、青年の教育を託するに足る品性と経験を有する者で、隊指導者基礎訓練課程のボーイスカウト部門もしくはベンチャースカウト部門の訓練を修了した者、従前のウッドバッジ研修所ローバースカウト課程を修了した者、又は県連盟がこれと同等の資質と経験を有すると認めた者とする。

- ② 副長は、青年を指導するに足る品性と経験を有する者で、導入訓練課程の訓練を修了した者とする。
- ③ 隊長及び副長の年齢は、25歳以上とする。ただし、隊長は30歳以上が望ましい。

隊長及び副長の任務**3-79**

隊長は、副長の協力を得て、隊活動全般を指導する責任を有する。

- ② 隊長は、副長の養成と指導に努めなければならない。
- ③ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命ぜられた任務を行う。

隊長及び副長の訓練**3-80**

隊長及び副長は、その任務を十分に果たすため、各種の指導者訓練及び研究会等に積極的に参加するように努めなければならない。

ローバースカウト

見習ローバースカウト**3-81**

対象年齢の青年は、隊の承認を得て入隊し、見習ローバースカウトとなり、

入隊

3-82

| 加盟登録することができる。

見習ローバースカウトは、隊の定めた基準に達した後、ボーイスカウト又はベンチャースカウト経験のない者は「ちかい」をたて、ボーイスカウト又はベンチャースカウト経験のある者は「ちかい」を再認して、ローバースカウトとなる。

- ② 入隊の時期は、各団において定める。

在外国日本スカウト団

在外国日本スカウト団

3-83

施 行 細 則
3-83-1~10参照

在外国日本スカウト団とは、外国において、日本国籍を有する青少年を対象に、本教育規程に則り、活動を実施する団とする。

- ② 在外国日本スカウト団は、本連盟と当該国の連盟との間で締結された国際慣行を基準とした協約とスカウト精神に基づき結成される。
- ③ 在外国日本スカウト団に関するについては、別に定める。

在日外国スカウト隊

在日外国スカウト隊

3-84

施 行 細 則
3-84-1~11参照

在日外国スカウト隊とは、我が国において、外国籍を有する青少年を対象に、当該国のスカウト連盟の規程等に従い、活動を実施する隊とする。

- ② 在日外国スカウト隊は、当該国の連盟と本連盟との間で締結された国際慣行を基準とした協約とスカウト精神に基づき結成される。
- ③ 在日外国スカウト隊に関するについては、別に定める。

総 則

設置と構成

4-1

加盟団は、その所在する都道府県ごとに県連盟を組織する。

- ② 県連盟は、教育及び運営の機関として、県連盟総会、県連盟理事会、県連盟内コミッショナー会議、県連盟名誉会議及び県連盟の各種委員会を設ける。

設置の目的

4-2

県連盟は、本連盟の定款に基づく本教育規程に従い、地域内の本運動を推進し、同様の目的を有する他の団体と友好関係を図ることを目的とする。

県連盟組織

県連盟総会

4-3

県連盟は、毎年度、定期にすべての加盟団で構成される県連盟総会を開催する。

- ② 次の事項は、県連盟総会の承認を受ける。
- (1) 前年度の事業報告及び決算
 - (2) 当年度の事業計画及び予算
 - (3) 県連盟役員の選任
 - (4) 加盟団分担金の金額及び徴収方法
 - (5) 県連盟規約の制定及び改正
 - (6) その他重要事項

ただし、県連盟の組織の種類に応じて、(2)を報告とすることができる。

- ③ 県連盟総会の構成、運営等に関する事項は、県連盟において別に定める。

県連盟理事会

4-4

県連盟理事会は、県連盟の目的を達成するため、事業計画及び予算等の重要な事項を協議決定し、県連盟の運営及び事業の執行に当たる。

- ② 県連盟理事会は、県連盟理事長が主宰する。
- ③ 県連盟理事会の構成、運営等に関する事項は、県連盟において別に定める。

県連盟内コミッショナー会議

4-5

県連盟内コミッショナー会議は、県連盟内の本運動における教育面及び指導面での推進を図るために開催する。

- ② 県連盟内コミッショナー会議に関する事項は、県連盟において別に定める。

県連盟名誉会議

4-6

県連盟名誉会議は、県連盟理事会の委任により、県連盟表彰、感謝等の名誉及び名譽にもとる事項を審議決定する。

- | ② 県連盟名誉会議の構成、運営等は、県連盟において別に定める。

県連盟の委員会

4-7

県連盟理事会は、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

- ② 県連盟の委員会の名称、任務、運営等に関する事項は、県連盟において別に定める。

県連盟役員

県連盟役員

4-8

県連盟の役員は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 連盟長 | 1人 |
| (2) 副連盟長 | 若干名 |
| (3) 県連盟理事長 | 1人 |
| (4) 県連盟副理事長 | 若干名 |
| (5) 県連盟理事 | 必要数 |
| (6) コミッショナー | 1人 |
| (7) 副コミッショナー | 若干名 |
| (8) 県連盟名誉会議議員 | 若干名 |
| (9) 県連盟監事 | 若干名 |

- ② その他の県連盟役員及び県連盟名誉役員は、県連盟において別に定める。

連盟長

4-9

連盟長は、県連盟理事会の発議により、県連盟総会において推戴する。

- ② 連盟長は、県連盟地域内における本運動を代表し、統理する。

県連盟理事長

4-10

県連盟理事長は、県連盟理事の互選による。

- ② 県連盟理事長は、県連盟理事会の議長となり、県連盟を代表し、統理する。

県連盟理事

4-11

県連盟理事の選出方法、任期等は、県連盟において別に定める。

県連盟名誉会議議員

4-12

県連盟名誉会議議員の選出方法、任期等は、県連盟において別に定める。

県連盟監事

4-13

県連盟監事は、県連盟の業務、資金及び経理の監査を行い、理事会及び県連盟総会に報告する。

- ② 県連盟監事は、県連盟総会において選任する。
- ③ 県連盟監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- | ④ 県連盟監事は、他の県連盟役員を兼ねることはできない。

県連盟事務局

県連盟事務局**4-14**

県連盟は、業務の執行機関として県連盟事務局を設ける。

- ② 県連盟事務局の業務は、県連盟理事会の議定の下に執行される。
③ 県連盟事務局には、県連盟事務局長のほか、必要な職員を置くことができる。

県連盟事務局長**4-15**

県連盟事務局長は、県連盟理事会の承認を経て、県連盟理事長が任命する。

- ② 県連盟事務局長は、県連盟理事会の議定の下に、県連盟の事務を執行する。

県連盟の経理

県連盟の経理**4-16**

県連盟は、経理規程を定めなければならない。

- ② 県連盟の資金及び経理は、県連盟理事会の議決に従い運営され、かつ、管理されなければならない。

資金の充足**4-17**

県連盟は、連盟を維持するための分担金を加盟団に課することができる。

ただし、その金額及び徵収方法は、県連盟総会の議決を得なければならない。

- ② 県連盟の資金の充足の方法は、県連盟において別に定める。

会計年度**4-18**

県連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

県内の各コミッショナー<...>

県コミッショナーの委嘱及び任務等**4-19**

県コミッショナーは、県連盟の推薦を受けて、総コミッショナーが発議し、教育推進本部並びに本連盟理事会で承認のうえ、総コミッショナーが委嘱する。

- ② 県コミッショナーの任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。
③ 県コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。
(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経験を有すること。
(2) 本運動の経験及び知識を有すること。
(3) 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。
(4) コミッショナー任務別研修県コミッショナー課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかに同課程を修了できる者であること。

- ④ 県コミッショナーの任務は、次のとおりとする。
- (1) 県コミッショナーは、当該都道府県における本運動が本連盟と県連盟の規程に従い展開するよう努めるとともに、本運動の基準の維持と純正な発展を図るため、県内の指導者に指導助言を行う。
 - (2) 県コミッショナーは、教育面及び指導面で県連盟を代表するとともに連盟長、理事長の任務を支援する。
 - (3) 県コミッショナーは、県副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、地区コミッショナー、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行う。
 - (4) 県コミッショナーは、県連盟トレーニングチームを統括する。
 - (5) 県コミッショナーは、県内コミッショナー会議を主宰する。
 - (6) 県コミッショナーは、別に定める県連盟の規定に基づき県連盟名譽会議を主宰する。

県副コミッショナーの委嘱及び任務等

4-20

県副コミッショナーは、県コミッショナーの推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

- ② 県副コミッショナーは、県コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。
- ③ 県副コミッショナーの任期、推薦条件等は、県コミッショナーに準ずる。

団担当コミッショナーの委嘱及び任務等

4-21

団担当コミッショナーは、県コミッショナーの推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。ただし、地区を置く場合は地区委員長と地区コミッショナーとの推薦による。

- ② 団担当コミッショナーの推薦条件は、県コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー任務別研修県コミッショナー課程をコミッショナーベーシックトレーニングと読み替える。
- ③ 団担当コミッショナーの任期は、2年とし、再任を妨げない。
- ④ 団担当コミッショナーは、県コミッショナー又は地区を置く場合は地区コミッショナーの助言と指導を受け、担当する団及び隊の訪問や巡回を通して次の任務を行う。
 - (1) 本連盟及び県連盟の方針等に従い、効果的にプログラムが実施されるように団委員会及び隊指導者に協力し、助言及び指導並びに援助を行う。
 - (2) 団委員長、隊指導者の意見や要望を県内コミッショナー会議に反映するとともに、本連盟、県連盟、地区等の情報を伝達する。
 - (3) その他県コミッショナーまたは地区コミッショナーから指示のあった事項。

- ⑤ 団担当コミッショナーは、おおむね3～5個団に1人を委嘱する。
- ⑥ 団担当コミッショナーを選任しない場合、県コミッショナーは、県副コミッショナー、地区コミッショナー、地区副コミッショナー等に④の任務を付与する。

技能章考查員及び技能章指導員

技能章考查員

4-22

技能章考查員は、技能章の考查について専門的知識を有する者のうちから、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

技能章指導員

4-23

技能章指導員は、プログラムの特定部門について専門知識を有し、課目を通してスカウトと接触することが適している者のうちから、県連盟理事会の議決を経て、県連盟理事長が委嘱する。ただし、地区を有する県連盟は、地区委員会の議決を経て、地区委員長が委嘱する。

スカウトクラブ

スカウトクラブ

4-24

県連盟は、本運動の趣旨に賛同する者を対象として、県連盟内にスカウトクラブを組織するように努める。

県連盟規約の制定、改正及び年次報告

届出

4-25

県連盟は次のことを本連盟に速やかに届出する。

- ① 制定又は改正した県連盟規約
- ② 決算資料を含む県連盟総会資料、議案書等

総 則

設置と構成**5-1**

県連盟は、地理的条件、地域の実状、加盟団の状況等を勘案し、県連盟の運営を円滑にするため、県連盟が定める地域ごとに地区を設けることができる。

- ② 地区は、地区内のすべての加盟団で構成する。

設置の目的**5-2**

地区は、次に掲げる目的を達成するために設置する。

- (1) 県連盟の方針及びプログラム等を地区内で効果的に実施し、かつ、地区的実状を県連盟の施策に反映させること。
- (2) 各団相互及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的な協働を図ること。
- (3) 各団の独立と主導性を妨げることなく、地域内の本運動を普及すること。

地区の組織

地区協議会**5-3**

地区は、所属県連盟の目的を達成するため、地区内の加盟団で構成する地区協議会を開催する。

- ② 地区協議会は、地区協議会長の招集により、隨時、必要に応じて開催され、協議会長が議長となる。
- ③ 地区は、県連盟総会の前に地区総会としての地区協議会を開催する。
- ④ 地区協議会の構成、運営等に関する事項は、県連盟において別に定める。

地区委員会及び運営委員会**5-4**

地区は、地区的運営を行うために地区委員会を設ける。

- ② 地区委員会は、各種の運営委員会及び特別委員会を設けることができる。
- ③ 地区委員会の構成、運営等に関する事項は、地区で別に定める。

地区役員

地区役員**5-5**

地区的役員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地区協議会長及び地区協議会副会長
- (2) 地区委員長及び地区副委員長
- (3) 地区コミッショナー及び地区副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 運営委員会及び特別委員会の委員長
- (6) 事務長

- (7) 会計係
 - (8) 地区監事
- ② その他の役員は、地区において別に定める。

地区協議会長及び地区協議会副会長の選出と任務

5-6

地区協議会長は、地区総会において選出され、地区内の本運動を代表する。

- ② 地区協議会副会長は、地区総会において選出され、地区協議会長を補佐し、地区協議会長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

地区委員長及び地区副委員長の選出と任務

5-7

地区委員長は、地区総会において選出され、県連盟の定めにより、県連盟の地区代表理事となる。

- ② 地区委員長は、地区委員会を主宰し、議長となる。
- ③ 地区副委員長は、必要に応じて地区総会において選出することができる。
- ④ 地区副委員長は、地区委員長を補佐し、地区委員長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

地区コミッショナーの委嘱及び任務等

5-8

地区コミッショナーは、県コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

- ② 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。
- ③ 地区コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。
 - (1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。
 - (2) 本運動の経験及び知識を有すること。
 - (3) 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。
 - (4) コミッショナー任務別研修地区コミッショナー課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかに同課程を修了できる者であること。
- ④ 地区コミッショナーの任務は、次のとおりとする。
 - (1) 地区コミッショナーは、地区における本運動が本連盟と県連盟の規定に従い展開するよう努めるとともに、地区内の指導者に対して助言及び指導を行う。
 - (2) 地区コミッショナーは、地区副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して助言及び指導を行う。
 - (3) 地区コミッショナーは、地区内のコミッショナーと協力し、団に対して助言及び指導並びに援助を行う。

地区副コミッショナーの委嘱及び任務等**5-9**

地区副コミッショナーは、必要に応じて地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

- ② 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。
- ③ 地区副コミッショナーの任期、推薦条件等は、地区コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー任務別研修地区コミッショナー課程をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。

地区規約の制定及び改正

制定及び改正**5-10**

地区規約の制定又は改正には、県連盟理事会の承認を得なければならない。

 総 長

総長の活動**6-1**

総長は、我が国スカウト運動の象徴として推戴し、象徴としての活動のほか、本連盟諸規程において以下を行う。

- (1) 富士スカウト章の授与
- (2) スカウト教育関係者に対する日本連盟表彰の授与
- (2) 総長に事故ある時は、副総長がその活動を代行できる。

 教育推進本部

教育推進本部の設置**6-2**

本連盟は、団及び県連盟を通してスカウト教育を推進する。

- (2) 本連盟は、教育に関する機関として、教育推進本部を設ける。

教育推進本部の責務**6-3**

教育推進本部は、本連盟の目的を達成するため、基本方針、諸規程に従い、スカウト教育に関わる事項について企画・立案し、県連盟との協力により、スカウト運動の基準の維持を図るとともに、所管業務の執行に当たる。

教育推進本部の業務**6-4**

教育推進本部は、前条の責務を果たすため、次の事業を行う。

- (1) 青少年プログラムの開発及び展開に関すること
- (2) 本運動に関わる成人の確保、養成、任務への支援、将来への判断等に関すること
- (3) 国際関係に関すること
- (4) スカウト教育及び指導者研修等に関する図書、資材に関すること
- (5) 制服及び各種記章に関すること
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な教育事業に関すること

教育推進本部の構成**6-5**

教育推進本部は、次に掲げる者をもって構成する。また、以下の構成員を「教育推進本部員」と称する。

- (1) 総コミッショナー（理事）
- (2) 副総コミッショナー（理事・設置時のみ）
- (3) 国際コミッショナー（理事）
- (4) プログラムコミッショナー（理事）
- (5) AISコミッショナー（理事）
- (6) 特命コミッショナー

(7) ブロック統括コミッショナー

- ② 総コミッショナーほか、教育推進本部員の任務は、「定款」及び「理事等役職者の役務に関する規程」に基づくものとする。

教育推進本部会合の招集

6-6

教育推進本部は、事業推進及びその責務を達成するため、教育推進本部会合を開催する。

- ② 教育推進本部会合は、教育推進本部員により構成され、総コミッショナーが招集し議長となる。
- ③ 次の者は、総コミッショナーの要請に応じ教育推進本部会合に出席して諸説明、諸報告並びに意見を述べることができる。ただし、議決の数には加わらない。
- (1) 日本連盟役員またはこれに準ずるもの
 - (2) 県コミッショナー
 - (3) その他総コミッショナーが必要と認めたもの

教育推進本部会合の議決

6-7

教育推進本部会合は、事業推進及び責務を達成するために、業務執行の方針や執行方法ほか必要な事項について、議決することができる。この議決内容については、理事会等を通じて遅滞なく関係理事・関係委員会に報告する。ただし、教育規程等関連諸規程の改廃は後条に定める手続きを必要とする。

- ② 前項の議決を行う場合の教育推進本部会合の定足数は、構成数の3分の2以上とする。オンラインによる出席を認めることができる。
- ③ 承認を要する事項に対する議決は、総コミッショナーを除く出席者の2分の1以上の支持があったものについて、総コミッショナーの同意をもって決定する。ただし、教育規程等関連諸規程の改廃が必要な議決を行う場合は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

教育推進本部調整会

6-8

教育推進本部の事業の円滑、効果的な推進を図るため、教育推進本部調整会（以下「調整会」という。）を開催する。

- ② 調整会は主に以下の事項を協議する。
- (1) 教育推進本部会合の議事及び進行に関すること。
 - (2) 理事会、運営会議等との調整事項に関すること。
 - (3) 運営部門各委員会等との調整事項に関すること。
 - (4) 國際コミッショナーが所管する「國際担当者連絡会」に関すること。
 - (5) 「セーフ・フロム・ハーム推進協議会」に関すること。

- (6) 関係機関、友好団体、その他外部団体、サポート企業等との調整事項に関すること。
 - (7) その他総コミッショナーが必要と認めた事項。
- ③ 調整会は以下により構成し、総コミッショナーが招集する。
- (1) 総コミッショナー（理事）
 - (2) 副総コミッショナー（理事・設置時のみ）
 - (3) 国際コミッショナー（理事）
 - (4) プログラムコミッショナー（理事）
 - (5) AISコミッショナー（理事）
 - (6) 特命コミッショナー
 - (7) 総コミッショナーが出席を要請した者

その他の協議体、機関等

6-9

総コミッショナーは情報収集、意見聴取及びその分析、専門家等による研究等、必要に応じ定例または臨時の協議体または研究機関を設けることができる。

- ② 総コミッショナーが前項の協議体、機関等を設ける場合は、その目的、名称、構成員、設置期間、経費等を明示し運営会議または理事会の承認を得る。
- ③ その他の協議体、機関等は総コミッショナーまたはその指名した者が主宰し招集する。
- ④ その他の協議体、機関等はその協議、研究の結果を総コミッショナー（総コミッショナーが主宰者の場合は理事長等）宛に文書で報告または答申する。

青年の参画

青年代表者

6-10

本連盟は、青年の意思決定への参画を促進するため、30歳未満の成人在、理事会や各種委員会などの構成員とするよう努めなければならない。

- ② 青年の意思決定への参画に関することは、別に定める。
- ③ 総コミッショナーは、青少年の教育面における参画を促進するため、全国的なスカウトのネットワーク組織を設けることができる。
- ④ 前項の構成、運営等に関するについては、別に定める。

 ブロックの設置と役割

ブロック

6-11

定款56条に基づき、全国都道府県を北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄に分けた6つの「ブロック」を設ける。

ブロック会議

6-12

ブロックは、その目的を達成するためブロック会議を設ける。

- ② ブロック会議の任務は以下の通りとする。
 - (1) ブロック内のスカウト運動発展の施策を検討すること。
 - (2) 日本連盟の事業計画実現のため県連盟との連絡調整をすること。
 - (3) 各県連盟の意向を集約し評議員会に反映すると共に、評議員会の方針を各県連盟に伝達すること。
 - (4) 指導者の資質向上のための、トレーニングなどを実施すること。
 - (5) 日本連盟役員等及び委員などのブロックとしての選出又は推薦すること（評議員、名誉会議議員、委員など）。
 - (6) ブロック主催事業及び日本連盟委託事業を実施すること。
 - (7) ブロック内県連盟間の連携、相互補完などの調整をすること。
 - (8) その他ブロックの目的達成のための事項に関すること。

ブロック会議の構成

6-13

ブロック会議は以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) ブロック内各県連盟の理事長
- (2) ブロック内の県コミッショナー
- (3) ブロック内各県連盟の事務局長
- (4) ブロック統括コミッショナー
- ② 前項にかかわらず各ブロックにおいて、次の者も含めて県連盟の他の役職者も出席することができる。
 - (1) ブロック選出評議員
 - (2) ブロック選出名誉会議議員

ブロック会議の決議

6-14

ブロックとして決議を行う場合は、各県連盟が各1つの決議権を有する。

会議の定足数は過半数とし、決議は出席県連盟の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- ② 前項前段の場合において、議長の所属する県連盟は議決に加わることはできない。

ブロック会議の招集・議長**6-15**

ブロック会議は、会議で定めた計画に基づき幹事県連盟が招集して開催するほか、各県連盟理事長、各県コミッショナー、ブロック統括コミッショナーまたは日本連盟の要請によって開催することができる。

- ② 幹事県連盟の理事長又はその代理者が議長となる。

幹事県連盟**6-16**

ブロックの幹事役として幹事県連盟をおく。選任方法、任期などは各ブロックに委ねる。

全国スカウト教育会議

全国スカウト教育会議**6-17**

本連盟は、本運動についての理解を深めるため、毎年度1回、全国の指導者が集う全国スカウト教育会議を開催する。

全国県コミッショナーハイ会議

設置**6-18**

本連盟は、県コミッショナーに対して必要な助言及び指導を行うため、全国県コミッショナーハイ会議を設ける。

任務**6-19**

全国県コミッショナーハイ会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟が推進する教育活動の「基準」を維持し、純正な発展のために必要な施策を推進すること。
- (2) 県連盟の実状を教育推進本部に報告し、本連盟の施策策定に資すること。
- (3) 県コミッショナー相互の研鑽により、その資質向上を目指すこと。

構成**6-20**

全国県コミッショナーハイ会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総コミッショナー
- (2) 副総コミッショナー
- (3) 国際コミッショナー
- (4) プログラムコミッショナー
- (5) AISコミッショナー
- (6) 特命コミッショナー
- (7) ブロック統括コミッショナー
- (8) 県コミッショナー

- (9) その他、総コミッショナーが必要と認める者
- (2) 次の者は、隨時、全国県コミッショナー会議に出席して意見を述べることができる。
 - (1) 委員長
 - (2) 事務局長
 - (3) その他、総コミッショナーが必要と認める者

招集

6-21

全国県コミッショナー会議は、総コミッショナーが招集する。

基 本

基本**7-1**

スカウト教育の基本は、「ちかい」と「おきて」の実践を基盤とする。ただし、ビーバースカウトは「やくそく」と「きまり」を、カブスカウトは「やくそく」と「さだめ」の実践を基盤とする。

スカウト教育の特性

行うことによって学ぶ**7-2**

教育の方法としては、青少年が、知識、技能、心構えを身につけるために「行うことによって学ぶ」こととする。

班制教育**7-3**

教育の方法としては、班などの小グループによる活動を通して、青少年が責任感や信頼性、指導性や協調性などを育み、社会の一員として自らの役割を果たすことができるよう、「班制教育」を行うこととする。

進歩制度**7-4**

教育の方法としては、青少年の自発活動と目標達成への挑戦意欲を促し、発達段階に応じて調和の取れた成長を図るために「進歩制度」を活用する。

野外活動**7-5**

教育の方法としては、青少年が大自然の神秘に触れ、畏敬の念を体感することによって信仰心の芽生えを促し、忍耐力や体力を鍛え体験活動を実践できる野外を主たる「教場」とする。

信 仰

信仰奨励章**7-6**施 行 細 則
7-6-1~3参照

本連盟は、スカウトが信仰心をもつことを促すため、信仰奨励章を制定する。

- ② 信仰奨励章の取得要件、申請手続、授与の方法は、別に定める。

宗教章**7-7**施 行 細 則
7-7-1~3参照

本連盟は、スカウトが明確な信仰をもつため、宗教章を制定する。

- ② 宗教章の授与基準、申請手續及び授与の方法は、別に定める。

海外渡航

海外渡航**7-8**施 行 細 則
7-8-1~11参照

海外渡航は、加盟員が国際親善を通して国際理解を深めることを基本とする。

- ② 本連盟に加盟するスカウト及び指導者の海外渡航は、海外派遣と個人

海外旅行とする。

- ③ 海外渡航に関する細部は、別に定める。

海外派遣

7-9

海外派遣は、海外で開催される次に掲げるものとし、原則として相手国連盟の招待又は承認を受けたものとする。

- (1) 世界スカウトジャンボリー、世界スカウト会議等の世界的な行事
 - (2) 地域スカウトジャンボリー、地域スカウト会議等の地域的な行事
 - (3) 世界スカウト機構によって公認された国際的な行事
 - (4) 世界スカウト機構に加盟する相手国連盟が主催又は公認する行事
 - (5) 国際活動（国際体験）を主目的とする個人又はグループによる海外で行うスカウトプログラム
 - (6) 姉妹都市関係等特別な友好関係にあるスカウト組織等との交歓
 - (7) その他本連盟が特に認めた行事等
- ② 海外派遣は、すべて総コミッショナーの承認を受けなければならない。

個人海外旅行

7-10

個人海外旅行は、スカウト関係以外の目的で海外に渡航し、外国スカウト関係施設等の訪問又は外国スカウトとの交流を行うこととする。

- ② 個人海外旅行において、外国スカウトとの交流を希望する場合には、本人の申請により、本連盟は国際紹介状を発給する。

国際紹介状

7-11

施行細則
7-11-1～3参照

国際紹介状に関する細部は、別に定める。

ビーバースカウトの訓育と活動

ビーバースカウトの訓育

7-12

ビーバースカウトの訓育は、スカウトが隊の活動への参加や家庭での生活指導によって、自然に親しみ、基本的な生活技能、社会性、表現力等を伸ばし、カブスカウトへの上進を目指すものとする。

ビーバースカウト活動の目標

7-13

ビーバースカウト活動の目標は、次のとおりとする。

- 神（仏）と身の回りの人たちについて認識させる。
- 自然に親しませる。
- 表現力を伸ばす。
- 所属する喜びを味わわせる。
- 考える力を育てる。
- 健康と安全について知らせる。

- 活発に活動させる。
- 体験をとおして学ばせる。
- 愛と感謝の心を育てる。
- 國際組織の一員であることを知る。

ビーバースカウト活動の実施

7-14

ビーバースカウト隊の活動は、スカウトの興味と保護者の要望を取り入れた活動の目標に沿って、スカウト自らの体験を通して行われる。

- ② 活動は、隊集会を中心に、スカウトがみんなと仲良く遊ぶことによって行われる。
- ③ 隊の運営に当たっては、年間計画会議、プログラム会議、隊指導者集会、隊集会、保護者会等を実施する。
- ④ 隊指導者は、保護者の協力を得て、スカウトの活動を支援し、1人ひとりのスカウトの成長を図る。

ビーバースカウトの進歩

7-15

本則
7-44~46参照

ビーバースカウトは、次の区分に従い、それぞれを履修する。

- (1) 小学校1年生の児童 ビーバー
- (2) 小学校2年生の児童 ピッグビーバー
- ② ビーバースカウトは、進歩課目としての「木の葉章課目」を履修し、小枝章を得ることとし、細部については別に定める。

カブスカウトの訓育と活動

カブスカウトの訓育

7-16

カブスカウトの訓育は、スカウトが組や隊での活動及び家庭や近隣社会での生活指導に参加することによって、良い社会人としての基本を修得し、ボーイスカウトへの上進を目指すものとする。

カブスカウト活動の目標

7-17

カブスカウト活動の目標は、次のとおりとする。

- 神（仏）をうやまい、自分への責任を認識させる。
- 自然に親しみ愛護する心を育てる。
- 小グループの中で、相互に影響しあう機会を提供する。
- 所属意識を伸ばし、目的を達成したときの充実感を感じさせる。
- 自ら考え判断し、決断する力を養う。
- 健康と安全について認識させる。
- 好奇心と冒険心を満足させる。
- 体の動きを高め、創造力を伸ばす。
- 体験をとおして学ばせる。

- フェアプレーの精神と正義感を養う。
- 愛と感謝の心を育てる。
- 國際組織の一員であることを学ぶ。

カブスカウト活動の実施

7-18

カブスカウト隊の活動は、スカウトの要望を取り入れた活動の目標に沿って、スカウト自らの体験を通して行われる。

- ② 活動は、隊集会を中心に、スカウトが仲間の中で自分のよさを発揮することによって行われる。
- ③ 隊の運営に当たっては、年間計画会議、プログラム委員会、隊指導者集会、デンコーチ集会、組長集会、組集会、隊集会、保護者会等を実施する。
- ④ 隊指導者は、保護者の協力を得て、スカウトの活動を支援し、1人ひとりのスカウトの成長を図る。

カブスカウトの進歩課程

7-19

本則
7-47～53参照

カブスカウトは、次の区分に従い、それぞれの課程を履修する。

- (1) 小学校3年生の少年 うさぎの課程
- (2) 小学校4年生の少年 しかの課程
- (3) 小学校5年生の少年 くまの課程
- ② 各課程の内容については、別に定める。

進歩記章

7-20

カブスカウトは、その課程の修得課目を完修した後に、それぞれの課程の進歩記章を着用する。

チャレンジ章

7-21

各課程のカブスカウトは、選択課目を履修し、チャレンジ章を取得する。

ボーイスカウトの教育と活動

ボーイスカウトの教育

7-22

ボーイスカウトの教育は、スカウトが班及び隊の活動に参加することによって自分の責務を果たし、野外活動を主とした体験学習を通して良き社会人たる資質の向上を図り、ベンチャースカウトへの上進を目指すものとする。

ボーイスカウト活動の目標

7-23

ボーイスカウト活動の目標は、次のとおりとする。

- 神（仏）をうやまい、自分のつとめを行う。
- 野外活動により大自然を知る。
- 自分の役割と責務を果たすことを学ぶ。
- 人生に有用な知識と技能を習得する。

- 自ら考え判断し決断する力を養う。
- 自分の特性と長所に目覚め、創造力を伸ばす。
- 健康の増進につとめ、身体を強健にする。
- 好奇心と冒険心を満足する活動を行う。
- リーダーシップを身につける。
- 他の人々に役立つ奉仕活動を行う。
- フェアプレーの精神と正義感を養う。
- 愛と感謝する心を養う。
- 國際組織の一員として、國際理解について学び体験する。

ボーイスカウト活動の実施

7-24

ボーイスカウト隊の活動は、スカウト自らが目標を定め、体験を積み重ねる活動を、隊指導者の助言と指導の下に行われる。

- ② 活動は、班長を中心に班員が役割を分担する自治の仲間による班活動と、班が集まりスカウトが参加する隊活動によって行われる。
- ③ 班の運営に当たっては、班長が座長となる班会議において、また隊の運営に当たっては、上級班長が座長となる班長会議によって実施する。
- ④ 隊指導者は、班長会議における指導はもとより、あらゆる機会を通して指導及び支援し、1人ひとりのスカウトの成長を図る。

ボーイスカウトの進級課程

7-25

本則
7-54~57,63参照

ボーイスカウトは、次の区分に従い、それぞれの課目を履修し、所定の考查及び面接を経て進級する。

- (1) ボーイスカウトの少年の履修課目 初級の課目
- (2) 初級スカウトの少年の履修課目 2級の課目
- (3) 2級スカウトの少年の履修課目 1級の課目
- (4) 1級スカウトの少年の履修課目 菊の課目
- ② 初級課目については、カブスカウトの月の輪で履修する。
- ③ 各課目と「技能章課目」との関係については、別に定める。

ベンチャースカウトの教育と活動

ベンチャースカウトの教育

7-26

ベンチャースカウトの教育は、スカウトが隊や活動チームに参加し、「ちかい」と「おきて」の実践及びグループワークの手法を用いたプログラム活動を通して自ら考え行動し、その結果に責任を負うことができるよう育てることを目指すものとする。

ベンチャースカウト活動の目標

7-27

- ベンチャースカウト活動の目標は、次のとおりとする。
- 「ちかい」と「おきて」の実践に励み、信仰を深める。
 - 各種の文化的及び社会的活動に参加し、自ら計画したプロジェクトを達成する。
 - 野外活動を通して自らの健康の増進を図り、自己の確立を目指す。
 - 指導者の援助を得て、各種身体的活動に挑戦する。
 - 他の人々への理解を深めるとともに、奉仕の精神を身に付け、団や他部門への協力と地域社会に対する奉仕に努める。
 - 協調性とリーダーシップを養うとともに、社会の一員としての自覚を深める。
 - 國際組織の一員として、国際活動、国際協力について学び、実践する。

ベンチャースカウト活動の実施

7-28

ベンチャースカウト隊の活動は、スカウト自らが考え行動することを基調とし、参加するスカウト1人ひとりの人格が高められ、社会で役立つ青年へと成長するように隊指導者の支援の下に行われる。

- ② 活動は、定例で開催する隊集会と、活動チームによるベンチャープロジェクトによって行われる。
- ③ 隊の運営に当たっては、スカウト全員による隊会議と、隊運営スタッフによる隊運営会議によって実施する。
- ④ 隊指導者は、会議においてはアドバイザーとして参席するとともに、必要に応じて助言し、指導に当たる。

ベンチャースカウトの進級課程

7-29

本 則
7-59～63参照

ベンチャースカウトは、次の区分に従い、それぞれの課目を履修し、所定の考查及び面接を経て進級する。

- (1) 入隊したベンチャースカウトの青年の履修課目 ベンチャーの課目
- (2) ベンチャー章を取得したベンチャースカウトの履修課目 隼の課目
- (3) 隼スカウトの青年の履修課目 富士の課目
- ② 各課目と「技能章課目」との関係については、別に定める。

ローバースカウトの教育と活動**ローバースカウトの教育**

7-30

ローバースカウトの教育は、「ちかい」と「おきて」の実践によって自ら有為の生涯を築き、各人がそれぞれの社会的環境において、永続的に地域社会・国際社会に貢献できる責任ある市民となる青年を育成することを目指すものとする。

ローバースカウト活動の目標**7-31**

- ローバースカウト活動の目標は、次のとおりとする。
- 明確な信仰をもち、自己の所属する教宗派の行事に進んで参加する。
 - 高度の野外活動により、心身を鍛錬しスカウト技能を磨き奉仕能力を向上させる。
 - 自ら課題を設定し、調査、実験及び実習によってこれを研究し、自己の生活を更に開発する。
 - ピーパー隊、カブ隊、ボーイ隊又はベンチャー隊の訓練指導に協力し、奉仕する。
 - 地域社会への認識を深め、地域に貢献する。
 - 国際組織、国際社会の一員として、相互理解を深め、国際活動、国際協力について学び実践する。

ローバースカウト活動の実施**7-32**

ローバースカウト隊の活動は、隊で定めた自治規則に則り、活動の目標を定めて運営される。

- ② 活動は、個人・隊・活動チームによる自己研鑽と、奉仕活動その他の社会活動によって行われる。
- ③ 隊指導者は活動形態や内容に応じて、指導や助言にふさわしい資質と経験を備えた者をアドバイザーとして連携して指導を行うことができる。
- ④ 活動は活動形態に従い、隊長の承認を得る。

考　查

考査の原則**7-33**

進歩及び進級課目の考査は、本運動の目的及び基本方針に適合した状況の下で、隊長の責任において行う。ただし、隊長は、特定課目に関する考査を自己の責任において他の者に委託することができる。

- ② 進歩及び進級課目の考査は、課目に示された能力を体得し、それが実際に役立つものであるかどうかを認定するものである。
- ③ 進歩及び進級の考査は、技能についてのみではなく、「ちかい」と「おきて」の実践を重視する。

考査の基準**7-34**

考査の基準は、スカウトの年齢、知能、体力、特質、発育の程度及び生活環境によって一律に考えるべきではないが、いかなる場合もその最低基準線はこれを守らなければならない。

技能章**7-35**

技能章の課目の考查は、技能章考查員が行う。ただし、一部の技能章については、隊長の認定で履修できる

- (2) 技能章考查員は、考查の結果をスカウトの所属隊長に報告する。

ターゲットバッジ及びマスターバッジ**7-36**

〈削除〉

面接**面接の原則****7-37**

面接は、課目の考查結果を認証するとともに、スカウトが自信を持ち、更なる進歩を励ますことを主眼とし、決して再考查を意味するものではない。

進歩及び進級条件としての面接**7-38**

所定の課目の考查に合格したスカウトは、面接を経て各級スカウトに進歩又は進級する。

面接区分と記章の交付**面接の区分****7-39**

スカウトの進級に関する面接は、次のとおりとする。

- (1) 1級スカウト以下及びベンチャー章取得スカウトは、団で行う
- (2) 菊スカウト、隼スカウト及び富士スカウトは、県連盟進歩担当委員会の責任において行う。

面接委員会**7-40**

県連盟は、面接のために県連盟面接委員会を設置し、また地区に面接委員会を設置することができる。

進級記章の交付申請**7-41**

進級記章の交付申請は、次のとおりとする。

- (1) ピーバースカウトのすべての記章、カブスカウトのすべての記章、ボーイスカウトの1級スカウト以下の進級記章、ベンチャースカウトのベンチャー章及び技能章は、隊長より団委員長に申請する。
- (2) 菊スカウト章、隼スカウト章は、団委員長より所属地区を経由して県連盟に申請する。
- (3) 富士スカウト章は、団委員長より地区及び県連盟を経由して本連盟に申請する。

進級記章等の授与

進級記章等の授与

7-42

ビーバースカウト、カブスカウト、1級スカウト以下のボーイスカウトに対する進級記章、ベンチャースカウトのベンチャー章の授与は、所属団において行う。

- ② チャレンジ章、月の輪章、技能章の授与は、所属団において行う。

菊スカウト章、隼スカウト章及び富士スカウト章の授与

7-43

菊スカウト章、隼スカウト章の授与は、連盟長の名をもって、また富士スカウト章の授与は、本連盟総長の名をもってこれを行う。

- ② 菊スカウト章、隼スカウト章及び富士スカウト章の授与は、地区又は県連盟の主催する授与式において行うことを原則とする。

ビーバースカウトの進歩課目

仮入隊の課目

7-44

仮入隊者は、次の課目を履修する。

- (1) ビーバー隊の活動を2回以上見学するか、活動に参加する。
 (2) ビーバースカウトの「やくそく」とビーバー隊の「きまり」をおぼえる。

木の葉章課目

7-45

入隊したビーバースカウトは、次の「木の葉章」課目を履修し、1つの細目を履修するごとに1枚の「木の葉章」を授与される。

- ② 「木の葉章」の課目と細目は、ビーバースカウトである期間に、継続して修得する。
 ③ 「木の葉章」課目は、次のとおり、生活、健康、自然、社会、表現の5課目38細目とする。

生活	健康	自然	社会	表現
1 神様や仏様にお参りをする。	1 早く寝て早く起きる。	1 花や野菜などを育てる。	1 近くの工場や博物館などを見学する。	1 歌を歌う。
2 あいさつをする。	2 食物の好き嫌いをなくすようにする。	2 自然の生き物や天気などを気をつけて見る。	2 近所のお祭などに参加する。	2 好きな楽器を演奏する。
3 隊・組・うちで仕事を進める。	3 運動をする。(鉄棒、縄跳び、かけっこ、水泳、力だめしなど)	3 自然の材料で遊び道具を作って遊ぶ。	3 みんなのために働く人たちのことがわかる。	3 簡単な劇をする。
4 幼い者や弱い者には親切にする。	4 ルールを守ってゲームをする。	4 季節の移り変わりや特徴を気をつけて見る。	4 みんなのためになることをする。	4 絵をかいたり絵を見たりする。

生活	健康	自然	社会	表現
5 欲しい物があつても少しの間我慢できる。	5 昔からの遊びを教わってする。	5 ピクニックや探検に出かける。	5 ポーイスカウト仲間の集まりに参加する。	5 簡単なダンスや踊りをする。
6 はいといいえがはっきり言える。	6 近所の体育行事などに参加する。	6 月や星などの様子を気をつけて見る。	6 交通のきまりを守る。	6 みんなの前でお話ををする。
7 家のきまりを守る。	7 手、足、体などの清潔に気をつける。	7 簡単な料理をする。	7 よその国の話を聞く。	7 材料や道具を工夫して工作をする。
8 身の回りをいつもきちんと片付けておく。				8 本を読んだり感想を話したりする。 9 手紙や日記を書く。

小枝章**7-46**

ビーバースカウトは、「木の葉章」課目の10細目を履修するごとに、「小枝章」1本を授与される。

カブスカウトの進歩課目**(修得課目)****りすの課目****7-47**

仮入隊者は、次の課目を修得した後、進歩課程の区分に従い、その課程のカブスカウトとなる。

- (1) 本運動及びカブスカウト活動がどのようにして始まったかを知る。
- (2) カブスカウトの「やくそく」を覚える。
- (3) カブ隊の「さだめ」を覚える。
- (4) カブスカウトのサインと握手ができ、その意味がいえる。
- (5) カブスカウトの「モットー」を覚える。
- (6) カブスカウトの敬礼ができ、その意味がいえる。

修得課目**7-48**

「うさぎ」、「しか」、「くま」の各課程のカブスカウトは、それぞれの修得課目を履修する。

うさぎの課程**7-49**

うさぎの課程の修得課目は、次のとおりとする。

I 信仰とたしなみ

1 笑顔

(1) 食事の時に、感謝を言葉で表す。

(2) 近所の人々や友達に元気よくあいさつをする。

II 健康と安全

2 運動

(1) 自分に合った運動を選び、目標を決め、しっかりがんばったことを家族やリーダーに認めてもらう。

3 安全

(1) 家のまわりにある交通標識と簡単な交通規則を知り、正しく守る。

4 清潔

(1) いつも清潔に心がけ、身だしなみを整える。(洗面、歯磨き、整髪、入浴、手洗い・うがい、爪切り、ハンカチ・鼻紙の携行など)

III 技能と野外活動

5 計測

(1) 自分の足の指先からかかとまでの長さ、手の親指から小指までの長さ、両手を広げた長さを調べる。

6 なわ結び

(1) ロープを使って、8の字結び、はな結びができる。

7 工作

(1) 小刀を正しく使って、鉛筆を削る。

8 表現

(1) 組で決めた物語をスタンツにして、それに参加する。

9 觀察

(1) ハイキングに参加して、自然の中にある5種類の色を見つけることができる。

10 野外活動

(1) 自然を利用したゲームや活動をする。

IV 社会生活

11 役に立つ

(1) 自分ができる家の中の仕事を、家族と相談して決め、実行する。

12 日本の国旗

(1) 国旗を大切に取り扱い、正しくたたむことができる。

13 世界の国々

(1) 10か国以上の国名を知る。

しかの課程

7-50

しかの課程の修得課目は、次のとおりとする。

I 信仰とたしなみ

1 感謝

- (1) 今までにお世話になった人々について、家族やリーダーと話し合う。
- (2) 家族やリーダーに感謝の手紙を書く。

II 健康と安全

2 運動

- (1) ハイキングに参加し、頑張ったことを家族やリーダーに認めてもらう。

3 事故の予防

- (1) 自分のまわりで、危険だと思うところを家族やリーダーと話し合う。

4 健康

- (1) バランスのとれた食事の大切さを知り、好き嫌いをしないで食べる。

III 技能と野外活動

5 計測

- (1) 自分の体を使って、いろいろなものの長さをはかる。

6 なわ結び

- (1) ロープを使って、本結び、引きとけ結び、一重つぎができる。

7 工作

- (1) 小刀、のこぎり、金づちなどの道具を正しく使って物を作る。

8 表現

- (1) 組で決めた物語をスタンツにして、その衣装や道具を考え、隊集会で発表する。

9 観察

- (1) 野外で、リーダーの指定した自然のもの（植物や昆虫など）を10個見つけることができる。

10 野外活動

- (1) 野外料理を体験する。

IV 社会生活

11 暮らしのマナー

- (1) 電車、バスなどを利用するときのマナーを知り実行する。

12 役に立つ

- (1) 美化運動や募金活動に仲間と一緒に参加する。
- 13 日本の国旗
 - (1) 国旗の歴史を知る。
- 14 世界の国々
 - (1) まわりの人から世界の国々についての話を聞き、まとめて発表する。

くまの課程

7-51

くまの課程の修得課目は、次のとおりとする。

I 信仰とたしなみ

1 心がけ

- (1) お寺や神社、教会などにお参りする。
- (2) 制服を正しく身につけ、言葉づかいや動作がスマートにできる。

II 健康と安全

2 成長

- (1) 3年生からの身体測定の記録をグラフにする。

3 事故への対応

- (1) 消防署や警察署への連絡方法を知る。
- (2) 緊急時の避難について、家族やリーダーと話し合う。

4 救急

- (1) 救急箱の中にあるものの種類と用途について知る。
- (2) 鼻血、きりきず、やけどをしたときの初期の手当ができる。

III 技能と野外活動

5 計測

- (1) 自分の歩幅を知り、50mを歩測する。

6 なわ結び

- (1) ロープを使って、もやい結び、ふた結びができる。

7 工作

- (1) 生活に役立つものを考え、道具を使って作る。

8 表現

- (1) 組で決めた物語をスタンツにして、その動きやせりふを考え、隊集会で発表する。

9 觀察

- (1) ハイキングに参加して、自然の中の興味あるものを観察し、記録をつける。

10 野外活動

- (1) ハイキングにもっていくもののリストを作成し、組のみんなに紹介する。
- (2) ボーイ隊のハイキングに1回以上参加する。又は、選択課目(チャレンジ章)のハイカー(2-3)を修得する。
- (3) ボーイ隊の隊キャンプに1泊以上参加する。又は、選択課目(チャレンジ章)のキャンパー(2-4)を修得する。
- (4) くまスカウトのみのキャンプを1泊経験する。

IV 社会生活

11 暮らしのマナー

- (1) ゴミの分別方法を知り、家庭や集会で実行できる。

12 役に立つ

- (1) ピーバースカウトや年少スカウトのお世話をする。

13 日本の国旗

- (1) 集会などで、国旗を掲揚柱に掲げることができる。

14 世界の国々

- (1) 自分の知っている国の中から、一つの国を選んで、その国について発表する。

(カブスカウトの選択課目)

チャレンジ章課目

7-52

施行細則
7-52-1~2参照

各課程のカブスカウトは、別に定める選択課目を履修する。

(カブスカウトの月の輪)

月の輪

7-53

カブスカウトの月の輪は、次のとおりとする。

- (1) 小学校5年生は、ボーイ隊に上進する3か月前から、ボイスカウトの初級課目を履修する。
- (2) 月の輪を履修中のスカウトは、月の輪章と月の輪チーフリングを着用する。

ボーイスカウトの進級課目

初級

7-54

入隊したボイスカウトは、スカウトバッジを着用し、次の項目を履修した後、「ちかい」をたて、所定の手続を経て、初級スカウトとなる。

1 基本

- (1) 「ちかい」と「おきて」が言える。そのうえで、隊長と話し合う。

(2) 「スカウト章」、「モットー」、「スローガン」の意味を説明できる。

(3) 日本の国旗の正しい様式を知り、集会で掲揚柱に掲揚する。

(4) 「連盟歌」が歌える。

(5) スカウトサイン、敬礼、スカウトの握手ができる。

2 健康と発達

(1) 体温と脈拍を正しく測ることができる。

3 スカウト技能

(1) 自分の体や身近にあるものを用いて簡単な計測を行う。

(2) 集会で使う身ぶり信号（気をつけ、休め、すわれ、分れと集合隊形の各種サイン）、笛の合図を覚える。

(3) ロープ結び

① 次のロープ結びの使いみちを理解し、実際に使う。

ア) 本結び イ) 一重つぎ ウ) ふた結び エ) もやい結び オ) 8の字結び

4 善行

(1) 集会などで行う社会奉仕活動へ積極的に参加する。

(2) 住んでいる地域の避難場所を説明できる。

5 信仰奨励

(1) 隊集会やキャンプ、ハイキング等で行うスカウツオウン・サービスに参加する。

6 班長会議

(1) 初級スカウトとして進級することを、班長会議で認めてもらう。

2級

7-55

初級スカウトは、次の項目を修了した後、所定の手続を経て、2級スカウトとなる。

1 基本

(1) 「ちかい」と「おきて」について意味を説明でき、その実践に努力していることを隊長に認めてもらう。

(2) 日本国旗の意味、歴史、仕様を説明でき、班や隊の活動で国旗を正しく掲揚できる。

(3) 外国旗およびその国のスカウト章を5か国以上見分ける。

2 健康と発達

(1) 体温、脈拍と体調との関係について説明する。

(2) 救急法

① 日常遭遇しやすい次のような場合の応急手当や対応を説明できる。

ア) 鼻血 イ) 目のちり ウ) やけど エ) 指の切り傷 オ) 立ちぐらみ
カ) 頭痛 キ) 蜂、ダニ、毛虫などの虫さされ ク) 熱中症

② 三角布で他の人の頭、手、ひざ、足に包帯を巻き、腕を吊る方法を実演する。

(3) 隊または班の安全係を担当する。

3 スカウト技能

(1) 16方位と方位角の呼び方を覚え、コンパスで進路を発見する。

(2) 2万5千分の1地形図を用いて次のことをする。

① 図上に示された2つの地点の間の方位角、直線距離、標高差、道路に沿った歩行距離を読む。

② 真北と磁北の違いを説明する。

③ 500m（または1km）ごとの方眼を正確に書き入れた地形図により、6桁（または8桁）座標読みを行い、示された地点に到達する。

(3) 10個以上の地形図記号を覚える。

(4) 地図とコンパスを用いた10km程度のハイキングを計画し、隊長の指名する2級以上のスカウト（ただし、適任者がいない場合はベンチャースカウトも可）とともに、保護者の同意のもと実施し、報告する。このハイキングは、1 基本(1)および6 班長会議(1)以外の課目を修了した後に、仕上げの課目として行う。

(5) ナイフ、なた、のこぎりを安全に使用でき、手入れと保管ができる。

(6) 火口、焚き付け、薪を作り、マッチ2本で火を起こし、500mlの水を沸騰させる。

(7) 次のロープ結びの使いみちを理解し、実際に使う。

① 卷き結び ② ねじ結び ③ 引きとけ結び

④ ちぢめ結び ⑤ 腰掛け結び ⑥ てぐす結び

⑦ てこ結び ⑧ 張り綱結び

(8) 24個の小さな物を1分間観察し、そのうちの16個以上を記憶によって答える。

(9) 100mの距離を誤差5%以内で歩測する。

(10) スカウトペースで2kmを15分で移動する。

(11) 片かな手旗信号で15の原画を理解し、10文字程度の語句を発信、受信できる。

(12) 自宅および活動場所から近隣の避難場所を探し、ルートを示すこと。

4 奉仕

(1) デンコーチとして3か月以上の奉仕、または社会奉仕活動を3回以上実施する。

5 信仰奨励

- (1) スカウツオウン・サービスで、自分ができる役割を果たし、「ちかい」と「おきて」を日常で実践したこと、感じたことを発表する。

6 班長会議

- (1) 初級スカウトとして3か月以上、隊および班活動に進んで参加したことを班長会議で認めてもらう。

1級

7-56

2級スカウトは、次の項目を修了した後、所定の手続を経て、1級スカウトとなる。

1 基本

- (1) 「ちかい」と「おきて」の実践に努力していることを日常の生活で示す。
(2) 姉妹都市または自分が興味を持っている2か国の民族、文化、通貨、言語を調べ、隊または班集会で話す。
(3) 日本の国旗と外国旗を併用して掲揚および設置するときの注意事項を知る。
(4) 半旗の意味と正しい掲揚の方法を知る。

2 健康と発達

- (1) 50m泳ぐか1,000mを走り、自己記録を更新できるように努力する。
(2) 水分や食物の補給が体調に与える影響を知り、体調を管理するための準備ができる。
(3) 救急法
① 班員1人と協力して、急造担架を作り、実際に人を運ぶ。
② 直接圧迫止血法と間接圧迫止血法の違いを知り、直接圧迫止血法による応急処置ができる。

3 スカウト技能

- (1) 班の炊事係として、キャンプの調理を担当する。
(2) 自然物（石、木、竹等）を用いた、キャンプに役立つ工作を1つ以上作成する。
(3) キャンプにおける用便、ゴミ処理ならびに食料保管について、衛生上注意する点を知り、実践できる。
(4) 次に示すキャンプ経験について、いずれかの条件を満たしている。
① ボーイスカウト隊に上進してから、連続5泊以上の隊キャンプか自団の班・隊で参加できる地区、県連盟、日本連盟のキャンプ大会に参加している。
② 2級スカウト章を取得してから、通算6泊以上のキャンプ経験を有している。

- (5) 1級旅行（1泊24時間以上のハイキング）の計画書を作成し、必要な個人装備を携行して隊長の指名するベンチャースカウト（ただし適任者がいない場合は1級以上のスカウト）とともに、隊長より与えられた課題と方法によりキャンプを行い、報告する。このハイキングは、1 基本(1)および6 班長会議(1)以外の課目を修了した後に、仕上げの課目として行う。
- (6) 次のロープ結びの使いみちを理解し、実際に使う。
- ① 垣根結び ② よろい結び ③ 馬つなぎ
 - ④ からみ止め ⑤ バックスプライス ⑥ 角しばり
 - ⑦ はさみしばり ⑧ 筋かいしばり
- (7) 北極星の発見方法を知り、北極星を発見できる。また、5つの星座を発見できる。
- (8) 簡易測量法を用い、到達できない2点間の距離（長さ、高さ）を誤差10%以内で測る。
- (9) ハイキングで野帳をつけ、またその野帳によって略地図を作る。
- (10) 片かな手旗信号で20文字以上の文章を発信、受信できる。
- (11) 号笛を使って野外でできる簡単な通信ゲームを考え実施するか、号笛を使用した救難信号を覚える。
- (12) 技能章から「読図章」を含む合計3個取得する。

4 奉仕

- (1) 班での奉仕活動を計画し、隊長の承認を得て実施、報告する。
- (2) 地域や学校等の環境保全活動や避難訓練に参加する。

5 信仰奨励

- (1) 隊集会やキャンプ、ハイキングで行うスカウツオウン・サービスで、主要な役割を果たす。

6 班長会議

- (1) 2級スカウトとして3か月以上、隊および班活動に進んで参加したことを班長会議で認めてもらう。

菊

7-57

1級スカウトは、次の項目を修了した後、所定の考査と面接を経て、菊スカウトとなる。

1 基本

- (1) 「ちかい」と「おきて」の実践に努力して、他のスカウトの模範となる。
- (2) 1級スカウト章を取得してから班長、次長、隊付、上級班長として隊運営に6ヶ月以上携わる。

(3) B-P のラストメッセージを読み、隊長とその内容について話しをする。

2 健康と発達

(1) 自身の体力向上に向けて努力していることについて、隊長と話し合う。

(2) 救急法

①AED（自動体外式除細動器）について以下のことが説明できる。

ア) AEDとは何か イ) どのような時に使用するか ウ) 使用の手順

②たばこ、アルコール、薬物が人体へ及ぼす害について知る。

3 スカウト技能

(1) 技能章から「野営章」「野外炊事章」を含む合計 6 個取得する。

(2) 地球環境問題について 1 つ取り上げ、自分には何ができるかを説明する。

(3) 班キャンプの計画を立てて 1 泊以上の固定キャンプを実施し、隊長に報告書を提出する。

(4) 自分の住む地域のハザードマップ入手し、他のスカウトや指導者にそこに記載されていることから何がわかり、どのような備えが必要かについて説明する。

4 奉仕

(1) 団や地域で取り組んでいる奉仕活動に 4 日以上（1 日 1 時間以上） 参加する。

5 信仰奨励

(1) 信仰奨励章を取得する。

6 班長会議

(1) 1 級スカウトとして 4 か月以上、隊および班活動に進んで参加したことを班長会議で認めてもらう。

ボーイスカウトの選択課目

7-58

〈削除〉

ベンチャースカウトの進級課目

ベンチャー章

7-59

入隊したベンチャースカウトは、次の項目を修了した後、所定の手続きを経て、ベンチャー章を着用する。

1 基本

(1) 日常生活において「ちかい」と「おきて」の実践に努め、自身の「日の善行」について考えを隊集会で発表する。

2 スカウト技能

- (1) ベンチャースカウト隊の活動に参加し、その結果をふまえ次回集会の企画書を提出する。
 - (2) 技能章から「読図章」、「公民章」を取得する。
- 3 スカウト精神
- (1) 『スカウティング・フォア・ボーイズ』のキャンプファイア物語 21、22 および 26 を読み、内容について隊で話し合う。
- 4 信仰
- (1) 信仰奨励章を取得する。

隼

7-60

ベンチャー章を取得したベンチャースカウトは、次の項目を修了した後、所定の考查と面接を経て隼スカウトとなる。

1 基本

- (1) ベンチャー章取得後、最低 4 か月間「ちかい」と「おきて」の実践に最善をつくし、隊集会で発表する。

2 スカウト技能

- (1) 自ら課題を設定し、安全、衛生、環境に配慮した、2 泊 3 日以上の移動キャンプを計画、実施、評価をまとめ報告する。
- (2) 技能章から「野営章」、「野外炊事章」を取得する。
- (3) 考査員認定の技能章から「救急章」を含む 3 個取得する（BS時に取得した考査員認定の技能章を含む）。

3 スカウト精神

- (1) 地区や県の仲間や地域の仲間と、自分たちの活動や社会における課題をフォーラム形式で話し合い、将来につながる活動を実施する。

4 奉仕

- (1) 隊や団、地域社会に貢献することを課題として企画、計画し、実績を隊長に提出する。

5 信仰

- (1) 自分が信仰する宗教もしくは自分の心に触れた教宗派の歴史と教えを知る。

6 成長と貢献

- (1) 個人プロジェクトまたは、チームの主要な役割として、プロジェクトを計画、実施し、隊長に報告書を提出し、「隼プロジェクト」として団行事等で発表する。

富士

7-61

隼スカウトは、次の項目を修了した後、所定の考查と面接を経て、富士ス

カウトとなる。

1 基本

(1) 隼スカウトとして、最低6か月間「ちかい」と「おきて」の実践に最善をつくし、地域や団行事などで発表する。

(2) 現在の自分の考えと将来の進路についてまとめ、その内容を隊長と話し合う

2 スカウト技能

(1) 自ら設定する課題により、2泊3日以上の固定または移動キャンプを計画し、実施後、評価を報告書にまとめ隊長へ提出する。

(2) 考査員認定の技能章から「野営管理章」を含む合計6個以上取得する（BS時に取得した考査員認定の技能章を含む）。

3 スカウト精神

(1) 『スカウティング・フォア・ボーイズ』を読み、自身が今後の人生においてどのように社会に対して貢献できるかを隊長と話し合い感想文を提出する。

4 奉仕

(1) 地域社会や学校などの奉仕活動を企画し、隊長の承認を得て実施、報告する。

(2) 地区、県連盟、日本連盟の行事等に奉仕し、その実績を報告する。

5 信仰

(1) 宗教章を取得するか、取得に対して努力していることを隊長に認めてもらう。

6 成長と貢献

(1) 隼スカウトとして自己の成長と社会に役立つための課題を設定し、個人プロジェクト（研究、製作、実験など）を自ら企画して複数月の期間で実施し、完結させ隊長に報告書を提出し「富士プロジェクト」として地域や団行事で報告する。

—— ボーイスカウト及びベンチャースカウトの選択課目 ——

プロジェクトバッジ

7-62

〈削除〉

技能章課目

7-63

施 行 細 則
7-63-1参照

2級スカウト以上のボーイスカウト及びベンチャースカウトは、技能章課目の考査を受けることができる。

(②) 技能章については、別に定める。

スカウト顕彰

スカウト顕彰

7-64

施行細則
7-64-1参照

(1)スカウト顕彰

- ア 都道府県連盟は、スカウト顕彰を制定することができる。
- イ スカウト顕彰の対象はスカウトとし、指導者は含まないものとする。
- ウ 都道府県連盟は、スカウト顕彰の施行に際し、記章の種類、趣旨、様式、図柄、寸法、色について本連盟に届出るものとする。

(2)団スカウト顕彰

- 団は、団スカウト顕彰を制定することができる。
- ② 団スカウト顕彰の対象者はスカウトとし、指導者は含まないものとする。
- ③ 団は、団スカウト顕彰の施行に際し、記章の種類、趣旨、様式、図柄、寸法、色について県コミッショナーを通して本連盟に届出るものとする。

指導者養成

基本

8-1

本連盟は、教育規程に定める教育の目的（教育規程1-3）を達成するために、各県連盟とともに本運動の目的・原理・方法を正しく理解し、積極的に青少年プログラム活動を支援できる指導者を継続的かつ効果的に養成する。

② 県連盟は、前項に定められたもののほか、地域の実状に即して、定期又は隨時、指導者へ研修の機会を設けるとともに日常の任務への支援を行う。

③ 訓練機関の日程、課業、編成その他の基準については、別に定める。

トレーナーの選任

8-2

施行細則
8-2-1~7参照

本連盟は、指導者の養成のため、必要なトレーナーをおくこととする。

② トレーナーの養成については、別に定める。

訓練機関

8-3

施行細則
8-3-1~10参照

本連盟は指導者訓練機関を、導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程の段階的訓練とスキルトレーニング、ウッドクラフトコースをもって設定する。

② 本連盟は、前項に定めるもののほか、指導者を対象として各種の訓練機関を開設することができる。

導入訓練課程

8-4

導入訓練課程の訓練は、ボーイスカウト講習会をもって行う。

研修所及び実修所

8-5

〈削除〉

隊指導者基礎訓練課程

8-6

隊指導者基礎訓練課程の訓練は、ウッドバッジ研修所スカウトコースと課程別研修をもって行う。

隊指導者上級訓練課程

8-7

隊指導者上級訓練課程の訓練は、ウッドバッジ実修所（第一教程・課題研究、第二教程・基本訓練、第三教程・実務訓練）をもって行う。

以下、ウッドバッジ実修所第一教程、第二教程、第三教程という。

スキルトレーニング

8-8

スキルトレーニングは隊指導者訓練の一環として、段階的訓練とは別に実施する。

ウッドクラフトコース

8-9

ウッドクラフトコースは隊指導者訓練の一環として、段階的訓練とは別に実施する。

団委員基礎訓練課程

8-10

団委員基礎訓練課程の訓練は、団委員研修所をもって行う。

団委員上級訓練課程**8-11**

団委員上級訓練課程の訓練は、団委員実修所（第一教程・課題研究、第二教程・基本訓練、第三教程・実務訓練）をもって行う。

以下、団委員実修所第一教程、第二教程、第三教程という。

コミッショナー共通訓練課程**8-12**

コミッショナー共通訓練課程の訓練は、コミッショナーベーシックトレーニングをもって行う。

コミッショナー専門訓練課程**8-13**

コミッショナー専門訓練課程の訓練は、コミッショナー任務別研修をもって行う。

- ② コミッショナー任務別研修は、日本連盟コミッショナー課程、県コミッショナー課程、団担当コミッショナー課程、地区コミッショナー課程をもって行う。

修了の認証**8-14**

導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程の各訓練の修了については、総コミッショナーが認証する。

- ② 導入訓練課程の訓練修了については、主任講師が認定し、総コミッショナーが認証する。
- ③ スキルトレーニングの修了については、全ての項目を修了した者について県コミッショナーが認証する。
- ④ ウッドクラフトコースの修了については、コースディレクターが認定し、総コミッショナーが認証する。
- ⑤ 履修認定については以下のとおりとする。

隊指導者訓練

課程	訓練名称		履修認定者
基礎訓練	ウッドパッジ 研修所	スカウトコース	所長
	課程別研修		主任講師または スカウトコース所長
上級訓練	ウッドパッジ 実修所	第一教程	リーダートレーナーまたは 副リーダートレーナー
		第二教程	所長
		第三教程	県コミッショナー

団指導者訓練

課程	訓練名称	履修認定者
基礎訓練	団委員研修所	所長

上級訓練 実修所	第一教程	リーダートレーナーまたは副リーダートレーナー
	第二教程	所長
	第三教程	県コミッショナー

コミッショナー訓練

課程	訓練名称	履修認定者
共通訓練	コミッショナー ペーシックトレーニング	コースディレクター
専門訓練	コミッショナー 任務別研修	主任講師

修了の報告

8-15

訓練機関の開設責任者は、所定の様式によって修了者又は履修者の氏名その他必要事項を本連盟に報告する。

日本連盟トレーニングチーム

8-16

施 行 細 則
8-16-1~12
参 照

本連盟は、トレーニングチームを設置する。

- ② トレーニングチームのメンバーは、訓練機関の運営及び訓練指導の実施を担当するとともに、指導訓練に関する研究、資料の作成その他の作業を分担する。
- ③ トレーニングチームの構成、担当業務等の詳細は、別に定める。

県連盟トレーニングチーム

8-17

施 行 細 則
8 - 17 - 1
参 照

県連盟は、トレーニングチームを設置する。

- ② トレーニングチームは、県連盟の開設する訓練機関の運営及び訓練指導の実施を担当するとともに、指導者訓練に関する研究、資料の作成その他の作業を分担する。
- ③ 県連盟トレーニングチームの構成、担当業務等は、別に定める。

制服

制服の原則**9-1**

制服は、本連盟が制定し、加盟員によって、その名誉は保たれる。

- ② 加盟員は、制服を着用する。
- ③ 制服とは、正装及び礼装を総称する。
- ④ 制服の制定又は変更は、所定の手続を経て行う。

制服の着用**9-2**

制服には、定められた記章及び標章を付ける。

- ② 制服の着用に関することは、別に定める。
- ③ 制服は、次の場合には着用してはならない。
 - (1) 商業的な販売及び契約の場合（ただし、スカウトとしての催し物及びスカウト行事に付随する販売は除く）。
 - (2) 政治的な会合又は活動に加わる場合。
 - (3) 理事会の承認を受けない商業活動等に用いる場合。

制服の頒布**9-3**

本連盟は、加盟員の制服を頒布する。

- ② 本連盟は、加盟員の制服を頒布する者を一般財団法人ボーイスカウトエンタープライズとする。
- ③ 本連盟は、その他必要があれば、制服を頒布する者を別途指定することができる。

スカウト・指導者の正装**9-4**

スカウト・指導者の正装及び記章、標章の詳細は、別に定める。

施行細則
9-4-1 参照

礼装

礼装**9-5**

施行細則
9-5-1 参照

指導者は、別に定めるブレザーコートを礼装として着用することができる。

ただし、従来の礼衣及びブレザーコートについては、当分の間、礼装として着用することができる。

記章及び標章

記章及び標章の原則**9-6**

記章及び標章は、本連盟が制定し、加盟員によって、その名誉は保たれる。

- ② 記章及び標章の着用は、加盟員に限られる。
- ③ 記章及び標章の制定又は変更は、所定の手続を経て行う。
- ④ スカウト記章の全部もしくは一部又は類似の様式を模造変造し、これを他

の標章、印刷物等に使用する場合においては、加盟員又はその構成する組織であっても、本連盟の許可を受けなければならない。

- ⑤ スカウト章の標準寸法は、別に定めるスカウト章標準図のとおりとする。
- ⑥ 「スカウト章（世界スカウト章を含む）の取り扱いに関する取り決め」の詳細については、別に定める。

記章及び標章の着用

9-7

記章及び標章は、正しく着用する。

- ② スカウト及び指導者の、記章及び標章の着用については、別に定める。

記章及び標章の頒布

9-8

本連盟は、加盟員の記章及び標章を頒布する。

- ② 本連盟は、加盟員の記章及び標章を頒布する者を、一般財団法人ボイスカウトエンタープライズとする。
- ③ 本連盟は、その他必要があれば、記章及び標章を頒布する者を別途指定することができる。

装着

9-9

施行細則
9-9-1~10参照

記章及び標章は、所属する組織及び任務に基づいて正しく着用しなければならない。

- ② ボイスカウト及びベンチャースカウトは進級記章を2つ以上同時に着用することができない。
- ③ ローバースカウト及び指導者は、技能章を着用することができない。
- ④ ローバースカウトである指導者は、指導者としての制服、記章及び標章のほか、ローバースカウト認識章及び所属ローバー隊の標章を着用することができる。
- ⑤ 記章及び標章の装着についての詳細は、別に定める。

記念章及び参加章

9-10

記念章、参加章、その他これらに類する標章を作製する場合は、あらかじめ、その使用目的、図柄、頒布、贈呈の対象、その他発行年月日について本連盟に申請し、許可を受けなければならない。

- ② 着用期限は、原則として発行の日から1か年以内とし、右ポケット中央に付ける。

年功章

9-11

加盟員は、それぞれの所属する組織の区分に従い、所定の年功章を着用することができる。ただし、年功章は加盟登録が、満1か年をもって1年とする。

各種有功記章の着用**9-12**

本連盟が交付した感謝章・有功章等（以後、有功記章という）は、時宜に応じて正装または礼装に着用する。ただし、着用機会、着用位置は別に定める。

指導者訓練修了章**9-13**

本連盟が定める各指導者訓練課程の訓練を修了した指導者は、当該指導者訓練修了章を着用することができる。ただし、着用方法、様式は別に定める。

世界スカウト記章**9-14**

世界スカウト記章は、定められたものを制服の所定の位置につける。

外国スカウト記章及び標章**9-15**

外国スカウト記章及び標章類は、特別に許可を受けたもの以外は、着用してはならない。

- ② 国、外国政府、世界スカウト機構、地域スカウト機構、外国スカウト連盟から公的に受領した勲章、褒章、有功記章については、9-12-2に定める。

派遣員章**9-16**

本連盟の海外派遣員及び国内で開催される国際行事への本連盟参加者の標章は、その都度本連盟が定める。ただし、着用期間は発行の日から1年間とする。

国際行事代表団・音楽隊等の服装**国際行事代表団・音楽隊等の服装****9-17**

本連盟が編成する代表団・派遣団の制服並びに記章及び標章の着用は、総コミッショナーの承認を受ければ着用規定によらないことができる。

- ② ボーイスカウトの音楽隊、鼓隊等の制服並びに記章及び標章の着用は、事前に所属県連盟を経由して総コミッショナーの承認を受ければ、着用規定によらないことができる。

スカウトクラブ会員の記章**スカウトクラブ会員の記章****9-18**

スカウトクラブ会員の襟章、帽章、正装用の腕章、その他の記章については、指導者のものを準用する。

- ② スカウトクラブ会員は、正装上着の左胸ポケットに、クラブが定めた胸章を着用することができる。

隊旗及び県連盟旗と日本連盟旗

隊旗

9-19施行細則
9-19-1~6参照

隊には、隊旗を定める。

- ② 隊旗には、所属団名、隊名等を記すとともに、図柄は別に定める。

県連盟旗

9-20施行細則
9-20-1参照

県連盟は、県連盟旗を定める。

- ② 県連盟正旗は、旗の中央に図柄としてスカウト章を入れ、県連盟の文字を配する。
- ③ 県連盟副旗の採用は、県連盟の定めるところによる。

日本連盟旗

9-21

本連盟正旗は、旗の中央部に図柄としてスカウト章を入れ、その上部にボイスカウト日本連盟の文字を配するとともに、旗の周囲に房をつける。

- ② 本連盟副旗は、正旗とほぼ同様な様式、図柄及び寸法で地色を単色とし、旗の周囲に房をつけない。
- ③ 副旗は、次の場合に用いる。
- (1) 本連盟の名をもって行う海外派遣団の団旗として使用する場合。
- (2) 本連盟の主催及び所在を表示するための掲揚旗として使用する場合。
- (3) その他略式と認める場合。

通信の提供と制限

通信の提供と制限

10-1

公の通信は、組織の系統に従って行い、系統の中間組織は正当な理由なく、通信の経由を妨げてはならない。

- ② 本運動に関する事項で、次に掲げる宛名に通信しようとするときは、本連盟を経由しなければならない。
 - (1) 皇族
 - (2) 政府各省庁
 - (3) 外国公館及び在外日本公館
 - (4) 世界スカウト事務局及び外国スカウト連盟本部
- ③ 加盟員は、本運動の基本方針及び教育の方法等の基本的事項に関することに関して、新聞、放送等に意見を発表しようとするときは、本連盟と協議のうえ実施する。

連合体の禁止

連合体の禁止

10-2

本連盟の各組織は、本連盟が定める組織以外に特定の連合体を結成し、又は本連盟の各機関以外の系統によって指示を行い、指導を行ってはならない。

施行細則

施行細則

11-1

本教育規程の目的を達するうえで必要な事項については施行細則を別途定める。

- ② 施行細則は、第6章6条に定める教育推進本部会合の議決を経て、総コミッショナーの責任において、これを作成する。
- ③ 施行細則を変更する場合は、運営会議の了承を得て、理事会に報告する。
- ④ 定款、理事等役職者の役務に関する規程及び本教育規程と齟齬をきたす事項を施行細則で定めることはできない。

本規程の改廃

改正の効力

11-2

本教育規程の改廃は、第6章第6条に定める教育推進本部会合の議決もしくは理事会により発議し、理事会の議決により行う。

変更通知

11-3

本教育規程及び本教育規程施行細則の変更は、速やかにこれを県連盟に公示しなければならない。

附 則

附 則

この規程は、公益財団法人ボイスカウト日本連盟の設立登記の日から施行する。

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程施行細則を次のように定める。

第1章 一般原則 関連

組織の呼称及び英文表記

組織の呼称及び英文表記

1-2-1

組織の呼称及び英文表記は、次の表記例のとおりとする。

(1)都道府県連盟の表記例

県連盟の名称は、「日本ボーイスカウト都道府県連盟」とし、所属する都道府県名を付すこととする。ただし、県連盟の名称には、都、道、府及び県を略することができる。

- ア 日本ボーイスカウト東京連盟
- イ Tokyo Council, Scout Association of Japan
- ウ Tokyo Scout Council, SAJ

(2)地区の表記例

地区の名称は、県連盟が定める。

- ア 日本ボーイスカウト東京連盟南武藏地区
- イ Minamimurashi District, Tokyo Council, Scout Association of Japan

(3)団の表記例

- ア 日本ボーイスカウト東京連盟南武藏地区三鷹第1団
- イ Mitaka Group No.1, Minamimurashi District, Tokyo Council, Scout Association of Japan
- ウ 1st Mitaka Group, Minamimurashi District, Tokyo Scout Council, SAJ

(4)隊の表記例の1

- ア 日本ボーイスカウト東京連盟南武藏地区三鷹第1団ビーバースカウト隊
- イ 日本ボーイスカウト東京連盟南武藏地区三鷹第1団ビーバー隊
- ウ 日本ボーイスカウト三鷹第1団ビーバースカウト隊
- エ 日本ボーイスカウト三鷹第1団ビーバー隊
- オ Beaver Scout Colony, 1st Mitaka Group, Minamimurashi District, Tokyo Scout Council, SAJ

(5)隊の表記例の2

- ア ビーバースカウト隊（ビーバー隊）
Beaver Scout Colony (Beaver Colony) (Colony)
- イ カブスカウト隊（カブ隊）
Cub Scout Pack (Cub Pack) (Pack)
- ウ ボーイスカウト隊（ボーイ隊）
Scout Troop (Troop)

- エ ベンチャースカウト隊（ベンチャー隊）
 Venture Scout Unit (Venture Unit) (Unit)
 オ ローバースカウト隊（ローバー隊）
 Rover Scout Crew (Rover Crew) (Crew)

(6)隊の表記例の3

- ア 日本ボーイスカウト東京連盟南武藏地区三鷹第1団ボーイスカウト第1隊
 イ 日本ボーイスカウト三鷹第1団ボーイ第1隊
 ウ Troop 1, 1st Mitaka Group, Minamimurashi District, Tokyo Scout Council, SAJ

環境教育

環境教育**1-8-1**

1-8の主旨に基づき、環境に関わる活動を奨励するため、世界スカウト機構が制定した環境教育プログラム「Earth Tribe（アース・トライブ）」を導入する。

(1) 目的

本プログラムは、あらゆる人が持続可能な社会の実現に向けて環境に関する理解を深め、地域や仲間と協力して、環境に関わる活動に取り組む機会を提供する。

(2) 対象

本プログラムの対象は、次のとおりとする。

- ① ビーバースカウト
- ② カブスカウト
- ③ ボーイスカウト
- ④ ベンチャースカウト
- ⑤ ローバースカウト及び同年代の指導者
- ⑥ 成人加盟員
- ⑦ 本プログラムへの取り組みを希望する非加盟員

(3) 認定

本プログラムは、世界スカウト機構が定める学習領域に沿った環境プロジェクトの実践、またはこれと同等の教育効果を持つチャレンジ章、技能章の細目を履修することにより、バッジを着用することができる。

- ① Earth Tribe バッジ：スカウト、成人加盟員が着用することができる。
- ② チャレンジバッジ：スカウトのみが着用することができる。

成人加盟員は、スカウトや一般の青少年への支援により同等のプログラ

ムを行ったこととし、Earth Tribe バッジを着用することができる。

(4) 学習領域

本プログラムの学習領域は、それぞれの次のとおりとする。

知る：選択したプログラムについて、自身の行動を再認識し、生態系のサイクルや自然、気候変動に及ぼす良い影響と悪い影響について知る。この学習領域が完了することにより、Earth Tribe バッジを着用することができる。

協力する：選択したプログラムについて、地域の生態系の保存と環境の健全性の向上に向けて、実践的な解決策を見極め、実行するために他の人々と協力する。

実行する：選択したプログラムに対して、環境に優しいライフスタイルや行動そしてプロジェクトを実践し、環境への先駆者として行動する。全ての学習領域が完了することにより、選択したチャレンジバッジを着用することができる。

(5) 着用部位

Earth Tribe バッジは、制服左胸ポケットの上方に着用する。チャレンジバッジは、制服の右袖の組別章及び班別章の下に着用することを基準とする。

ただし、ビーバースカウトの両バッジの着用については、隊長の判断により服装やバック等の任意の箇所へ着用することができる。

Earth Tribe バッジは上進後も継続して着用することができる。チャレンジバッジの着用期限は取得した部門の終了時とするが、上位の部門における取り組みを行うことで、継続して着用することができる。

(6) 取得要件

3つのチャレンジとそのチャレンジに連動した4つのプログラムを履修する。それぞれのチャレンジに連動したプログラムの履修細目を「知る」「協力する」「実行する」の手順で履修することで、それぞれのバッジを取得できる。各プログラムの履修細目は後述する。

ア 「ネイチャーチャレンジ」

i. 環境のアドボケート

イ 「プラスチックチャレンジ」

ii. 自然と生物多様性のチャンピオン

ウ 「エネルギー・チャレンジ」

iii. 健康な惑星のヒーラー

iv. エネルギーイノベーター

(7) 認証・交付申請・授与

本プログラムは、隊長が認証し、団委員長に申請する。授与は所属団においてこれを行う。

(8) 様式

区分	様式・寸法	材質
Earth Tribe バッジ	 直径 4.2cm 円形 ワッペン	布製
チャレンジバッジ	ネイチャー バッジ 	直径 3.8cm 円形 ワッペン
	プラスチック バッジ 	直径 3.8cm 円形 ワッペン
	エネルギー バッジ 	直径 3.8cm 円形 ワッペン

(9) プログラム別履修細目

プログラム別の履修細目については、別に定め、スカウトや指導者向け資料等に示す。

国際活動

国際活動

1-9-1

1-9 の主旨に基づき、国際活動の奨励の一環として、個人の能力の向上と国際的人材の養成を図るため、外国語会話バッジを制定する。

(1) 性格

本バッジは、外国語会話能力があることを示すために着用する。

対象言語は世界スカウト機構の公用語である英語とフランス語、および各種スカウト行事において使用されることが多い言語（スペイン語、中国語（普通話）、韓国語）に加え、日本に定住している又は観光などで来日する旅行者に多く使われる言語（ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、タガログ語、アラビア語）とする。

(2) 対象

対象は次のとおりとする。

- ① くまの課程のカブスカウト
- ② ポーイスカウト

- ③ ベンチャースカウト
- ④ ローバースカウト及び同年代の指導者
- ⑤ 成人加盟員

(3) 認定

外国語会話バッジの認定は次の項目を満たすこととする。

- ア 申請する言語を使用して5分間程度会話する。会話相手は自分で選ぶことが出来る。
- イ 2分間程度の日本語の文章（手紙、物語など400文字程度）を申請する言語に通訳する。認定者は、上記項目を確認できる者とし、加盟登録の有無は問われない。

(4) 交付申請

認定を受けたスカウト及び隊指導者は、所属する隊の隊長を通じて団委員長に申請する。団指導者は、団委員長に申請する。授与は所属団においてこれを行う。

- ② 団に所属しない成人加盟員は、県コミッショナーに申請する。授与は県連盟においてこれを行う。

(5) 着用部位

右肩上中央を基準とする。（肩付け根から2cm下）

(6) 様式等

材質・色・文字

下地 青色地布 文字 黄色の刺繡（その言語を表す）

寸法

横幅6.5cm 縦幅1.5cm

様式

English

（英語）

français

（フランス語）

español

（スペイン語）

中 文

（中国語）

한국어

（韓国語）

Deutsch

（ドイツ語）

Italiano

（イタリア語）

Português

（ポルトガル語）

Русский язык

（ロシア語）

Tagalog

（タガログ語）

العربية

（アラビア語）

第3章 団 関連**スカウト、隊及び隊長の略称****スカウト、隊及び隊長の略称****3-2-1**

スカウト、隊及び隊長の略称は、次のとおりとする。

(1) スカウトの略称

- ア ビーバースカウトの略称は、「ビーバー」又は「BVS」とする。
- イ カブスカウトの略称は、「カブ」又は「CS」とする。
- ウ ボイスカウトの略称は、「ボーイ」又は「BS」とする。
- エ ベンチャースカウトの略称は、「ベンチャー」又は「VS」とする。
- オ ローバースカウトの略称は、「ローバー」又は「RS」とする。

(2) 隊の略称

- ア ビーバースカウト隊の略称は、「ビーバー隊」又は「BVS 隊」とする。
- イ カブスカウト隊の略称は、「カブ隊」又は「CS 隊」とする。
- ウ ボイスカウト隊の略称は、「ボーイ隊」又は「BS 隊」とする。
- エ ベンチャースカウト隊の略称は、「ベンチャー隊」又は「VS 隊」とする。
- オ ローバースカウト隊の略称は、「ローバー隊」又は「RS 隊」とする。

(3) 隊長の略称

- ア ビーバースカウト隊の隊長の略称は「ビーバー隊長」とする。
- イ カブスカウト隊の隊長の略称は、「カブ隊長」とする。
- ウ ボイスカウト隊の隊長の略称は、「ボーイ隊長」とする。
- エ ベンチャースカウト隊の隊長の略称は、「ベンチャー隊長」とする。
- オ ローバースカウト隊の隊長の略称は、「ローバー隊長」とする。

在外国日本スカウト団**協約****3-83-1**

在外国日本スカウト団の結成に関する本連盟と当該国の連盟との協約は、次の各条に準拠しなければならない。

団の結成**3-83-2**

在外国日本スカウト団は、本連盟と当該国の連盟との協約に基づき結成するものとする。

結成の手続**3-83-3**

在外国日本スカウト団を結成しようとするときは、次の書類を当該国の連盟の承認を経て、本連盟に提出しなければならない。

(1) 結成申請書

- ア 育成団体の名称・所在地・性格・規模
- イ 団の名称
- ウ 指導者名簿（一般経歴とスカウト経歴を記入）
- エ 隊員名簿

(2) 両国の連盟の協約に基づく遵守事項に関する誓約書

団の構成**3-83-4**

在外国日本スカウト団は、日本国籍を有する者をもって構成する。

本運動の性格**3-83-5**

在外国日本スカウト団は、本連盟教育規程及びこれに基づくプログラムに従い本運動を行うものとする。

制服・記章・標章**3-83-6**

在外国日本スカウト団は、本連盟教育規程の定める制服、記章及び標章を着用し、右胸ポケット上部に国旗標章（日の丸）をつける。

事務連絡担当者**3-83-7**

在外国日本スカウト団は、本連盟との事務連絡を円滑にするため、事務連絡担当者を定め、本連盟に通知しなければならない。

事務連絡担当者の責務**3-83-8**

事務連絡担当者は在外国日本スカウト団に関する次の事項を本連盟に年次報告する義務を負う。

- (1) 年間行事計画と実施状況
- (2) 加盟登録に関する事項
- (3) 教育規程に定められた事項

募金**3-83-9**

当該外国における日本スカウト団の募金活動は、当該外国連盟の了解を得なければ実施してはならない。ただし日本人間の募金はこの限りでない。

団の位置付け**3-83-10**

本連盟における在外国スカウト団の地位は、国内における加盟団に準ずるものとする。

在日外国スカウト隊**協約****3-84-1**

在日外国スカウト隊の結成に関する当該国の連盟と日本連盟間の協約は、次の各条に準拠しなければならない。

隊の結成**3-84-2**

在日外国スカウト隊は、当該国の連盟と日本連盟との協約に基づき結成するものとする。

結成の手続**3-84-3**

在日外国スカウト隊を結成しようとするときは、次の書類を結成地の県連盟を経由して本連盟に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 結成申請書

- ア 育成団体の名称・所在地・性格・規模
- イ 隊の名称
- ウ 指導者名簿（一般経歴とスカウト経歴を記入）
- エ 隊員名簿

(2) 当該国の連盟の承認書

(3) 両国連盟の協約に基づく遵守事項に関する誓約書

隊の構成**3-84-4**

在日外国スカウト隊は、当該国の国籍を有するものをもって構成することを原則とする。

スカウト活動の性格**3-84-5**

在日外国スカウト隊は、当該国の連盟のプログラムに従いスカウト活動を行うものとする。

服装・記章**3-84-6**

在日外国スカウト隊は、当該国連盟制定の制服、記章及び標章を着用し、右胸ポケット上部に、その国籍を明示する標章をつけなければならない。

指導者の任命**3-84-7**

在日外国スカウト隊の各級指導者を任命しようとするときは、当該国の連盟は、あらかじめ本連盟に通報しなければならない。

事務連絡担当者**3-84-8**

在日外国スカウト隊の所属する当該国の連盟は、本連盟との事務連絡を円滑にするため、本連盟の同意を得た事務連絡担当者を定めなければならない。

事務連絡担当者の責務**3-84-9**

事務連絡担当者は、在日外国スカウト隊に関する次の事項を本連盟に対し年次報告する義務を負う。

- (1) 隊員数
- (2) 指導者の異動
- (3) 年間行事計画と実施状況

募金**3-84-10**

在日外国スカウト隊の募金活動は、本連盟の完全な了解を得なければ実施してはならない。ただし、当該国人間の募金はこの限りではない。

法の遵守**3-84-11**

在日外国スカウト隊は、当該国と日本国との条約に従うとともに、日本国の法律を遵守する義務を負う。政治活動に関する本連盟教育規程 1-26 及び 1-27 は、在日外国スカウト隊もこれを遵守しなければならない。

第7章 教育の方法 関連

信仰奨励章に関する基準

信仰奨励章の取得要件

7-6-1

信仰奨励章の取得要件は次のとおりとする。

- (1) 初級以上のボーイスカウト、またはベンチャースカウトであること。
- (2) 隊集会やキャンプ、ハイキング等で行うスカウツオウン・サービスに参加する。(初級課目 5. 信仰奨励と共に)
- (3) スカウツオウン・サービスで、自分ができる役割を果たし、「ちかい」と「おきて」を日常で実践したこと、感じたことを発表する。(2級課目 5. 信仰奨励と共に)
- (4) 隊集会やキャンプ、ハイキングで行うスカウツオウン・サービスで、主要な役割を果たす。(1級課目 5. 信仰奨励と共に)
- (5) 「アンノウンスカウト」の逸話を調べ、適切な表現形式(劇、紙芝居など)で隊の仲間や他の人々に伝え、自分の「日々の善行」の実践のようすについて話す。
- (6) 班で年間を通じて行える奉仕活動を考え、隊長の指導のもとに実施する。
- (7) 自分の家の宗教(派)か、興味を持った宗教(派)の宗教儀礼、宗教行事、またはスカウツオウン・サービスに参加する。
- (8) 自分の家の宗教(派)か、興味を持った宗教(派)の教導職から信仰や宗教について話を聞く。
- (9) B-P のラストメッセージを読んで、班集会で話し合う。

認証・交付申請・授与

7-6-2

信仰奨励章は、隊長が認証し、団委員長に申請する。授与は所属団においてこれを行う。

様式

7-6-3

様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
	1.5 × 4cm	緑	左胸ポケット、年功章の上方に着用。

宗教章に関する基準

宗教章に関する基準

7-7-1

授与基準

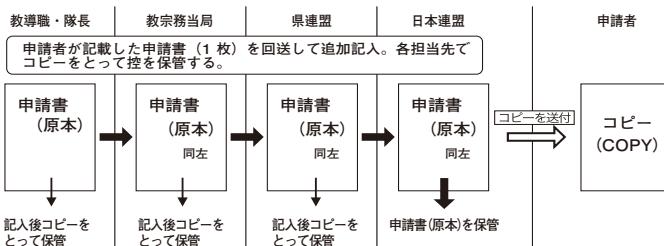
宗教章授与基準は、次のとおりとする。

- (1) 登録完了の1級以上のボーイスカウト、ベンチャースカウト及びローバースカウトであること。
- (2) 自分の所属している教宗派の歴史と教えを知ること。
- (3) 自分の所属している教宗派の宗教行事について知ること。
- (4) 礼拝の作法について知ること。
- (5) 信仰に基づき、地域社会のために奉仕すること。
- (6) 自分の生活の中に教えをどのように実践しているか記録を提出すること。
- (2) 各教宗派は、前項に基づき授与基準を制定し、本連盟の承認をうけるものとする。

申請手続きと授与

7-7-2

宗教章の申請手続きと授与は、次のとおりとする。



- 教導職は、本人が宗教章授与基準に達したと認めたときは、所属隊長と協議のうえ、授与申請の手続きを行う。
- 授与申請の手続きは、図示のとおり教導職から教宗派当局及び県連盟を経由し本連盟に対して行う。
- 本連盟は、この申請が適当と認めたときは、宗教章を県連盟に送付する。ただし、県連盟と教宗派当局の要望があるときは、直接に教宗派当局に送付することができる。
- 本人に対する授与は、所属隊長が教導職と協議して適当な時期と方法を定めて実施する。ただし、両者の了解のうえで教宗派当局が直接授与することができる。

様式等

7-7-3

宗教章の様式等は、次のとおりとする。

種類	様 式	材質	色	着用部位その他
仏教			略章部分 上半分 金 下半分 (左より) 紫・黄・赤・白・橙 吊章部分 金色の法輪	
キリスト教			略章部分 上半分 黄色地に紺文字 下半分 (左より) 白・淡青・紫 吊章部分 赤色丸型に白十字架	
神道			略章部分 上半分 金 下半分 (左より) 緑・黄・赤・白・紫 吊章部分 金色地に、緑色の光芒と鏡 緑色の勾玉	
金光教		金属	略章部分 上半分 赤二本帶 白 地に金文字 下半分 (左より) 赤・白 吊章部分 金色の縁どり 淡青色地に白雲 金色のスカウト正章	左胸ポケットの上方に着用する。 略章は、左胸ポケットの上方年功章の上部に着用する。
世界救世教			略章部分 上半分 赤二本帶 白 地に金文字 下半分 (左より) 赤・白 吊章部分 金色の縁どり 淡青色地に白雲 金色のスカウト正章	
天理教			略章部分 上4分の3 赤色地に金文字 下4分の1 (左より) 青・白 吊章部分 金色の縁どり 紫色地に金の丸に梅鉢紋	

スカウトの海外渡航に関する基準

基本精神**7-8-1**

海外渡航についての基本精神は、加盟員が国際的理を深めるとともに、国際親善の増進に寄与し、“スカウトはすべて兄弟”であるとの理念の体得に役立てられるところにある。

加盟員の海外渡航は、スカウトのプログラムに関連を持つことは勿論、スカウトの「ちかい」と「おきて」を実践することを旨としなければならない。

競合の禁止**7-8-2**

同一の集会に2個以上の別個の海外渡航団（以下渡航団とする）が参加することは認められない。同一地域に対して接近した時期に2個以上の別個の渡航団が訪問することは、特に支障のない限り認められる。

責任の所在**7-8-3**

海外渡航の計画は所定の手続きに従い、主催者が企画し実施するものとする。

承認申請**7-8-4**

海外派遣の主催者は、計画実施日の6か月前までにそれぞれの組織を通じ、次に掲げる書類を本連盟に提出し、承認申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書（目的、期間、人数、引率責任者、同行者、参加者の資格、経費、行動日程等）
- (2) 相手国連盟または受入機関の招待状あるいは案内状（ただし、国際理解、国際親善、国際体験等を主目的として、個人またはグループが海外で行うスカウトプログラムの場合はこの限りではない。）
- (3) 所属県連盟の承認

本連盟の行う事業以外で、参加者が2つ以上の県連盟にわたる場合は、主たる事業組織のある県の県連盟をとおして手続きするものとする。

外国連盟等への通報**7-8-5**

本連盟は承認した計画について相手国連盟に通報し、必要な協力を要請する。計画の主催者は本連盟の許可を受けた後、相手国連盟等へ直接通信を開始できる。

確定計画の報告**7-8-6**

承認を得た計画の実施について、実施日の1か月前までに、次に掲げる書類を、本連盟に提出しなければならない。

- (1) 参加者名簿（氏名・年齢・所属・級・住所）
- (2) 確定した行動日程

行動報告の義務**7-8-7**

計画の主催者は、帰国後1か月以内に、海外渡航の行動報告書を本

連盟に提出しなければならない。

参加者の資格

7-8-8

参加者の資格は、次に掲げる条件を満たす者とする。ただし、これを満たせないときには引率体制を整え、本連盟の承認を受ける。

(1) スカウト

- ア 加盟登録が継続2か年以上の者
- イ 事業実施日に中学校2年生以上の者
- ウ ボーイスカウトは1級以上の者、ベンチャースカウト及びローバースカウトは事業計画を達成するに足る技能等の条件を満たしている者
- エ ボーイスカウト及びベンチャースカウトは、技能章「世界友情章」を取得しているか、取得するよう努力している者

(2) 隊指導者

- ア 指導者として加盟登録が2年以上の者
- イ 事業実施日に満20歳以上の者
- ウ 隊指導者基礎訓練課程（旧ウッドバッジ研修所）の修了者
- エ 渡航の目的にしたがい、派遣団を引率するにふさわしい者

(3) その他の指導者

必要に応じて、インストラクター（医者、通訳、事業実施に必要な技能者等）を同行させることができる。

(4) その他の要件

- スカウトおよび指導者は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。
- ア 渡航中の行動に耐えるだけの健康体であることの医師の診断を得ていること。
- イ 未成年者は、保護者の同意を得ていること。
- ウ 所属する隊、団、県連盟の推薦を得ていること。
- エ 可能な限り、在籍する学校の長または在職する職場の責任者の同意を得ていること。

準備訓練

7-8-9

計画の主催者は、参加者に対して必要な準備訓練を行わなければならない。主催者が所属するそれぞれの組織のコミッショナーおよび国際委員会は準備訓練に対して必要な指導と助言を行う。

服装

7-8-10

参加者の服装は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属隊の標章類をつけた制服を着用する。
- (2) 右胸ポケットの世界スカウト章の上に国旗標章（日の丸）をつける。
- (3) ネッカチーフは各渡航団により定めることができる。

旗**7-8-11**

渡航団の旗は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国旗は必要に応じて携行する。
- (2) その他の旗は、スカウトの通常の慣例にしたがって定めることができる。

国際紹介状**国際紹介状の申請****7-11-1**

国際紹介状の受給を希望する者は、所定の書式による申請書を県連盟をとおして本連盟に提出しなければならない。

受給者の義務**7-11-2**

国際紹介状の受給者は、国際紹介状に記載された事項を守り、スカウトの国際的友情の高揚につとめるようとする。特に、訪問国連盟または最寄り地域のスカウト組織の意向にそった交流を行うことが大切である。また、次に掲げる事項については、本連盟の承認を受けなければならない。

- (1) 制服の着用
- (2) 訪問地でのスカウト大会等への参加
- (3) 訪問地のスカウト連盟への通信
- (4) 在外公館への通信

帰国後の報告**7-11-3**

受給者は、スカウト関係の交流を行った場合、その報告書を帰国後すみやかに、本連盟に送付しなければならない。

カブスカウトの選択課目（チャレンジ章）**カブスカウトの選択課目（チャレンジ章）****7-52-1**

カブスカウトの選択課目（チャレンジ章）および細目は次のとおりとする。

1. 社会生活**(1)国 際**

ア 國際連合旗の図柄を覚えて、その意味の説明ができる。

イ ポーイスカウト運動の創始者「ベーデン-パウエル」の生まれた国「イギリス」について調べて記録する。

ウ 第1回から今までに開催された世界スカウトジャンボリーの開催国名を開催順に記し、世界地図で示す。

エ 世界の中で10か国を選び、その国の次のことについて調べる。

（ア）世界地図でどこに位置するか （イ）国旗 （ウ）人口

（エ）首都 （オ）通貨の単位 （カ）スカウト活動をしているか

(2)市 民

- ア 日本の総理大臣、自分が住んでいる所の知事、市町村長の名前が言える。
- イ 良い市民になるためのいくつかの心がまえを説明する。
- ウ 電車やバスなどを利用するときの心得を知り実行する。
- エ 自分の住んでいる地域内での善行に心がけ、1か月間の実行記録をつける。
- オ 自分が住んでいる都道府県の県花、県木及び県鳥の名前と由来などについて調べ説明する。
- カ 自分の学校と市町村の旗の図柄を書く。

(3)友 情

- ア カブランリー、地区スカウト行事などで、他の団のカブスカウトと友だちになる。
- イ ペンフレンドをつくり、2回以上文通をする。
- ウ 友だちに呼びかけて、スカウト仲間をふやす努力をする。
- エ 隊や組での自分の役割を果たし、仲間に認めてもらう。

(4)動物愛護

- ア 自分の住んでいるまわりにどんな動物がいるかを調べる。
- イ 自分の家や学校などで飼っている動物の飼育記録を1か月以上つける。
- ウ 盲導犬や介助犬について調べる。
- エ 犬、猫、金魚、熱帯魚、小鳥など家で飼育できる動物のうち1種類を選びかかりやすい病気について調べる。

(5)案 内

- ア 自分の住んでいる地域で、道を聞かれたときにその道順を教えることができる。
- イ 地図上で、自分の住んでいる地域のバス（または電車）路線を示し、指定された所に行く道順を教えることができる。
- ウ 自分の住んでいる地域にある公共施設の場所を案内することができる。
- エ 自分の住んでいる地域のイラスト観光地図を書く。

(6)自然保護

- ア 絶滅しそうな動物か植物を調べ、それを救うためにはどのようなことができるか考えて話をする。
- イ 次のうち1つを実行する。
 - (ア) 1種類の動物か植物の成長を観察し、スケッチ、写真、図表、記録帳などを使って発表する。
 - (イ) 動物園か自然博物館などを訪ね、動物か鳥の1つについてそ

の特性と食習慣を調べて発表する。

- ウ 次の課題のうち1つに参加するかまたは実行する。
 - (ア) 下水溝、川や池の周りのごみを取り除き、きれいにする。
 - (イ) 小鳥のえさ台、水浴び場や巣箱を作り、備えつけて管理する。
 - (ウ) 自然環境調査（野鳥、保護樹など）に参加する。

(7) 手伝い

- ア 部屋や庭などの掃除をして整頓をする。
- イ 窓拭きか廊下のぞうきんがけをする。
- ウ ハンカチやネッカチーフを洗いアイロンをかける。
- エ 記章やボタンをつける。
- オ 食事の準備をして簡単な食事を作り、後片付けをする。

(8)災害救助員

- ア 災害が起きたときの集合場所などを、家族で相談し決めておく。
- イ 災害時などに緊急に持ち出す必要なものを1つの荷物にまとめて準備しておく。
- ウ 消火器の種類を知り、その使い方を覚える。

2. 自然と野外活動

(1)天文学者

- ア 北斗七星と北極星を見つける。
- イ 3つ以上の星座の神話や伝説を知り、その位置を確認する。
- ウ 天体望遠鏡で星を観測する。
- エ 宇宙をテーマとした物語を読んで感想文を書く。

(2)自然観察官

- ア 次の自然に生息する動物から1つを選び、そのうちの5種類を観察してその様子や特徴を調べ記録する。

鳥 昆虫 魚 貝 水中に住む生き物 小動物

- イ 次の自然に生息する植物から1つを選び、そのうちの5種類を観察してその様子や特徴を調べ記録する。

花が咲く植物 樹木 野草

(3)ハイカー

- ア 隊や組のハイキングに3回以上参加する。
- イ 磁石がどのように役立つかを知り、8方位を覚える。
- ウ 野や山で道に迷ったときに注意することを説明する。
- エ 指導者が示した2km以内にある目標地点を、追跡サインを使って見

つけることができる。

(4)キャンパー

- ア 隊のキャンプに2回以上参加する。
- イ キャンプの個人用品一式を自分で荷造りする。
- ウ テントを張ったりたたむのを手伝う。
- エ キャンプで簡単な食事の準備と後片付けの手伝いをする。
- オ キャンプのための健康と安全の基本的な事項を知り説明する。
- カ キャンプの撤営を手伝う。

注:この課目は、1人ではなく、隊か組の一員として行う。さらに、適切な準備と指導者がいるときだけ実施すること。

(5)地質学者

- ア 5種類の岩石や鉱石を集めて、名前と特徴を調べて説明する。
- イ 火山、温泉や地震のおこる原因を調べ図を書いて説明する。
- ウ 山や川がどのようにしてできるかを説明する。

(6)気象学者

- ア 温度計と湿度計の読み方を知り、1か月間、温度、湿度と天候を調べて記録する。
- イ 風向計を作り、1か月間、風向を調べて記録する。
- ウ 雲の種類を3つ見分け、雲と天候の関係を知る。
- エ 1か月間、新聞に出ている天気図を切り抜いて日付順に整理し、天気図と天気の関係を調べる。

(7)探検家

- ア 仲間と一緒に自然物やいろいろな物を利用して、簡単な小屋を作る。
- イ 野外で火を使うときの注意事項を知り、マッチで火を起こす。
- ウ 歴史に残る探検家1人を選んで調べる。

3. 技術

(1)写真博士

- ア カメラを使うときに注意することを説明する。(写すときのカメラのかまえ方、シャッターの使い方など)
- イ 家族やカブの仲間の写真をとる。
- ウ 写真コンテスト(ボイスカウト写真コンテストなど)に応募する。
- エ 自分が写した写真を台紙に整理し、写した年月日や場所などを記入する。

(2)コンピュータ博士

- ア コンピュータがどんなことで使われているかを調べる。

- イ コンピュータやワープロを使って、手紙文や作文などを打つことができる。
- ウ コンピュータに関係のある用語を調べる。

(3)自転車博士

- ア 自転車の各部の名前を知り、手入れをする。
- イ 道路標識を知り、交通安全規則を守って自転車に正しく乗ることができます。
- ウ サイクリングを計画・実行して、その記録をつける。

注:この課目は、事故防止のため、適切な準備と指導者や保護者のいるときに実施すること。

(4)工作博士

- ア のこぎり、金づち、きり、小刀などの安全で正しい使い方と手入れができる。
- イ 自分で選んだ材料を使ってチーフリングを作る。
- ウ 家にあるいろいろな材料を使って役に立つ物を作る。
- エ 設計図を書いて、自分が乗れる乗り物を作る。

(5)通信博士

- ア 絵と文字を使って手紙を書く。
- イ 正しく電話をかけることができ、緊急電話のかけ方を知る。
- ウ 暗号で簡単な通信文を作り、解読することができる。
- エ 手旗信号で、15字くらいの文の送受信ができる。
- オ 手話で簡単なあいさつができる。

(6)修理博士

- ア やぶれた本の修理ができる。
- イ 乾電池の (+) (-) を見て入れかえができる。
- ウ 家の中のやぶれた物やこわされた物の修理ができる。
- エ 水道管の破裂、ガスもれの場合に最初にしなければならないことを説明する。
- オ 接着剤や塗料を使うとき、注意しなければならないことを教えてもらい実際に使ってみる。

注:この課目のウ、オの細目は、危険が伴うがあるので、指導者か保護者など大人のいるときに行う。

(7)乗り物博士

- ア 自動車、汽車、電車、船、飛行機などの中から自分の好きなものを選んでどのように発達してきたかを調べて記録する。
- イ 自動車、汽車、電車、船、飛行機などのうち自分の好きなものを1

つ選んで写真や絵などを集め整理して発表する。

ウ 次のものから1つを選んで、どのようにして動いたり止まったりするかを説明する。

自動車 電車 蒸気機関車 船 飛行機

エ 自分の住んでいる地域の交通網を調べて交通地図を作る。

(8)技術博士

ア 電気や水またはガスが各家庭にどのようにして送られているかを調べ、絵に書いて説明する。

イ エジソン、ワット、ベル、ライト兄弟のうち1人を選んでその人の発明したものを調べて記録する。

ウ 次のうちから2つを選んで作る。

(ア) 歯車を使ったおもちゃ (イ) ラジオか無線機

(ウ) 自動車の動く模型 (エ) 電車か機関車の動く模型

(オ) 模型飛行機 (カ) 船の動く模型

(キ) 望遠鏡 (ク) 音を伝える装置

(ケ) 簡単なモーター

(9)救急博士

ア ガーゼや包帯で傷を手当てる方法を知る。

イ 傷口を直接おさえて止血する方法を知る。

ウ 貧血をおこしたときや鼻血が出たときに、どうしたらよいかを知り、簡単な手当ができる。

エ 三角布で腕をつることや、ひざの包帯をすることができる。

オ やけどの手当ての方法を知る。

カ 体温と脈拍を正しくはかり、1週間記録をする。

(10) 特技博士

ア 次のもののうち資格か級を持っていること。

アマチュア無線 珠算 書道 囲碁 将棋

柔道 剣道 空手 合氣道 弓道 少林寺拳法 など

4. スポーツ

(1)水泳選手

ア 泳ぐ前に行う準備体操の必要なことを知り、実際にやってみる。

イ クロールか平泳ぎで25m以上泳ぐことができる。

ウ 立泳ぎが2分間以上できる。

エ おぼれた人を発見したとき、助けるために自分がどのような行動をした

らよいを説明する。

(2)運動選手

- ア 正しい歩き方と走り方ができる。
- イ 健康な体をつくるために、食事・睡眠・運動の大切なことを説明する。
- ウ 運動のあと体の清潔さを保つことができる。
- エ オリンピックの歴史、五輪マーク、競技種目、開催年度と開催都市を調べて記録する。
- オ 次の種目の中から5種目以上の基準値に到達する。

基準値

種 目	2年生	3年生	4年生	5年生
握 力 (kg)	10.8	12.4	14.3	16.4
上 体 お こ し (回)	14	16	18	20
長 座 体 前 屈 (cm)	29.2	31.4	33.5	35.9
反 復 横 跳 び (回)	32	35	39	43
立 ち 幅 跳 び (cm)	123	134	144	151
20 m シャトルラン (回)	26	35	43	52
5 0 m 走 (秒)	10.7	10.1	9.7	9.3
ボ ー ル 投 げ (m)	10	13	16	19

(3)チームスポーツ選手

- ア 隊や組の仲間でスポーツのチームを作り、その一員となる。
- イ 次の競技の中から1つを選び、競技方法を知る。
 - サッカー ラグビー 野球 ソフトボール
 - キックベースボール ハンドベースボール
 - バレーボール バスケットボール ポートボールなど
- ウ 自分の好きなスポーツを選び、3回以上試合に出る。
- エ 細目ウで選んだスポーツに必要な用具と服装の手入れができる。

(4)スキーチ選手

- ア スキー靴をはき、スキーをつけ、スキーとスティックの正しい使い方を実際にしてみせる。
- イ スキー用具の正しい手入れ（シーズンオフのしまい方を含む）ができる。
- ウ スキー中の態度と、事故の場合の助けを求める方法を知る。
- エ リフトやTバーを使うときの安全規則を知っている。
- オ 開脚登行・階段登行・斜め階段登行を使って斜面を登る。
- カ 次の種目を実際にしてみせる。

- (ア) 直滑降（10度程度の斜面） (イ) 斜滑降
- (ウ) プルーカ（全制動）で真っすぐ斜面を滑る。
- (エ) プルーカボーゲンで左右へとターンをくり返して滑る。

注：全日本スキー連盟バッジテスト5級以上またはジュニアーバッジテスト4級以上に合格しているものは、前記オ、カの細目は合格とする。

(5)アイススケート選手

- ア スケート靴をはくことと手入れができる。
 - イ スケートリンクでの態度と、自然結氷の池や湖で滑るときの注意事項を説明する。
 - ウ 次のことを実際にみてみせる。
 - (ア) 30m以上前に滑る。 (イ) 左右に曲がる。
 - (ウ) 直径10mくらいの円を、左回り右回りの両方をクロスカットで滑る。
- 注：日本スケート連盟プレーン・スケーティングテストC級以上に合格している者は、前記ウの細目は合格とする。

5. 文化・趣味

(1)収集家

- ア 切手、コイン、ワッペン、貝殻など自分の好きなものをを集め分類整理をする。
- イ 分類整理をしたコレクションを公開し、みんなに説明する。

(2)画家

- ア 水彩絵具を使って家族の似顔絵をかく。
- イ ゴム版などを使って年賀状などを作る。
- ウ クレヨン・パスか水彩絵具を使って、風景や建物をかく。
- エ 簡単な物語で4こま漫画をかく。

(3)音楽家

- ア 楽譜を正しく読むことができる。
- イ 譜面を見ながら演奏ができる。
- ウ 仲間と一緒に合奏ができる。
- エ カブスクアウト歌集から選んで2曲以上歌う。

(4)料理家

- ア 包丁を正しく使い、切ったり皮をむいたりすることができます。
- イ 献立にしたがって材料を購入し、料理の手伝いをする。
- ウ 家族と一緒にクッキーやケーキなどをを作る。
- エ 自分の得意とする料理を作り、家族に食べてもらう。

(5) フィッシャーマン

- ア 5種類以上の海水魚と淡水魚の名前を知り、見分けることができる。
- イ 釣りをするときのマナーと安全について説明できる。
- ウ 魚釣り道具の正しい使い方ができる。
- エ 自分の釣った魚の種類と大きさを記録し、魚拓をつくる。

(6) 旅行家

- ア 自分が家族と旅行をしたい場所を選び、交通手段、行程、費用などを調べて計画を立て、持って行く物のリストを作る。
- イ 自分が旅行したときの思い出を感想文にまとめる。
- ウ 旅行中のマナーについて知る。
- エ 旅行に必要な薬などをそろえる。

(7) 園芸家

- ア 家で食べる2種類の野菜を育てる。
- イ 種子や球根で育つ草花を栽培して花を咲かせる。
- ウ 実のなる植物を育てる。
- エ 草花につく害虫を調べ、取り除く方法を知る。
- オ 栽培する植物に合った土をつくることができる。

(8) 演劇家

- ア 寸劇を計画し、衣装を着けて役を演じて見せる。
- イ いろいろな材料を使って、人や動物のお面を作る。
- ウ 劇の脚本を作り、それに合わせて自分で作った衣装、道具などを使い、役を演じる。
- エ 2つ以上の擬音装置を作り実演する。
- オ 次のもののどちらかを選んで実演する。

(ア) 自分が工夫して作った影絵 (イ) 簡単なパントマイム

(9) 読書家

- ア 自分が読んだ本のリストを作る。
- イ 自分が読んだ本のうち、一番好きな本の内容と感想について話す。
- ウ 本の正しい扱い方ができる。
- エ 本のカバーを作り、表題を入れる。
- オ 辞書と百科事典の使い方を説明する。
- カ 図書館での本の並べ方、カードシステム、本の探し方について、具体例をあげて説明する。

(10) マジシャン

- ア ロープを使った3種類以上の手品を覚えて発表する。

- イ ブラックを使った手品ができる。
- ウ 細目ア・イ以外の道具を使って簡単な手品をする。
- エ 組の仲間と隊集会でマジックショーを行う。

企業・団体協力による選択課目の設置

7-52-2

カブスカウトの選択課目（チャレンジ章）について、企業および各種団体の協力により、期限付きの課目を設置することができる。ただし、進級課目との関連性は持たせない。

- ② 選択課目の細目は、企業および各種団体と連携して、スカウト活動の質を高めるものとする。
- ③ 記章は、選択課目と同じ形状、同じ着用位置とするが、生地と縁の色については、既存の記章とは明確に異なるよう設定する。

技能章課目

技能章課目

7-63-1

技能章課目および考查細目は次のとおりとする。

1. 野営章

- (1) 入団以来通算6泊以上のキャンプに参加していること。
- (2) キャンプ地を選ぶときの基本的な条件と自然環境を保護するための注意点を説明し、班キャンプにおけるサイト設計図を作成し、そのキャンプ地に合った班サイトを構築すること。
- (3) 家型テントとドーム型テントを含む、代表的なテントを3種以上張り、特徴、用途を説明できること。
- (4) フライ付き家型テントを正しく張り、昼と夜、晴天と雨天、強風時に応じた綱の張り方ならびに支柱、ソドクロス、換気窓、扉の扱い、乾燥作業ができること。また、ドーム型テントの強風時および雨天時の対策、乾燥作業ができる。
- (5) 木、竹などの材料を用い、正しいロープ結びを用いてキャンプ生活に必要な用具や設備、立ちかまどを含む3種以上を製作すること。
- (6) キャンプの衛生について、次の各項にわけて説明ができること。
 - ア 湿気の防止と乾燥作業の必要性とその方法
 - イ 寝るテント内に食品を貯えることの有害な理由
 - ウ キャンプサイトにハエを発生させないための対策
- (7) 夜のキャンプサイトにおける正しい明かりのとり方を理解していること。また、ホワイトガソリン、灯油、ガス、乾電池を使用するキャンピング灯火を3種以上使用した経験があり、取り扱い上の注意事項・特徴・手入れの

方法が説明できること。炊事用コンロの正しい取り扱いが説明できること。

- (8) 2泊以上のキャンプに必要な個人携行品を身につけて点検を受けること。

2. 野営管理章

- (1) 野営計画時において次の項目について点検し、点検報告書を作成する。
 - ア キャンプ地の選定（水質検査を含む）
 - イ 食料および燃料の手配
 - ウ 便所とごみ捨ての衛生処理
 - エ 班サトの立地条件（炊事場・かまど配置条件を含む）
 - オ 現地における緊急対策
- (2) 朝と夜の点検の重要性と心構えについて説明し、朝と夜の点検の各点検項目表を作成し、それを用いて実際のキャンプにおいて点検を行い、報告する。
- (3) キャンプ中に起きるかもしれない突発事故（例えば急病、火災、盗難、虫害、風水害など）がおきた場合の処置について説明できること。
- (4) 次のキャンプ用具の格納、保管に当たり、行うべき処置を知ること。
 - ア テント、フライシート イ グランドシート ウ ペグ
 - エ 工具 オ 炊具 カ ロープ類
- (5) 水辺または水泳プログラムを有するキャンプの安全管理につき、特に注意する点を説明できること。
- (6) キャンプにおいて朝礼、スカウツオウン・サービス、キャンプファイアを計画、実施し、それぞれの意義について説明する。
- (7) 隊、地区または県連盟など1個隊以上の規模で行われるキャンプ、または常設キャンプ場の管理に通算3昼夜以上奉仕した経験があり、その奉仕記録または報告書を提出する。

3. 救急章

- (1) ボーイスカウト救急法講習会もしくはそれに準ずる救急法講習会を修了する。
ただし、次の講習会の場合では、ボーイスカウト救急法講習会の一部細目を履修することができる。これらの講習会で履修できなかった細目については、別途考查を受け、合格すること。

	日本赤十字社		消防署	
ボーイスカウト 救急法講習会細目	救急法 講習	救急員 養成講習	普通救命 講習	上級救命 講習
1. 救急法の基本	(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)
2. 心肺蘇生法	○	○	○	○
3. A E D	(1)(2)	(1)(2)	(1)(2)	(1)(2)

ボーイスカウト 救急法講習会細目	日本赤十字社		消防署	
	救急法 講習	救急員 養成講習	普通救命 講習	上級救命 講習
4. 止血法		(1)		○
5. ショック		○		
6. 食中毒		○		
7. 一酸化炭素中毒		○		
8. 熱中症		○		
9. 頭部外傷		○		
10. 骨折、捻挫		○		○
11. きず等		(2) ア～オ		(2) ウ
12. 動・植物による被害		(2) (3) (5)		
13. 搬送法		○		○
14. 救急要請	○	○	○	○

※○はボーイスカウト救急法講習会の細目のすべてを履修したものとし、数字で示すものはボーイスカウト救急法講習会の該当番号の細目のみを履修とみなす。

- (2) 隊の救急箱を整備し（未整備品、充足、不足物品のリストアップ含む）、そのチェックリストを提出する。
- (3) 県連盟、地区単位で設置される救護所の奉仕や隊活動、キャンプでの救護係を通算5日以上担当し、その報告書を提出する。

〈参考〉 ボーイスカウト救急法講習会細目

1 救急法の基本

次のことについて説明できる。

- (1) ボーイスカウト救急法の意義
- (2) 傷病者の観察
- (3) 応急手当の流れ

2 心肺蘇生法

- (1) 心肺蘇生法の手順を説明できる。
- (2) 気道内異物除去の意義を説明し、正しく実演できる。
- (3) 気道確保の意義を説明し、正しく実演できる。
- (4) 人工呼吸法の意義を説明し、マウス・ツー・マウスによる呼気吹き込み法を正しく実演できる。
- (5) 胸骨圧迫(心臓マッサージ)の意義を説明し、正しく実演できる。

3 AED (自動体外式除細動器)

- (1) AED の適応を理解し、説明できる。
- (2) AED 使用の手順を説明できる。
- (3) AED が作動しない心臓の状態と、そのような状態の時には何をしなければいけないのかを説明できる。

4 止血法

以下の止血法の説明ができ、出血の状態に適した止血法がそれぞれ実演できる。

- (1) 直接圧迫止血法 (2) 止血帯止血法

5 ショック

ショック状態の徴候と、予防のための手当てを説明できる。

6 食中毒

食中毒について説明し、その予防と手当ての方法を説明できる。

7 一酸化炭素中毒

一酸化炭素中毒を説明し、その予防と回避する方法を実演できる。

8 熱中症

熱中症の種類とその予防、応急手当てを説明し、実演できる。

9 頭部外傷

頭部打撲時の症状と注意事項を説明できる。

10 骨折、捻挫

次の部位の骨折、捻挫、打撲に対し身近な道具を用い、創意と工夫で正しい応急手当てができる。

- (1) 鎖骨 (2) 上腕 (3) 前腕 (4) 大腿骨 (5) 下腿
 (6) 人さし指 (7) 手首・足首の捻挫 (8) 四肢の打撲

11 きず等

(1) きずの種類と応急手当てについての一般的注意事項を説明できる。

(2) 日常遭遇しやすい次のような場合の応急手当てができる。

ア 鼻血 イ 目のちり ウ やけど

エ 指の切りきず オ 立ちぐらみ カ 腹痛

12 動・植物による被害

以下の生物による被害の予防と応急手当てを説明できる。

- (1) スズメバチ刺傷 (2) 毒ヘビ咬傷 (3) イヌ咬傷
 (4) ムカデ咬傷 (5) ウルシ接触性皮膚炎

13 搬送法

傷病者を搬送する方法を一人法で3通り、二人法で2通り、三人法で1通りが実演できる。また、急造担架を作り、担架で運ぶ時の注意を説明し、その担架で実際に運ぶことができる。

14 救急要請

電話で救急車を要請する時の必要事項を説明し、通報を実演する。

4. 野外炊事章

- (1) 戸外で、あり合わせの材料を用いて、地面を掘らない方法で、3種以上のかまどを作ること。また、常設かまどの正しい利用方法と注意点を説明できること。
- (2) ホワイトガソリン、灯油、ガスを使用するキャッシングストーブ（コンロ）と自然保護の関係について理解していること。また、1機種以上のキャッシングストーブを使用して炊事をした経験があり、取り扱い上の注意事項・特徴・手入れの方法が説明できること。
- (3) マッチに防水加工を施し、携帯用の防水容器に入れて提出すること。
- (4) 班の炊事係として、次の野外料理を作ること。
 - ア 食用野草を含む野菜料理 2種以上
 - イ 牛、豚、鶏などの肉料理 2種以上
 - ウ 塩干魚および生魚の料理 2種以上
 - エ 小麦粉を用いたダンパー、またはツイスト
- (5) 川などの自然水を使用するときの簡易ろ過装置を図解し作成する。また、ろ過後の水及び生水の滅菌ができること。
- (6) 非常食（簡易食品を含む）5種をあげ、その扱いを知ること。
- (7) 炊事用具の正しい使用と管理ができ、次の項目が実演できること。
 - ア 包丁を用いて、料理に応じた野菜の切り方、魚の3枚おろし。
 - イ 使用した炊事用具で食中毒を引き起こさないための衛生管理方法。

5. 公民章

- (1) 次の3項目について説明する。
 - ア 国民の権利、義務
 - イ 民主主義と基本的人権
 - ウ 日本国憲法の三大原則
- (2) 地球環境問題について1つ取り上げ、自分には何ができるか説明する。
- (3) 日本がどのような国際貢献をしてきたか、また今後求められる国際貢献について説明する。
- (4) ボーイスカウト以外で地域に貢献する団体を調べる。
- (5) 国において市民権とはどういう意味か調べ、どうすればこの国において良き国民となるか隊長と話し合う。
- (6) 新聞等の報道の中から「平和」・「人権」に関する記事を1つ選び、概略をまとめる。
- (7) 郷土の歴史、伝統行事、文化遺産について調べ、報告書を提出する。
- (8) 隊長の助言を得て、地域社会での指導的立場にある人を訪問し、仕

事や任務について学び、集会で話す。

6. パイオニアリング章

- (1) 8の字しばり（または三脚しばり）を用いて、丸太等で三脚を組み立てる。
- (2) 角しばりと筋かいしばりを用いて、丸太材で台形橋脚（斜め材2本入り）を組み立てる。
- (3) ロープを強く張るための結びを知り、2種以上の方を実演する。できれば、滑車を使った場合の方を知り実演する。
- (4) 次のいずれか1種を選び、これを構築する。
 - ア 100kg以上の荷や人を積めるいかだ
 - イ 幅30cm以上、長さ3m以上でリュックを背にしたスカウト1人ずつが安全に通れる軽架橋
 - ウ 頂上でスカウト1人が安全に作業できる高さ4.5m以上の信号やぐら
- (5) (4)で選んだ工作物の設計図を作成し、使うロープの種類、使用するロープ結び等を説明し、資材リストを作成する。
- (6) (4)で選んだ工作物の模型を作成し、作業計画書を作成し、作業手順が説明できる。
- (7) (4)で選んだ工作物を構築する場合の作業安全計画書を作成し、作業にあたっての安全対策が説明できる。

7. リーダーシップ章

- (1) 班長または次長（ベンチャースカウトの場合は議長またはチーフ）として、6か月以上、隊運営に携わる。
- (2) 班の係（ベンチャースカウトの場合は隊または活動チーム）において、それぞれの役割について説明できる。
- (3) 他のスカウトの進級に向けて、スカウト技能を指導する。
- (4) 傾聴について知り、仲間の意見を理解する。
- (5) コミュニケーションに関する書籍を読み、自分の意見を隊長と話し合う。

8. ハイキング章

- (1) パトローリングの正しい方法と、その意味を説明する。
- (2) ハイキングの装備携行品一覧表を作成する。
- (3) ハイキングで観察物を3種類以上スケッチする。
- (4) 地球にやさしい野外活動をするために、ハイキングで何ができるかを説明できる（アウトドアコード）。
- (5) 道に迷ったときの対処の方法を説明できる。
- (6) ハイキングで野帳をつけ、またその野帳によって略地図を作る。

- (7) ハイキングに適切な服装、雨具、靴について説明できる。
- (8) 自然環境を利用した天気の予測ができる。
- (9) 日中、夜間においてコンパスを用いずに2種類の方法で方位を発見する。

9. スカウトソング章

- (1) 「君が代」と「連盟歌」を正しく歌える。
- (2) スカウト歌集から10曲以上、スカウトソングを歌える。
- (3) セレモニーで連盟歌の指揮を正しく行う。
- (4) 5曲以上のスカウトソングを歌唱指導することができる。

10. 通信章

- (1) 100m以上離れた2点で手旗の送受信ができる。
- (2) 号笛または旗を用いたモールス信号で10文字程度の文章の送受信ができる。
- (3) 追跡記号を10種以上覚える。
- (4) 300m以上の距離に追跡記号を設置し班員を誘導する。
- (5) 救難信号の種類と使い方を説明する。

11. 計測章

- (1) 自分の体や身近にあるものを用いて簡単な計測を行う。
- (2) ロープに1m刻みの目盛りを施し、計測に使える。
- (3) 100mの距離を誤差5%以内で歩測する。
- (4) スカウトペースで2kmを15分で移動する。
- (5) はかりや計量器を使わずに、1合の米、1Lの水を15%以内の誤差で量る。
- (6) 自作の簡易測量器具を使い、樹木などの高さを誤差10%以内で測る。
- (7) 簡易測量法を用い、到達できない2点間の距離（長さ、高さ）を誤差10%以内で測る。
- (8) 計測を取り入れた集会を計画、実施を行う。

12. 觀察章

- (1) 食用植物、有害植物をそれぞれ2種以上見分ける。
- (2) 24個の小さなものを1分間観察し、そのうちの16個以上を記憶によつて答える。
- (3) ハイキングで観察物を3種以上 の方法（写真、スケッチ、拓本、採取など）で記録する。
- (4) 樹木5種類以上をスケッチまたは写真で記録し、特徴を述べる。
- (5) 北極星の発見方法を知り、北極星を発見できる。また、5つの星座を

発見できる。

- (6) 身近にいる動物（ほ乳類・鳥類・魚類など）について観察し、報告する。

13. 読図章

- (1) 16方位と方位角の呼び方を覚え、コンパスで進路を発見する。
- (2) 2万5千分の1地形図を用いて次のことをする。
 - ア 図上に示された2つの地点の間の方位角、直線距離、標高差、道路に沿った歩行距離を読む。
 - イ 真北と磁北の違いを説明する。
 - ウ 500m（または1km）ごとの方眼を正確に書き入れた地形図により、6桁（または8桁）座標読みを行い、示された地点に到達する。
- (3) 三角点、水準点、標高点、等高線とは何かを知り、三角点または水準点の標石を発見する。
- (4) コンパスを用い、バックベアリングができる。
- (5) クロスベアリングの手法を用い、地形図上で現在地を発見する。
- (6) 自分の住んでいる地域にある3つ以上の施設へ地図を使って案内ができる。

14. 水泳章

- (1) 水泳初心者に対して行うべき注意を知り、準備運動およびパディ・システム（2人組法）を指導できること。
- (2) 500m以上を泳ぎ続けること。（場所と時間は制限せず）
- (3) 外出着（上着、ズボン、シャツ、ソックス）および靴を20秒以内に脱ぎ、水中に飛び込むこと。
- (4) 岸、船、桟橋などにより水中に飛び込むときの注意につき説明すること。
- (5) 岸より5mの水底にある4kgの物体を水底に潜り、泳ぎながら岸まで引き上げること。
- (6) 溺者を発見した際、自分の水泳能力とそのときの状況に応じてとり得る処置を説明し、これを実演すること。
- (7) 水泳後の健康、衛生につき、説明すること。
- (8) 50mを55秒以内で泳ぎ得ること。
- (9) ライフジャケットの効力、浮力（自分の体重は何キロの浮力のライフジャケットであれば浮くか）、正しい着用の仕方を調べ、それを実演すること。

15. 案内章

- (1) 自宅を中心とした地域内（市街地1km～村落3km）にある次の各施設の方向、距離及び所要時間（徒步、自転車、公共交通機関）を示し、人を案内できること。

郵便局、郵便ポスト、駐在所、幼稚園、学校、図書館、病院、病院、薬局、寺、神社、教会、公園、停留所、宿泊施設、自転車・自動車の修理所、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、浴場、消火栓、橋、おもな商店、工場などの構築物または施設

- (2) 地域内外にある次の各施設の方向、距離及び所要時間（徒歩、自転車、公共交通機関）を示し、人を案内できること。

県庁、市区町村役所、警察署、消防署、公民館、保健所、駅、主要幹線道路（国道）、高速道路の入り口、空港

- (3) 自宅を中心半径1km～3kmの方向に(1)及び(2)にあげた任意の施設へ、徒歩で行く場合の略図を描き、目標物・危険箇所及び次の地物を出来るだけ書き入れて提出すること。

池、沼、河川、鉄道、港湾、踏切、堤防、坂道、道路（種別）、バス路線、船着場

- (4) 自分の住む市町村の産業、文化、交通上の特徴をふまえて、自分なりの観光ガイドマップを作成し、実際に案内できること。

- (5) 次のアまたはイについて報告書を提出する。

ア 居住地付近及び隊本部付近を除く、任意の市街地または集落を含む地域において、行程8km以上の踏査を行い、前記案内章の(1)、(2)及び(3)の考查細目に相当する案内書を作成し、スケッチ、写真案内地図、その他、参考資料を添付して提出すること。

イ 次のいずれか1つについて踏査を行い、その実施計画作成上十分参考となる程度の報告書（交通の便、距離、時間、スクウト活動に利用し得る地形、地物の状況その他）を作成提出すること。

（ア）カブ隊ピクニックコース （イ）ボーイ隊ハイキングコース

（ウ）ボーイ隊のキャンプ地 （エ）ベンチャー隊の移動キャンプコース

16. エネルギー章

- (1) 第1次エネルギーの種類をあげ、その現状について説明すること。
- (2) 水力、火力及び原子力による電気エネルギーの原理を知り、それぞれの長所短所について述べること。
- (3) 家庭を中心とした熱エネルギー（給湯・暖房など）についてその製造方法の概要と供給経路を知ること。
- (4) 再生可能エネルギーの定義について説明すること。
- (5) 再生可能エネルギーの種類を3種類あげ、そのうちの2つについてその原理を説明すること。
- (6) 原子力、風力、太陽、海洋、地熱・バイオガスのうち2つのエネルギー

ー供給について、自分の考えをまとめ、また実用的なものを調べて報告すること。

- (7) 自宅または町で見られるエネルギーの浪費の実例 10、及びエネルギー利用による汚染があれば、事例5つをあげ、それらをなくす提案をすること。
- (8) 「われわれはなぜエネルギー資源の保護・開発をするのか」について、隊や班で話す。

17. 介護章

- (1) 各種障がい（老齢による機能障がいを含む）について正しい基礎知識を持ち、簡単に説明すること。
- (2) 次にあげる援助を正しく行えること。
 - ア 車椅子利用者を段差・階段等において安全に導き、バスやタクシーの乗降を補助する。
 - イ 白杖利用者のサインを知り、道路・駅・店等において安全に誘導する。
 - ウ 聴覚障がい者に、30分以上の会合の内容を正しく伝達する。
 - エ 要介護者の食事について、適切な援助ができる。
 - オ 要介護者の身体をきれいにし、身じまいよくすることができる。
- (3) 障がい児（者）等介助を必要とする人とキャンプ・ハイキングなどを共にする場合の必要な援助について述べること。
- (4) 障がい児（者）、高齢者への奉仕活動、または交流に参加し、そのときの状況、話題、感想などを隊長に報告すること。
- (5) 介護・介助を必要とする人と共に生きる社会を作っていくために、自分がなし得ることについて考えをまとめ提出すること。

18. 看護章

- (1) ボーイスカウト看護法講習会、もしくはそれに準ずる看護法講習会を修了して考查に合格すること。
- (2) 活動中に発生した次のような場合の看護について説明できる。
 - ア 発熱 イ はき気・嘔吐 ウ 腹痛 エ 便秘
 - オ 下痢 カ 頭痛 キ 乗物酔い
- (3) 隊の救急箱を整備し(未整備品、充足・不足物品のリストアップを含む)、そのチェックリストを提出する。(救急章と共に通細目)
- (4) 県連盟、地区単位で設置される救護所の奉仕や隊活動、キャンプでの救護係を通算5日以上担当し、その報告書を提出する。(救急章と共に通細目)

〈参考〉ボイスカウト看護法講習会細目

1. 病気の兆候をみる
 - (1) 体温の測り方 (2) 脈拍の測り方 (3) 呼吸の見方
 - (4) のどの見方 (5) 症状の観察 (6) 看護の記録
2. 感染を予防する
 - (1) 感染症とは (2) 手の洗い方 (3) エプロンの使い方
 - (4) 吐物・排泄物の処理
3. 症状を和らげる
 - (1) 体を温める (2) 体を冷やす
 - (3) 湯たんぽ、氷まぐら、氷のうなどの使い方
 - (4) 薬の管理と与え方
4. 気持ちよく楽に寝かせる
 - (1) 快適な病室・寝具の条件 (2) 姿勢・体位の変え方
 - (3) 病人・看護者の体への負担と注意事項
5. 身体を清潔に保つ
 - (1) 体のふき方 (2) 着衣の換え方 (3) シーツの換え方
 - (4) 口の清潔 (5) 髪の手入れ
6. 食事を食べさせる
 - (1) 栄養と食事 (2) 食事の進め方
7. 心をケアする
 - (1) 看護を必要とする人への接し方 (2) 心の症状
 - (3) 話の仕方、話の聞き方

19. 手話章

- (1) 聴覚障がい者が社会生活を営む上で生じるハンディキャップを4つ以上あげ、それを改善する方法について述べること。
- (2) 耳栓等を用い、ろう・難聴の状態で1時間勉強する、テレビを見る、家の近くで用事をするなど日常生活をしておこった問題、その対応などについて体験を報告すること。
- (3) 手話の特徴、構造及び表現様式について説明すること。
- (4) 聴覚障がい者または手話のできる人と手話で会話し、そのときの状況、話題、感想などを簡単に報告すること。
- (5) 手話通訳（口話も含む）にあたっての姿勢（心がまえ）について説明すること。
- (6) 聴覚障がい者の福祉について、自分が今後なにをしようとしているか考

えを示すこと。

20. 世界友情章

- (1) スカウト運動の始まりを簡単に述べ、世界事務局へ登録している国々を30か国以上、地図上で示すこと。
- (2) 次のことがらについて研究し、簡単な報告書を提出すること。
 - ア 5か国以上の外国の地理、歴史、民族および文化
 - イ 3人以上の外国の国家的英雄、偉人
 - ウ 国連憲章と世界人権宣言の主旨
 - エ 国連の組織、機構、機能及びおもな活動
- (3) 15か国以上の外国旗を描き、その各々の制定の由来、象徴されている精神などについて、簡単に報告すること。
- (4) 5か国以上の外国スカウト章を描くか、または収集して提示すること。
- (5) 外国スカウトと外国語で3か月以上文通し、相互理解と友情の促進に努力し、3回以上便りのやりとりがあること。（さしつかえないかぎり、便りを考查時に提示する）
- (6) 上記(5)の外国について、興味あることがらをテーマにして資料を収集し、研究結果を簡単に報告すること。
- (7) スカウトとして、世界友情にどのように役立つことができるかにつき、自分の考えを簡単にまとめて提出すること。

21. 通訳章

- (1) 公益財団法人日本英語検定協会の行う実用英語技能検定（英検）の3級以上に合格するか、またはそれと同等以上の英語検定に合格すること。
 - (2) 通訳、説明などを求められる次の場面をそれぞれ自ら想定し、「自分の英語」で説明文を作成して、口頭で発表すること。
 - ア 道案内 イ 買物 ウ 簡単な紹介・伝言
 - エ 揭示文の大体の説明 オ 祭り、行事、品物などの説明
 - (3) 1日30分以上のラジオ英語放送（ニュース・スポーツ・天気予報・ドラマなど）を1週間以上継続して試聴する。このうち、3つ以上の番組の内容について、それぞれ100字程度の簡単な報告書を日本語で作成し、提出する（翻訳ではない）。報告書には聞いた日時、番組名を記入すること。
 - (4) 簡単な日記を1週間以上継続して英語で書き、さしつかえない部分を考查時に提示すること。
- 〈※英語以外の言語については、上記の「英語」部分を他の言語に置

き換えた上で、上記と同等と判断される細目を履修する。)

22. 点字章

- (1) 視覚障がい者が社会生活を営む上で生じるハンディキャップを4つ以上あげ、それを改善する方法について述べること。
- (2) アイマスクを用い、全盲状態でのア、イの体験をすること。
ア 家の中で日常生活をする。
イ 安全確保のための補助者を伴い買い物に行く。
- (3) 点字の五十音（清音・濁音・半濁音・拗音・長音を含む）を覚え、点字板を使って7日間以上の日記または隊キャンプ等の活動の記録を書く（打つ）こと。
- (4) 視覚障がい者の福祉について、自分が今後何をしようとしているか、考え方を示すこと。

23. 園芸章

- (1) 野菜3種以上、草花3種以上、果樹1種以上の栽培経験があること。
- (2) 野菜類について、次の経験があること。
ア 種子の発芽テスト5種以上
イ 大根等、野菜類の乾燥保存法2種以上
- (3) 草花類について、次の経験があること。
ア 繁殖法（種まき、つぎ木、さし木、株分け等）2種以上
イ 水揚げ法
- (4) 果樹類について、次の経験があること。
ア 移植管理、せん定整枝
イ 繁殖法（種まき、つぎ木、さし木等）
ウ 果実の貯蔵用加工法
- (5) 肥料の3要素を説明し、野菜、草花、果樹に適した施肥表を作ること。
- (6) 園芸用具5種以上をあげ、その使用法、手入れ法を説明できること。
- (7) 野菜、草花、果樹の病虫害3種以上をあげ、それぞれの防除用薬剤についての使用法、注意点を説明し、病虫害防除作業の経験があること。
- (8) 自給肥料を作り、使用した経験があること。

24. 演劇章

- (1) 演劇の起源、歴史を述べること。
- (2) 戯曲を読み、その「ねらい」を説明すること。
- (3) 日本と外国の「古典」に属する演劇を見て、あら筋とその感想を述べること。
- (4) 演劇を成立させるために、どのような役割があり、それぞれにどのように

な係わりがあるかを説明すること。

- (5) 演劇について、次のいずれかの体験をもっていること。（上演時間15分以上）

- ア 主題を選び脚本を創作する。
- イ 与えられた脚本に従い、演出または舞台監督をする。
- ウ 配役の1人として出演する。
- エ 美術・衣装・照明・音響のいずれかをプラン、あるいはオペレートする。

25. 音楽章

- (1) 基礎的読譜ができること。
- (2) スカウト歌集の中から、30曲以上を正しく歌唱できること。
- (3) 歌唱指導のための基礎的指揮ができること。
- (4) 日本古来の楽器及び曲について各々3種類以上知ること。
- (5) 楽器で任意の楽曲が演奏できること。
- (6) 音楽史上重要な作曲家について調べ、その代表作品を鑑賞し、自分の意見・感想等をまとめ、提出すること。
- (7) 楽曲の基礎を理解し、1曲以上を創作すること。

26. 絵画章

- (1) 次の内、4種以上を選んで作品を作ること。
 - ア ペン イ 水彩 ウ 鉛筆 エ パステル
 - オ 油彩 カ テンペラ キ その他
- (2) 自分の好きな画家または絵画について知り、文章にまとめ提出すること。
- (3) 作品を2回以上展覧会に出品、または投稿した経験を有すること。

27. 華道章

- (1) 活け花の起源と歴史、様式の変遷を800字以上でまとめること。
- (2) 指定された花材について、次のことができること。
 - ア 切り方 イ 水揚げ ウ 搓め エ 留め
- (3) 自分の流派の基本の花型を用いて、考查員の前で作品を完成させること。また、これまでの作品の写真を2つ以上提出すること。
- (4) 四季の代表的な花材を各々3つ以上あげ、その特徴について述べること。
- (5) 活け花の展覧会（花展）等に行って、実際の作品を鑑賞すること。
- (6) 作品を2回以上、発表会等に出品した経験を有すること。

28. 茶道章

- (1) 茶道の起源及び歴史を簡単に説明すること。
- (2) 次の基本動作ができること。

ア お辞儀	イ 襦の開閉	ウ 立ち方、歩き方
エ 帛紗の扱い方	オ 茶器、茶杓のふき方	カ 茶筅通し
キ 茶碗のふき方	ク 茶杓の扱い方	

- (3) 次の「客の作法」がされること。
 - ア 席入りの仕方 イ 薄茶、菓子のいただき方
 - ウ 道具の拝見の仕方
- (4) 薄茶の点前ができること。
- (5) 野点の設営方法を知ること。

29. 写真章

- (1) 自分の使っている写真機に応じて次の項目について説明をすること。
 - ア フィルムカメラの場合
 - (ア) フィルム感度と露出、シャッター速度の関係について
 - (イ) ネガフィルムとポジフィルムについて
 - イ デジタルカメラの場合
 - (ア) 画素数の単位について
 - (イ) 記憶媒体の種類と特徴について
- (2) 露出計の種類を3つ以上挙げ、そのうちの2種類について、その原理と取り扱い上の注意事項を説明すること。
- (3) 示された作品5種について、撮影、印画、処理、構図、照明、採光、その他の観点より、批判し優劣の順位をつけること。
- (4) 3か月以上の団、隊の活動の写真記録を作成し、団内に発表すること。
- (5) 作品を2回以上展示会に出品、または投稿した経験を有すること。

30. 書道章

- (1) 中国及び我が国における書の変遷と現代の書の動向について述べること。
- (2) 20字程度の漢字仮名まじり文を選び、楷書・行書及び草書で書いた作品を提出すること。
- (3) 漢字（楷書）の基本点画を初心者に正しく指導できること。
- (4) 書写の用具、用材について一般的な知識を有し、その正しい取り扱いができること。
- (5) 古典または現代書家の作品について、表現効果、造形要素、制作の意図などの観点から鑑賞し、その感想を述べること。
- (6) 作品を2回以上展示会に出品した経験を有すること。
- (7) 団または地域社会での行事で使われる立看板、式次第などを作成すること。

31. 竹細工章

- (1) 竹材の種類と特性、用途が説明できること。
- (2) 竹細工用の道具の種類とその使用法、手入れ法を知ること。
- (3) 次の作品を作ること。
 - ア かご、またはざる1種以上
 - イ 花筒、鳥かご、虫かご、すだれ1種以上
 - ウ 竹の玩具2種以上
 - エ 竹で作った楽器2種以上

32. 伝統芸能章

- (1) 自分の地域において継承、保存されている民俗芸能（＊）をあげ、その内容、由来、特徴などについて説明すること。
 - (2) 自分の地域の民俗芸能のうち1つを選び、それを演ずることができ、その保存に参加していること。
- 〈※その地方の社会一般の人々により伝承されている習俗としての芸能で、いわゆる各地方の年中行事を含む。〉

33. 文化財保護章

- (1) 文化財保護法に規定する「文化財」の意味を知り、それを保護する必要について説明すること。
- (2) 自分の住む市区町村及びその近隣で国・都道府県および市区町村によって指定されている文化財を歴史博物館・美術館等で実際に調べ、その概要について説明すること。
- (3) 次の4つの内から1つを選び、それができること。
 - ア 有形文化財
 - (ア) 建造物、絵画、彫刻、工芸品のいずれかの部門を選び、自分の県内におけるその部門の国宝・重要文化財・登録文化財を実地調査し、800字以上のレポートを提出する。
 - イ 史跡
 - (ア) 自分の地域内における史跡をいくつか訪問し、それに関する史実を調べて、それぞれの時代に与えた影響について800字以上のレポートを提出する。
 - ウ 天然記念物
 - (ア) 特別天然記念物の名称5つをあげ、それについて説明する。
 - (イ) 自分の県内における国の天然記念物の名称をあげ、その所在地、特徴などについて説明する。
 - (ウ) 天然記念物の保護について、自分の地域内または県内の天然記念物の保護を目的とするポスターを作成し、適当な場所

に展示して啓発を促す。

エ 埋蔵文化財

(ア) 繩文・弥生・古墳各時代の土器及び繩文・弥生各時代の石器の特徴についてレポートを提出する。

(イ) 古墳時代各期の特徴と古墳各部の名称をまとめて、説明する。

- (4) 地形図等を参考に、自らの住む市区町村の昔と今の違いをまとめ、800字以上のレポートを提出する。

34. 木工章

- (1) 木材10種以上を見分け、その特徴と用途を知ること。
- (2) のこぎり、糸のこぎり、かんな、のみ、小刀、きり、ドライバー、金づち、ペンチ、釘抜きを正しく使用でき、その手入れと保存を実行していること。
- (3) 木材の接合（貼り付け、釘付け、簡単な接手仕口）ができること。
- (4) 次のうちからそれぞれ1つを作品として提出すること。（塗装を含む）
ア 簡単な机、椅子、本箱、書棚
イ 筆箱、筆立、本立、額縁、はし箱、すずり箱

35. 安全章

- (1) 隊または班の安全係を3か月以上担当し、隊（班）キャンプにおける衛生ならびに危険防止の係になった経験を有すること。（安全係はスクウト活動及び一般戸外運動における危険防止を担当する）
- (2) 2泊以上のキャンプにおけるプログラム及び野営生活での危険を予測し、発生すると思われる事項を想定し、その対策について説明できること。
- (3) 自宅における危険なものを処理すること。特に火災の原因となる物を列挙し、その保管方法及び処理方法を説明すること。
- (4) 自宅の各部屋の電気コンセント及びガス栓に接続されている器具について説明し、安全に使用されているか、その問題点を説明すること。
- (5) 漏電やガス漏れ事故の原因を説明すること。
- (6) 常に自宅の周辺の危険物及び危険箇所を調べ、その処理改善方法が説明できること。
- (7) 自宅、学校または、勤務先、電車、バスなどで地震または火災が起ったときの避難場所、及び正しい避難方法を知り、これを説明すること。
- (8) 歩行者を円滑に誘導、交通整理奉仕した経験、またはその能力を有すること。
- (9) 身の回りで起こり得る危険なことについて、その時の状況、処置（判断）、予防方法について説明できること。

36. 沿岸視察章

- (1) 水路図誌（海図と水路書誌）の概要が読めること。
- (2) 居住地を中心とする（あるいは任意に選んだ）沿岸6kmにわたり、水路図誌を参考に、または土地の人々の協力を得て、次の事項を調べ、略図を添えて、簡単な報告書を提出すること。
 - ア 海岸線の大体の状況
 - イ 5ヒロ（約9.15m）以内の浅瀬線、岩礁（水深2m以下の暗岩及び洗岩など）の所在
 - ウ 潮流の方向、干満の差
 - エ 舟艇の安全な接岸点及び避難場所
 - オ 灯台の位置、名称、灯質、灯色、周期、光達距離、及び霧信号の種類
 - カ 浮標、灯浮標の種類、形、塗色及び設置位置と目的
 - キ 無線局の種別、位置、名称、電波の種類と周波数
 - ク 水難救済所の所在地、電話番号及び緊急通報の要領
- (3) 航行中の船舶及び水泳者などに潮流、岩礁、浅瀬の危険を通知する方法を知ること。
- (4) 1時間沿岸を監視し、航行する船舶の種類、数量、航向、時間、旗旒及び当時の潮汐、風向などを記録し、報告すること。
- (5) 暴風警報、気象通報の標示を識別できること。
- (6) 國際船舶救難信号について常識を有すること。

37. 家庭修理章

- (1) 家具、建具などの破損箇所を、2回以上修理した経験があること。
- (2) ア 障子の切り張りと張り替えができること。
 - イ 網戸の網の張り替え、または壁の修理をした経験があること。
- (3) 家庭の刃物類（大工用具、炊事用具）を研ぐことができ、その手入れと安全な保存を怠らないこと。
- (4) 家屋内外の掃除と手入れを少なくとも1か月続け、手入れ、修理記録を提出すること。
- (5) 自己の住居の電気、ガス、水道及び排水について主要な器具、装置の種別、構造、配置ならびに機能を調査、理解し、それらの小破損の修理、または故障の応急手当ができること。
- (6) モルタルの作り方、使い方、ハンダ付けに必要な材料と工具の使い方、及び接着剤の使用法を知り、これを用いて修理または、工作を行った経験を有すること。
- (7) 塗料（水性・油性）により、家具または家屋内外を塗装した経験を有すること。

38. 環境衛生章

- (1) 環境衛生の意義を知ること。
- (2) 日常の掃除を自発的に行い、道路・駅前など公共の場所の清掃や町の美化活動、再資源化活動に積極的に参加すること。
- (3) 蚊、ハエ、ゴキブリ、ネズミ、その他他人間に害を与える動物、虫等、5種類について、次の説明ができること。

ア 種類と発生場所	イ 生態と習性	ウ 伝播する病原
エ 繁殖力	オ 駆除法	
- (4) 家庭内でできる簡単な消毒法及び下水、水たまりなど病原の発生源となる場所の消毒法について説明し、その使用薬剤を知ること。
- (5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で指定された、次の病気に関して、主な症状、伝染経路を知ること。

ア 細菌性赤痢	イ 腸管出血性大腸菌感染症	ウ 破傷風
エ つつが虫病	オ 日本脳炎	
- (6) キャンプにおける用便、ゴミ処理ならびに食糧保管について、衛生上注意する点を知り、実際に1班が使用するのに十分な便所、ごみ穴を作った経験があること。
- (7) 3泊以上のキャンプにおいて衛生管理項目を作成し、隊長の承認を受けること。

39. コンピュータ章

- (1) 次のことができること。

ア コンピュータの歴史について説明する。
イ コンピュータの仕組み及びハードウェアとソフトウェアの違いとその役割について説明する。
ウ アナログ信号とデジタル信号の違いと、どこで使われているかについて説明する。
エ 10進法、2進法及び16進法について説明し、与えられた数字を3種の進数で表記する。
- (2) 次のことができること。

ア 入力装置を4種類以上あげて、その特徴について説明する。
イ 出力装置を4種類以上あげて、その特徴について説明する。
ウ 記憶装置を4種類以上あげて、その特徴について説明する。
エ 各種ケーブル（端子）の種類を列挙し、どのような機器で利用されているか分類する。
- (3) プリンター・スキャナーなど、外部入出力装置を5種類パソコンに接続し、

実際に使用できること。

- (4) パソコン内蔵のメモリ・ハードディスクなどのハードウェアを交換できること。
- (5) 以下について方法を説明し、実演すること。
 - ア OS をアップデートする。
 - イ 添付ファイルを付けたメールを送受信する。
 - ウ 複数ファイルをひとつにまとめ圧縮し解凍する。
 - エ データをバックアップする。
- (6) 現代社会における情報・通信技術について以下を説明し、自身の見解を述べること。
 - ア 一般社会での利用状況と人間生活との関連
 - イ 学校での利用状況と学習向上にもたらす効果
 - ウ 依存することの是非
- (7) 新聞やインターネットの報道で、情報・通信技術に関する新しい技術を見つけ、内容・応用分野・今後の進展などを報告すること。

40. 裁縫章

- (1) ファスナー（チャック）を取り付けた作品を製作すること。
- (2) 次の内2種類以上を裁断し、これを手縫いすること。

袋類（米袋、救急用品袋、食器袋、洗面用具袋、手旗袋、ペグ袋、裁縫道具袋）、雑巾
- (3) 身近にあるミシンの使い方と手入れ法を知ること。
- (4) ア 縮尺定規などを用いて、採寸、製図の原則を知ること。
 - イ カギサキ、ボタンつけなど、簡単な補修ができる。
- (5) 掌草と帆縫針の使用法を知り、これを用いて次の内2種の作業を行い、その成果を提出すること。
 - ア テント補修
 - イ リュックサック、またはハバザックの作製または補修
 - ウ 皮革製品の作製または補修

41. 搾乳章

- (1) 乳牛（山羊）の取り扱い方を知り、説明できること。
- (2) 飼料の質と量が牛（山羊）乳の品質、生産量にどのように影響するかを知り、説明できること。
- (3) 牛または山羊の搾乳ができること。
- (4) 電気搾乳器の操作法を知り説明できること。
- (5) 乳の殺菌、搾乳用器具、装置の取り扱い上注意すべきことがらを説明できること。

- (6) 乳の定日検査法を知り、これを実施した報告書を提出すること。
- (7) 乳の保存法を知り、二等乳のできる理由と、これを防ぐ方法を説明できること。

42. 自動車章

- (1) 自動車運転免許証のいずれか1種を有すること。
- (2) 自己の所有、または使用する自動車について、使用前後の掃除、手入れ及び点検の順序、方法を説明し、これを実施し得ること。
- (3) 交通安全について、自分の考えをまとめ報告書を提出すること。

43. 事務章

- (1) 約3分間、口述された事柄をまとめ、一般的な書式に従い通信文を作ること。
- (2) 各種の書類、記録、情報（メモ、切抜き等）を活用しやすいよう整理できること。
- (3) 電話について、次の事項を説明できること。
 - ア 時報、天気予報、故障の問い合わせ
 - イ 警察署、消防署への連絡
 - ウ 国際電話のかけ方
 - エ ファクシミリの使用法
- (4) 時刻表によって、次の事項を調査すること。
 - ア 指示された任意の地点間について、指定の時間に到着しうる列車の番号、発着時刻と所要時間
 - イ 同上の料金の算出（特急・急行・普通・グリーン車・寝台車等それぞれを利用した場合）
 - ウ 示された出発時間及び到達地に対して最短時間で到達しうるコースと、列車番号、各発着時刻、所要時間
- (5) 道路地図などによって示された任意の地点間の交通経路と手段を立案できること。
- (6) 隊か班の記録係として、集会または行事の記録を3か月以上とり、報告書として作成し提出すること。

44. 珠算章

- (1) 次に掲げる珠算検定試験のいずれか1つの第3級に合格すること。
 - ア 日本商工会議所主催の珠算能力検定試験
 - イ 公益社団法人全国珠算教育連盟主催の珠算検定試験
 - ウ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催の珠算実務検定試験

エ 全国商工会連合会主催の珠算能力検定試験

- (2) 会計係として、班の会計または家計などの計算実務に3か月以上従事した経験を有すること。

45. 消防章

- (1) 一般家庭における火災の原因を3つ以上あげること。また、自宅の火元を点検し、点検漏れになりがちな所について説明すること。
- (2) 自宅にある防火用具と消火器材の使用法一覧表を提出すること。
- (3) 自宅、隊本部、自校及びその付近に火災が起った場合、正確に消防署へ火災通報が急報できること。
- (4) 自宅付近半径100mにある消火栓、防火用水に利用できる池、川などを地図上で明示すること。
- (5) 山火事の多い時期とその原因、及び山火事の消火方法について説明すること。
- (6) 次のスカウト用具が出火または消火時、役立つ場合を説明すること。
ロープ、おのまたはなた、グランドシート、フライシート、
毛布、笛、布バケツ
- (7) 消防署または経験者の協力を得て、小型消火器による消火訓練の経験があること。
- (8) 火災が起きた場合に、安全に家族を退避させ、貴重品を搬出する計画を立案し、提出すること。
- (9) 次の場合を想定し、自己の安全と救出方法を述べ実演すること。
ア 火災または煙に包まれた家のなかから脱出する方法
イ 幼老病者の救出法
ウ 衣服に火がついた者を救う法
エ 火煙中から失神した者を救い出す方法
- (10) 地震の際の火元の始末について、説明すること。

46. 信号章

- (1) 手旗信号法を知り、野外の150m以上離れた2点間で正しい交信符号と手順を用いて、数字を含む150字の通信文を1分間35字の速度で発受し10字以上を誤らぬこと。
- (2) 任意の通信器具を自作し、実演すること。
- (3) 無線装置（トランシーバーなどの簡易無線、アマチュア無線などを含む）、携帯電話（メール交信も含めて）などの機能を説明し、正しい交信方法を実演できること。
- (4) 次の信号の内、2種以上の信号内容を選択し了解し得ること。

道路標識、交通信号機、鉄道信号、航路標識、霧中信号

- (5) 防災時における非常サirenの内容を了解し得ること。

47. 森林愛護章

- (1) 灌木及び喬木それぞれの10種以上を識別し、その名称と特性を説明できること。
- (2) 用材となる植物10種以上を知り、それぞれの用途を述べること。
- (3) 森林愛護のための立札などを作り、標語、ポスターを作つて掲示すること。
- (4) 森林を害する害虫と害獣を知り、その防除法を知ること。
- (5) 樹木の種子3種以上を採集し、たねまきした経験があること、または実生の採集、移植の経験を有すること。
- (6) 植林に関する次の項目すべての経験を有すること。

ア 新植 イ 間伐 ウ 下刈り エ 手入れ

- (7) 森林被害の統計を調べ、その原因について考察すること。
- (8) 森林火災の予防措置と消火法及び森林火災発見に際してとるべき措置を知ること。
- (9) 「自然保護憲章」の大要を知り、説明できること。

48. 洗濯章

- (1) 取り扱い絵表示を理解し説明できること。
- (2) 自分の下着類、靴下を洗濯し、ユニフォーム、ネッカチーフやハンカチ等にアイロン仕上げができること。
- (3) 自宅の洗濯機の特徴を知り、使いこなせるか、実際に操作ができること。
- (4) ドライクリーニングと水洗いの違いについて説明できること。
- (5) 酸素系漂白と塩素系漂白の違いと使用法を知ること。
- (6) 汚れの種類を3種以上あげ、それに適したクリーニング方法を説明できること。
- (7) 環境に適した野外での洗濯方法と使用石けん及び洗濯汚水の処理を考えること。

49. 測量章

- (1) 歩測が誤差5%以内で正しく行えること。（草地、道路、砂礫地など地表の状況が異なる200m×200m以上の平らな場所で、それあらかじめ定められた2点間を3回歩測し、誤差の平均が5%以内であること）
- (2) 簡易（見通し式）測量法を知り、相似三角形を利用して川幅が測定できること。
- (3) 高さの測定法を3種以上知り、その内2つ以上を実演すること。
- (4) 次の簡易測量器を自分で作り、実際に使用できること。

ア 仰角簡易測器および正切簡易測器

イ 厚紙（3cm×31cm）に次の縮尺の目盛りを付けた簡易直定規を作成

1/200、1/250、1/500

- (5) 三平方の定理を応用して、巻尺またはコンベックスを使って、直角を出す方法を熟知する。
- (6) 自分の家あるいは隊本部付近のおもな建物、鉄道、道路、その他目標となる地物を含む2km×1km程度の地域の実測図をコンパス、自製の測量器、歩測等を利用して作製（縮尺1/1200～1/1500）し、野帳その他の資料を添えて提出すること。
- (7) トランシットを実際に操作し、歩測簡易測器で測量した結果との相違を知る。

50. 測候章

- (1) 次の計測器の構造と用法を知ること。

ア 風向計 イ 温度計 ウ 気圧計 エ 風力計 オ 雨量計

- (2) 雷、及び避雷の方法について説明できること。
- (3) 少なくとも1か月以上、毎日同時刻に気温、湿度、雲向、雲量の観測を実施し、その記録を作ること。
- (4) 自然現象や生物の行動の様子を観察して行う天候の予測法（観天望気）を3種類以上知ること。
- (5) 風力の階級を知り、実際に判定すること。
- (6) 気温、飽和水蒸気圧と気候の関係、及び高気圧、低気圧、各種前線について知ること。
- (7) 天気図を判読できること。また、自分で天気図を書き、簡単な説明ができること。
- (8) 天気予報が出されるまでの作業課程の概要を説明し得ること。台風、梅雨、霜、雷の発生原因と時期について知ること。

51. 鳥類保護章

- (1) その地方にすむ鳥類10種以上の名称、形態、習性を知ること。（渡り鳥を含む）
- (2) 鳥類の保護、禁猟期及び、禁猟区についての法規を知ること。
- (3) 農業及び林業に害を与える昆虫、雑草の種、または野ネズミなどを捕獲、駆除する鳥類について、その10種以上の名称、形態、色彩、生態、分布を簡単に記述した表を作成すること。
- (4) 3つの異なる生息地（野原、林野、農地、沼沢、川岸、海岸など）のそれぞれにおいて、1種以上の鳥の生態を観察し、写真またはスケッ

チを付した観察記録を作成すること。

52. 釣り章

- (1) 釣りを釣り方及び釣り場所によって分類し、自分の得意とする釣りがどれに属するか、また、その理由について述べること。
- (2) 次のいずれか1つを選び、その釣り場で用いる釣り具、装備、釣り方、対象魚5種、ポイント及び餌について説明し、その釣りを実演すること。
 - ア 砂浜の投げ釣り イ 防波堤からの陸釣り ウ 船釣り
 - エ 溪流釣り オ 清流釣り
- (3) ルアー及びフライを用いた釣りについて、釣り具（ロッド、リールなど）の代表的なものをあげ、各部の名称と、その手入れ法を説明すること。
- (4) サオ、道糸、針などの仕掛けによらないで他の道具を用いるか、道具にたよらない原始的な方法で魚をとらえることができること。
- (5) 適当な方法で魚2種をとらえて、それを見分けること。それらの1つはその場で放し、他の1つはきれいに調理したことを報告すること。
- (6) 釣りのモラル、釣り場の清掃、釣りに関連する法規、養殖、増殖など資源の保護、及び釣りの安全確保について話すこと。

53. 溺者救助章

- (1) 水泳章を有すること。
- (2) 溺者を発見した際、ロープ等を溺者まで正確に届くように投げ得ること。
- (3) 次のことができる。
 - ア 順下とび イ 逆あおり泳法 ウ チンプール(あごの確保)
- (4) 次の方法により、仮想溺者に近接する方法を実演すること。
 - ア 後方近接法で溺者の背後に近接する
 - イ 潜水近接法で溺者の脚部により、近接する
 - ウ 溺者から抱きつかれたときの離脱方法を知ること（前・後とも）
- (5) 次の方法により溺者を10m運ぶこと。
 - ア ヘヤーキャリーの方法で イ クロスチェストの方法で
 - ウ ヘッドキャリーの方法で
 - エ ロープで溺者の胸にまわして背部にもやい結び作り、そのロープをひいて
〈※水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）
が正しく取り扱えること。〉
 - 〈※(3)(4)(5)については、日赤水上安全法救助員養成講習を修了する
もよい。〉

54. 電気章

- (1) ア オームの法則及び電力計算式を示し、電力、電圧、電流及び

抵抗との関係を計算例によって説明できること。

イ 直流と交流の原理を知り、それぞれどのように利用されるかを説明すること。

- (2) 自家の電化製品3種以上を選択し、それぞれの消費電力を調査し、1か月の使用電気量を計算できること。
- (3) ブレーカーの果す役割を知り、自分の持っている電化製品の電力量を算出すること。
- (4) 電気工事士法に示されている無資格者の取り扱い禁止事項を知り、説明できること。
- (5) 自家の電気配線、電気設備の状況を調査し、その配線図を正しい製図記号で描くこと。
- (6) 自家の電気製品の故障の部分を発見し、市販の部品等を使用して修理できること。

55. 天文章

- (1) 次の事柄について一般知識を有すること。
 - ア 銀河系及び太陽系の概要
 - イ 惑星、恒星、流星、重星、変光星、星雲、星団、星座、ブラックホール
 - ウ 日食、月食、太陽黒点
 - エ 天の赤道、黄道
- (2) 10以上の星座を知り、その所在を指示し得ること。
- (3) 太陽、月、星による方位発見法を5つ以上知ること。
- (4) 星に関する神話または伝説を3つ以上知ること。
- (5) 地球につき次のことを説明すること。
 - ア 緯度、経度
 - イ 自転、公転
 - ウ 太陽暦、太陰暦、歳差
 - エ 潮の干満の原因と影響
 - オ 春分、秋分、冬至、夏至
- (6) 望遠鏡の構造と原理を知り、望遠鏡による天体観測記録を作り提出すること。
- (7) 日時計を作ること。

56. 土壤章

- (1) 酸性土壤の検出法2種以上について説明でき、そのうち1種について実演すること。
- (2) 土壤の化学的成分を説明できること。
- (3) 湿土の取り扱いと改良法について説明できること。
- (4) 土壤と動植物、微生物の関係について説明できること。
- (5) 次のうち1種について説明できること。

- ア 農耕地または芝生の地力の劣化防止法2種以上
- イ 荒地の再生法3種以上

- (6) 農耕地で5種の耕土を採取し、びん詰めとして標本を作り、採取の場所を記して提出すること。
- (7) 近隣の地形をもとに土壤の崩壊を防ぐプランを立案し、設計図により説明できること。

57. 農機具章

- (1) 現在一般的に使用している農機具類の名称、使用法、手入れ法を説明できること。
- (2) 原動機付農業機械と同じ作業を人力または蓄力で行う場合と能率の差、機械化による功罪を説明できること。
- (3) 次の機器のうち3種以上の運転操作ができ、安全と保守管理の注意点を説明できること。
 - ア コンバイン イ 草刈機 ウ 耕うん機 エ 通風乾燥器
 - オ 自動田植機 カ 病虫害防除機 キ 揚排水ポンプ
 - ク 脱穀機
- (4) 農機具の移り変りについて、レポートを提出すること。
- (5) 農機具の新案、改良の図面等を提出し、説明できること。

58. 農業経営章

- (1) 農業（畜産を含む）経営に必要な記録と帳簿について説明すること。
- (2) 納税申告の時期、方法及びこれに必要な証票、記録を整理し説明できること。
- (3) 農産物または畜産物を売り渡すときに必要な帳簿類の記入実例を学び、その一例について写しを作成提出すること。
- (4) 次のいずれか1つについて調査を続け、記録に基づいて報告書を作成し、説明できること。
 - ア 農作物（米、麦、野菜、果樹、飼料植物、その他の内1つ）の1年間の生産量と、直接生産に要した費用
 - イ 畜産物（鶏、卵、牛乳、豚、ウサギ、その他の内1つ）についても、6か月間の生産量と、直接生産に要した費用
- (5) 近隣で生産されている農作物、または家畜、畜産物のいずれか1種について、付近消費地での市場価格の変動をなるべく詳細に1年間継続記録して、報告書を作成提出すること。

59. 簿記章

- (1) 次に掲げる簿記検定試験のいずれか1つに合格すること。

- ア 日本商工会議所主催の簿記検定3級
 イ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定第2級

(2) 決算書などを例示し、次のことを説明できること。

- ア 流動資産と流動負債 イ 引当金 ウ 営業外損益
 エ 固定資産と減価償却 オ 付加価値または仕訳帳

60. 無線通信章

- (1) アマチュア無線技士の資格があること。
 (2) 和文通話表により、電文を送話できるとともに、欧文通話表を用いてアルファベットを言えること。
 (3) 国内10局以上の交信記録と交信証（QSLカード）5枚以上を提示すること。

注：社団局発行のカードには、従事者名（オペレーター）が明記されていること。

61. 有線通信章

- (1) 電気章に合格すること。
 (2) 電話機の構造と、その機能を説明し、正しい取り扱い方と、通話上の常識を心得ていること。
 (3) 和文通話表により、電文を送話できるとともに、欧文通話表を用いてアルファベットを言えること。
 (4) 外線を所容し得る任意の交換機について、主要部の機能を説明できること。

62. 養鶏章

- (1) ふ化法の原理を知り、親鶏によるふ化またはふ卵器によるふ化を行い、その記録を提出すること。
 (2) 身近な養鶏場所における給餌に関する改良方法を考え、その実験を行い、報告書を提出すること。
 (3) 食用とする鶏の処理ができること。
 (4) 市場に出荷するための鶏、種卵、及び食卵の荷造りができること。
 (5) 鶏の害獣及び害虫の防護法と、一般傷病の予防法、手当法を説明できること。
 (6) 鶏ふんの利用法を説明できること。
 (7) 衛生的で、経済的な鶏舎を設計し、特に悪臭防止または除去法の注意点を説明できること。
 (8) 鶏を雛から成鳥になるまで育て、その育す日記を提出すること。
 (9) 「鳥インフルエンザの危険性」と「鳥インフルエンザの人への感染」に

について説明できること。

63. 養豚章

- (1) 豚の品種について次の3種を見分け、それぞれの特質を簡単に説明できること。
ア 大ヨークシャー種 イ ハンプシャー種 ウ ランドレース種
- (2) 生後6か月までに与える豚の飼料について、1か月ごとの種類、配合、分量、1日の回数、及び給餌上の注意事項を記した給与表を作成すること。
- (3) 豚の体重を「体重簡易測定法」を用いて計量できること。
- (4) 仔豚登記と種豚登録の意義、その書類に記載するところから及び提出時期、方法を説明できること。
- (5) 豚の次の病気について、それぞれの症状と予防法を説明できること。
ア 豚コレラ イ 日本脳炎 ウ 下痢 エ 寄生虫による病気
- (6) 豚舎（20～50頭収容）の設計図を書き、これに基づいて自分の考えを述べること。
- (7) 1頭以上の豚について、1か月間の観察記録を資料とした飼育日誌を提出すること。

64. ラジオ章

- (1) 音声が電波として放送局から発信されて受信・再生されるまでの原理と、それぞれの装置の大要について説明できること。
- (2) 次の事項が説明できること。
ア AM イ FM ウ 中波と短波 エ VHF オ UHF
- (3) 低周波電流と高周波電流の特性について簡単に説明できること。
- (4) 次の事項について配線図をもとに作用を説明できること。
ア 同調回路
イ 周波数変換回路
ウ 中間周波増幅回路
エ 検波回路
オ 低周波増幅回路
カ 電力増幅回路
キ 整流回路
- (5) トランジスター、ダイオード、IC等のおもな種類をあげ、それぞれの特性、用途を説明できること。
- (6) 市販の部品またはキットによって、ラジオまたはステレオアンプ等を自作し提示すること。

65. わら工章

- (1) 工作材料としてのわらの良否を見分ける要点を説明できること。
- (2) 手作業でわら縄をなえること。
- (3) 次のいずれか3種類について自作品を提示すること。

ア むしろ イ かます ウ 米俵 エ わら草履 オ わらじ
カ わら靴 キ みの ク しめ飾り

66. アーチェリー章

- (1) アーチェリーの安全ルール及びエチケットについて説明できること。
- (2) 弓と矢について各部の名称、規格(弓の長さ・強さ、矢の長さ)を述べる。
その他の用具(アームガード、クイバー、グラブあるいはフィンガータブなど)
についても名称をあげ、使用法を実演できること。
- (3) 次のことことができる。
 ア アーチェリー用具の手入れと保管。
 イ 弓に弦を張り、弦にノッキングポイントを作る。
 ウ 自分の弓に合う矢を6本作る。
 エ 各種の矢について、その名称、用途、形状、材質などについて説明する。
 オ 各種の弓について、その名称、用途、特徴を説明する。
 カ 次の用語を説明する。
 ボウ・ウェイト、ドロー・レンジス、ストリングハイトあるいはフィストミル、
 センター・ショット、アーチェリー・パラドックス、スタビライザー
 キ スパンについて説明でき、自分の体格と弓に適合した矢を選ぶことができる。
- (4) 基本的な射の各段階(射法8節)について説明し、実演する。主なエイミングの方法(サイト、ポイント・オブ・エイム、ペアボウまたはインスティンクトタイプ・エイム)、及びアンカーの位置(ハイアンカー、ローアンカー、アパッチ射法)についても説明できること。
- (5) アーチェリーの楽しみ方(ターゲット、フィールド、インドア、フライ特、フィッシングなど)及び競技種目2種以上のルール(ターゲット/FITAラウンド、フィールド・ラウンド、インドア・ラウンドなど)について説明できること。
- (6) 自分の目指す種目において、標準以上の成績をとること。
ターゲット競技…30m、36射の合計200点以上(インドア18mでも可)を基準とする。

67. オリエンテーリング章

- (1) オリエンテーリングの意義を説明し、その歴史について述べること。また、ポイントオリエンテーリングとスコアオリエンテーリングの違いを説明できること。

- (2) 次のことができる事。
- ア 基本的な読図力を有すること。
 - イ 磁針の偏差の意味を説明する。
 - ウ 自宅がある地域の地形図に磁北線を引く。
 - エ シルバコンパスにより、バックベアリング、クロスベアリングができる。
- (3) コースの設定に必要な条件及び注意事項について説明すること。
- (4) 都道府県オリエンテーリング協会・委員会などが主催するオリエンテーリング大会（少なくとも1つは個人の部に出場すること。他は「パーマネントコース」でもよい）3つに参加し、コースを記入した使用地図のコピーに自分のとったコース（赤線で）、各コントロール間の所要時間を記入した資料を添えて、レポートを提出すること。
- (5) 少なくとも5つのコントロールを有する2km以上の「ポイントオリエンテーリング」のコース、または制限時間を60分とする「スコアオリエンテーリング」のコースを考えて地図に記入し、「ポイント位置説明表」をそえて提出すること。
- (6) オリエンテーリングの基本的な技術を班や隊で指導できること。
- (7) オリエンテーリングで守るべきエチケットを説明できること。

68. カヌー章

- (1) 水泳章を有すること。
- (2) カヌーの歴史及び競技カヌーの種類について説明すること。
- (3) カヌーの標準装備（カヤック1人乗り・カナディアン1人乗り）及び付属品について、その名称と正しい用い方を説明すること。
- (4) K1（カヤック1人乗り）またはC1（カナディアン1人乗り）を用い、静水において次のことができる事。
- ア カヌーの正しい選び方。
 - イ 栈橋（船台）を利用して艇に乗り降りする。
 - ウ 45度傾いた艇においてバランスを取り復元する。
 - エ 正しいパドリングで50m直進し、停止する。
 - オ 基本パドリングのうち、基本漕ぎ（直進）、逆漕ぎ（逆進）、引き漕ぎ（引きよせ）操作ができる。
 - カ 転覆した艇から脱出する。その後水上で艇をおこし、栈橋（船台）などに艇を移動させ水を出す。
- (5) カヌーの取り扱い、手入れ及び修理について説明すること。
- (6) 練習上の注意事項及び安全について説明できること。
- (7) 次のことを説明すること。
- ア カヌーインストとしてのマナーと心がけ。

イ 國際カヌー連盟が統括する競技カヌーである、カヌースプリント、カヌースラローム、カヌーワイルドウォーターの違い。

〈※水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉

69. 自転車章

- (1) 自転車の構造と、各部の名称を知り、次のことができること。
 - ア マウンテンバイク、ミニサイクル、折りたたみ自転車等の特徴の説明
 - イ パンク、ペダル、ブレーキ、ハンドル、サドルの修理及び調整
 - ウ 乗車時の点検、空気圧のチェック、掃除及び注油等の実施
- (2) 道路上を走行するときに守らねばならない交通法規及び安全上の注意点を知ること。
- (3) 示された地図により4kmを走り、与えられた課題の観察（ランニング・キム）と口授された簡単なメッセージを伝達すること。
- (4) 1泊2日以上、往復最低100km以上にわたるサイクリング計画書、及び実施報告書を提出すること。（このコースの中に平地30kmの2時間での走破記録を含むこと）

70. スキー章

- (1) スキー用具、服装について、手入れや保存法の注意点をあげ、説明できること。
 - (2) スキーのエチケット、マナー及び安全対策について説明でき、次の事項が実演できること。
 - ア 凍傷、捻挫、骨折の応急手当て
 - イ 雪上における負傷者の運搬（救急そりの作り方を含む）
 - (3) 次の種目を実演できること。
 - ア プルーカボーゲン（20m×100m 平滑な中斜面）
 - イ シュテム・ターン（20m×100m 平滑な中斜面）
 - ウ パラレル・ターン（40m×100m 平滑な中斜面）
 - エ 総合滑降（50m×200m 不整地を含む中斜面）
- 〈※公益財団法人全日本スキー連盟主催のスキーバッジテストの2級以上に合格している者は、前記(3)の細目は合格とする。〉

71. スケート章

- (1) スケートの歴史を簡単に説明すること。
- (2) スケートの原理を述べ、スケート靴の選び方、はき方、及びブレードの手入れについて説明すること。
- (3) 次のスケート技術を実演すること。

- ア 20mを10くらいのストロークで前進滑走し、ハの字型またはイの字型ストッピングで停止する。
- イ 直径3mくらいの半円を正しくキャーリングする。
- ウ 直径5mくらいの半円を前進のクロッシングをする。
- エ 前進からバックへのターン、バックから前進へのターンをする。
- オ 片足でバックスケーティングをする。

- (4) スピードスケート、フィギュアスケート、アイスホッケーの競技の概要を説明すること。
- (5) スケートリンク（室内、屋外）で守るべきマナー及び自然結氷の池や湖での注意事項、氷がわれて水中に落ちた時の処置について説明すること。
〈※公益財団法人日本スケート連盟主催のプレーン・スケーティング・テストのB級以上に合格している者は、前記(3)の細目は合格とする。〉

72. 漕艇章

- (1) 水泳章を有すること。
- (2) 艇の点検、整備の要点を知り、説明できること。
- (3) オールの使用法を説明できること。
- (4) 不意の風浪による転覆の防止法、浸水または転覆した場合の処置を説明できること。
- (5) 水上における遭難信号を発信できること。
- (6) 技能章考查員の立ち会いまたは同乗のもとで、次のア、イを実施すること。
 - ア 2人乗りまたは3人乗り程度のボートを正しく漕ぎ、各辺50mの正三角形コースを右回り、左回りで各1巡する。
 - イ 少少の流水面または海上で、他船、桟橋または浮標などに防舷物を使わずに横付け及び離脱ができること。さらに、もやい結び、ふた結びを用いて、艇をもやうこと。
- (7) 任意の艇で単独または他の者を伴って、1回5時間以上の航行を2回以上行い、その巡航日誌、記録を提出すること。
- (8) 自分の経験及び他から学習したことがらに基づき、漕艇上の心得、艇の運用、保管上の注意をまとめ、報告すること。
〈※水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉

73. 登山章

- (1) 世界及びわが国における登山の歴史について述べること。
- (2) 目的とする山を設定し、準備した20万分の1の地勢図及び5万分の1または2万5千分の1の地形図を読んで、登山計画書を作成すること。

- (3) ラジオ放送の気象通報によって天気図を作成すること。
- (4) 7月下旬・4泊5日・4人のパーティー・山小屋利用を条件とする北アルプス縦走の登山準備表、及び食糧計画書を作成して、その要点を説明すること。
- (5) 歩行技術の基本について説明し、尾根歩き、沢歩き、やぶこぎ、ガレ場、雪渓、岩場など危険な場所を通るときの注意を指摘すること。
- (6) 山小屋利用及びテント利用の生活で留意すべき点について述べ、不時露営の方法とすこし方を説明すること。
- (7) 山小屋利用の縦走登山（無雪期、中級山岳）5回以上を実施した経験を有すること。
- (8) これまでの山岳遭難事故例を原因別にあげ、その予防と遭難時の処置について述べること。
- (9) 自然愛護の意義を知り、登山者として守るべき注意事項をあげて説明すること。

74. 馬事章

- (1) 正しく乗馬、下馬すること。
- (2) 3種の歩度（なみ足、はや足、かけ足）にて乗御できること。
- (3) 牧草、野草、及び穀飼料の良否を判別できること。
- (4) 馬具の名称を知り、正しい塗油手入れができること。
- (5) 馬のスケッチ2種以上を描くこと。
- (6) 馬の水飼ができる季節と、作業の種類による適当な飼料調合、及び分量を知ること。
- (7) 「馬の病気の兆候」と「四肢の故障」を発見する方法について説明し、それぞれの応急手当てができること。
- (8) 馬の狂奔の鎮め方と、安全に馬をつなぐ方法を説明できること。
- (9) 蹄鉄の釘を締める方法と、落鉄に対する応急処置の方法がわかること。
- (10) 通常時及び使役後の馬体検査の要点を説明し、手入れを実演すること。（近づき方、検査の方法、足のあげさせ方、洗蹄、塗油を含む）
〈※実演は乗馬クラブなどの証印があればよい。〉

75. 小型船舶章

- (1) 水泳章を有すること。
- (2) 2級小型船舶操縦士（総トン数5トン未満限定）免許を取得すること。
- (3) 海上衝突予防法について述べ、2つ以上の事例について各船のとるべき処置を述べること。

- (4) 海難防止の処置について設問に答えること。
- (5) 他船を曳航して最寄りの港に入港すること。
- (6) 船長として10海里以上の航海を行い、その記録を提出すること。
〈※水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉

76. ヨット章

- (1) 水泳章を有すること。
- (2) 帆走の原理について図または模型を用いて説明すること。
- (3) ヨットを帆装別、及び船体別に分類してその特長を述べること。また、自分が用いるヨットの各部の名称をあげて、その機能を説明すること。
- (4) 海難防止のための基本的な事項、及び帆走前、帆走中において注意すべき事項について説明すること。
- (5) 仲間の協力を得て、次のことにより艇を帆走できることを示すこと。
 - ア 艇を帆装する。
 - イ ヨット・ハーバーまたは砂浜より発艇する。
 - ウ ランニング、ビーティング及びリーチングにより、指定されたコースを帆走する。
 - エ タッキング及びジャイビングにより方向転換する。
 - オ 艇を止めてアンカーを打つ。
 - カ ヨット・ハーバーまたは砂浜にもどったときに、すべての用具を点検し格納する。
 - キ 転覆によって艇から転落した人を救助する。
 - ク 座礁及び荒天の際にとるべき措置を説明する。
- (6) 次のことができること。
 - ア 次のロープ結びができ、その用途を説明する。
スクエアーまたはリーフノット（本結び）、クラブヒッチ（巻き結び）、ツーハーフヒッチ（ふた結び）、もやい結び、8の字結び、ムアリングヒッチ（馬つなぎ）、ひとつぎ、ショートスプライス
イ ロープを巻きあげて、正しく収納する。
 - ウ ロープの端に索端止めをする。それが用いられる理由を説明する。
 - エ ヨットに用いられるロープの種類と、それに用いられる繊維の種類、長所短所について述べる。
- (7) ヨットとその用具を手入れし、年間を通じて保管する方法を説明すること。
〈※水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉

77. 武道・武術章

- (1) 武道・武術当該連盟初段以上もしくはそれに相当する試験に合格すること。
- (2) 武道・武術の精神をスカウト活動にいかすことについて説明できる。

78. 環境保護章

- (1) 環境保護の意義を知ること。
- (2) 地域における大気・水・土壤のいずれかの汚れに関する問題を認識し、それが地球環境どのように関わっているかを、具体例を示し説明すること。
- (3) 日本国内の絶滅危惧種を、動物・植物についてそれぞれ2種類以上挙げ、その現状について説明できること。
また、地域の自然環境に対し、人間の活動がどのように影響しているか調べ、例を挙げて説明できること。
- (4) 地球環境に影響を与える有害物質を3種類以上挙げ、その危険性を減らすために、個人、グループまたは地域でできることについての提案をする。

現在具体的に取り組んでいる場合は、その内容（計画・実施・現時点での評価、等）を提示すること。

- (5) 国立公園などの自然や環境についての知識を深めることができる施設を訪問し、そこで学んだ内容についてレポートを提出する。

特に、その周囲の環境や生態系に影響を及ぼしている事項について具体的に示すこと。

- (6) 「持続可能な開発」について、次の点に留意し、内容を説明できること。
 - ・国際的にどのような取り組みが行われてきたか
 - ・日本は今までどのような取り組みを行ってきたか
- (7) 環境保護活動に取り組むための計画を立て、実施し、その結果を隊長に報告し承認を受けること。

79. 報道章

- (1) ジャーナリストの伝記や自伝、評伝などを一冊読み、ジャーナリストの役割や社会的使命について考えを示すこと。
- (2) 地域の新聞社・支局や放送局を見学し、その役割について理解する。
ジャーナリストの専門領域にどのようなものがあるか知ること。
- (3) 新聞やテレビなどこれまでのメディアと、SNS や Web メディアなどの新たなメディアのそれぞれの機能と役割、社会に与える影響をメディア・リテラシーの観点から自分の考えをまとめて提出すること。
- (4) メディアで働く人に面会し、ジャーナリストやメディア人として働く喜びや使

- 命感などについて話を聞き、400字程度の記事にまとめて提出すること。
- (5) 地区や団の情報誌の企画を担当し、その発行に関わるか、定期刊行物がある場合は、編集や記事の執筆で中心的な役割を担った経験があること。
- (6) 県連盟や地区の広報責任者に協力して、スカウト活動やイベントなどを地域のメディアに売り込むか、ニュースリリースを作り、広報責任者に提案すること。
- (7) 県庁や市役所、企業の広報担当者を訪ね、仕事の概要とメディアとの関係などについて話を聞き、内容を報告すること（可能ならば記者クラブなどの見学を行うこと）。
- (8) 行政や企業、NPOの出したニュースリリースを一つ選び、どのような報道であったのか調べ報告すること。

80. 薬事章

- (1) 薬の起源や歴史（生薬、抽出成分、化合物などの創薬の歴史）について調べ報告すること。
- (2) 次の薬の剤形について、それぞれの特徴（用途や使用方法など）が説明できること。

ア 錠剤	イ カプセル剤	ウ 散剤	エ 液剤
オ トローチ剤	カ 塗布薬	キ 貼付剤	ク 点眼剤
ケ 点鼻剤	コ 点耳剤	サ 吸入剤	シ 坐剤
ス 湿布剤			

- (3) 次の用語について例をあげて説明できること。
- | | |
|-----------|-------------------|
| ア 主作用、副作用 | イ 相互作用（薬と薬、薬と飲食物） |
| ウ 薬物アレルギー | エ 用法、用量 |
- (4) 次の用語について説明できること。
- | | |
|-------------------|----------|
| ア OTC医薬品 | イ 要指導医薬品 |
| ウ 一般用医薬品（第一、二、三類） | エ 医薬部外品 |
- (5) 薬物乱用防止について研究し、報告すること。
- (6) 症状にあった薬を選び、その理由を説明できること。
- (7) 医療用医薬品が市場に出るまで（治療に使われるまで）の過程が説明できること。
- (8) 過去に起きた薬害について1例をあげて説明できること。

81. 防災章

- (1) 地震発生のメカニズムや日本で地震が多く発生する理由について説明できること。

- (2) 自宅や外出時における地震発生の際に適切な対応行動が説明できること。
- (3) 集中豪雨、ゲリラ豪雨（短時間集中豪雨）、土砂災害などの風水害発生時の初動について説明し、行動できること。
- (4) 自宅や学校、団本部などの減災対策が説明でき、準備すること。
- (5) 避難所運営の意義、必要性を知り、開設のプロセスを説明できること。
- (6) 自分が住む市町村の防災に関する計画を調べ、説明できること。
- (7) 自治会、町会などの地域、行政が主催する防災訓練、避難訓練や初期消火訓練などに参加し、感想などをまとめること。
- (8) 自宅および活動場所から近隣の避難場所を探し、ルートを示すこと。
- (9) 身の周りの物を使って防災グッズを5点以上作り、提出すること。
- (10) 隊もしくは団で防災に関わる訓練プログラムを企画・計画し、隊長の承認のもとで実施すること。

82. 情報処理章

- (1) 以下について説明できること。
 - ア オペレーティングシステム イ コンパイラーとインターパリターの違い
 - ウ プログラミング言語を5種類あげ、特徴と用途
 - エ クライアント・サーバーモデル
- (2) 任意のプログラム言語で、以下のプログラムを作成し、実際に実行させる。
 - ア 整数 N を入力し、1行目 '*', 2行目 '**', 3行目 '***'…のように、N 行分、行番号の数だけの '*' を出力する。
 - イ 名前がランダムに出力される「くじびき」を作り、何度か実行した後、誰が何回選ばれたか集計を表示する。
- (3) 団行事（体験入隊会やバザーなど）のポスターやチラシを作成できること（文字だけでなく、イラストや写真などの図を含めること）。
- (4) プрезентーションソフトを利用し、団や隊の活動を発表する。
- (5) 表計算ソフトなどを利用し、出席状況・進級状況・会計などを、継続管理できる方法でまとめる。
- (6) スカウト活動を紹介する3分以上の動画を作成できること。
- (7) コンピュータやインターネットを活用した便利なサービス（情報検索・通販・各種予約・地図情報など）のうち1つについて、どのような仕組みで実現されているか調べ報告する。
- (8) コンピュータやスマートフォンなどを活用した新しいサービスを考案し、実際にシステムを構築するか、構築するのに必要なハードウェア・ソフトウェ

アについてまとめる。

83. 情報通信章

- (1) 以下について説明できること。

ア プロトコルの意義と、実際に通信技術で使われているプロトコルの方法(1つ以上)。

イ 暗号化の意義と、実際に通信技術で使われている暗号化の方法(1つ以上)。

- (2) 通信に関する次の用語について説明できること。

ア LAN イ WAN ウ ルーター エ ハブ

オ DHCP カ ネゴシエーション キ ゲートウェイ

ク Wi-Fi ケ IP アドレス コ ドメイン サ URL

シ Bluetooth

- (3) セキュリティに関する次の用語を説明し、それぞれの対策や活用方法について説明できること。

ア パスワード イ コンピュータウイルス ウ ファイアーウォール

エ SSL オ フィッシング カ デジタル証明書 キ 脆弱性

- (4) 各種ユーザ認証方法の特徴をあげ、長所と短所について説明できること。

- (5) 家庭内でインターネットに接続している機器をすべてあげ、それらがインターネットをどのように使っているのかを調べること。

- (6) 家庭内や団本部などで LAN を構築し、複数台のパソコンでファイルやプリンターを共有、インターネットを利用できるようにし、使用した機器や設置場所、機器とパソコンの設定状況について報告すること。

- (7) 任意のクラウドサービスの特徴をあげ、特徴を活かした利用方法と、利用上留意すべきことを説明できること。

- (8) 任意の Web サイトについて、使い勝手の良否やセキュリティ・著作権侵害などの問題を評価し、改善方法についてまとめて提出すること。

84. ネットユーザー章

- (1) スマートフォンでインターネットが利用できる仕組みを調べる。

- (2) 自身の利用方法や端末の設定を見直し、改善点を考える。

- (3) 検索エンジンを使用して、出題されたテーマの情報を実際に検索する。

- (4) 指定された 2 地点間のルートをインターネットの経路検索サービスを活用して求め、それに沿って正確に移動する。

- (5) 各種 SNS について、以下を説明できること。

ア 特徴と、特徴を活かした利用方法

イ 利用上留意すべきこと ウ スカウト活動での活用方法

(6) SNS や Web サイトの閲覧、電子メール、公衆 Wi-Fi の利用における以下のセキュリティリスクと被害者および加害者にならないための防止策、発生した場合の対応について説明できること。

- ア アカウントの乗っ取り イ 個人情報の漏洩、特定される被害
- ウ 炎上 エ ウィルス感染による情報流出
- オ 儲け話、出会い系サイトなどによる犯罪被害
- カ メールや WEB サイトによる身に覚えのない料金請求

(7) インターネット利用における著作権違反で告発されるリスクをあげ、次の具体的な防止策を説明できること。

- ア 違法ダウンロード、アップロード イ 著作物の引用
- ウ インターネット上で入手したファイルの再利用

(8) スカウト活動に役立つインターネットの利用として、指導者の許可を得て以下のいずれかを実際に行う。

- ア SNS への PR 投稿（動画も含む）
- イ 団ホームページの立ち上げ、管理
- ウ 活動計画の団・隊内での共有

スカウト顕彰

スカウト顕彰

7-64-1

団及び都道府県連盟より授与するスカウト顕彰の記章は、次のとおりとする。

種類	様式	材質・色	着用部位その他
団・県連盟	趣旨にふさわしい種類を団・県連盟で定める	着用部位に見合った様式とし縦3センチ×横2センチ以内または、縦1.5センチ×横4センチで団・県連盟で定める。	左胸ポケット上方に着用する。施行に際し、記章の種類、趣旨、様式、図柄、寸法、色について県連盟は（団は県コミッショナーをとおして）本連盟に届け出るものとする。 団・県連盟で定める

付記事項

- (1) 団及び県連盟からの顕彰記章は合わせて2個まで着用できるものとする。
- (2) 有功記章・宗教章とともに着用するときは、制服中心部から外に向かって有功記章、宗教章、本記章の順とする。
- (3) 本記章の着用期間はスカウトとして在籍している間とする。
- (②) スカウト顕彰の略章は定めない。

〈カブスカウトの選択課目（チャレンジ章）〉

1. 社会生活	2. 自然と野外活動	3. 技術	4. スポーツ	5. 文化・趣味
(1)国際	(1)天文学者	(1)写真博士	(1)水泳選手	(1)収集家
(2)市民	(2)自然観察官	(2)コンピュータ博士	(2)運動選手	(2)画家
(3)友情	(3)ハイカー	(3)自転車博士	(3)チームスポーツ選手	(3)音楽家
(4)動物愛護	(4)キャンパー	(4)工作博士	(4)スキーチャンピオン	(4)料理家
(5)案内	(5)地質学者	(5)通信博士	(5)アイススケート選手	(5)フィッシャーマン
(6)自然保護	(6)気象学者	(6)修理博士		(6)旅行家
(7)手伝い	(7)探検家	(7)乗り物博士		(7)園芸家
(8)災害救助員		(8)技術博士		(8)演劇家
		(9)救急博士		(9)読書家
		(10)特技博士		(10)マジシャン

〈技能章〉

1. 野 営 章	22. 点 字 章	43. 事 務 章	64. ラ ジ オ 章
2. 野 営 管 理 章	23. 園 芸 章	44. 珠 算 章	65. わ ら 工 章
3. 救 急 章	24. 演 劇 章	45. 消 防 章	66. アーチェリー 章
4. 野 外 炊 事 章	25. 音 楽 章	46. 信 号 章	67. オリエンテーリング 章
5. 公 民 章	26. 絵 画 章	47. 森 林 愛 護 章	68. カ ヌ 一 章
6. パイオニアリング 章	27. 華 道 章	48. 洗 灌 章	69. 自 転 車 章
7. リーダーシップ 章	28. 茶 道 章	49. 測 量 章	70. ス キ ー 章
8. ハイキング 章	29. 写 真 章	50. 測 候 章	71. ス ケ ト 章
9. スカウトソング 章	30. 書 道 章	51. 鳥 類 保 護 章	72. 潜 艇 章
10. 通 信 章	31. 竹 細 工 章	52. 釣 り 章	73. 登 山 章
11. 計 測 章	32. 伝 統 芸 能 章	53. 溺 者 救 助 章	74. 馬 事 章
12. 観 察 章	33. 文 化 財 保 護 章	54. 電 気 章	75. 小 型 船 舶 章
13. 読 図 章	34. 木 工 章	55. 天 文 章	76. ヨ ッ ト 章
14. 水 泳 章	35. 安 全 章	56. 土 壤 章	77. 武 道 ・ 武 術 章
15. 案 内 章	36. 沿 岸 視 察 章	57. 農 機 具 章	78. 環 境 保 護 章
16. エネルギー 章	37. 家 庭 修 理 章	58. 農 業 経 営 章	79. 報 道 章
17. 介 護 章	38. 環 境 衛 生 章	59. 簿 記 章	80. 薬 事 章
18. 看 護 章	39. コンピュータ 章	60. 無 線 通 信 章	81. 防 災 章
19. 手 話 章	40. 裁 縫 章	61. 有 線 通 信 章	82. 情 報 处 理 章
20. 世 界 友 情 章	41. 捧 乳 章	62. 養 鶏 章	83. 情 報 通 信 章
21. 通 訳 章	42. 自 動 車 章	63. 養 豚 章	84. ネットユーチャー 章

第8章 指導者養成 関連

トレーナーの養成

トレーナーの訓練機関

8-2-1

トレーナーの訓練機関は次のとおりとする。

区分	名称	開設責任者	指導要員の資格		指導要員の選定と委嘱	
			コースディレクター	その他の指導要員	コースディレクター	その他の指導要員
トレーナー	副リーダートレーナーコース	日本連盟	リーダートレーナー	リーダートレーナー	リーダートレーナー 副リーダートレーナー	日本連盟が行う
	リーダートレーナーコース			リーダートレーナー	リーダートレーナー	
	リフレッシャーコース					日本連盟が行う

(2) トレーナーの履修と修了の認定は次のとおりとする。

- (1) 副リーダートレーナーコースの基本訓練、リーダートレーナーコースの基本訓練及びリフレッシャーコースの修了認定は、コースディレクターが関係指導要員の意見を参考とし、全日程を参加した者の成績を評価してこれを決定する。
- (2) 副リーダートレーナーコース及びリーダートレーナーコースの修了認定は、全教程を履修した者について総コミッショナーがこれを決定する。

副リーダートレーナーコース

8-2-2

副リーダートレーナーコースは、隊指導者上級訓練課程修了者で副リーダートレーナーとなる適性を有する者を対象に開設し、参加者が本連盟の指導者の訓練方針と訓練体系を理解し、各種の指導者訓練、特に導入及び基礎訓練を行う技能を修得することを目的とする。

リーダートレーナーコース

8-2-3

リーダートレーナーコースは、副リーダートレーナーでリーダートレーナーとなる適性を有する者を対象に開設し、参加者が本連盟の指導者の訓練方針と訓練体系の理解を深めるとともに、各種の指導者訓練、特に訓練の企画及び実施するための技能を修得することを目的とする。

リフレッシャーコース

8-2-4

リーダートレーナーまたは副リーダートレーナー（以下両者を併せて「トレーナー」という。）委嘱後、一定期間を経たトレーナーを対象に開設し、参加者がこれまでの経験をとおしての交流を深めながら、トレーナーとしての知識を新たにするとともに、任務を遂行するための資質の向上をはかることを目的とする。

ウッドバッジ実修所第二教程（プログラムトレーニング）所長養成コース**8-2-5** 〈削除〉**団委員実修所第二教程（マネジメントトレーニング）所長養成コース****8-2-6** 〈削除〉**トレーナー研究集会****8-2-7** トレーナー研究集会は、リーダートレーナーと副リーダートレーナーを対象に開催し、トレーナーの能力向上と資質の維持を図ることを目的とする。**ボーイスカウト講習会****8-3-1** ボーイスカウト講習会は、18歳以上の者を対象に開設し、参加者が本運動の概要とスカウト教育の原理と基本的な方法について知ることを目的とする。**ウッドバッジ研修所****8-3-2** ウッドバッジ研修所スカウトコースは、加盟員で導入訓練課程の訓練を修了した者を対象として開設し、参加者がボーイスカウト指導者としての責務を果たすことができるよう、スカウト教育に関する基本的な内容を習得することを目的とする。

② ウッドバッジ研修所課程別研修は、スカウトコースを履修した者を対象としてビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト及びベンチャースカウトの各課程に区分して開設し、参加者が当該部門の隊長としての責務を果たすことができるよう、隊運営に関する基礎的な方法を習得することを目的とする。

スキルトレーニング**8-3-3** スキルトレーニングは、導入訓練課程の訓練を修了した者が取り組み、隊長として一定のスカウト技能を身につけていることを認定することにより、プログラム立案能力を高めることを目的とする。**ウッドバッジ実修所****8-3-4** ウッドバッジ実修所は、隊指導者基礎訓練課程を修了した後、隊指導者の経験を有する者を対象として開設し、参加者が当該部門の隊長としてのプログラム推進能力を高めることを目的とする。

② 第二教程に進む前には、スキルトレーニングを修了することが条件となる。
③ ビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト及びベンチャースカウトの各課程に区分して開設する。

ウッドクラフトコース**8-3-5** ウッドクラフトコースは、隊指導者上級訓練課程の訓練を修了した者を対象として開設し、参加者がスカウト技能を活用したプログラムの開発能力を身につけることを目的とする。

団委員研修所**8-3-6**

団委員研修所は、導入訓練課程の訓練を修了した者を対象として開設し、参加者が団指導者としての任務を理解し、団の管理と運営の能力を高めることを目的とする。

団委員実修所**8-3-7**

団委員実修所は、団委員基礎訓練課程を修了した者を対象として開設し、参加者が自団の問題解決や将来に向かっての施策を推進する能力を高めることを目的とする。

コミッショナーベーシックトレーニング**8-3-8**

コミッショナーベーシックトレーニングは、隊指導者上級訓練課程修了者で、各種コミッショナー、その候補者、または都道府県連盟等役員及びその候補者を対象として開設し、参加者が本連盟の方針とその規程に従い、コミッショナーの任務を理解し、その任務を遂行する能力を身につけることを目的とする。

コミッショナー任務別研修**8-3-9**

コミッショナー任務別研修は、コミッショナー共通訓練課程又はコミッショナー研修所を修了した者を対象として取組み、参加者がその任務に応じてコミッショナーの任務の遂行に必要な知識と技能を高めるとともに、教育面での指導力の向上を促進することを目的とする。

訓練機関（集合訓練）の指導要員の資格と選任**8-3-10**

訓練名称	開設責任者	指導要員の資格		指導要員の選定と委嘱	
		主任講師、所長 コースディレクター	その他の 指導要員	主任講師、所長 コースディレクター	その他の 指導要員
ボイカガ講習会	県連盟	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	隊指導者上級訓練課程修了者	県連盟が行う	
ウッドバッジ研修所スカウトコース	県連盟または、県連盟の合同		リーダートレーナー、副リーダートレーナー、隊指導者上級訓練課程修了者	開設責任者が選定し、日本連盟が委嘱する	所長、主任講師が選定し、開設責任者が関係県連盟と調整のうえ委嘱する
ウッドバッジ研修所課程別研修	リーダートレーナー	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	日本連盟が行う	主任所員は日本連盟が行い、所員は所長が選定し日本連盟が委嘱する	
ウッドバッジ実修所第二教程	日本連盟・県連盟または、県連盟の合同	リーダートレーナー			リーダートレーナー、副リーダートレーナー
団委員研修所	県連盟または、県連盟の合同	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	リーダートレーナー、副リーダートレーナー、隊指導者上級訓練課程修了者	開設責任者が選定し、日本連盟が委嘱する	所長が選定し開設責任者が関係県連盟と調整のうえ委嘱する

訓練名称	開設責任者	指導要員の資格		指導要員の選定と委嘱	
		主任講師、所長 コースディレクター	その他の 指導要員	主任講師、所長 コースディレクター	その他の 指導要員
団委員 実修所 第二教程	日本連盟・ 県連盟または、県連盟 の合同	リーダートレー ナー	リーダートレー ナー、副リーダー ^ト トーラー	日本連盟が行 う	主任所員は日 本連盟が行 い、所員は所 長が選定し日 本連盟が委 嘱する
コミッショナ ー基礎 トレーニング	県連盟また は、県連盟 の合同	コミッショナ ー、リーダー ^ト トーラー	コミッショナ ー、リーダートレー ナー、副リーダー ^ト トーラー	開設責任者 が選定し、日 本連盟が委 嘱する	コースディレク ターが選定し 開設責任者 が関係県連 盟と調整のう え委嘱する
コ ミ ッ シ ョ ナ ー 任 務 別 研 修	地区コミッ ショナ ー課程、 団担当コミッ ショナ ー課程	日本連盟			主任講師が 選定し開設 責任者が関 係県連盟と 調整のうえ 委嘱する
県コミッショ ナー課程、 日本連盟コ ミッショナ ー課程	日本連盟				日本連盟が行 う
ウッドクラフト コース	日本連盟	リーダートレー ナー	リーダートレー ナー、副リーダー ^ト トーラー	日本連盟が行 う	日本連盟が行 う

日本連盟トレーニングチーム

業務

8-16-1

本連盟のトレーニングチームは、次の業務を行う。

- (1) 本連盟が開設する訓練機関の運営と実施を担当する
- (2) 指導者訓練の組織、日程、課業、運営法等の研究
- (3) 指導者訓練に関する手引書、参考書、書式、教材その他の資料の作成及び訓練用器材の研究
- (4) 県連盟またはそれらの合同開設による、訓練機関に対する援助と協力
- (5) 県連盟トレーニングチームに対する支援
- (6) 指導者訓練と一体となるプログラム開発に関する研究と支援
- (7) その他指導者訓練に関する事項

構成および所属

8-16-2

本連盟トレーニングチームは、トレーナーをもって構成する。

- (2) 本連盟トレーニングチームには、ディレクター1人、副ディレクター若干名をおく。
- (3) トレーナーは、県連盟トレーニングチームにも所属する。

ディレクター**8-16-3**

ディレクターは、日本連盟 Adults in Scouting 委員会（以下 AIS 委員会という。）の推薦に基づき、リーダートレーナーより総コミッショナーが委嘱し、その任期を2年とする。

- ② ディレクターは、トレーニングチームを主管するとともに、特に次の業務を行う。
 - (1) トレーニングチームの業務の的確な推進
 - (2) 県連盟ディレクターを通して、県連盟トレーニングチームに対する支援
 - (3) トレーナーとしての適格な人材の確保と養成
 - (4) その他総コミッショナーから委託された事項の推進

副ディレクター**8-16-4**

副ディレクターは、ディレクター及び日本連盟AIS委員会の推薦に基づき、リーダートレーナーより総コミッショナーが委嘱し、その任期を2年とする。

- ② 副ディレクターは、ディレクターを補佐し、その事故あるときまたは欠員のときはこれを代理するとともに、ディレクターより分掌された事項を担当する。

トレーニングチームタスクチーム**8-16-5**

本連盟トレーニングチームは、次の任務を主に担当するタスクチームを理事会の議を経て編成することができる。

- (1) 本連盟が開設する訓練機関の運営及び研究
 - (2) 各種の訓練関連のプログラム開発などの調査・研究及び資料の作成など
 - (3) その他訓練に関する事項
- ② タスクチーム員の選任と委嘱については、AIS委員会の議を経てディレクターが行う。
 - ③ タスクチームの任期は、編成の都度定める。

トレーナーの委嘱**8-16-6****A. トレーナーの新規委嘱**

トレーナーは、指導者訓練に携わるにふさわしい品性と経歴を有する加盟員であり、本連盟の訓練方針に基づく指導者訓練を推進できる能力を有し、原則として次の基準に該当する者の中から、別に定める選考委員会が選考する。また、次の基準に該当しない者で、本連盟が認めた者も新規委嘱できる。

- | | | |
|-----------|------------|-----------------------------|
| (1) 年 齢 | リーダートレーナー | 30 歳以上 65 歳未満 |
| | 副リーダートレーナー | 26 歳以上 65 歳未満 |
| (2) 指導者経歴 | リーダートレーナー | 指導者訓練を中心とした活動的な指導者として 5 年以上 |
| | 副リーダートレーナー | 同上 3 年以上 |
| (3) 研修経歴 | リーダートレーナー | リーダートレーナーコースを履修し、奉 |

		仕実績訓練を提出して修了した者
	副リーダートレーナー	副リーダートレーナーコースを履修し、奉仕実績訓練を提出して修了した者
(4) 奉仕経験	リーダートレーナー	過去 5ヶ年間に定型訓練（基礎・上級）などの奉仕経験が 5 回以上あること。
	副リーダートレーナー	過去 3ヶ年間に定型訓練（基礎など）の奉仕経験が 3 回以上あること。
(5) 資質		
		トレーナーは、次の資質を必要とする。
	ア 本運動の目的・理念の正しい理解と受容	
	イ 指導者訓練に携わるにふさわしい品性と社会的な信用	
	ウ 地域（隊・団などを含む）での円滑な人間関係を保持し、自己の役割分担を確実に達成できる意欲と能力	
	エ 本運動の向上と充実に向けて指導者訓練を中心に意欲的に取り組める。	

B. レーナーの継続委嘱

任期終了時に、所属県連盟の県コミッショナーの所見を付した「トレーナー任務達成目標・成果シート」を提出した者で、次の 2 区分（奉仕実績・研修実績）の要件を満たしていること。満たしていない場合は、その他の要件を考慮する場合がある。

- | | |
|----------|---|
| (1) 奉仕実績 | ア 8-3 及び 8-2-1 に定める訓練機関の指導要員
イ 個別支援の推進
ウ 8-3 ②の指導要員 |
| (2) 研修実績 | ア 自己研修課題の達成
イ トレーナー研究集会への参加
ウ リフレッシュコースへの参加 |

トレーナーの新規及び継続委嘱の選考

8-16-7

トレーナーの新規及び継続委嘱は、8-16-6A 及び B の基準に達している者の中から選考委員会が選考する。この委員会の構成及び選考の手続きは、次のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| (1) 構成 | 総コミッショナー、AIS 委員長、ディレクターをもって構成し、本連盟事務局長はこの委員会の幹事として出席する。 |
| (2) 手続 | この細則の定めるところの基準に従って選考するほか、本連盟が認める候補者については、別に定める要件を基 |

準に選考する。また、候補者の所属する県連盟の意見を考慮して選考する。

トレーナーの委嘱と任期、休務

8-16-8

A. トレーナーの委嘱と任期

トレーナーは、総コミッショナーが委嘱し、委嘱にあたり担当する業務の範囲を限定することができる。

トレーナーの任期は、委嘱された年の翌々年の3月までとする。ただし、65歳に達する者にあっては、当該年度の末までとする。

B. トレーナーの休務

(1) トレーナーは、任期中に、他の役務との兼任またその他の事由によりその職務を休務する場合には、本人の申し出により休務することができる。

(2) 上記の休務期間は、6ヶ月間を限度とする。

(3) 休務事由の解消によるトレーナーの再任は、本人の申し出により行うものとし、再任にあたっての研修及び手続きその他は別に定める。

トレーナーの任務

8-16-9

トレーナーは、分担して8-16-1に定める業務に従う。

トレーナーの研修

8-16-10

トレーナーは、トレーナーとしての資質の向上を図るため自己研修に励み、トレーナー研究集会に参加しなければならない。

また、トレーナーは任期3期ごとにリフレッシャーコースに参加しなければならない。

記章

8-16-11

トレーナーは、指導者訓練に関与するときに限り、ビーズ4個またはビーズ3個のウッドバッジを着用する。

事務

8-16-12

トレーニングチームの事務は、本連盟事務局がこれを処理する。

県連盟トレーニングチーム

構成、業務等の定め

8-17-1

県連盟トレーニングチームに関する定めは、県連盟の規定によるものとし、その規定は次の各号に準拠するものとする。

- (1) 規定には、趣旨（目的）、名称、業務（役務）、構成（編成）、トレーニングチーム責任者（ディレクター等）、資格（年齢・指導歴・研修歴等）、選考及び任期等を定めることが望ましい。
- (2) 名称は○○県連盟トレーニングチームとすることが望ましい。
- (3) トレーナーは、必ず県連盟トレーニングチームの構成員となる。

| (4) チーム責任者（ディレクター等）は、トレーナーの中から選任する。

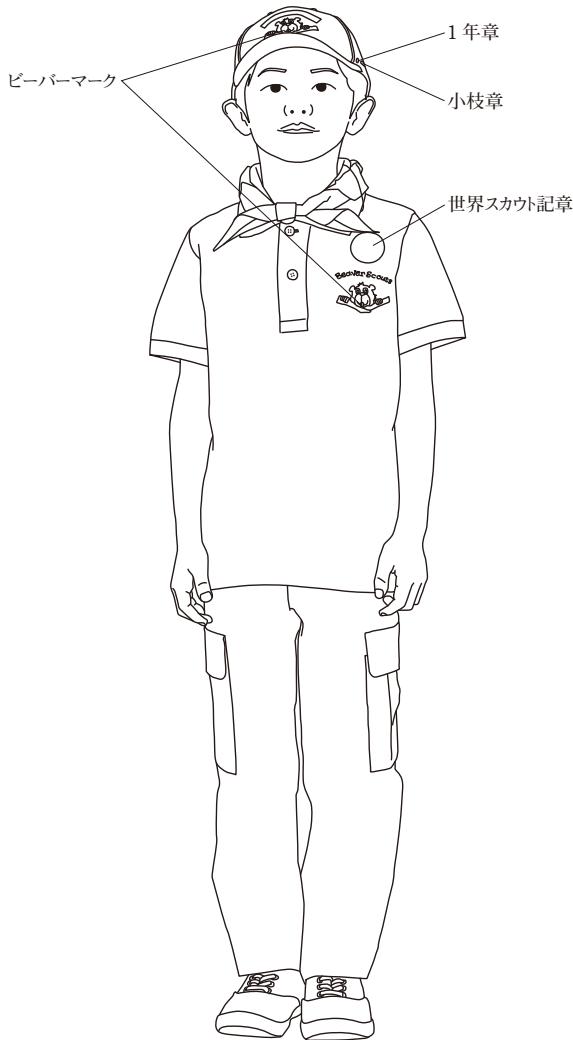
第9章 制服及び旗 関連

制 服

正装の着用基準

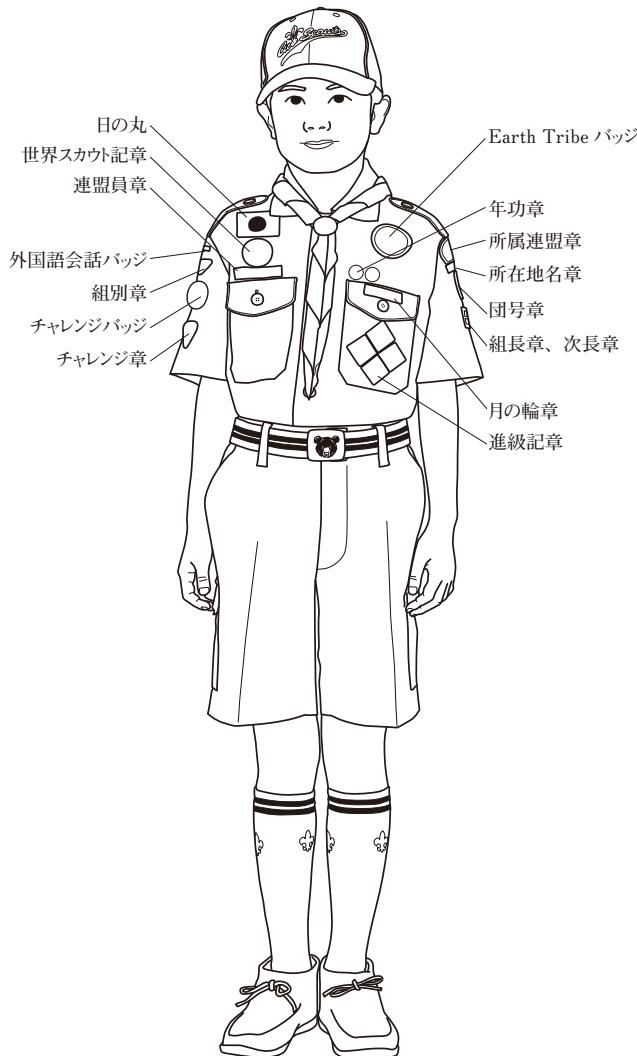
9-4-1

ビーバースカウトの正装



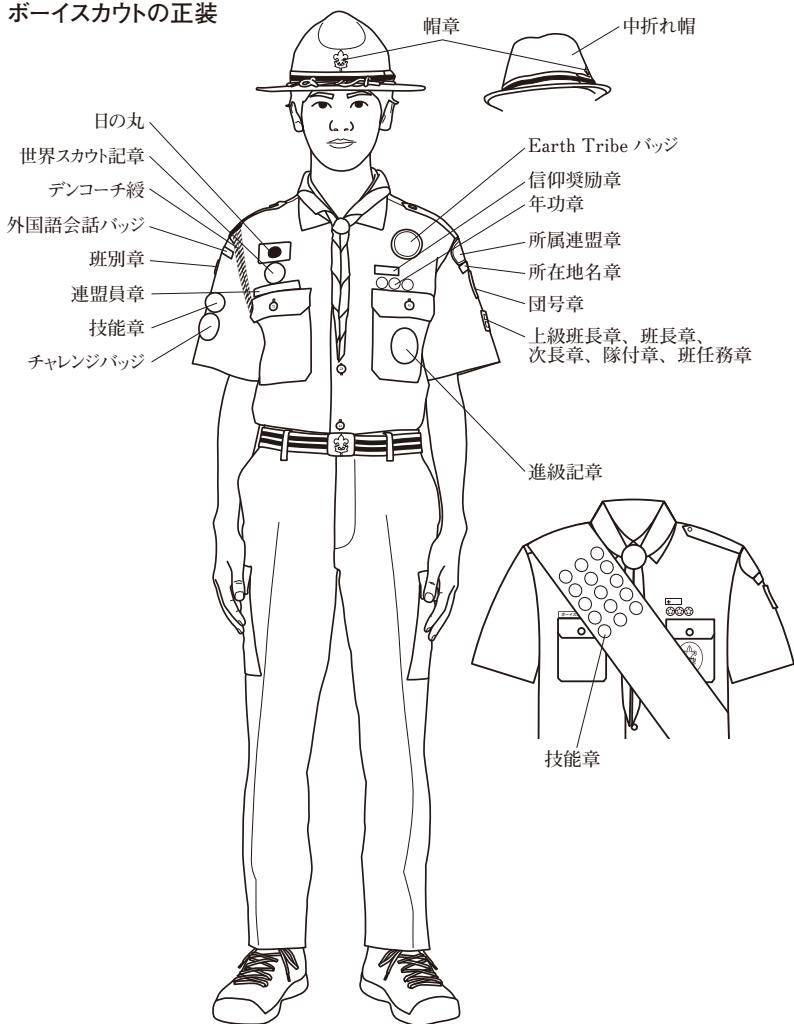
- ・制帽、ポロシャツ、トレーナー以外は任意のものを着用できる。
- ・ネッカチーフは隊で統一して定めたものを着用できる。

カブスカウトの正装



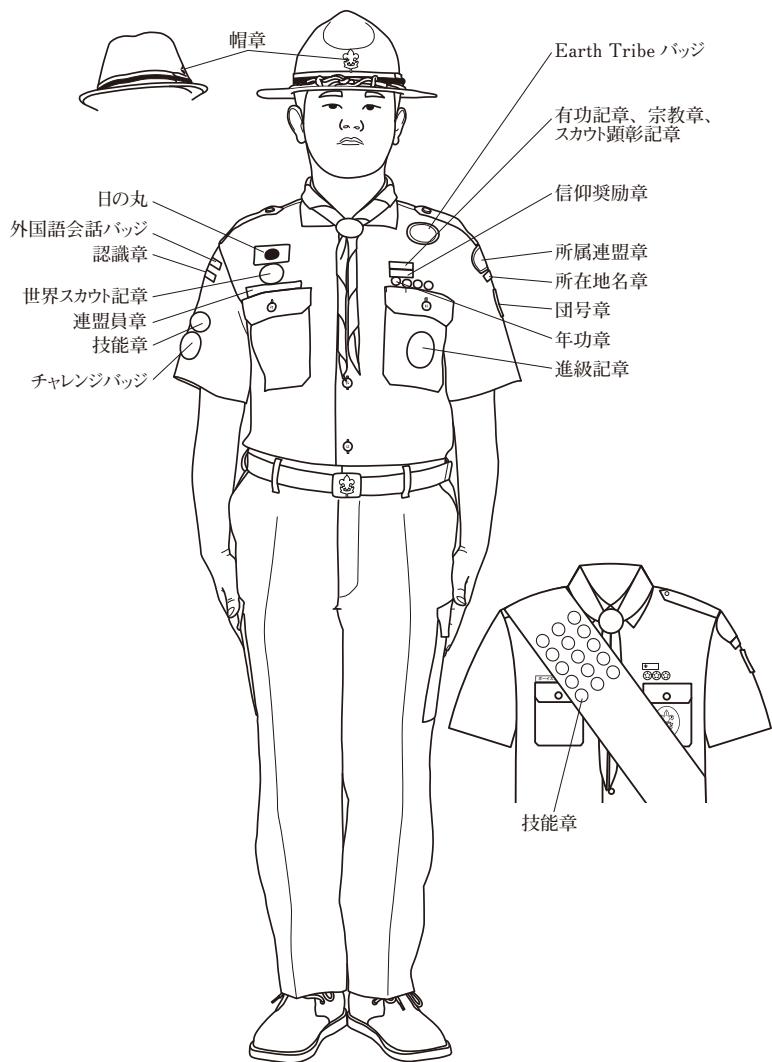
- ・上着は、長袖も着用することができる。
- ・ズボンは、半ズボンも着用することができ、半ズボン着用時の靴下は上着と同色のストッキングとする。
- ・ベルトは、紺色と黄色のストライプの布製で、カブバックル付きとする。
- ・ネックチーフは、黄色又は隊で統一して定めた色の三角形の布とする。

ボーイスカウトの正装



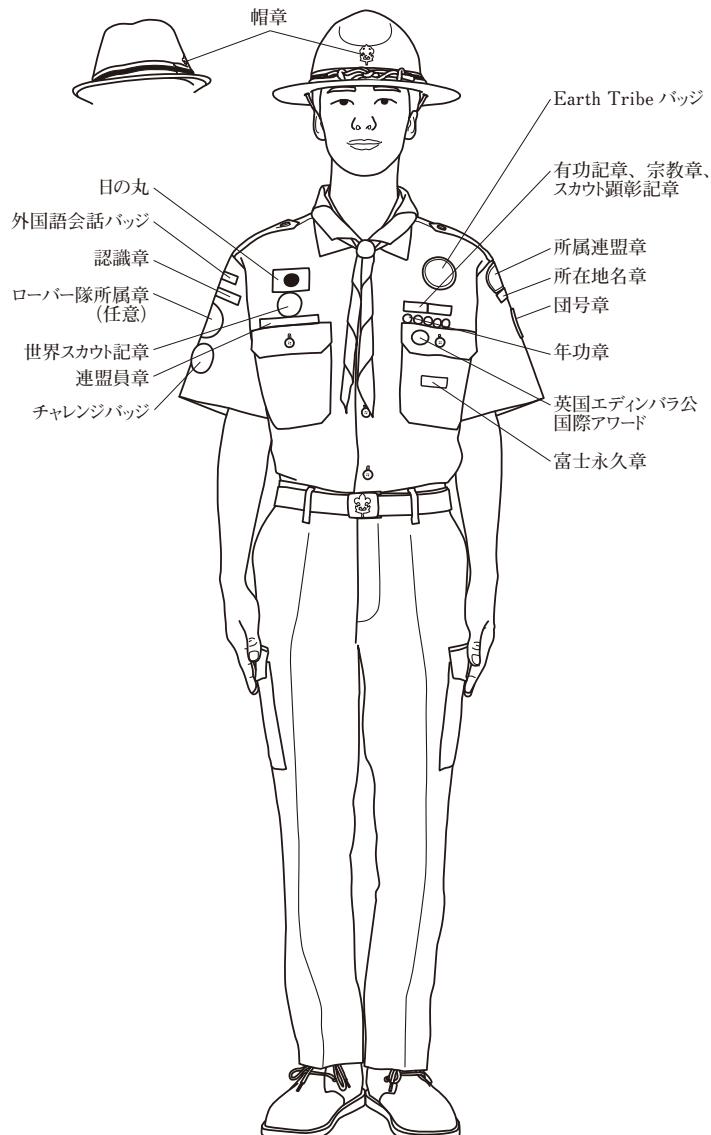
- ・上着は、長袖も着用することができる。
- ・ズボンは、ブッシュパンツタイプの長ズボンを着用するが、半ズボンおよびキュロットも着用することができる。
- ・半ズボンおよびキュロット着用時の靴下は、ズボンと同系色のものとする。
- ・ベルトは、紺色と緑色のストライプの布製で、バックル付きとする。
- ・ネッカチーフは、隊で統一して定めた色の三角形の布とする。
- ・制帽は、ハットまたは中折れ帽を着用する。帯はいずれも紺色と緑色のストライプの布製とする。

ベンチャースカウトの正装



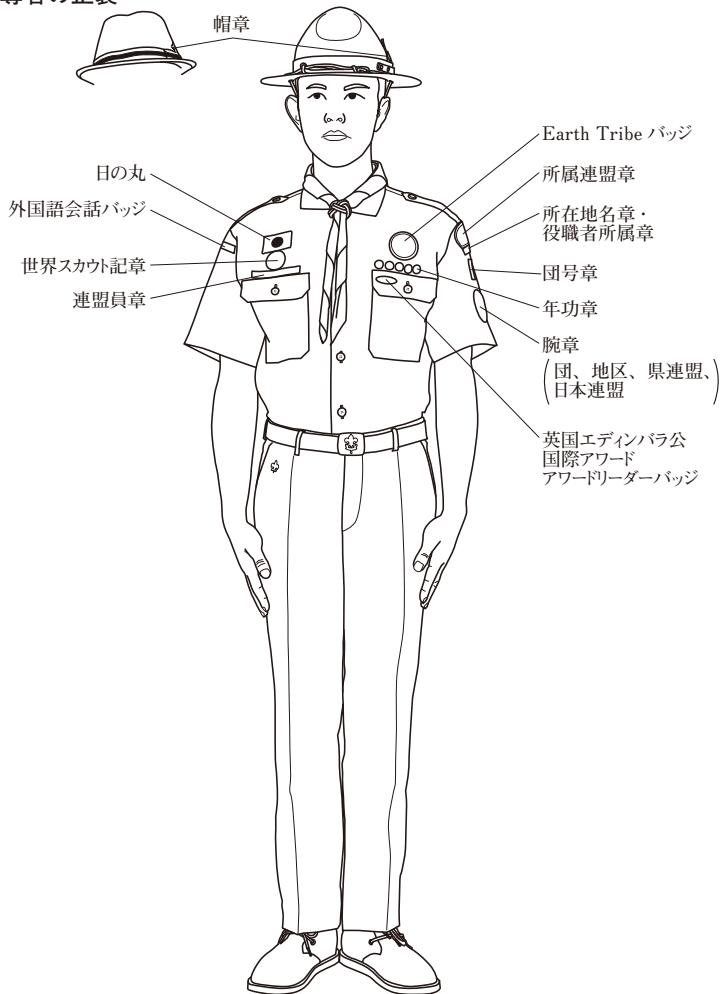
- ・上着、ズボン共に、ボーイスカウトと同じ。
- ・ネッカチーフは、ボーイスカウトと同じ。
- ・ベルトは、緑色の布製、又は革製で、バックル付きとする。
- ・制帽は、ボーイスカウトと同じ。

ローバースカウトの正装



- ・上着、ズボン共に、ボーイスカウトと同じ。
- ・ネッカチーフは、ボーイスカウトと同じ。
- ・ベルトは、ベンチャースカウトと同じ。
- ・制帽は、ボーイスカウトと同じ。

指導者の正装



- ・上着は、ボーイスカウトと同じ。
- ・ズボンはウール混タイプおよびブッシュパンツタイプの長ズボン、および半ズボンとキュロットも着用することができる。
- ・半ズボンおよびキュロット着用時の靴下は、ズボンと同系色のものとする。
- ・ネッカチーフは、ボーイスカウトと同じ。
- ・ベルトは、ベンチャースカウトと同じ。
- ・制帽は、ハットまたは中折れ帽を着用する。ハットのベルトは革製とし、中折れ棒の帯は紺色と緑色のストライプの布製とする。

礼 装

礼装の着用基準

9-5-1

礼装



上着	紺色、センターベント、 3つボタン、袖ボタン4個
ズボン・スカート	グレー
シャツ	白
ネクタイ	紺地に5色のストライプとロープ 模様を配し、左下端にスカウト 章を入れる。

エンブレム



制服及び記章、標章の着用

記章、標章の着用基準

9-9-1

制服及び記章、標章の着用については次の通りとする。

(記章、標章の着用基準)

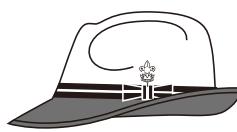
(1) 帽章

ボーイ、ベンチャー、
ローバースカウト

ボーイ、ベンチャー
ローバースカウト、指導者
指導者



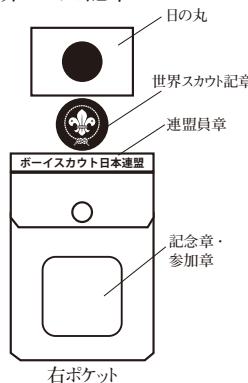
正面に帽章をつける



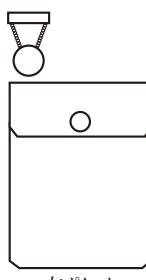
左横に帽章をつける



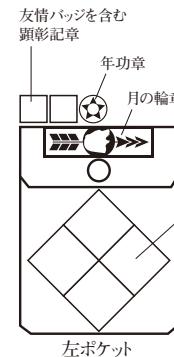
左横の帽帯上部、ハット本体に帽章をつける

(2) 日の丸、連盟員章、
記念章、参加章、世
界スカウト記章

(5) 有功記章

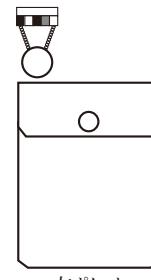


左ポケット

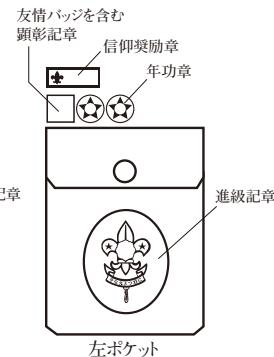
(3) カブスカウトの進級記
章と月の輪章と年功
章

左ポケット

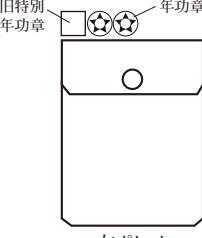
(6) 宗教章



左ポケット

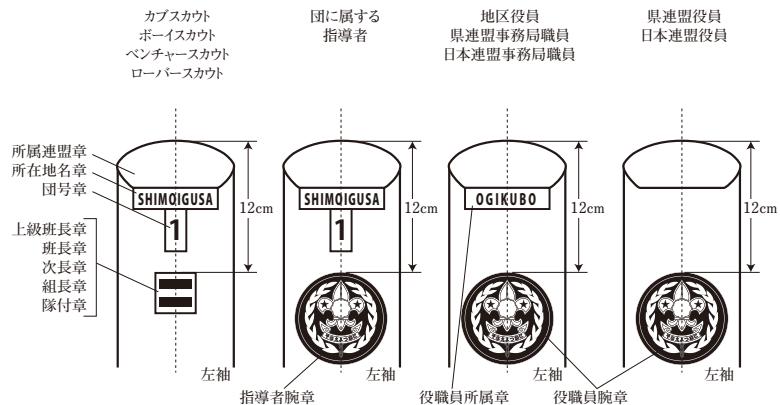
(4) ボーイスカウト及びベン
チャースカウトの進級記
章、年功章

左ポケット

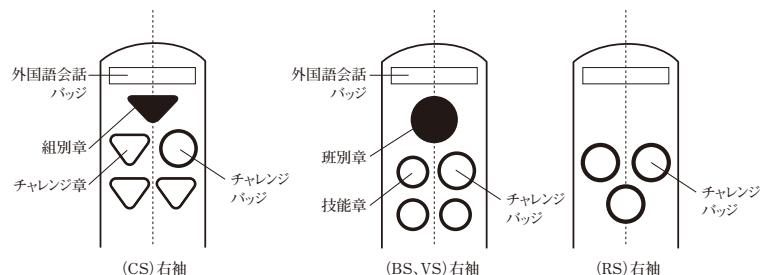
(7) 旧特別年功章、
年功章

左ポケット

(8) 所属連盟章・所在地名章・団号章・役職員所属章・事務局職員腕章・
上級班長章・班長章・次長章・組長章・隊付章・指導者腕章



(9) 組別章・班別章・チャレンジ章・技能章・Earth Tribe



(10) デンコーチ綬



右袖

(11) 指導者の襟章



(12) 有功記章

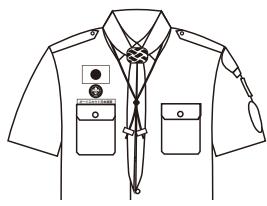


正装の場合



礼装の場合

(13) ウッドバッジ



スカウトの記章

ビーバースカウトの記章

9-9-2

ビーバースカウトの記章は次のとおりである。

区分	様式・図柄	着用部位その他
(1) ビーバーマーク	 4×7cm 茶色のビーバー（刺しゅう製）	制帽の正面および制服の左胸に縫い付ける。
(2) スカウト世界記章	 直径4cm 紫色	上着・左胸部につける。
(3) 木の葉章	 葉の色は5色 (課目ごとに色別シール製)	ビーバーノートに貼り付ける。
(4) 小枝章	 茶色刺しゅう製（アイロンプリント）	帽子の左横に着用する。
(5) 年功章	 1年章 布製（アイロンプリント）	帽子の左横に着用する。
	 金属製（地色金色） 1年章 2年章 円内の色は、1年章緑色、 2年章茶色 台座は水色で表わす	カブ隊へ上進以降は金属製の年功章を着用する。

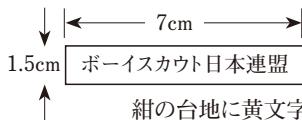
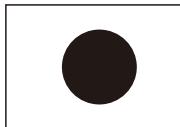
カブスカウトの記章

9-9-3

カブスカウトの記章は次のとおりとする。

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1) りす バッジ	 枠は白色、 りすの図柄は黄色	3×3cm	赤色	りすの道履修後に、左胸ポケット中央部につける。
(2) 進級 記章	別表(9-9-7)に示す。			
(3) チャレンジ 章	 (図は読書家)	5.0× 3.5cm	黄色	6課目までは、組別章の下に着用できる。 ただし、チャレンジバッジを含め5課目以上の場合は袖から外して、タスキに着用する。タスキは右肩から左脇下にかける。
(4) 月の輪 章	 矢とふちどりは金色	1.5× 5.5cm	黒色	左ポケットのふたの中央部につける。
(5) 組長 章	 黄色横線2本	3×4cm	濃紺色	左肩袖付より12cmを標準とし、この章の上ふちとしてつける。
(6) 次長 章	 黄色横線1本			
(7) 年功 章	 星章の円内に、年数の文字を表わす。円の色は1年章緑色、2年章茶色、3年章空色。台座—黄色	直径 4cm	1年章 金色 2年章 金色 3年章 銀色	左胸ポケットの上ふちに接してつける。
(8) 世界スカウト 記章				

カブスカウトの記章

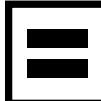
区分		様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(9)	連盟員章			上着の右ポケット上部の中央に接して縫いつける。	
(10)	日の丸	 $4 \times 6\text{cm}$		世界スカウト記章の中央上部に接して縫いつける。	

ボーイスカウトの記章

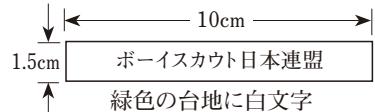
9-9-4

ボーイスカウトの記章は次のとおりとする。

区分		様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1)	帽章	 スカウト章	4×2.5cm	金色	ハットの正面につける。中折れ帽は左横につける。
(2)	進級記章	別表(9-9-7)に示す。			
(3)	スカウトバッジ		6×5cm	黄色	上着の左ポケット中央部に正しくつける。
(4)	技能章	 (図は野営章)	直径3.8cmの円形	各章により異なる	6課目までは、班別章の下に着用できる。ただし、チャレンジバッジを含め5課目以上の場合は袖から外して、タスキに着用する。タスキは右肩から左脇下にかける。
(5)	上級班長章	 緑色、横線2本半に金色スカウト章をつける。	4×4cm	カーキ色	左肩袖付より12cmを標準とし、この章の上縁としてつける。

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(6) 班長章	 緑色横線 2本			
(7) 次長章	 緑色横線 1本	4×4cm	カーキ色	左肩袖付より 12cmを標準とし、 この章の上縁としてつける。
(8) 班任務章	 (図は備品)			
(9) 隊付章		直径 4cmの 円形	緑色	
(10) 年功章	 1年章、2年章、3年章はカブスカウトと同じ。 4年章、星章の円内の数字は4。 円の色は紺色。台座—緑色。		1年章、 2年章、 3年章は カブスカウト と同じ。 4年章、 金色。	左胸ポケットの上縁 に接してつける。
(11) 襟略章	 スカウト章のうち、花弁と鏡の部分(金色)	1.2×1.2 cm	金色	制服以外の服装の左襟につける
(12) 世界スカウト記章				カブスカウトと同じ

ボーイスカウトの記章

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(13) 連盟員章	 1.5cm ボーイスカウト日本連盟 緑色の台地に白文字	10cm		上着の右ポケット上部の中央に接して縫いつける。
(14) 日の丸				カブスカウトと同じ。

〈付記〉 上級班長または隊付に任命されたベンチャースカウトは、上級班長章または隊付章を着用することができる。

ベンチャースカウトの記章

ベンチャースカウトの記章は次のとおりとする。

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1) 帽章		4× 2.5cm	銀色	ハットの正面につける。中折れ帽は左横につける。
(2) 認識章		2×7cm	クリーム色	上着右袖上部につける。
(3) 進級記章				別表(9-9-7)に示す。
(4) アドベンチャーバッジ		6×5cm	若草色	上着の左ポケット中央部に正しくつける。
(5) 技能章	 (図は野営章)	直径 3.8cmの 円形	各章により異なる	6課目までは、ベンチャー認識章の下に着用できる。ただし、チャレンジバッジを含め5課目以上の場合は袖から外して、タスキに着用する。タスキは右肩から左脇下にかける。
(6) 議長				検討中

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(7) タツブンス運営章	検討中			
(8) 年功章	1年章、2年章、3年章はボーイスカウトと同じ。台座一紺色。		ボーイスカウトと同じ。	左胸ポケットの上ふちに接してつける。
(9) 略襟章	ボーイスカウトと同じ			
(10) トス世界記章	カブスカウトと同じ			
(11) 員連盟章	ボーイスカウトと同じ			
(12) 丸日の章	カブスカウトと同じ			

ローバースカウトの記章

9-9-6

ローバースカウトの記章は次のとおりとする。

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1) 帽章	 一重目ロープつきスカウト章	3.3×3 cm	金色	ハットの正面につける。中折れ帽は左横につける。
(2) 認識章		2.5×7 cm	赤	上着右袖上部につける。
(3) 永久富士章		2×4cm	えんじ色	上着の左ポケット中央部に正しくつける。
(4) 英国エディンバラ公国際アワード		2×2.5 cm	取得レベルにより、金色、銀色、銅色	左ポケットのフラップの制服中心部側に取得レベルの高いものを1つつける。

ローバースカウトの記章

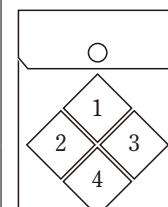
区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(5) 年功章	1年章から4年章はボイスカウトと同じ。5年章、星章の円内の数字は5、円の色はえんじ色。台座一赤色。		ボイスカウトと同じ。 5年章、金色。	左胸ポケットの上縁に接してつける。在籍年数が5か年を越える場合は、5年章と越える年数分の年功章の2つを着用することができる。
(6) 略襟章			ボイスカウトと同じ	
(7) トス世界記章			カブスカウトと同じ	
(8) 員連盟章			ボイスカウトと同じ	
(9) 丸日の			カブスカウトと同じ	

進級記章

進級記章

進歩・進級記章は次のとおりとする。

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
カブスカウトの進級記章	うさぎ 	3×3cm	赤色	左ポケット中央部に、該当学年に修得した記章を全て着用する。
	しか 			
	くま 			



 1.りす 2.うさぎ
 3.しか 4.くま

ボーイスカウトの進級記章	初級 スカウト章		6×5cm	緑色	上着の左ポケット中央部に、正しくつける。
	2級 スカウト章			青色	
	1級 スカウト章			赤色	
	菊スカウト章			紺色	
ベンチャースカウトの進級記章	ベンチャーチャー章		6×5cm	紺色	上着の左ポケット中央部に、正しくつける。
	隼スカウト章			緑色	
	富士スカウト章			えんじ色	

〈付記〉 シニアースカウト部門の富士スカウト章、およびベンチャースカウト部門の富士章または富士スカウトを受章した者は、富士永久章を着用することができる。

スカウト顕彰の記章

9-9-8

菊スカウトであったものは、当該顕彰をスカウトとして在籍期間、着用することができる。

② スカウト顕彰の記章は、次のとおりとする。

種類	様式	地色	着用部位その他
スカウト顕彰 菊	 縦 1.5 cm × 横4cm	紺色	左胸ポケット上方に着用する。 このスカウト顕彰富士は、都道府県連盟より授与する。

指導者の記章

指導者の記章

9-9-9

指導者の記章は次のとおりとする。

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
コ隊団委員長 ミツ・シ副長・ヨ長・ナ・副団委員長 ミツ・シ副長・ヨ長・ナ・副団委員長	円形桜葉つき スカウト章に羽根をつける。 羽根の色 団委員長 { 白 隊長…緑 副団委員長 { 赤 副長…赤 コミッショナー 紫			
(1) 帽章 ウ連県団ト盟連委ク役員ラ員及・ブ・会員ス日本・カ本	円形桜葉つきスカウト章		金色	ハットの左横につける。 中折れ帽は左横につける。
イ・副長補・イン・デント・ラ・クタ・コ・リーダ	一重目ロープつきスカウト章			

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(2) 腕章	白色で桜葉円形のふちをとり、中央に金色スカウト章をおさめる。(スカウトクラブ会員の腕章は、緑色の桜葉とする。)	直径6cm 円形	緑色	制服左肩袖付より12cmを標準として、この章の上縁を接してつける。プレザーコートその他にはつけない。
			紺色	
			青色	
			えんじ色	
			白色	
(3) 襟章	銀色ふちどり、中央に金色スカウト章をつける。	直径2cm以下 の円形	緑色	礼装、背広の場合は、左襟につけることができる。
			紺色	
			青色	
			えんじ色	
			白色	
(4) 胸章	①者隊補助 ②ビーバー	長方形 5.5×7.5cm	水色	私服の左胸部につける。
	ウアタニストラクターイントリーダーイデンコチ	長方形 5.5×6.5cm ひし形 6.5×8.5cm	紫色の 長方形 に、白 黒のロ ープ状 ふちど り。	私服の左胸ポケットあるいは左胸中央部に黄色の葉を上位にして正しくつける。ただし、制服にはつけない。

指導者の記章

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(5) 年功章	1年章から5年章はローバースカウトと同じ。10年章、星章の円内の数字は10。円の色は白色。台座－白色。	1年章 から5 年章は ローバ ースカウ トと同 じ。 10年 章、金 色。	(1)左胸ポケットの上縁に接してつける。 (2)年功章を着用できる指導者は、隊長・副長・副長補、デンリーダー・デンコーチ（スカウトを除く）、インストラクターとする。 (3)スカウトの経歴を表す年功章を着用してもよい。	
(6) 襟略章	 スカウト章のうち、花弁と鏡の部分（銀色）	1.2× 1.2cm	銀色	背広等の左襟につける。
(7)世界スカウト記章				カブスカウトと同じ
(8)連盟員章				ボーイスカウトと同じ
(9)日の丸				カブスカウトと同じ
(10) 維持会員章	<p>① 金属襟章</p>  <p>ロープ・本 結びの縁 取り。中央 にスカウト 章上部・花弁 と鏡部分</p>	1.2× 1cm	<p>銀色： 通常維持会員用</p> <p>金色： 特別維持会員用</p>	礼装・背広等の左襟につける
	<p>② 布製略章</p>  <p>中央にスカウト章上部 を塗りつぶした図柄 を丸く囲む6本の棒と 台地の縁取り</p>	1.6× 4.0cm	<p>濃緑色 の台地 に銀色： 通常維持会員用</p> <p>濃緑色 の台地 に金色： 特別維持会員用</p>	<p>(1)制服左胸ポケットの上 ふちに接してつける</p> <p>(2)有功記章略章・特 別年功章・指導者 訓練修了章とともに に着用する場合は 下段右（最後部） につける。</p>

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(11)維持会員年功章		1.0×4.0cm	緑	(1)材質は金属に布巻き。 (2)左胸ポケット上方につける。 (3)有功記章 略章・特別年功章とともに着用する場合は最後部につける。
			黄緑	
			橙	
			赤	
			桃	
			紫	
(12)富士永久章		2×4cm	えんじ色	上着の左ポケット中央部に正しくつける。
(13)国際英工デインバラ公アワードリーダーバッジ		2×2.5cm	赤色	左ポケットのフラップの制服中心部側につける。 スカウト用との併用はできない。
(14)募金感謝章 100周年記念		1.0×4.0cm	金色 白 赤 緑	(1)材質は金属に布巻き。 (2)左胸ポケット上方につける。 (3)善行表彰略章とともに着用する場合は最後部につける。

事務局職員記章

事務局職員の記章は次のとおりとする。

区分	様式・図柄	寸法	色	
(1)腕章		1辺5cm	日本連盟 地色:えんじ色 スカウト章:銀色 桜葉:金色	県連盟 地色:青色 スカウト章:銀色 桜葉:金色

指導者の記章

区分	様式・図柄	寸法	色	
(2) 襟 章		1辺 1.8cm	日本連盟 地色:えんじ色 スカウト章:銀色	県連盟 地色:青色 スカウト章:銀色
(3) 帽 章		金属製の円形桜葉つきスカウト章 色……金色		

標 章

標 章

9-9-10

スカウト及び指導者が正装につける標章は次のとおりとする。

(1)スカウト

カブスカウト、ボイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウトの正装につける標章は次のとおりとする。

種別	カブスカウト	ボイスカウト	ベンチャースカウト	ローバースカウト
(1) 盟 所 章 連	たて4.8cm、よこ11cmの長台形意匠は各県連盟で定める(図は形を示す)。			
(2) 名 所 在 地	カブは紺の台地に黄文字の所在地名	SHIMOIGUSA 2 × 8cm		カブ以外はカーキ色の台地に緑色文字の所在地名
(3) 團 號 章	カブは紺の台地に黄文字の団番号	1 4 × 2cm		カブ以外はカーキ色の台地に緑色文字の団番号
(4) 班 組 別 別 章	1組 - 赤 2組 - 白 3組 - 黄 4組 - 緑 5組 - 青 6組 - えび茶			
(5) 所 屬 章 の ロ バ ー 隊	ローバースカウトは、ローバー隊所属章(7cm×7cmの範囲で自由な形、色彩)を右袖、肩付部に着用することができる。			

種別	カブスカウト	ボーイスカウト	ベンチャースカウト	ローバースカウト
(6) デンコーチ綬			デンコーチの任務を行う場合は、デンコーチ綬（綬の輪の長さ60cm、肩章は濃紺色で周囲はふちどりの金色、綬は濃紺色と黄色のより合わせ）の肩章を右肩布の上に着用し、綬を脇下に廻す。	

(2)指導者

種別	団に所属する指導者	地区役員	県連盟役職員	日本連盟役職員
(1) 盟所章属連	県連盟 たて4.8cm、よこ11cmの長台形意匠は各所属連盟で定める(図は形を示す)。			日本連盟 たて4.8cm、よこ11cmの長台形。
(2) 名所在地	※団に所属する指導者のみ カーキ色の台地に緑文字の所在地名			
(3) 団号章	※団に所属する指導者のみ カーキ色の台地に緑文字の団番号			4 x 2cm
(4) 所役属職員		地区役員 たて2cm、よこ8cmの長方形。カーキ色の台地に紺文字の地区名。	県連盟事務局職員 たて2cm、よこ8cmの長方形。カーキ色の台地に紺文字の「県連盟事務局」(英文)。	日本連盟事務局職員 たて2cm、よこ8cmの長方形。カーキ色の台地に赤文字の「日本連盟事務局」(英文)。
				

(3)スカウトクラブ会員

スカウトクラブ会員の標章は

団所属のクラブの場合 : 所属の県連盟の所属連盟章、所在地名章、団号章を着用

地区所属のクラブの場合 : 所属の県連盟の所属連盟章、地区役員章

県所属のクラブの場合 : 所属の県連盟の所属連盟章

各種有功記章の着用機会

9-12-1

正装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章または略章を着用する。

- ② 礼装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章を着用する。
- ③ 有功章正章を着用する場合、日本連盟功労章、都道府県連盟功労章については区分ごとの上位のものを着用する。

各種有功記章略章の着用位置

9-12-2

複数の有功記章略章を同時に着用する場合には、以下の着用順序により受章したものを着用する。

きじ章、たか章、かっこう章、日連特別感謝章、日連感謝章、人命救助章、公共奉仕章、日本連盟スカウティング褒章、100周年記念募金感謝章、23WSJ奉仕章、23WSJ協賛章、善行章、県連盟スカウティング褒章、県連特別有功章、県連有功章、県連感謝章、特別年功章（上位のものを1個）、維持会員年功章（上位のものを1個）

- ② 複数の略章を同時に着用する場合は1列3個までとし、最大3列9個まで中央揃えで着用する。3個を超える場合は、下段詰めで上段を上位として列を加える。
- ③ 人命救助章、公共奉仕章、日本連盟スカウティング褒章、善行章、県連盟スカウティング褒章の旧略章の場合は、特別記章類の位置に着用する。
- ④ 指導者訓練修了章は、隊指導者の訓練（課程別）、団指導者の訓練、コミッショナーの訓練、トレーナーの訓練及びウッドクラフトの各区分で修了した課程の上級のものを1個ずつ3個まで着用できる。

特別記章類(世界機構表彰、外国連盟表彰等)	A	B	C
日本連盟有功記章類	1 4 7	2 5 8	3 6 9
訓練修了章・特別維持会員章・維持会員章(中央揃えで着用する)			
ア :現在奉仕している分野の記章 イ・ウ :他課程の隊指導者訓練または他区分の記章 (上級訓練修了者は上位の記章) ウ :特別維持会員章または維持会員章	ア	イ	ウ



区分・種類**9-13-1**

- 指導者訓練修了章の区分及び種類は、次のとおりとする。
- (1) 導入訓練課程
 - (2) 隊指導者基礎訓練課程
(ビーバー・カブ・ボーイ・ベンチャーの各課程)
 - (3) 隊指導者上級訓練課程
(ビーバー・カブ・ボーイ・ベンチャーの各課程)
 - (4) 団委員基礎訓練課程
 - (5) 団委員上級訓練課程
 - (6) コミッショナー共通課程
 - (7) コミッショナー専門課程
(日本連盟コミッショナー・県コミッショナー・地区コミッショナー・団担当コミッショナーの各課程)
 - (8) 副リーダートレーナーコース
 - (9) リーダートレーナーコース
 - (10) ウッドクラフトコース

様式等**9-13-2**

指導者訓練修了章の様式は次のとおりとする。

課程	名 称	様式図例	寸法	地色	着用部位 その他
導入訓練	ボーイスカウト講習会	 本結び銀糸 1.6 × 4cm	若草色 水色 黄色 緑色		左胸ポケット上部に接してつける。
	ビーバー部門				
	カブ部門				
	ボーイ部門				
	ベンチャー部門				
	ビーバー部門		本結び金糸 1.6 × 4cm		左胸ポケット上部に接してつける。
	カブ部門				
	ボーイ部門				
	ベンチャー部門				
基礎指導者	団委員基礎訓練	本結び銀糸			左胸ポケット上部に接してつける。
	団委員上級訓練				
	コミッショナー共通訓練				

様式等

課程	名 称	様式図例		寸法	地色	着用部位 その他
専門訓練 コ ミ ッ シ ョ ナ ー	日本連盟 コミッショナー課程		本結び金糸	1.6 × 4cm	えんじ色、 縁紫色	左胸ポケット上部に 接してつける。
	県 コミッショナー課程				青色、 縁紫色	
	地区 コミッショナー課程				紺色、 縁紫色	
	団担当 コミッショナー課程				白色、 縁紫色	
	ウッドクラフトコース				橙色	

ウッドバッジ研修所

旧ローバー課程		本結び銀糸	1.6 × 4cm	赤色	同上
---------	--	-------	--------------	----	----

トレーナー訓練

副リーダートレーナーコース		本結び銀糸	1.6 × 4cm	えんじ 色	同上
リーダートレーナーコース		本結び金糸	1.6 × 4cm	えんじ 色	

ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ

9-13-3

隊指導者基礎訓練課程のウッドバッジ研修所を履修した指導者は、ギルウェルウォッグルを、また隊指導者上級訓練課程を修了した指導者は、更にギルウェ尔斯カーフとウッドバッジを制服に着用することができる。ただし、ギルウェ尔斯カーフは、自隊と行動をともにする場合は着用しない。

国・外国政府からの勲章

9-15-1

国または外国政府から交付された勲章、褒章等を正装あるいは礼装に着用する場合は、それぞれの着用規程によって着用する。

本連盟以外からの有功記章

9-15-2

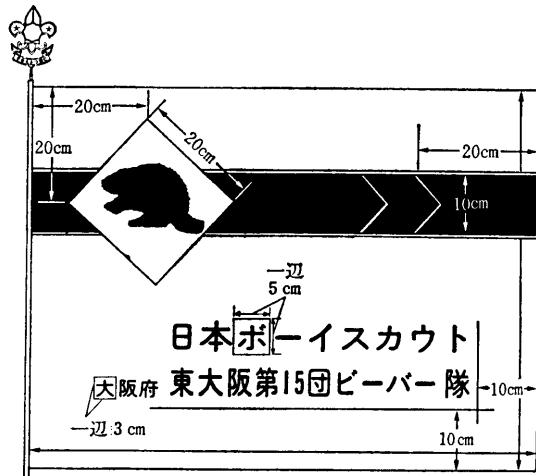
世界スカウト機構または、外国スカウト連盟から交付され特別に許可を受けた有功記章等を正装あるいは礼装に着用する場合は、それぞれの着用規程によって着用する。

隊旗及び県連盟旗

ビーバー隊旗

9-19-1

ビーバー隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。



旗 面： 縦 65cm × 横 85cm

図 柄： 茶ボーダー、ビーバーの図の標準寸法及び位置は
図示のとおり。

地 色： 水色

表示する文字： 1-2-1に定める呼称例の隊名

(例) 日本ボーイスカウト

○○○県○○○第○○団ビーバー隊

字の大きさ： 県 名 縦3cm×横3cm

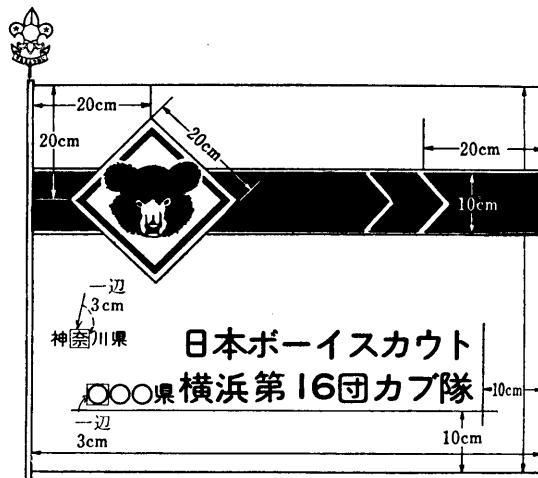
その他 縦5cm×横5cm

字の位置： 図示のとおり。

カブ隊旗

9-19-2

カブ隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。



旗 面： 縦 65cm × 横 85cm

図 柄： 紺ボーダー、くまの図の標準寸法及び位置は図示のとおり。

地 色： 黄色

表示する文字及び大きさ：

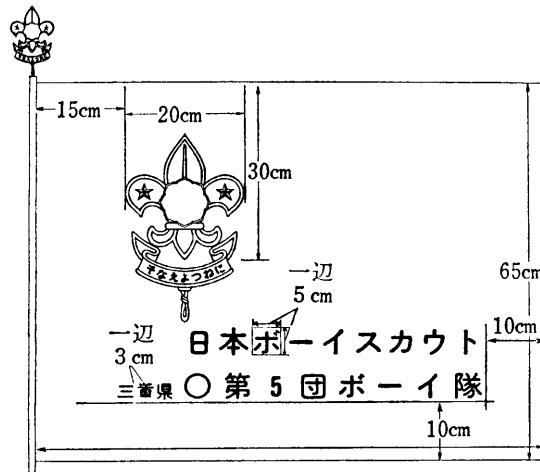
ビーバー隊旗に準ずる。

字の位置： 図示のとおり。

ボーイ隊旗

9-19-3

ボーイ隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。



旗 面： 縦 65cm × 横 85cm

図 柄： 図示のとおり。

地 色： 隊色で1色または2色

ネッカチーフの色が、2色以上の場合には、竿頭部よりスカウト章を通り、流れの末端を結ぶ線によって2色に区分する。

スカウト章： 横 20cm を標準とし、金茶色をもって表わす。

位置は図示のとおり。

表示する文字及び大きさ：

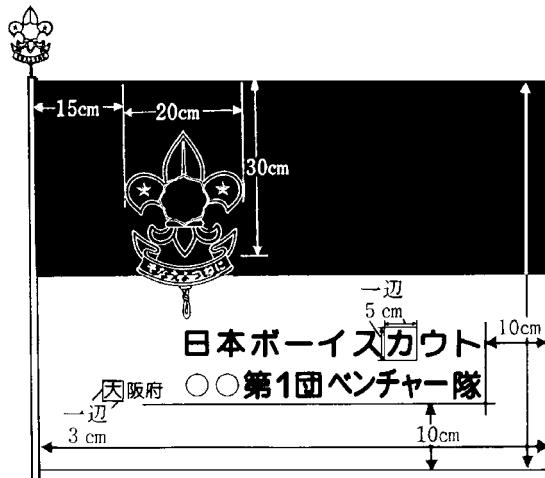
ビーバー隊旗に準ずる。

字の位置： 図示のとおり。

ベンチャー隊旗

9-19-4

ベンチャー隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。



旗 面： 縦 65cm × 横 85cm

図 柄： 図示のとおり。

地 色： 上半分は隊色。ネッカチーフの色が、2色以上の場合にはそのうち1色を選んで用いる。下半分は白色とする。

スカウト章： 横 20cm を標準とし、銀色をもって表わし、「そなえよつねに」の文字は黒色で表わす。位置は図示のとおり。

表示する文字及び大きさ：

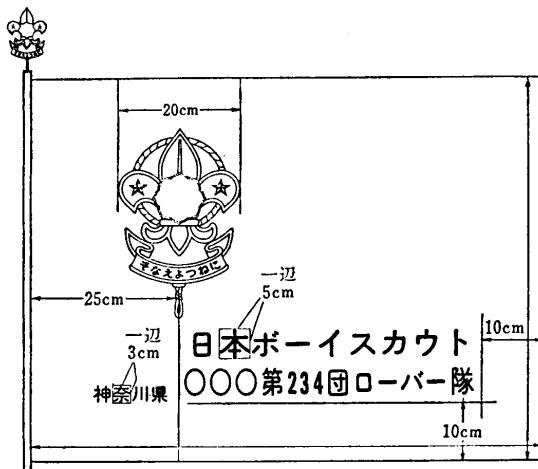
ビーバー隊旗に準ずる。

字の位置： 図示のとおり。

ローバー隊旗

9-19-5

ローバー隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。



旗 面： 縦 65cm × 横 85cm

図 柄： 図示のとおり。

地 色： 隊色、ネッカチーフの色が2色以上の場合には、
そのうちの1色を選んで用いる。

一重目ロープつきスカウト章：

横 20cm を標準とし、金茶色をもって表わす。

位置は図示のとおり。

表示する文字及び大きさ：

ビーバー隊旗に準ずる。

字の位置： 図示のとおり。

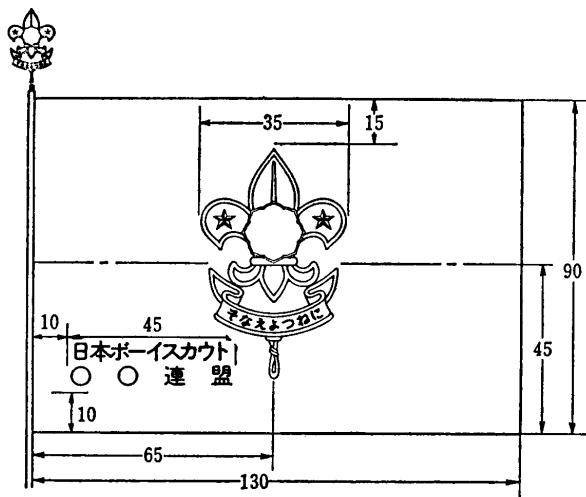
経過規定

9-19-6

規程 9-19-2 ~ 9-19-5 中、従来より使用中のものは、そのまま使用できる
ものとする。

県連旗**9-20-1**

県連旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。県連旗には副旗を設けることができる。



旗 面： 縦 90cm × 横 130cm

図 柄： 図示のとおり。

地 色： 2色以上の場合は図示の通り旗面を上下に2等分する線によって2色に区分する。

スカウト章： 横（2つの花弁部の星章の中心を通る。）35cmを標準とし、金茶色で表す。位置は図示のとおり。

表示する文字： 日本ボーイスカウト○○連盟

字の大きさ： 日本ボーイスカウト 縦5cm × 横4cm

○○連盟 縦横とも5cm

ただし、県連盟の表示は、○○連盟、○○県連盟のいずれでもよい。

字の位置： 図示のとおり。

正旗には周囲に房をつけてよい。

附 則

附 則

この教育規程施行細則は、公益財団法人ボイスカウト日本連盟の設立登記の日から施行する。

取り決め

教育規程9-6 ⑥に基づき次のとおり定める。

スカウト章（世界スカウト章を含む）の取り扱いに関する取り決め

- 1 教育規程 9-6 ④及び 9-10 に基づき、各県連盟等がスカウト章を付した製品を製作する場合は、その使用目的、品名、意匠、数量等を明記して日本連盟に申請する。
- 2 スカウト章を付した製品を製作するにあたっては、日本連盟が製作することを原則とする。
- 3 スカウト章使用許可後、各県連盟、地区、団、隊等が独自で製作する場合は有料とし、下記使用料を日本連盟に納入する。なお、世界スカウト章の使用料は、日本連盟を経由して世界スカウトショップに納入する。

スカウト章 仕入単価の7%×製作数

世界スカウト章 販売価格の5%×製作数

- 4 広報、普及活動のために製作する各種資料については、申請許可を必要とするが、使用料は免除する。
- 5 日本連盟主催の行事に伴う記念章、参加章（日本スカウトジャンボリー等）の使用についても、上記各項と同様の扱いとする。

○ 施行日 昭和63年4月1日

注上記：日本連盟主催の行事に伴う記念章、参加章（日本スカウトジャンボリー等）とは、スカウト章、世界スカウト章を使用していない場合も含まれる。従って、日本連盟主催の行事に伴う記念章、参加章を使用する場合は、この取り扱いに関する使用申請が必要になる。

組織拡充顕彰バッジの着用について

スカウト運動に1人でも多くの青少年を迎えるをめざすという視点から、組織拡充に貢献した団やスカウトを顕彰する。

1. ステップアップバッジ

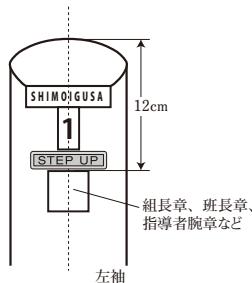
過去3か年間に「優良団」の認定基準の加盟員数を継続して維持・拡大した団を顕彰する。県連盟の承認を受けて優良団となったスカウトと指導者はステップアップバッジを制服に着用することができる。

意 匠：織ワッペン（右図参照）

1.3 cm×6 cm

STEP UP

着用位置：制服の左袖、団号章の下に着用する。



2. 友情バッジ

友だちを紹介して、その友だちが入団したスカウトには「友情バッジ」を授与する。

種類と対象：

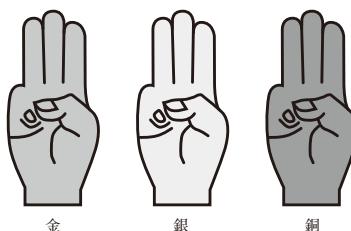
銅色バッジ：1人以上のスカウトを入隊させたスカウト

銀色バッジ：3人以上のスカウトを入隊させたスカウト

金色バッジ：5人以上のスカウトを入隊させたスカウト

意 匠：金属製バッジ（右図参照）

天地 2.2 cm



着用位置：右ポケット上部に年功章と並べて友情バッジが内側となるよう着用する。

2

評議員會運營規則

2 評議員会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人ボイスカウト日本連盟定款第33条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

第2条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とし、前者は毎年1回5月に理事会の決議に基づき、代表理事がこれを招集する。

- 2 前項にかかわらず、代表理事は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第3条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

- 第4条** 評議員会を招集するには、代表理事（第2条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員、次項において同じ）は、評議員会の開催日の2週間前までに、評議員に対して書面又は電磁的方法によりその通知をしなければならない。
- 2 前項の通知には、第3条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(招集手続の省略)

- 第5条** 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

- 第6条** 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。評議員長欠席の場合は、副評議員長、又はその評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(評議員提案権)

- 第7条** 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(招集手続等に関する検査役の選任)

- 第8条** この法人又は評議員は、評議員会の係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

(定足数)

- 第9条** 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

2 評議員会運営規則

(評議員会の決議事項)

第 10 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに定款に定める事項を決議する。

- (1) 理事及び監事、並びに評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事、並びに評議員の報酬の額並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡若しくは公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及び定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

(決議)

第 11 条 評議員会の議事は、「一般社団・財団法人法」第189条第2項に規定する事項及び定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は評議員として決議に加わることはできない。
- 3 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員数の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (4) 公益目的取得財産残高の贈与及び残余財産の処分
 - (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡若しくは公益目的事業の全部の廃止
- 4 前項にかかわらず、目的、事業、その他事業、評議員の選任及び解任に係る定款の変更の決議は、議決に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。又、公益

目的取得財産の贈与に係る定款は変更することができない。

- 5 前4項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第12条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第13条 評議員の議事については、書面（又は電磁的記録）をもって議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印し、これを保存する。
2 議事録には、別表に掲げる事項を記載（又は記録）しなければならない。

(議事録の配付)

第14条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第15条 評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第5章 雜則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、公益財団法人ボイスカウト日本連盟設立登記の日から施行する。

平成23年3月8日一部改正

2 評議員会運営規則

別表

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要点及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3

理事等役職者の役務に関する規程

3 理事等役職者の役務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボイスカウト日本連盟（以下、「本連盟」という。）の役職と役務について定め、本連盟の業務が適法かつ効率的に執行されることを目的とする。

(理事)

第2条 本連盟の理事は、定款及び法令に明記された職務のほか、理事会に負託された職務を執行する。

(責任)

第3条 理事及びこの規程に定める役職者は、定款及び法令を遵守する責任を負うほか、世界スカウト機構憲章を受容し、かつ本連盟の「教育規程」が定める「ちかい」と「おきて」を実践しなければならない。非執行理事や他の役職に就く外部有識者は、「ちかい」と「おきて」を尊重しなければならない。

(役職)

第4条 本連盟には以下の役職者を置く。

- (1) 定款34条2項で定める理事長、副理事長、専務理事、常務理事、総コミッショナー
 - (2) プログラムコミッショナー、Adults in Scouting (AIS) コミッショナー、国際コミッショナー
 - (3) ナショナル・トレーニング・ディレクター
 - (4) 業務執行理事に次の担当を置く。総務担当、財務担当、共済担当、広報担当、組織拡充担当、ファンドレイジング担当。各担当理事は常設委員会の委員長を兼ねる。
- 2 必要に応じて以下の役職者を置くことができる。
- (1) 副総コミッショナー
 - (2) ブロック統括コミッショナー、特命コミッショナー
 - (3) 法務担当、危機管理担当、DX担当、その他の特命担当の業務執行理事
 - (4) 特別委員会委員長
 - (5) 実行委員会委員長
 - (6) 小委員長、部会長、タスクチーム長
 - (7) スカウティング研究所長
 - (8) その他、必要と認める役職

3 理事会が以下の機関を設置した場合は、それぞれに議長を置く。

- (1) 運営顧問会議
- (2) 教育顧問会議

(選 任)

第5条 前条1項1号の理事長、副理事長、専務理事、常務理事、総コミッショナーの選任は理事会で行う。

- 2 前条1項2号のプログラムコミッショナー、AISコミッショナー、国際コミッショナーは総コミッショナーの推举により理事会で決定する。各々選任された者は理事会及び評議員会の決議を経て本連盟の理事に就任する。
- 3 前条1項3号のナショナル・トレーニング・ディレクターは総コミッショナーが選定し、理事会の承認を得て任命する。
- 4 前条1項4号の総務担当理事、財務担当理事、共済担当理事、広報担当理事、組織拡充担当理事、ファンドレイジング担当理事は専務理事が選定し、理事会の承認を得て任命する。
- 5 前条2項1号の副総コミッショナーは次期総コミッショナーに相応しい者を理事会が選定し、任命する。
- 6 前条2項2号のブロック統括コミッショナー、特命コミッショナーは総コミッショナーが選定し、理事会の承認を得て任命する。ブロック統括コミッショナーは、原則として、当該ブロック内の都道府県コミッショナーから任命する。
- 7 前条2項の3号の理事の担当については管掌する専務理事もしくは総コミッショナーが選定し、理事長の承諾を得て任命し、理事会に報告する。
- 8 前条2項4号の特別委員会委員長及び、前条2項5号の実行委員会委員長は専務理事が選定し、理事会の承認を得て任命する。
- 9 前条2項の6号の小委員長、タスクチーム長については、その所属する委員会の委員長が選定し、専務理事もしくは総コミッショナーの承諾を得て任命し、理事会に報告する。
- 10 前条2項7号のスカウティング研究所長については、理事会がその設置を承認した場合は、理事会が選定し、任命する。
- 11 前条2項8号については理事会で決定する。
- 12 前条3項については、理事会で決定する。

(選任基準)

第6条 4条1項1号に定める理事長、副理事長、専務理事、常務理事、総コミッショナーの選任基準は以下の通りとする。

- (1) 理事長は、経済界、政界、学界等で知名度が高い企業経営者・

3 理事等役職者の役務に関する規程

組織運営経験者で、スカウト運動に理解を寄せ、財団経営に当たる十分な能力を備えた者とする。原則として1期2年5期を上限とする。

- (2) 副理事長は、前号理事長に準ずる者で、対外的な知名度があり、スカウト運動の普及広報に貢献できる企業経営者等とする。原則として1期2年5期を上限とする。
 - (3) 専務理事は、本連盟の運営に精通する者で、経営能力を備えた企業経営や組織運営の経験者とし、就任年度の4月1日現在で70歳未満の者とする。ただし、当面の経過措置として75歳未満の者とする。1期2年3期を上限とする。
 - (4) 常務理事は、本連盟の運営に通じた者で、経営能力を備えた企業経営や組織運営の経験者とし、就任年度の4月1日現在で70歳未満の者とする。ただし、当面の経過措置として75歳未満の者とする。1期2年3期を上限とする。
 - (5) 総コミッショナーは、本連盟の運営に通じた、スカウト教育の最高責任者として相応しい者で、スカウト運動に精通し、強い指導力を發揮できる人格識見を備えた者とし、体力気力ともに充実し、長期野営に耐えられ、就任年度4月1日現在65歳未満である者とする。原則として1期2年3期を上限とする。
- 2 4条1項2号が規定するプログラムコミッショナー、AISコミッショナー、国際コミッショナーの選任基準は以下の通りとする。
- (1) プログラムコミッショナーは、スカウト運動に精通し、全国の団に標準的なプログラムの基準を明示し、素材提供等を行う力を持ったスカウターとし、体力気力の充実した長期野営に耐えられる者で、就任年度4月1日現在65歳未満の者とする。1期2年3期を上限とする。
 - (2) AISコミッショナーは、スカウト運動に精通し、指導者養成及び成人参画に関する事業の計画・実行を行う力を持ったスカウターとし、体力気力の充実した長期野営に耐えられる者で、就任年度4月1日現在65歳未満の者とする。1期2年3期を上限とする。
 - (3) 国際コミッショナーは、国際交流の対外的な窓口としての知名度及び経験を有するスカウターで、体力気力の充実した者とする。就任年度4月1日現在65歳未満とする。
- 3 4条1項3号が規定するナショナル・トレーニング・ディレクターは、スカウト運動に精通し、指導者養成に関する事業の計画・実行を行う力を持ったスカウターとし、体力気力の充実した長期野営に耐えられる者で、就任年度4月1日現在60歳未満の者とする。1期2年3期を上限とする。
- 4 4条1項4号及び4条2項3号が定める、業務執行を担うその他の理事は、

本連盟の運営を担う十分な経営能力、専門能力を有し、スカウト運動に理解を寄せる者とし、就任年度の4月1日現在で70歳未満の者とする。同一の担当は原則として1期2年3期を上限とする。

- 5 4条2項1号が規定する副総コミッショナーは、次期総コミッショナーにふさわしい本連盟の運営に通じた者で、スカウト運動に精通し、指導力を発揮できる人格識見を備えた、体力気力とともに充実し、長期野営に耐えられ、就任年度4月1日現在60歳未満である者とする。原則として1期2年を標準とする。
- 6 4条2項2号が定めるブロック統括コミッショナー及び特命コミッショナーは、スカウト運動に精通し、本連盟及び総コミッショナーの方針に従って、総コミッショナーに委託された任務を誠実に執行できる者。ブロック統括コミッショナーは、地域の人望が厚く、都道府県コミッショナーを統括する力量があり、体力気力とともに充実した長期野営に耐えられる者で、就任年度4月1日現在65歳未満の者とする。1期2年3期を上限とする。
- 7 4条2項4号が定める特別委員会委員長は、その役務に精通した、体力気力とともに充実した長期野営に耐えられる者で、就任年度4月1日現在65歳未満の者とする。原則として執行理事の中から選ぶ。非理事を選任する場合は、その者を監督する担当理事を明確にする。
- 8 4条2項5号が定める実行委員長は、その行事運営に精通した、体力気力とともに充実した長期野営に耐えられる者で、就任年度4月1日現在65歳未満の者とする。また、その行事を担当し、実行委員長を監督する理事を明確にする。理事が実行委員長を兼ねる場合はこの限りではない。
- 9 4条2項6号が定める小委員長、部会長、タスクチーム長は、その担当業務に精通した専門能力の高い者を選ぶ。
- 10 4条2項7号が定めるスカウティング研究所長は、スカウト運動に精通すると共に、日本のスカウト教育の制度等を熟知し、改革案を提示できる能力を備えた者とする。
- 11 4条2項8号が定める役職を任命する際は、理事会がその役職にふさわしいと認めた者とする。
- 12 4条3項1号が定める運営顧問会議の議員は、本連盟の理事として多年にわたり財団運営に携わった経験を有するか、本連盟以外の企業や団体の運営に携わった経験を有し、本連盟の運営に的確な助言を行える者とする。議長は、専務理事または常務理事として本連盟の財団運営に携わった経験を持つ者とする。
- 13 4条3項2号が定める教育顧問会議の議員及び議長は、本連盟の総コミッショナー（日本連盟コミッショナー）であった者とする。

3 理事等役職者の役務に関する規程

(教育部門の役職者の役務)

第7条 総コミッショナーは、日本におけるスカウト教育の最高責任者として、傘下のコミッショナー等を指揮して、以下の教育に関わる任務を統括し、執行する。また、任務の遂行に当たっては、スカウト運動の理念ならびに加盟員に対し誠実かつ真摯であるとともに、その結果について理事会に対して責任を負う。

- (1) 日本におけるスカウト運動の基準の維持と純正な発展を図るため、具体的な指針を示す。
 - (2) プログラム、指導者養成、スカウト運動における成人活動、国際活動等の業務を統括する。
 - (3) 日本におけるスカウト運動が世界スカウト機構憲章及び本連盟の方針と規程に従って展開されるよう、傘下のコミッショナーを通じて指導・監督する。
 - (4) 日本におけるスカウト教育が純正に推進されるよう、本連盟及び全国都道府県のコミッショナーを指導・監督する。
 - (5) 教育推進本部会合を主宰し、スカウト教育の運営及び執行に当たる。
 - (6) 全国スカウト教育会議を主宰し、指導者の資質向上に当たる。
 - (7) 全国県コミッショナー会議を主宰し、県コミッショナーを通じて全国のスカウト運動の質の向上を図る。
- 2 副総コミッショナーは、総コミッショナーを助け、次期総コミッショナーとして任務を承継する。総コミッショナーに事故ある時は理事会の承認を得て、職務を代行する。
 - 3 プログラムコミッショナーは、総コミッショナーの指示の下、以下の任務を分担執行する
 - (1) 日本における標準的なスカウト教育プログラムの指針を策定し、都道府県連盟及び団に周知する。
 - (2) SDGsに示される環境、人権、平和及び国際理解などの教育プログラム内の実施指針を策定し、都道府県連盟及び団に周知する。
 - (3) 進歩プログラムの実施指針を策定し、都道府県連盟及び団に周知する。
 - (4) 本連盟が実施する教育に関するイベントなどの業務を統括し、執行する。
 - (5) 世界スカウト機構及び海外スカウト連盟のプログラムとの連携・調和を図るよう努める。
 - (6) 教育における国際理解・国際交流及び国際協力の事業を計画し、実施する。

- (7) スカウトを危害から守るための「セーフ・フロム・ハーム」教育のプログラムを実施する。
 - (8) スカウト活動における安全管理に関するプログラムを計画し、実施する。
 - (9) 教育プログラムにおいて、スカウトが明確な信仰を持つことを奨励し、本連盟が行う事業での宗教儀礼を計画・実施する。また、信仰奨励章及び宗教章に関する事項を監督、実施する。
 - (10) プログラム委員長を兼ね、委員を統括してプログラムに関する業務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。
- 4 AISコミッショナーは、総コミッショナーの指示の下、以下の任務を分担執行する。
- (1) 指導者ほかスカウト運動への成人参加者の活動指針を策定し、加盟団及び都道府県連盟に周知する。
 - (2) スカウティングにおける成人の人材管理（確保、任務、支援、評価等）を行う。
 - (3) スカウト運動に関わる指導者養成の訓練方針と訓練内容を策定する。
 - (4) トレーニングチームを監督・指導する。
 - (5) 成人が参加するスカウティングを計画し、監督する。
 - (6) 指導者訓練等成人参画に関する世界スカウト機構など海外組織との連携・調和を図る。
 - (7) 指導者ほか本運動に参画する成人が「セーフ・フロム・ハーム」ポリシーを理解し実践するよう必要な研修等の措置を講じる。
 - (8) AIS委員長を兼ね、委員を統括してAISに関する業務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。
- 5 國際コミッショナーは、総コミッショナーの指示の下、以下の任務を分担執行する。
- (1) 世界スカウト機構及び海外スカウト連盟との連絡調整を担う。
 - (2) 國際交流、國際理解、國際協力、國際貢獻等の業務を行う。
 - (3) 各委員会の國際担当者が参加する「國際担当者連絡会」を主宰し、日本連盟全体としての國際活動の質的向上を図る。
- 6 ブロック統括コミッショナーは、ブロック内で、日本連盟及び総コミッショナーの事業方針を周知徹底し、ブロック内都道府県コミッショナーの指導・助言を行う。また、教育面に関する意見や要望、現状等を総コミッショナーに報告する。
- 7 特命コミッショナーは、総コミッショナーから与えられた特命事項の執行に責任を持つ。

3 理事等役職者の役務に関する規程

- 8 ナショナル・トレーニング・ディレクターは総コミッショナー及びAISコミッショナーの指示の下、以下の任務を執行する。
- (1) トレーニングチームを主管し、トレーニングチームの業務を的確に推進する。
 - (2) 県連盟ディレクターを通して、県連盟リーダートレーニングチームを支援する。
 - (3) トレーナーとしての適格な人材を確保し養成する。
 - (4) その他の総コミッショナーから委託された事項を推進する。

(運営部門役職者の役務)

第8条 4条1項1号で規定する理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、法令及び定款の定める業務を執行し、権限を行使する。

4条1項4号が規定する各担当理事の役務は以下の通りとし、専務理事及び担当常務理事の指示に従って、役務を誠実に執行する。理事会の決定で、4条2項3号に規定する理事を置く場合は、一部の業務を分担する。

- 2 総務担当理事は、以下の任務を分担執行する。
 - (1) 本連盟の業務全般が円滑に行われるよう、諸規程の更新整備を行い、担当理事間の業務の調整を行う。
 - (2) 事務局の業務全般が適切に執行されるよう監督し、事務局管理に必要な就業規則等諸規程の整備を行い、庶務、人事・労務等の業務について事務局長と共に監督責任を負う。
 - (3) 加盟員や会員の登録業務について事務局長と共に監督責任を負う。
 - (4) 前号に必要なシステム他、本連盟の業務遂行に必要な情報システムの整備と更新について監督を行う。
 - (5) 本連盟が関係法令等を遵守し、コンプライアンス上問題がないか監督する。
 - (6) 当連盟組織のガバナンス体制の整備を行う。また、年に1度ガバナンス報告書をまとめて理事会に報告する。
 - (7) 原則として、総務委員会の委員長を兼ねる。
- 3 財務担当理事は、以下の任務を分担執行する。
 - (1) 本連盟の経理・財務に関連する業務を統括し、事務局長と共に、事務局の経理財務担当者を監督・指導する。
 - (2) 本連盟の予算書及び決算書並びに関連開示資料の作成に責任を負い、理事会への報告義務を負う。
 - (3) 2号会員や3号会員による寄付等の増強に関する業務についてファンディング担当理事を支援・協力する。

- (4) 原則として、財務委員会の委員長を兼ね、委員を統括して財務に関する業務を執行する。
- 4 共済担当理事は、以下の任務を分担執行する。
- (1) 本連盟の共済事業に関する業務を統括し、事務局長と共に、事務局の共済事業担当者を監督・指導する。
 - (2) 原則として、共済委員会の委員長を兼ね、委員を統括して共済に関する業務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。
- 5 広報担当理事は、以下の任務を分担執行する。
- (1) スカウト運動の広報と宣伝に関する業務を統括し、事務局長と共に、事務局の広報担当者を監督・指導する。
 - (2) 組織内部向け情報伝達のための雑誌等印刷物、ホームページ、SNS等を整備し、その運用業務を監督する。
 - (3) 青少年教育に必要な図書や資材の編集・作成に関する業務を監督する。
 - (4) 外部向け情報発信のための印刷物、ホームページ、SNS等を整備し、その運用業務を監督する。
 - (5) 外部の企業や団体と連携した事業を企画し、プログラム委員会等と協力して運営実施する。この場合は、総コミッショナーの指示にも従うこととする。
 - (6) 世界スカウト機構及び海外スカウト連盟との連携し、スカウト運動の普及拡大に向けた広報活動を行う。
 - (7) 本運動における「セーフ・フロム・ハーム」ポリシーを周知し、組織内で広くプログラムが実施されるよう広報活動を行う。
 - (8) 原則として、広報委員会の委員長を兼ね、委員を統括して広報に関する任務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。
- 6 組織拡充担当理事は、以下の任務を分担執行する。
- (1) 本連盟の加盟員及び会員獲得に関する普及活動を統括し、事務局長と共に、事務局の組織拡充担当者を監督・指導する。
 - (2) 全国の都道府県連盟及び団を通じて、スカウト運動の普及活動に責任を負う。
 - (3) 2号会員、3号会員の拡充に関する業務を企画・運営する。
 - (4) 原則として、組織拡充委員会の委員長を兼ね、委員を統括して組織拡充に関する業務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。
- 7 ファンドレイジング担当理事は、以下の任務を分担執行する。
- (1) 本連盟の運営資金獲得に関する業務を統括し、事務局長とともに、

3 理事等役職者の役務に関する規程

- 事務局のファンドレイジング担当を監督・指導する。
- (2) 本連盟等への寄付や遺贈、募金等に関する企画立案、運営に責任を持ち、理事会への報告義務を負う。
 - (3) 2号会員等による本連盟への資金提供を推進する。
 - (4) ファンドレイジングに関する他団体との協働などを行う。
 - (5) ファンドレイジングに関する広報活動を広報委員会と共に担当する。
 - (6) 原則として、ファンドレイジング委員会の委員長を兼ね、委員を統括してファンドレイジングに関する業務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。

(その他の役職者の役務)

第9条 4条2項（3）によって設置することができる役職者の役務は以下の通りとする。

- 2 法務担当理事は、以下の任務を分担執行する。
 - (1) 法人全体の法務の責任者として、本運動が直面するリスクに備え、法的問題が生じることを未然に防ぐよう力を注ぐ。
 - (2) 法務責任者として「日本連盟ゼネラル・カウンシル」もしくは「CLO（チーフリーガルオフィサー）」の呼称を用いることができる。
 - (3) 本連盟が各部門で取り組む「セーフ・フロム・ハーム」の水準向上に責任を持ち、各部門の担当者を集めた「セーフ・フロム・ハーム推進協議会」を主宰する。
- 3 危機管理担当理事は、代表理事の指示の下、以下の任務を分担執行する。
 - (1) 別に定める危機管理規程の整備及び定期的な見直しを行う。
 - (2) 危機管理規程に定める危機の防止及び最小化の方策を企画立案し、運用する。
 - (3) 危機管理規程に定める緊急事態対策室が設置された場合には、原則として、室長の理事長を助け、室員となる。
 - (4) 代表理事の指示に基づき、危機管理委員会の委員となり、事務局長と共に幹事役を務める。
- 4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）担当理事は、以下の任務を分担執行する。
 - (1) 本連盟の業務のデジタル化による効率化の責任者として、本連盟の加盟員登録システムや共済管理システム、事務局の事務処理システム、加盟員等に対する情報伝達システム、広報のためのシステムなど、システム全般の開発・維持・向上について責任を負う。

(2) システム責任者として、CDXO（チーフDXオフィサー）の呼称を用いることができる。

5 そのほか、特命担当の役務については、理事会においてその役務内容と権限について決定する。

（運営顧問会議及び教育顧問会議の議員の役務）

第10条 4条3項によって運営顧問会議または教育顧問会議を設置した場合の議長及び議員の役務は以下の通りとする。

- (1) 運営顧問会議は、理事長もしくは専務理事の諮問に応じて、運営に関する助言を行う。議長は諮問を受けて答申の取りまとめを行う。
- (2) 教育顧問会議は、総長もしくは総コミッショナーの諮問に応じて、教育に関する助言を行う。議長は諮問を受けて答申の取りまとめを行う。
- (3) 運営顧問会議、教育顧問会議の議長及び議員は、日本連盟の運営・執行には携わらず、執行責任を負わない。また、定款42条に定める特別顧問、顧問、相談役、参与以外の役職を兼ねることはできない。

（附則）

第11条 本規程の改正は理事会で行う。

本規程は2022年4月1日から施行する。従来の「理事の職務権限規程」は廃止する。

令和 6年 1月13日 一部改正

4

理事会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2章 理事会の種類及び構成

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、年3回定期に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 定款第37条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第3章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は代表理事が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

4 理事会運営規則

(招集通知)

- 第5条** 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、(各理事及び各監事に対して)通知しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第4章 理事会の議事

(理事会の議長)

- 第6条** 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- 2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

- 第7条** 理事会に付議された事項は、定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第8条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第9条** 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第17条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

- 第10条** 監事は、理事会に出席し、必要あると認めた場合は意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 11 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第 12 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面（又は電磁的記録）をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名（記名押印）しなければならない。

(議事録の配付)

第 13 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第5章 理事会の権限

(権限)

第 14 条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに執行理事の選定及び解職を行なう。

(決議事項)

第 15 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令で定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事並びに業務執行理事の選任及び解職
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- ニ 多額の借財
- ホ 重要な使用人の選任・解任
- ヘ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ト 内部管理体制の整備
- チ 定款第 41 条に規定する理事の取引の承認
- リ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ヌ 事業報告及び決算の承認
- ル その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 下記の規程・規則の制定、変更及び廃止
 - ① 寄附金等取扱規程

4 理事会運営規則

- ② 基本財産管理規程
- ③ 財産管理運用規程
- ④ 経理規程
- ⑤ 特定資産取扱規程
- ⑥ 理事の職務権限規程
- ⑦ 理事会運営規則
- ⑧ 委員会規程
- ⑨ 情報公開規程
- ⑩ 個人情報保護規程
- ⑪ その他必要な事項の規程
 - ロ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定
 - ハ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
 - イ 重要な事業外の契約の締結、解除、変更
 - ロ 重要な事業外の争訟の処理
 - ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第 16 条 理事が定款第41条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第 17 条 代表理事並びに執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 3 理事が第16条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第18条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第7章 雜則

(改 廃)

第19条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は公益財団法人ボイスカウト日本連盟設立登記の日から施行する。

4 理事会運営規則

別 表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 定款第45条第3項第2号の規定による代表理事以外の請求をうけた招集
 - ロ 定款第45条第3項第3号の規定による代表理事以外の請求をした理事の招集
 - ハ 定款第45条第3項第4号前段の規定による監事の請求をうけた招集
 - ニ 定款第45条第3項第4号後段の規定による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 定款第41条第2項の規定による理事の報告
 - ロ 定款第37条（第1項）第4号の規定による監事の報告
 - ハ 定款第37条（第1項）第3号の規定による監事の意見
- 6 定款第52条により議事録署名人とされた監事で、理事会に出席した者の氏名
- 7 定款第47条の規定による議長の氏名

II 定款第50条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事・監事の氏名

III 定款第51条の報告省略（理事会）

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事・監事の氏名

以上

5

会員に関する規程

5 会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「この法人」という。）の会員の入会及び資格喪失並びに会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(1号会員)

第2条 1号会員は定款第15条第1項第1号から4号に定める者、団及び都道府県連盟とし、その年間登録料は次のように定める。既納の登録料は、これを返還しない。

- | | | |
|--------------|------------------------|--------------|
| (1) スカウト | | 4,000円 |
| (2) 指導者 | | 8,400円 |
| (3) 隊 | | 1隊につき 2,000円 |
| (4) 団 | | 1団につき 2,000円 |
| (5) 都道府県連盟 | … 前年度の登録「隊数」により算定される金額 | |
| (ア) 50隊未満 | | 2,000円 |
| (イ) 50～99隊 | | 2,500円 |
| (ウ) 100～149隊 | | 3,000円 |
| (エ) 150～199隊 | | 3,500円 |
| (オ) 200隊以上 | | 4,000円 |

2 登録料の減免措置は「教育規程」に定める。

(3号会員)

第3条 3号会員は定款第15条第1項第8号に定めるものとし、その維持会費（年額）は次のように定める。既納の維持会費は、これを返還しない。

- | | | |
|--|-------|------------|
| (1) 通常維持会員 | | 10,000円より |
| (2) 特別維持会員 | | 100,000円より |
| (3) 法人維持会員 | | 100,000円より |
| (4) 理事・監事 | | 120,000円より |
| ただし、40歳未満の者は半額とし、30歳未満の者及び非執行理事は任意とする。 | | |
| (5) 評議員 | | 60,000円より |

2 名誉役員の維持会費額（年額）は次の通り定める。ただし、名誉総裁、総裁、副総裁、総長、副総長、特別顧問、長老、先達は除く。

- | | | |
|---------|-------|-----------|
| (1) 顧問 | | 50,000円より |
| (2) 相談役 | | 40,000円より |

(3) 参与 30,000円より

(加入)

第4条 この法人への加入は定款第16条に定める。

(資格喪失)

第5条 1号会員、2号会員及び3号会員の資格喪失は定款第17条に定める。

(除籍)

第6条 1号会員、2号会員及び3号会員の除籍は定款第18条に定める。

(会費の用途)

第7条 第2条の登録料、第3条の会費及び第4条の維持会費は、50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

平成 24年 4月 1日 一部改正
平成 30年 3月 19日 一部改正
平成 30年 10月 9日 一部改正
令和 2年 3月 10日 一部改正
令和 4年 3月 8日 一部改正
令和 6年 3月 9日 一部改正

6

名譽会議規程

6 名誉会議規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という）定款第54条の規定に基づき、名誉及び名譽にもとる事項を審議決定するために、会議の設置及び会議の円滑な運営を行うに必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 名誉会議は、特に定められた事項のほか、本連盟の名をもつてする表彰、感謝等の名誉及び1号会員についての名譽にもとる事項を審議決定する。

2 表彰、感謝等に関する規程は、別途「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟感謝・表彰規程」に定める。

(構成)

第3条 名誉会議の構成は、次のとおりとする。

(1) 名誉会議議長

(2) 名誉会議議員

ア ブロック選出議員 6人

イ 学識経験者議員 若干名

(3) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数に加わらない）

2 名誉会議議長は定款54条2の定めにより理事会が選定、任命する。

(議員)

第4条 名誉会議議員の選出及び委嘱は、次のとおりとする。

(1) ブロック選出名誉会議議員は、定款第56条に定めるブロックからそれぞれ1人を選出し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(2) 学識経験者名誉会議議員は、理事長が加盟員及び学識経験者のうちから若干名を選出し、理事会の承認を得て委嘱する。

2 議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、連続して同一の職務に就任する場合は、3期を限度とする。

3 名誉会議議員が退任するときは、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

4 補欠により選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ議長が隨時招集する。

2 会議の定足数は、構成員の過半数とし、その議決は出席議員の過半数を

もって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(記録)

第6条 会議の審議については、その経過及び結果を記録した記録を作成する。

(報告)

第7条 議長は、財団運営に関わる者の表彰等については専務理事に報告し、教育部門に関わる者の表彰等については総コミッショナーに報告する。

(議決の効力)

第8条 会議の議決については、議長もしくは専務理事、あるいは総コミッショナーから理事会に提起し、理事会の議決によりその効力を生ずる。

(事務局)

第9条 会議の事務局には、事務局長があたる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の設立登記の日から施行する。

平成 22年 10月 19日 一部改正

平成 24年 3月 6日 一部改正

令和 元年 9月 1日 一部改正

令和 2年 3月 10日 一部改正

令和 4年 3月 8日 一部改正

6-2 感謝・表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という。）名譽会議規程第2条の規定に基づき、日本におけるスカウト運動発展のため贈呈又は授与により行う感謝及び表彰について規定する。

(贈呈の区分と種類)

第2条 記章及び賞状の贈呈の種類は、次のとおりとする。

(1) 本連盟から贈呈するもの

特別功績章 特別感謝章 日連感謝章
日連感謝状 国際功労章 国際親善章

(2) 都道府県連盟から贈呈するもの

都道府県連盟感謝章（略称 県連感謝章）
都道府県連盟感謝状（略称 県連感謝状）

② 前項第2号の都道府県連盟感謝章及び都道府県連盟感謝状は、都道府県連盟の名称を冠して呼称することができる。

(授与の区分と種類)

第3条 記章及び賞状の授与の種類は、次のとおりとする。

(1) 本連盟から授与するもの

人命救助章 人命救助綬 公共奉仕章 公共奉仕綬
スカウティング褒章 褒状 功労章 特別年功章
隊褒彰綬 団50年章

(2) 都道府県連盟から授与するもの

善行章 善行綬 都道府県スカウティング褒章 スカウト顕彰
都道府県連盟特別有功章（略称 県連特別有功章）
都道府県連盟有功章（略称 県連有功章）
都道府県連盟褒状（略称 県連褒状）

(3) 団から授与するもの

団スカウト顕彰

② 前項第2号のうち、都道府県スカウティング褒章は当該都道府県名を冠して呼称する。

③ 都道府県連盟特別有功章、都道府県連盟有功章及び都道府県連盟褒状は、都道府県連盟の名称を冠して呼称することができる。

(本連盟感謝)

第4条 本連盟が行う感謝のための記章及び賞状の贈呈基準は、次のとおりとする。

(1) 特別功績章

日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に特別な功績をあげられた方に対し、本連盟として特別に感謝するもの

(2) 特別感謝章

日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に特別尽力した方に対し、本連盟として特別に感謝するもの

(3) 日連感謝章

日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に尽力した方に対し、本連盟として感謝するもの

(4) 日連感謝状

日本におけるスカウト運動のために、全国的にあるいは多年にわたり都道府県的に貢献した方に対し、本連盟として感謝するもの

(本連盟表彰)

第5条 本連盟が行う表彰の授与基準は、次のとおりとする。

(1) 人命救助章

スカウト精神に基づき人命を救助した加盟員でスカウトの規範となる者

(2) 人命救助綏

スカウト精神に基づき、人命を救助した隊、班又は組

(3) 公共奉仕章

スカウト精神に基づき、公共奉仕を行ったスカウトで、スカウトの規範となる者

(4) 公共奉仕綏

スカウト精神に基づき、公共奉仕を行った隊、班又は組

(5) スカウティング褒章

日本におけるスカウト運動に対し、全国的に特別顕著な功績を挙げた者

(6) 褒状

日本におけるスカウト運動に対し、全国的に功績を挙げた者

(7) 功労章「きじ章」

日本におけるスカウト運動に対し、多年にわたり特に功績顕著なる者

(8) 功労章「たか章」

日本におけるスカウト運動に対し、全国的にあるいは地方的に多年にわたり功労顕著なる者

(9) 功労章「かっこう章」

日本におけるスカウト運動に対し、全国的にあるいは地方的に多年にわたり功労のあった者

6-2 感謝・表彰規程

- (10) 特別年功章（5年特別年功章、10年特別年功章、15年特別年功章、20年特別年功章及び50年特別年功章）
　　隊長、副長、団委員長、副団委員長及び団委員として、それぞれ通算して満5年、10年、15年、20年又は50年を超えて当該期間その任務にあって十分責務を果たした者
- (11) 隊褒彰綏
　　登録通算5か年ごとの隊
- (12) 団50年章
　　登録継続50年の団

（本連盟の感謝及び表彰の申請及び審議手続き）

第6条 この規程の第4条及び第5条に定める本連盟の感謝及び表彰に関する申請及び審議手続きは、次のとおりとする。

- (1) 都道府県連盟は、都道府県連盟名誉会議の議を経て本連盟へ申請する。
- (2) 贈呈又は授与の決定は、第1号の申請について本連盟名誉会議での審議結果を受けた名誉会議の発議により、理事会で決定する。
- (②) 本連盟理事会及び名誉会議は、審議結果を当該都道府県連盟に報告する。

（本連盟の贈呈者及び授与者）

第7条 この規程に基づいて本連盟が行う感謝及び表彰の贈呈者は、財団運営に関わるものは理事長とし、教育に関わるものは総長とする。

（都道府県連盟感謝）

第8条 都道府県連盟が行う感謝のための記章及び賞状の贈呈基準は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県連盟感謝章
　　日本におけるスカウト運動のために、都道府県的に尽力した方に対し、都道府県連盟として感謝するもの
- (2) 都道府県連盟感謝状
　　日本におけるスカウト運動のために、都道府県的に貢献した方に対し、都道府県連盟として感謝するもの

（都道府県連盟表彰）

第9条 都道府県連盟が行う表彰の授与基準は、次のとおりとする。

(1) 善行章

スカウト精神に基づき善行を行い、スカウトの規範となる者

(2) 善行綏

スカウト精神に基づき、スカウトの規範となる善行を行った隊、班又は組

(3) 都道府県スカウティング褒章

日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に特別顕著な功績を挙げた者

(4) 都道府県連盟特別有功章

日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり功績のあった者

(5) 都道府県連盟有功章

日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり功労のあった者

(6) 都道府県連盟褒状

日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に顕著な功績を挙げた者

(都道府県連盟の感謝及び表彰の申請及び審議手続き)

第10条 この規程の第8条及び第9条に定める都道府県連盟の感謝及び表彰に関する申請及び審議手続きは、次のとおりとする。

(1) 地区（地区を置かない場合は団）は、所属する都道府県連盟へ申請する。

(2) 贈呈又は授与の決定は、第1号の申請について都道府県連盟名譽会議での審議の結果又は都道府県連盟名譽会議自体の発議によるものとする。

② 都道府県連盟名譽会議は、都道府県連盟理事会に報告する。

(都道府県連盟の贈呈者及び授与者)

第11条 この規程に基づいて都道府県連盟が行う感謝及び表彰の贈呈者及び授与者は、連盟長とする。

② 連盟長欠員の場合の贈呈者又は授与者は、都道府県連盟理事長とする。

(国際功労章)

第12条 本連盟は、諸外国のスカウト運動関係者等の日本のスカウト運動発展に向けた功労に敬意を表すため、国際功労章を制定する。

② 国際功労章の種類および贈呈対象者は、次のとおりとする。

(1) 金桜章 (Golden Sakura Award)

6-2 感謝・表彰規程

日本におけるスカウト運動に対し、功労顕著なる者

- (2) 銀桜章 (Silver Sakura Award)

日本におけるスカウト運動に対し、功労のあった者

- (3) 国際功労章の贈呈に関する申請手続き

- (1) 日本連盟からの申請について

日本連盟総コミッショナーもしくは国際コミッショナーが発議し、名誉会議の審議を経て理事会で決定する。

- (2) 県連盟からの申請について

県連盟理事長から日本連盟総コミッショナー宛に申請し、国際コミッショナーが発議し、名誉会議の審議を経て理事会で決定する。

(国際親善章)

第13条 本連盟は、諸外国のスカウト運動関係者等に敬意を表するため、国際親善章を制定する。

- (2) 国際親善章の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 世界スカウト機構の役職者

- (2) 外国スカウト連盟所属の指導者

- (3) 友好団体の役職者

- (4) その他、本連盟として敬意を表する者

- (3) 国際親善章の贈呈は、本連盟名誉会議議長、総コミッショナー又は国際コミッショナーのいずれかが発議し、名誉会議の審議を経て理事会で決定する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会もしくは名誉会議の発議により、理事会で行う。

附 則

この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟設立登記の日から施行する。

- (2) 従来、本連盟より授与された功労章のうち、はと章、やたがらす章、日連有功章の栄誉と功績は、日本におけるスカウト運動とともに、長く保持され着用することができる。

- (3) 平成元年5月の教育規定改正以前に授与された特別年功章5年章及び10年章は、長く保持され着用することができる。

令和6年1月13日一部改正

(日本連盟有功記章)

第1条 公益財団法人ボイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という。）より贈呈
及び授与する有功記章は、次のとおりとする。

種類	様式	材質	色	着用部位その他
特別功績章	別途定める。	金属	金色	別途定める。
特別感謝章				
日連感謝章				
人命救助章 (個人)	銀色		左胸ポケット上方に着用する。	
人命救助綬 (隊・組・班)			綬及び金属	赤白綬 金属部 銀色赤
日本連盟	公共奉仕章 (個人)		銀色	隊旗の冠頭につける。
	公共奉仕綬 (隊・組・班)		銀色	人命救助章と同じ。
	スカウティング 褒章		紺白綬 金属部 銀色紺	隊旗の冠頭につける。
功 勞 章	きじ章	金属	紫白綬 金属部 金色 及び赤	左胸ポケット上方に着用する。
	たか章		金色	赤白綬章にして頸から胸にかける。 略章は左胸ポケットの上方に着用する。
	かっこう章		銀色	緑白綬章 他はきじ章と同じ。
				黄白綬章 他はきじ章と同じ。

有功記章

日本連盟	5年特別年功章		金属板 に布巻	黄	左胸ポケット上方につける。 着用方法については 9-12-2 に示す。
	10年特別年功章			緑	
	15年特別年功章			青	
	20年特別年功章			赤	
	50年特別年功章			金	
	隊褒彰綬		紐及び 金属の環	隊旗の冠頭につける。5年は赤白の紐に環1個の綬。以降5年ごとに環1個を加える。ただし50年は緑黒の紐に環1個の綬。 旧規定により、すでに各年ごとの隊褒彰綬を受けている場合には現状に相当する隊褒彰綬に環を加える。	

団50年章

団50年章の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりである。



旗面 縦 65cm × 横 85cm

図柄 図示のとおり。

地色 緑色

スカウト章 横 20cm を標準とし、金茶色をもって表す。位置は図示のとおり。

表示する文字及び大きさ 図示のとおり。

字の位置 図示のとおり。

(本連盟有功記章略章)

第2条 前条の略章は、次のとおりとする。

種類	様式	材質	色	着用部位その他
日本連盟	特別感謝章	金属板 に布巻	紫赤	左胸ポケット上方につける。 着用方法については 9-12-2に示す。
	日連感謝章		青赤	
	人命救助章		赤	
	公共奉仕章		青	
	スカウティング褒章		紫	
	きじ章		赤	
	たか章		緑	
	かっこう章		黄	

令和6年1月13日以前に授与された人命救助章、公共奉仕章、スカウティング褒章略章も着用することができる。

(都道府県連盟有功記章)

第3条 都道府県連盟より贈呈及び授与する有功記章は、次のとおりとする。

種類	様式	材質	色	着用部位その他
県連盟	感謝章	金属	青銅色	左胸ポケットの 上方に着用する。
	善行章			有功章と同じ。
善行綬		綬及び 金属	白 綬部 銀	隊旗の冠頭に つける。
スカウティング褒章		金属及び布	緑 白 綬部 金色及び青	左胸ポケット 上方に着用する。
特別有功章		金属	白銅色	左胸ポケット 上方に着用する。
			青銅色	

6-3 感謝・表彰規程 細則

(都道府県連盟有功記章略章)

第4条 前条の略章は、次のとおりとする。

種類	様式	材質	色	着用部位その他
県連盟	感謝章	金属板 に布巻	緑赤	左胸ポケット上方につける。 着用方法については9-12-2に示す。
	善行章		黄	
	スカウティング褒章		緑	
	特別有功章		青赤	
	有功章		青	

令和6年1月13日以前に授与された善行章、県連盟スカウティング褒章も着用することができる。

(国際功労章)

第5条 国際功労章の様式及び綏章は、次のとおりとする。



(国際親善章)

第6条 国際親善章の様式及び綏章は、次のとおりとする。



(改廃)

第7条 この細則の改廃は、本連盟名誉会議が行う。

平成28年3月26日一部改正

令和3年3月20日一部改正

令和元年9月1日一部改正

令和6年1月13日一部改正

7

委員会規程

7 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟定款第55条の規定に基づき、事業の推進に必要な委員会の設置、並びに委員会の円滑な運営を行うに必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第4条に掲げる事業を遂行するため、重要事項を協議決定し、その所管業務の執行及び運営に任ずる。

(委員会の設置)

第3条 理事会が設ける各種委員会は、常設委員会及び特別委員会、実行委員会とする。

2 各委員会は、その議決により下部機関として小委員会、部会、タスクチーム等を置くことができる。なお、その名称、構成、任務等に関する事項については、その都度定める。

(常設委員会)

第4条 常設委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 共済委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 組織拡充委員会
- (6) ファンドレイジング委員会
- (7) プログラム委員会
- (8) Adults in Scouting (AIS) 委員会

2 常設委員会に準じる組織として、危機管理委員会を設置することができる。設置する場合の役割や委員選任、委員会の構成については別途「危機管理規程」に定める。

(常設委員会の役割)

第5条 前条に定める常設委員会の職務は以下の通りとする。

- 2 総務委員会は、「理事等役職者の役割に関する規程」8条2が定める総務担当理事（総務委員長）の役務に関する事項を扱い、総務委員長の役務を分担執行する。
- 3 財務委員会は、「理事等役職者の役割に関する規程」8条3が定める財務担

当理事（財務委員長）の役務に関する事項を扱い、財務委員長の役務を分担執行する。

- 4 共済委員会は、「理事等役職者の役割に関する規程」8条4が定める共済担当理事（共済委員長）の役務に関する事項を扱い、共済委員長の役務を分担執行する。
- 5 広報委員会は、「理事等役職者の役割に関する規程」8条5が定める広報担当理事（広報委員長）の役務に関する事項を扱い、広報委員長の役務を分担執行する。
- 6 組織拡充委員会は、「理事等役職者の役割に関する規程」8条6が定める組織拡充担当理事（組織拡充委員長）の役務に関する事項を扱い、組織拡充委員長の役務を分担執行する。
- 7 ファンドレイジング委員会は、「理事等役職者の役務に関する規程」8条7が定めるファンドレイジング担当理事（ファンドレイジング委員長）の役務に関する事項を扱い、ファンドレイジング委員長の役務を分担執行する。
- 8 プログラム委員会は、「理事等役職者の役割に関する規程」7条3が定めるプログラムコミッショナー（プログラム委員長）の役務に関する事項を扱い、プログラム委員長の役務を分担執行する。
- 9 AIS委員会は、「理事等役職者の役割に関する規程」7条4が定めるAISコミッショナー（AIS委員長）の役務に関する事項を扱い、AIS委員長の役務を分担執行する。

（特別委員会・実行委員会）

- 第6条** 特別委員会並びに、実行委員会は理事会から委任された特定の任務を行う。
2 任務及び期間は、設置の際に理事会が定める。

（委 員）

- 第7条** 委員会の委員は、加盟員及び学識経験者のうちから選ぶ。第4条(1)から(6)に関しては専務理事の責任において選定し、理事会の了解を得て、理事長が任命する。(7)(8)に関しては総コミッショナーの責任において選定し、理事会の了解を得て、総長名で任命する
2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（構 成）

- 第8条** 委員会には委員長1人、副委員長若干名のほか、業務執行に必要な人数の委員を置く。

- 2 委員長は、原則として理事の中から選出する。
- 3 委員長は、会議の議長となり委員会業務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会もしくは、専務理事、総コミッショナーが後任を決定するまでの間、その職務を代行する。
- 5 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会もしくは、専務理事、総コミッショナーが後任を決定するまでの間、互選により他の委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は、必要に応じ委員長が隨時招集する。

- 2 委員会を招集しようとするときは、委員に対し予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

(記録)

第10条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した記録を作成する。

(報告)

第11条 委員長は、会議の結果を理事会に報告する。

(議決の効力)

第12条 委員会の議決は、その決定権限を理事会が委任した場合を除き、すべて理事会の議を経てその効力を生ずる。

(事務局)

第13条 委員会の事務局には、事務局長があたる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人ボイスカウト日本連盟の設立登記の日から施行する。

平成 22年 10月 19日 一部改正 平成 24年 1月 17日 一部改正

平成 27年 1月 13日 一部改正 平成 28年 5月 12日 一部改正

平成 30年 3月 19日 一部改正 令和 4年 4月 1日 一部改正

令和 6年 1月 13日 一部改正

8

危機管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下、「この法人」という。）における危機管理に関する必要な事項を定め、もって危機の防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の定款第15条第1項第1号に定める1号会員（以下、「会員」という。）に適用される。

2 この法人の定款第4条第3項に基づく教育規程1-10に定める教育を受ける対象者（以下、「教育を受ける対象者」という。）は、所属組織の指導者の指導による。

(定義)

第3条 この規程において「危機」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指し、「具体的危機」とは、危機が具現化した次の事象などを指す。

(1)信用の危機

会員の過失若しくは故意による重大事故の惹起。報道機関などによるスカウト活動全体、役員に対する誹謗中傷もしくは類似する報道など。

(2)人的危機

スカウト活動中の自然災害や過失などに起因する死傷事故。海外派遣中の航空機事故、交通事故等の事故やテロ・暴動などに起因する死傷・誘拐など。

(3)物・設備の危機

自然災害、火災などによるこの法人が保有する動産の滅失や盗難、建屋の倒壊や焼失など。

(4)財政上の危機

前記第2号の保険適用外の場合の多額の賠償責任、前記第3号の物・設備の危機による多額の損失、主催大会等の運営失敗による巨額な赤字など。

(5)組織上の危機

前記第3号に伴う事務局機能の喪失、公益認定の取り消し処分や基本財産の滅失による解散など。

(6)外部からの危機

自然災害や事故及び反社会勢力からの不法な攻撃など。

(7)その他上記に準ずる緊急事態

第2章 会員の責務

(基本的責務)

第4条 会員は、活動及び業務の遂行に当たって、法令、定款及びこの法人の定める規程及び危機管理規程に定めるルールを遵守する。

(危機に関する措置)

第5条 教育を受ける対象者以外の会員は、具体的危機を積極的に予見し、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、必要な措置を事前に講じる。

2 会員は、活動及び業務上の意思決定を求めるに当たり、所属組織の責任者（以下「決裁者」という。）に対し当該活動及び業務において予見される具体的危機を進んで明らかにし、これに対処する措置を具申する。

(具体的危機発生時の対応)

第6条 会員は、具体的危機が発生した場合は、これに伴い生じるこの法人の損失又は不利益を最小化するため、必要な初期対応を十分な注意をもって行う。

2 会員は、具体的危機発生後、速やかに決裁者に必要な報告をし、決裁者の指示に従う。決裁者は関係部署と協議を行い必要な措置をとる。

3 会員は、具体的危機に起因する新たな危機に備え、前条の措置を講ずる。

(具体的危機処理後の報告)

第7条 会員は、具体的危機の処理が完了した場合は、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告する。

(クレームなどへの対応)

第8条 会員は、口頭又は文書により、第三者などからクレーム、内部告発などを受けた場合には、それが重大な具体的危機につながる恐れがあることを認識し、直ちに決裁者に報告し、指示を受ける。

2 決裁者は、クレーム、内部告発などの重要度を判断し、関係組織と協議のうえ、対応する。

8 危機管理規程

(対外文書の作成)

第9条 会員は、危機に対応する対外文書の作成については常に危機管理を認識し、決裁者の指示に従うとともに、その内容が第3条第1号の信用の危機を招かないことを確認する。

(守秘義務)

第10条 会員は、この規程に基づくこの法人の危機管理に関する計画、システム、措置などを立案、対応、実施する過程において知り得たこの法人及び個人に関する秘密について、この法人の内外を問わず漏洩してはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 具体的危機が発生し、全法人的な対応が必要である場合（以下、「緊急事態」という。）は、理事長を危機管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとる。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる、この法人及びその事務所、又は会員にもたらされた急迫で重大な事態をいう。

(1)自然災害

- ① 地震、津波、風水害などの災害

(2)事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊などの重大な事故
- ② この法人の活動に起因する重大な事故
- ③ 会員にかかわる重大な人身事故

(3)犯罪

- ① 建物爆破、放火、恐喝、脅迫、テロ、誘拐及び脅迫状の受領など外部からの不法な攻撃
- ② この法人の法令違反及びその指摘などを前提とした官公庁による立入調査
- ③ 部内者による背任、横領などの不祥事
- ④ その他上記に準ずる緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した会員は、速やかに所定の通報先へ通報する。

- 2 通報の経路は、別途定める。
- 3 通報は、迅速さを最優先し、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを超えて次の通報先へ通報する。また、きわめて緊急の場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとる。
- 4 第2項に定める経路による通報のほか、必要あるときは、決裁者の判断により関係部門にも速やかに通報する。
- 5 適時中間通報を行う。

(情報管理)

第14条 通報内容の情報は、自然災害等で、生死に関わる場合を除き、原則として「部外秘」とする。

- 2 緊急事態発生の通報を受けた決裁者は、情報管理上の適切な指示を行う。

(緊急事態の基本方針)

第15条 緊急事態発生時においては、当該事態について当該組織にて、次の各号に定める基本方針に従い対応する。

ただし、第16条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い対応する。

(1) 地震、津波、風水害などの自然災害

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊などの重大事故
ア 人命救助と環境破壊防止を最優先とする。

イ 事故の再発防止を図る。

- ② この法人の活動に起因する重大事故
ア 関係者の安全を最優先とする。

イ 事故の再発防止を図る。

- ③ 会員にかかる重大人身事故
ア 人命救助を最優先とする。

イ 事故の再発防止を図る。

(3) 犯罪

- ① 建物爆破、放火、恐喝、脅迫、テロ、誘拐などの外部からの不法な攻撃
ア 人命救助を最優先とする。

イ 警察と協力して対処する。

8 危機管理規程

ウ 再発防止を図る。

- ② この法人の法令違反及びその摘発などを前提とした官公庁による立入調査
 - ア 事実関係を明らかにする。
 - イ 再発防止を図る。
- ③ 部内者による背任、横領などの不祥事
 - ア 事実関係を明らかにする。
 - イ 再発防止を図る。
- (4)その他上記に準じた緊急事態
 - ア 緊急事態に準じた対応をする。

(緊急事態対策室)

第16条 特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予測される場合は、この法人の定款第55条および委員会規程第4条の2に基づいて設置する危機管理委員会の下に緊急事態対策室（以下対策室）を設置することができる。

(対策室の構成)

第17条 対策室の構成は、次の通りとする。

- (1) 室長 理事長
- (2) 室員 理事長が指名する関係役員
- (3) 事務局 この法人の事務局長

(対策室会議の開催)

第18条 対策室会議は、招集時直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第19条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 応急対応・処置の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 対部内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6) 対策室からの指示、連絡できないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の分担などの決定、及び対策実行の指示、並びに実行の確認

(8) その他、必要事項の決定

(役職員への指示・命令)

第20条 対策室は、緊急事態に対処するに当たり、必要に応じて役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

(報道機関への対応)

第21条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申し入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障をきたさない範囲において、取材に応じる。

- 2 報道機関への対応は、この法人の事務局長が行う。
- 3 取材は、面接取材を原則として、電話取材には応じない。
- 4 この法人の事務局長を除く会員は、取材に応じたり、報道機関に情報を提供してはならない。

(届出)

第22条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確かつ迅速に所管官庁に届け出る。

- 2 所管官庁への届出は、事務局長が行う。
- 3 事務局長は、所管官庁への届出の内容について、予め理事長の承認を得る。

(理事会への報告))

第23条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告する。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無または懲罰の内容

第4章 懲戒など

(懲戒)

第24条 次の各号に該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

- (1) 危機の発生に意図的に関与した者
- (2) 危機が発生する恐れがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 危機の解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者

8 危機管理規程

- (4) 危機の解決についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、危機の予防、発生、解決などにおいてこの法人の利益に反する行為を行った者

(懲戒の内容)

第25条 懲戒処分の内容は、定款第54条に定める名誉会議の議決による。ただし、この法人の職員は、就業規則第55条による。

(懲戒処分の決定)

第26条 懲戒処分は、理事長が行う。

第5章 危機管理委員会

第27条 理事会は、本連盟全体として危機管理を推進し、必要な情報の共有を図るために、この法人の定款第55条および委員会規程第4条の2に基づいて、「危機管理委員会」を設置することができる。

(委員会の任務)

第28条 ボーイスカウト運動における活動等に支障を及ぼすあらゆる危機要因を予測し、可能な限りこれを除去し、またはこれによる被害を最小限に留めるために、次の事項について策定・調整・支援することを任務とする。

- (1) 本連盟に存在するリスクを常に把握・評価し、重要度の高いリスクを抽出し、対策を策定する。
- (2) 緊急事態が発生した場合に、その対策を決定し、実行する。団や都道府県連盟に対して、危機管理上必要な措置を講ずるよう指導・依頼し、支援を行う。

(委員会の構成)

第29条 本委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 理事長
- (2) 委員長代理 理事会で危機管理担当とされた理事。平時においては委員長に代わり委員会を運営する。
- (3) 副委員長 理事委員、学識経験委員の中から理事長が指名した者。若干名を置くことができる。
- (4) 理事委員 業務執行副理事長、専務理事、常務理事、総コミッショナー及び理事長が指名した理事。

- (5) 学識経験委員 理事長の指名により、学識経験豊富な者を委員として委嘱することができる
(6) 事務局 本法人の事務局長

(委員会の権限と理事会への報告)

第30条 危機時の対応については、必要な行動や予算措置について、委員長及び委員の過半数の議決を持って実行できる。ただし、できるだけ速やかに理事会に報告し、必要なものについては理事会の承認を得る。

第6章 雜 則

(緊急事態通報先一覧表)

第31条 この法人の事務局は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下、「一覧表」という。）を作成し、これを関係者に周知徹底する。
2 一覧表は、少なくとも6か月に1回アップデートする。

(一覧表の携帯など)

第32条 教育を受ける対象者以外の会員は、一覧表又はこれに代わるものを持ち常時保持する。
2 前項に規定する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握する。

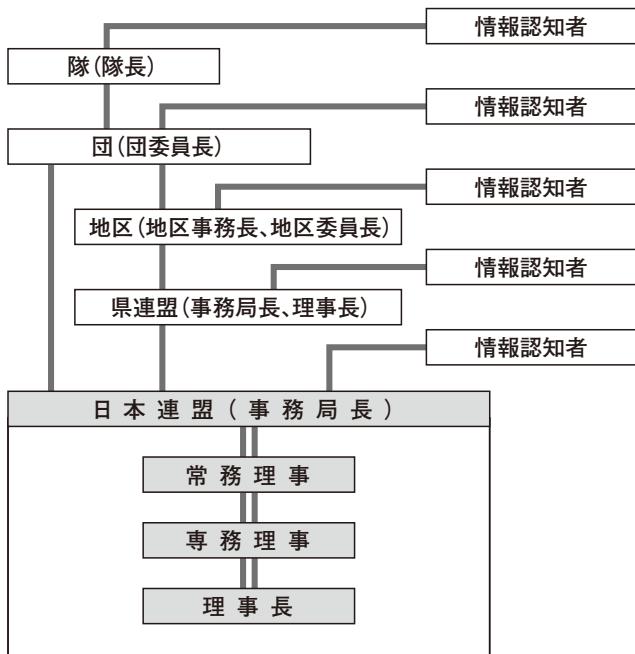
(改廃)

第33条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年度定時評議員会の翌日から施行する。
危機管理規程第13条に定める通報経路を右図のとおり定める。
情報認知者は、所属組織を通じて通報するものとする。
令和6年1月13日 一部改正 「危機管理委員会規程」を統合

8 危機管理規程



9

コンプライアンス規程

9 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボイスカウト日本連盟（以下「この法人」という。）が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 理事は、誠実に、かつ率先してコンプライアンスに取り組み、この法人のすべての評議員、理事、監事、名誉会議議員、委員会委員、職員、その他外部委託業者等、この法人の事業活動に関わる者（以下役職員を含め「役職員等」という。）のコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス態勢の確立と実践の責任を担う。

2 理事会は、この法人の業務運営全般について、コンプライアンスという観点から議論を行うとともに、コンプライアンスについて、具体的、積極的に関与する。

3 役職員等は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) 事務局コンプライアンス担当部署

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事会の決議により理事長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割、権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策実施の最高責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の総括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長、事務局コンプライアンス担当部署部長を委員として構成する。この法人が資金分配団体として運営及び事業実施を行う場合は、外部有識者等を委員に加える。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討結果、並びに第4号の結果の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

3 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、委員長が必要あると認めたときに開催する。

(事務局コンプライアンス担当部署)

第6条 この法人の事務局コンプライアンス担当部署は、事務局長の下に管理業務を担当する部署が担う。

2 事務局長及び事務局コンプライアンス担当部署は、コンプライアンス体制及びその整備にかかる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 事務局長及び事務局コンプライアンス担当部署は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかる事項をコンプライアンス担当理事、及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

第7条 役職員等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事または事務局長に報告する。

2 事務局長及び事務局コンプライアンス担当部署は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、速やかにコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

9 コンプライアンス規程

(コンプライアンスのための教育)

第8条 この法人は、必要に応じて役職員等に対してコンプライアンスに関する研修を行うものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年10月14日 一部改正

令和 2年 1月14日 一部改正

10

「セーフ・フロム・ハーム」対応規程

10 「セーフ・フロム・ハーム」対応規程

(目的)

第1条 この規程は、スカウト活動において様々な危害等（以下「ハーム」という）が発見された場合に早期対応と是正及び再発防止を行うことを目的とする。

(ハームに対する対応 原則)

第2条 スカウト活動において、ハームが発生した場合は、その当該スカウト活動の責任者は、第3条から第5条に定める対応を迅速に行わなければならない。

(ハームの対応)

第3条 スカウト活動中に指導者がハームを行った場合は、当該スカウト活動の責任者は、ハームを行った指導者に対して、必要に応じて当該スカウト活動の停止、配置（役職等を含む）の転換、けん責または厳重注意をすることができる。

- 2 スカウト活動中にスカウトがハームを行った場合は、所属隊長（派遣隊長を含む）は団委員長（派遣団長を含む）との協議により、ハームを行ったスカウトに対して、思いやりの心を育ませるための是正指導をしなければならない。
- 3 当該スカウト活動の責任者は、ハームを受けたスカウト及び指導者に対して、適切な支援をしなければならない。
- 4 スカウト活動中の地区役員、県連盟役員がハームを行った場合は、「セーフ・フロム・ハーム県連盟対応ガイドライン」が示す方針に従い対応する。

(飲酒および喫煙に対する対応)

第4条 当該スカウト活動の責任者は、スカウト活動中において決められた場所以外で喫煙を行った者に対しては、厳重注意をしなければならない。

- 2 スカウト活動中において、当該スカウト活動の責任者は、飲酒を行った者に対して当該スカウト活動を停止させることができる。

(重大なハームに対する対応 犯罪行為等)

第5条 スカウト活動におけるハームが犯罪行為にあたる場合、当該スカウト活動の責任者は別途定款に定められた除籍を申し立てることができる。

- 2 スカウト活動におけるハームが犯罪行為として捜査中の場合、当該スカウト活動の責任者は、ハームを行った者に対して、犯罪行為にあたることが明らかになるまで、スカウト活動を停止させることができる。

(ハーム対応の相談・報告)

第6条 ハームに対応した当該スカウト活動の責任者は、県（地区）コミッショナーに相談することができる。

2 ハームに対応した当該スカウト活動の責任者は、県連盟セーフ・フロム・ハーム対応機関（委員会・チーム）に報告し、当該機関は県連盟理事会に報告しなければならない。

(ハームの対応処置・内容に対する不服申し出・相談)

第7条 ハームの対応処置・内容について不服がある者は、県コミッショナーに不服の申し出をすることができる。また、日本連盟相談窓口に相談をすることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年1月14日から適用する。

11

「セーフ・フロム・ハーム」通報相談処理規程

11 「セーフ・フロム・ハーム」通報相談処理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、スカウト運動に携わる者の権利利益を保護し、公正な環境の下で、安心・安全に活動する機会を確保し、スカウト活動における様々なハーム（危害や危険等）の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

(通報相談窓口の設置)

第2条 スカウト活動におけるハーム（危害や危険等）の通報相談を受け付けるため、事務局に通報相談窓口を設置し、スカウト活動に関連する事例に応じる。

(通報相談窓口の利用方法等)

第3条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面談とする。

- 2 本連盟は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載するなど、その周知徹底を図るものとする。
- 3 通報相談窓口では、利用者のプライバシーに配慮のうえ、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう進めることを説明する。
- 4 通報相談窓口を利用する者は、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示すように努める。
- 5 通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。
- 6 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい障壁を来たす場合にはその責務を免除するものとする。

(通報相談窓口の利用対象者)

第4条 通報相談窓口の利用者は、本連盟の加盟員ならびにスカウトの保護者を対象とする。

(通報相談窓口で対応する事項)

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、本連盟加盟員についてのセーフ・フロム・ハームガイドライン違反またはそれに準じるハーム（危害や危険等）を伴

う行為とする。ただし、係争中のもの、被通報者が加盟登録の有無に関わらず、学校等教育機関内でのもの、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。

(判断結果の通知)

第6条 各都道府県連盟（以下「県連盟」という）で十分に対応でき得る案件と判断される場合、および検討の結果本連盟として事実調査に取り組まないと判断した場合は、その旨理由を付して利用者に通知する。

(県連盟との協働等)

第7条 本連盟は、通報された事項の事実関係の調査に際して県連盟からの協力を求めることができる。

- 2 前項により、県連盟に対応を求めた場合は、本連盟は当該県連盟に対して、適宜報告を求める。
- 3 通報相談窓口に寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を厳正に管理保持する。

(専門職への支援依頼)

第8条 通報相談窓口では、必要に応じて本連盟顧問弁護士やその他専門職に支援を依頼することが出来る。

- 2 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報等に関する事実を厳正に保持しなければならない。

(調査の方法)

第9条 通報相談窓口は事実調査にあたり、利用者のプライバシーを守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

(調査結果等の報告)

第10条 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉およびプライバシー等に配慮のうえ、県連盟と協働して通報相談窓口利用者に報告するとともに、調査結果についても、県連盟と協働し可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく適切な方法で報告する。

11 「セーフ・フロム・ハーム」通報相談処理規程

(調査結果への対応)

- 第11条** 通報相談窓口は、県連盟における調査の結果、ハーム(危害や危険等)行為が明らかになった場合には、本連盟事務局長およびコンプライアンス担当理事に報告する。
- 2 本連盟は、前項による調査結果を受け必要と認めた場合には、理事会等関係機関での審議を経て、県連盟に対し、速やかに相当な是正措置その他適切な措置および再発防止対策を講じるよう依頼する。
- 3 県連盟は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉およびプライバシー等に配慮のうえ、本連盟に対し、速やかに是正結果を報告する。

(不利益扱いの禁止)

- 第12条** 本連盟は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したこと的理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 本連盟は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことの理由として不利益に取扱われないように適切な措置を執り、もしくは県連盟にこれを執らせるものとする。
- 3 本連盟は、通報相談窓口利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なった者が居た場合は、本連盟の規程に従って相当な処分を科すことができる。

(調査結果等の開示制限)

- 第13条** 通報相談窓口業務に携わる者は、寄せられた内容および調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。ただし、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。
- 2 本連盟は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本連盟所定の規則に従って相当な処分を科すことができる。

(利用者の保護)

- 第14条** 本連盟は、通報相談窓口利用者に対し、利用したことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、通報相談窓口利用者保護支援に努めるものとする。

(調査結果等の公表)

第15条 本連盟は、通報相談窓口の利用について、通報相談窓口利用者および被通報者や当該調査に協力した者等のプライバシー保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果および措置の対応について公表することができる。

(規程の変更)

第16条 本規程は、理事会の決議により変更することが出来る。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月14日 理事会で承認

参考資料：1

世界スカウト機構規約（憲章）

〈2021年第42回世界スカウト会議において第三章 第5条 資格5(e)の改正。〉

序 文

1907年にロバート・ベーデン-パウエルによって創始されたスカウト運動を採用し、実践してきた各国連盟の正式の代表者たちが、1922年7月にフランスのパリに集まり、世界のスカウト運動のために国際スカウト会議と共に執行委員会と事務局を設置した。

現行のこの規約は、世界的な協力、友情の精神のもとに、スカウト運動の世界機構の運営の基準となるものである。

第一章 スカウト運動

第1条

定 義

1. スカウト運動は、創始者によって考案された目的、原理、方法および以下に述べる事項に従って、性別、出生、人種、信条による区別なく誰をも対象とした、青少年のための自発的で非政治的な教育的運動である。

目 的

2. スカウト運動の目的は、青少年が個人として、責任ある市民として、地域、国、国際社会の一員として自らの身体的、知的、情緒的、社会的、精神的可能性を十分に達成できるように青少年の発達に貢献することである。

第2条

原 理

1. スカウト運動は以下の原理に基づいている。
 - 神へのつとめ
 - 信仰上の原則の堅持、それらを表明する宗教への忠誠、およびそこから生じる義務の受け入れ
 - 他へのつとめ
 - 地域、国、国際間の平和と理解と協力の促進と調和した自國に対する忠誠。
 - 人間であることの尊厳や自然界の完全性を認め、感謝と敬意をもった社会発展への参画。
 - 自分へのつとめ
 - 自分自身の発達に対する責任

ちかいとおきての遵守

2. スカウト運動の全ての加盟員は、神へのつとめ、他へのつとめ、自分へのつとめの原理を反映し、各国スカウト連盟の文化や文明に適切な言語で表現され、世界機構によって承認されたスカウトのちかいとおきてを遵守することが要求され、またそれによって導かれる。

スカウト運動の創始者によって当初考えられた、ちかいとおきては以下のものである。

スカウトのちかい

私は名誉にかけて、次のことに最善を尽くすことをちかいます——

神と国王（あるいは、神と私の国）に対する私のつとめを果たすこと。

いつでも他の人々を助けること。

スカウトのおきてを守ること。

スカウトのおきて

1. スカウトの名誉は信頼されることである。
2. スカウトは忠実である。
3. スカウトのつとめは、他人の役に立ち、他人を助けることである。
4. スカウトはすべての人々の友人であり、他のすべてのスカウトと兄弟である。
5. スカウトは礼儀正しい。
6. スカウトは動物の友である。
7. スカウトは、親や班長または隊長の命令に黙って従う。
8. スカウトは、いかなる苦境にあっても微笑み、口笛を吹く。
9. スカウトは儉約する。
10. スカウトは、思考、言葉、行動において健全である。

世界スカウト記章

3. 世界スカウト記章はスカウト運動に帰属する象徴である。紫の背景、白いゆり、その周りに円を描き下部に本結びをもつ白いロープで構成され、スカウト運動のブランドアイデンティティーの不可欠な要素である。

第3条

スカウト教育法

1. スカウト教育法は以下の項目の相互作用を通じて行われる進歩する自己研鑽システムである。
 - 「ちかい」と「おきて」
 - 行うことによって学ぶ
 - 個人の進歩
 - チームシステム

- 成人の支援
- シンボルの活用
- 自然
- 社会との協同

スカウト教育法は、青少年のために意義深く、教育的な経験をさせるために実践され、且つスカウト運動の目的と原理に沿った内容で実践されなければならない。このスカウト教育法は世界スカウト会議において採択され、適宜見直しをされた関連方針の中でさらに説明される。

第二章 世界スカウト機構の名称、目的および組織

第4条

世界機構の名称

1. 世界レベルのスカウト運動の組織は、この規約によって「世界スカウト機構（以下、世界機構と称する）」と称し、独立した非政治、非政府組織として規定される。

世界機構の目的

2. 世界機構の目的は世界中のスカウト運動を以下の方法により促進することである。
 - (a) 目的・原理の統一・理解を促進する
 - (b) 運動の拡大と発展を助長する
 - (c) 運動の特性を維持する

世界機構の機関

3. 世界機構に次の機関をおく。
 - (a) 世界スカウト会議
 - (b) 世界スカウト委員会
 - (c) 世界スカウト事務局

法的地位

4. 世界機構の組織の法人格は、世界スカウト事務局（World Scout Bureau Inc.）が拠点を置く国で登記をすることにより発生する。商標を含め、世界機構の一切の財産に対する法的権利は世界スカウト事務局に帰属する。

第三章 加 盟

第5条

資 格

1. 世界機構への加盟は、加盟資格要件を満たす全ての各国スカウト連盟に開か

れている。

2. 世界機構への加盟を認める権限は世界スカウト会議が有しており、世界スカウト委員会の勧告に基づき加盟が認められる。
3. 主権国家の一つスカウト連盟が加盟組織として加盟を申請することができる。——主権国家につき、唯一のスカウト連盟が世界機構への加盟を認められる。
4. 世界機構へ加盟する各国スカウト連盟は、まとめて加盟組織と呼ばれる。
5. 世界機構に加盟するにあたり、申請するスカウト連盟は以下の条件を満たさなければならない。
 - (a) 本章の第1章に規定された目的、原則、手法を採択し、継続的に遵守していることを立証できること。
 - (b) 独立した、非政治的、自主参加の、誠実性と効果に基づく運動として組織が確立されていること。
 - (c) 本運動の目的、原理、方法に従うことに同意する全ての者に加入の道が開かれていること。
 - (d) 管轄する地域において法的存在を確立し、同地域で広域に運営活動を行っていることを立証できること。
 - (e) 連盟の指導力の質、スカウト運動における子ども・青少年・成人の安全な環境を確保するための方針と手順、リーダー訓練の組織、加盟員の数、資源の質により自己充足的で加盟員に適切なサービスを提供し加盟組織としての全ての義務を引き受けることができるることを確認する。
6. 加盟組織は、共通のスカウト目標に基づき連合体を構成する2つ以上の同一主権国家で活動するスカウト連盟から構成されることもある。全ての構成体がこの規約の規程に合致するものであることを確認するのは、各国連合体の責務である。

認定スカウト連盟

7. 第5条の条件を満たさない主権国家に存在する各国スカウト連盟は、申請と世界スカウト委員会の裁量により認定スカウト連盟に指定でき、その旨を世界スカウト会議に報告する。
8. 認定スカウト連盟は投票権を除いて加盟組織と同じ権利と義務を有する。
9. 第5条の条件を満たし、申請した認定スカウト連盟は、加盟組織として加盟できる。
10. 第5条に従って世界スカウト機構の加盟資格を有する各国スカウト連盟は、認定スカウト連盟の地位を持つことはできない。

運動の統一性

11. 第5条の定める権限を行使するにあたり、世界スカウト会議は世界スカウト運動の統一性を最優先事項として扱う。

第6条

手 順

- 世界スカウト委員会は、適宜公表される客観的な基準を適用し、各国スカウト連盟による加盟申請について調査を行う。第5条、5項の規定に資格が満たされていないと判断すれば、郵送または電子投票により世界スカウト会議に対し必要な推薦を行う。
- 3か月以内にその推薦が反対されない場合、又は反対が加盟国数の5%に満たない場合、世界スカウト委員会は、その国連盟の世界機構加盟を宣言する。もし5%以上の加盟国が加入に反対した場合、この申請は3分の2の承認を必要とする世界スカウト会議の次期会合に提出される。

第7条

加盟組織の権利および義務

- 加盟組織は規約の定める権利および特権を享受し、またその義務を遂行することが求められる。
- 加盟組織は以下の権利を有する。
 - 会議費用の納入を条件に、世界スカウト会議および地域スカウト会議で代表権・発言権を行使する。
 - 世界スカウト会議および地域スカウト会議で議決権を行使する。
 - 可能な限り、世界スカウト事務局から訪問やコース・セミナーへの参加、その他の支援という形でサービスを受ける。
 - 世界スカウト事務局の出版物の全てを受領する。
 - 世界あるいは地域ジャンボリー、キャンプ、その他の集会に参加する。
 - 国内のジャンボリー、キャンプ、その他の集会への招待を受ける。
- 加盟組織は以下の義務を有する。
 - 世界機構規約の定める要件を継続的に承諾し遵守する。
 - 世界スカウト会議が検討し決定する年次登録料を納入する。
 - 世界スカウト事務局に対し、各国連盟規約の定める要件と対比した進捗状況評価を世界スカウト委員会が定める形式で含めた年次報告書を作成する。
 - 本規約の第一章および第三章で網羅されている事項に関する各国連盟規約の改訂は、執行前に世界スカウト委員会の許可をとること。

第8条

停止と除盟

- 世界スカウト委員会は加盟組織が加盟資格を満たしていないと判断したなら、その加盟を暫定的に停止することができる。世界スカウト委員会がその停止処分を継続している場合、世界スカウト会議は次の会合で世界スカウト委員会の報告を聞き、停止処分中の組織から文書または口頭の所見を求める。世界スカウト会議

は、その処置について、最大の決定権を持つ。加盟国の除盟が決定されるには、投票数の3分の2の票を要するものとする。

脱 退

2. いかなる加盟国も事務総長宛の書面通知によって、世界機構を脱退することができる。脱退は通告を行った翌年度の9月30日付で発効し、その日までに加盟国としての全業務を、財務業務も含め、果たしていることを条件とする。

加盟終了の結果

3. 何らかの理由により、加盟を取り止めた各国スカウト連盟は、それ以降、世界機構の権利と義務、加盟国による認証、世界スカウティングに関する記章および他の資料の使用資格を受けられないものとする。

第四章 世界スカウト会議

第9条

構 成

1. 世界スカウト会議は世界機構の統治機関であり、同機構のすべての加盟組織から構成される。
2. 加盟組織は、世界スカウト会議に、いかなる会合にも6人以下によって代表される。認定スカウト連盟は、世界スカウト会議に、いかなる会合にも2人以下によって代表される。

第10条

機 能

世界スカウト会議の役割は以下の通りである。

- (a) 世界中のスカウト運動の方針と基準を審議し、世界機構の目的を促進する活動を決める。
- (b) 世界機構の総合的な方針を策定する。
- (c) 加盟申請を審議し、除盟について決定する。
- (d) 本規約に示された通り選挙を行う。
- (e) 世界スカウト委員会によって提出される報告と提案を審議する。
- (f) 加盟組織によって上程される提案を審議する。
- (g) 規約の修正案を審議する。
- (h) 規約から発生するその他の機能を行う。

第11条

投票

- 各加盟組織は6票持ち、本条第二項の規定を除き、決議は出席した加盟組織の単純多数決により投票される。賛否同数の場合は、提議は否決されたものとする。
- 新加盟組織の承認(第6条、2項)、除盟(第8条、1項)、年次登録料の決定(第23条、1項)および本規約の修正(第25条)は、投票数の3分の2の多数決により可決される。
- 世界スカウト会議に出席できない加盟組織は、他の加盟組織に委任することにより投票することができるが、いずれの加盟組織も1国の委任のみを受けることができる。
- 世界スカウト委員会が適切と判断した状況では、世界スカウト会議の開かれない期間に、加盟組織に対して郵便または電子媒体による投票を求めることができる。投票、多数決、賛否同数の場合は、前述の規則が適用される。
- 会議開催の前会計年度末までに登録料を支払わない加盟組織は、納入免除ないし延期の事前許可を世界スカウト委員会から受けていない限り世界スカウト会議で投票する権利を失う。

第12条

会合

- 世界スカウト会議は3年毎に開催されるものとし、会議で時と場所を決定する。
- 臨時会議は、世界スカウト委員会の決定、あるいは3分の1以上の各国スカウト連盟の要求により召集することができる。
- 3年毎の定期会議は6か月前、臨時会議は1か月前までに開催を通知する。
- 加盟組織の半数出席が定足数である。
- 世界スカウト会議は議事手続き規則を記録し採択する。

第五章 世界スカウト委員会

第13条

構成

- 世界スカウト委員会は世界機構の執行機関である。委員は本運動全体としての利益を考慮し、利己心や自国組織ないし地域を代表するものと考えてはならない。
- 世界スカウト委員会は以下の会員から構成される。
 - 投票権をもつ委員
12人の選出委員。これは加盟組織に加盟しており、加盟組織の提出した指名候補者名簿から、無記名投票により世界スカウト会議により選出され

た者である。いかなる場合も、一加盟組織からは同時期に一人しか選出されないものとする。

(b) 投票権を持たない職権上の委員

- (i) 世界機構の事務総長、全ての小委員会の補佐メンバーとしても務める
- (ii) 世界スカウト委員会によって任命された監事
- (iii) 正規に選出された各地域スカウト委員会委員長もしくは副委員長
- (iv) 世界スカウト財団の理事1人

選出された委員の任期

3. 世界スカウト会議で選出された委員は、次回世界スカウト会議まで選ばれ、一度だけ再選されることができる。2期間連続の任期を終える委員は、次の3年は再選挙の資格を得ないものとする。

欠 員

4. 選任された世界スカウト委員の辞任や死亡による欠員が発生した場合、その者が選任された選挙で、次に票数を得た者によって残りの任期が補充される。欠員が任期の前半に発生した場合にのみ繰り上げ当選者はその任期を選出委員として満了するものとみなされる。

開催通知

5. 世界スカウト委員会の会議は30日前までに通知する。

業務執行

6. 事務総長は世界スカウト委員会の事務局をつとめる。次の世界スカウト委員会までの間、議事事項は事務総長により、検討のため委員に連絡される。

代理投票

7. 委員は委員会の他の委員に代理権を委任することにより投票することができるが、いずれの委員も1つの代理権のみを受け取ることができる。

第14条

機 能

1. 世界スカウト委員会の機能は次の通りである。

- (a) 世界スカウト会議の開かれない期間、世界スカウト会議を代行する。世界スカウト会議の決定、提議、方針を実施する。国際的および各国行事において世界スカウト会議を代表する。
- (b) 訪問、通信、訓練コースおよびその他の適切な手段によって世界中のスカウト運動を推進する。

- (c) スカウティングの目的と原理の実行を加盟組織に助言し、援助する。
- (d) 加盟申請中の各国スカウト連盟の加入について推薦し、また加盟組織の加盟を暫定的に休止させる。
- (e) 認定スカウト連盟を指定する。
- (f) 加盟組織からの提議に考慮を払いながら、世界スカウト会議の議題と議事手続きを準備し、世界スカウト会議の議長と副議長を任命する。
- (g) 世界スカウト機構の事務総長を任命し、事務総長の推薦をうけて事務総長代理を任命する。世界スカウト事務局の管理を監督する。
- (h) 世界スカウト事務局の予算を承認する。
- (i) 追加資金の募集に対し責任を持つ。
- (j) 地域の規約ないしその他の規定を承認する。
- (k) 監事を任命する。
- (l) 世界スカウト委員会委員長の推薦に基づき、小委員会およびワーキンググループの委員長を任命する。
- (m) スカウト運動に益する団体に諮問的な地位を与える。
- (n) 世界スカウト運動への奉仕に対する章の授与について決定する。
- (o) 世界機構の全ての機関との間の連絡を調整する。
- (p) 全ての機関が世界機構規約を遵守することを保証する。
- (q) 世界機構の直面するいかなるリスクも評価し、適切な対策がとられるよう図る。
- (r) 必要な場合、第 12 条に準拠して世界スカウト会議の臨時会議を開催する。
- (s) 世界機構の計画・戦略について検討し、世界スカウト会議で適切な提案を行う。
- (t) 世界機構が使用または占有する不動産の購入あるいは賃借について承認し、法的要件に準拠し世界機構の名義で権利証書が登録されるようにする。
- (u) 世界スカウト事務局のプログラム・活動の実施および評価に対しフォローアップを行う。
- (v) 世界スカウト事務局から年次連結監査報告書を受領する。
- (w) 世界スカウト財団と連絡を取り友好関係を推進するとともに、財団の年次計画および戦略を受領する。
- (x) 世界機構を代表するあらゆる法的機関の設立の承認と運営の監督を行う。
- (y) 世界スカウト行事の開催を監督する。
- (z) 規約から発生するその他の機能を実行する。

第15条

投票

1. 世界スカウト委員会の投票権を持つ各委員は各1票を持つ。
2. 票決は出席している投票者の単純多数決によって行われる。賛否同数の場合、提議は否決される。

第16条

会合と委員会

1. 世界スカウト委員会は、同委員会の定める時と場所で少なくとも毎年一回開催されるものとする。この会議は、電子通信技術を使用して開催することができる。電子通信技術を通じての委員会参加も認める。
2. 投票権を持つ委員8人の出席をもって定足数とする。
3. 世界スカウト委員会は、本規約の定めに従い、議長と副議長を選出する。
4. 緊急事態、および議長の招待がない場合に、世界スカウト委員会の委員3名により、招集理由および議題を説明した上で、臨時会議を招集することができる。
5. 世界スカウト委員会は独自の議事手続きを採択することができる。議事手続きは加盟組織に対し公開される。
6. 世界スカウト委員会は、機能を果たすのに必要と思われる小委員会ないしそ他の機関を常設あるいは臨時に開設することができる。

第六章

世界スカウト事務局

第17条

構 成

1. 世界スカウト事務局は、世界機構の事務局である。構成は、世界機構の事務総長、同機構が必要とみなすスタッフからなる。事務総長は世界スカウト委員会によって任命され、世界機構の実務執行責任者である。
2. 世界スカウト事務局は、国際本部と本規約第20条により設置された地域事務局からなる。

第18条

事務総長の任務

1. 事務総長の任務は以下の通りである。
 - (a) 世界スカウト事務局の業務を監督する。
 - (b) 世界スカウト委員会が承認した予算編成に示された通り、世界スカウト事務局のスタッフを任命し、監督し、解任する。できる限りスタッフは国際的な基盤で募集する。
 - (c) 本運動の利益を守るために、また促進するために、必要に応じ通信および訪問によって連絡を保つ。
 - (d) 本規約から発する、その他の任務、ならびに世界スカウト委員会が代行させるその他の任務を行う。

第19条

世界スカウト事務局の任務

1. 世界スカウト事務局の任務は以下の通りである。
 - (a) 世界スカウト会議、世界スカウト委員会および付属機関がその任務を完遂するように援助する。会合の準備、決定の実施に必要な業務を行う。
 - (b) 研究と資料作り、訓練、プログラム、PRと出版等、世界中のスカウト運動推進に必要な業務を行う。
 - (c) 加盟組織との関係を保ち、スカウティングの発展においてそれらを援助する。
 - (d) スカウティングの行われていない国にスカウティングの発展を推進し、未加盟組織が世界機構加盟に必要な基準を達成するように援助する。
 - (e) 加盟申請、援助申請、その他の同様の問題について調査する。
 - (f) 国際的、地域的スカウト行事の組織を支援する。
 - (g) その活動が特に青少年に関係ある国際組織との関係を保つ。

第七章 地 域

第20条

構 成

1. 地域は、本規約の規定に従い、世界スカウト委員会により適時定められる地理的な領域内で加盟を希望する加盟組織から構成される。
2. 各地域は次の機関からなる
 - (a) 地域の全加盟組織からなる地域スカウト会議。
 - (b) 地域スカウト会議によって正規に選出された地域スカウト委員会。
 - (c) 地域事務局長により指揮される地域スカウト事務局。地域スカウト事務局はまた本規約の第17条2項に基づく世界スカウト事務局の支局である。地域事務局長は、地域スカウト委員会との同意に基づき、世界事務総長によって任命され、世界スカウト事務局より給与をうけ、責任元である世界事務総長と地域スカウト委員会に報告する。

第21条

機 能

1. 地域スカウト会議の機能は以下の通りである。
 - (a) 世界友情愛、協力、相互援助の精神を地域内のスカウト組織間に広めることによって、地域内のスカウト運動をさらに進展させる。
 - (b) 地域の規約ないしその他の規則に定められた機能を行使する。
 - (c) 地域に關係する、世界機構の定めた決定および方針を正しく実施する。
2. 地域スカウト委員会の機能は以下の通りである。
 - (a) 地域の規約ないしその他の規則に定められた機能を行使する。

- (b) 世界スカウト委員会の諮問機関としての役割を果たす。
 - (c) 地域内における世界機構の決定・方針実施に関して、進捗を促し監督する。
 - (d) 助言および援助を要する加盟組織のため諮問機関の役割を果たす。
3. 地域スカウト事務局の機能は次の通りである。
- (a) 地域の事務局として努めを果たす。
 - (b) 地域に関する問題について世界機構の事務局としての努めを果たす。

第22条

地域機構と世界機構の関係

1. 地域を規定する規約あるいはその他の規則、およびその修正は、実施前に世界スカウト委員会によって承認されなければならない
2. 世界スカウト機構規約から発する義務と地域の規約ないし規則から発する義務の間に矛盾がある場合は、世界スカウト機構規約から発する義務が優先する。

第八章 その他の規定

第23条

財 政

1. 各加盟組織は、適時世界スカウト会議の3分の2の多数決により票決された計算方法と割合による年次登録料を支払う。
2. すべての資金は世界スカウト事務局の口座に預金され、世界スカウト委員会の承認した予算に基づいて、監事によって支出される。
3. 監査済みの会計報告は、毎年監事によって世界スカウト委員会に提出され、全加盟国に送付される
4. 世界スカウト委員会は、世界スカウト事務局の監査人を任命する。

第24条

言 語

1. 世界機構の公用語は英語およびフランス語である。

本規約または世界機構のその他の公用資料の解釈に矛盾が生じた場合は、英文が優先する。

第25条

規約の修正

本規約は世界スカウト会議での3分の2の多数決により修正することができる。修正案の原文は会議開催4か月前までに全加盟組織に対し、世界スカウト事務局より送られる。

第26条

世界スカウト機構の解散

1. 世界スカウト機構は、すべての加盟組織の3分の2以上の同意があった場合に限り、解散することができる。その同意結果は、世界スカウト会議で表明される。
2. 解散動議は、世界スカウト委員会によって提案されるか、または半数以上の加盟組織が署名した決議案によって世界スカウト会議に提出され、投票が行われなくてはならない。その決議案は、世界スカウト会議開催の少なくとも4か月前までに世界スカウト事務局から全ての加盟組織に通知される。万が一決議が可決された場合、その時点での世界スカウト委員会の委員は、その法的根拠を示す必要条件に従って解散を行うために必要な期間、その役にとどまらなければなければならない（第4条 4 参照）。

参考資料：2

公益財団法人ボーアイスカウト日本連盟における
個人情報を取扱う事業者による
個人情報の保護（プライバシーポリシー）について

平成17年 4月 1日制定
平成22年 4月 1日改正
平成26年 4月 1日改正
平成29年 1月 17日改正
令和5年 3月 11日改正

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という。）における個人情報を取扱う事業者では、個人情報の保護に関する法律に基づき、会員等に関する個人情報をプライバシーポリシー（以下「本ポリシー」という。）に沿って、管理・運営します。

【1. 個人情報】

本ポリシーにおいて、個人情報とは生存する個人に関する情報であって、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述など（文書、図面、もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号、要配慮個人情報を除く）をいう）により、特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）

【2. 個人情報データベース等】

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいいます。

- 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体的に構成したもの
- 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

【3. 個人データ】

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成している個人情報という。

【4. 保有個人データ】

「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであって、以下のものを除く。

- 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人、または、第三者の生命、身体、または財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法、または、不当な行為を

助長し、または誘発するおそれがあるもの

- 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国、もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧、または、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

【5. 個人情報の収集】

個人情報及び個人データ（以下「個人情報等」という。）の収集に際しては、あらかじめ利用目的を定め通知するとともに、その目的の達成に必要な範囲内で、適正な方法により収集、利用します。

【6. 利用目的】

本連盟が、前項で収集した個人情報等は、次の目的に限定し、他の目的に利用しません。

- 加盟登録処理、及び登録名簿、データの作成
- スカウト用品販売システムへの利用
- 各種委員会・役員の名簿・データの作成
- 各種行事の参加者名簿・参加者データの作成
- 各種研修会の参加者名簿・参加者データの作成
- 機関誌購読者データ・配布用データの作成
- 維持会員名簿・データの作成
- サポーター会員名簿・データの作成
- OB/OG 会員名簿・データの作成
- スポンサー会員名簿・データの作成
- 共済契約の引受、管理、履行（事故の調査、適正な共済金の支払等を含みます。）
- 保険契約、または再保険契約の締結、同契約に基づく通知並びに保険金、または再保険金の請求
- 事故防止のための事故データの分析
- アンケート・イベント等に協力いただいた方への報告
- ダイレクトメールや電子メール等による、情報提供
- 本連盟のウェブサイトや各種ネットサービスのサービス向上・改善、新サービス開発
- 各種お問い合わせ等への対応
- 本連盟の現状調査分析
- その他スカウト運動で必要なデータの作成

【7. 本人の同意】

本連盟では、個人情報等の取得及び利用についての同意を得るため、利用目的を通知、または公表し、本人（以下、未成年者については保護者を含むものとする。）より、口頭、書面（以下、電磁的記録を含む。）により、承諾の意思表示を受けることとします。通知、または公表には下記の方法を使用します。

1. 通知については以下の方法で行います。

- (1)日本連盟公式ホームページ上へ、本ポリシーを公開し、包括的に利用目的を通知します。
- (2)各種申込書、またはその記入説明書（マニュアル）等に個別の個人情報の利用目的及び取扱方法について明記し、個別の利用目的について通知します。
- (3)各種サービス利用時に本ポリシーを明記し、包括的に利用目的を通知します。

2. 承諾については、各種登録書、申込書及び申請書に記入、提出をもって承諾とします。

【8. 安全管理】

本連盟では、個人情報保護のための体制の整備・改善、従業者に対する教育・啓発活動及び個人情報データへのアクセス制御、ウイルス対策ソフトの導入等の情報セキュリティ施策によって、個人情報の安全管理措置を講じ、その漏えい等の防止に努めます。また、保有を継続しない個人情報等は、適切な方法で確実に廃棄、または消去します。

本連盟では、これらの安全管理措置が適切に講じられていることを担保するため、将来的に第三者機関による情報セキュリティに関する認証を受けることに努力し、継続的に個人情報保護体制を維持、改善します。

1. 組織的安全管理措置

- (1)個人情報等の安全管理に関する統括責任者として個人情報保護管理責任者及び個人データを取扱う部署毎に個人情報保護部門管理者を設置するとともに、個人データを取扱う従業者及び取扱う個人データの範囲を明確化し、個人データの取扱い状況を個人情報統括責任者へ報告する体制を整備しています。
- (2)個人情報等の紛失、漏えい等の安全管理上の問題となる事故及び規程等に違背する事案が発生し、またはその兆候を把握した場合、個人情報統括責任者への報告連絡体制を整備しています。

2. 人的安全管理措置

- (1)個人情報等の取扱いに関する教育・研修計画を策定し、定期的に従業者に対し教育・研修を実施しています。
- (2)規程、または手続等に違背した場合の懲戒処分を定めた個人情報取扱規程等を定めています。

3. 物理的安全管理措置

- (1) 個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難、または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施します。
- (2) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄として、容易に復元できない手段によるデータ削除、個人データが記載された書類等、または記録された機器等の物理的な破壊等を行います。

4. 技術的安全管理措置

- (1) アクセス制御を実施し、担当者及び取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- (2) 個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセス、または不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

5. 委託先の監督

- (1) 委託先における個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程や実施体制の整備状況、経営の健全性等、委託先選定の基準を定め、委託先を選定しています。
- (2) 定期的、または隨時に委託先における委託契約上の安全管理措置等の遵守状況を確認するとともに、契約内容が遵守されていない場合には、委託先が当該契約内容を遵守するよう監督しています。

【9. 外部委託】

本連盟では、各種資料の発送を業者に委託しますが、個人情報保護のため、以下の措置を講じます。

委託先の選定は、委託契約において個人情報等の安全管理について以下の内容が明確化されており、十分な措置を講じている業者を委託先として選定し、委託業者との間で覚書を締結した上で委託契約を行います。

1. 委託先において、その従業者が当該個人情報等の取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、盗用してはならないことが定められていること。
2. 利用目的完了後の個人情報等の返却、または委託先における破棄もしくは削除が適切かつ確実になされること。
3. 委託先における個人情報等の加工（委託契約の範囲内のものを除く）、改ざん等を禁止し、または制限されていること。
4. 委託先における個人情報等の複写、または複製（安全管理上必要なバックアップ等、委託契約範囲内のものを除く）を禁止されていること。
5. 委託先において個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課していること。
6. 委託先において個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合における委託先

の責任が明確化されていること。

【10. 第三者提供】

本連盟では、以下に該当する場合を除き保有する個人情報等の第三者提供を行いません。

1. あらかじめ本人から同意がある場合。
2. 共同利用の場合。
3. 事業継承に伴って個人情報等が提供される場合。
4. 法令等に基づく開示要請を受けた場合。
5. 利用目的の達成に必要な範囲において個人情報等の取扱いの全部、または一部を委託することに伴って個人情報等が提供される場合。

【11. 共同利用】

本連盟では、利用目的の達成のため次の範囲内で個人データを共有利用します。

1. 共同利用される個人データの項目
全ての個人データ
2. 共同利用して利用する者の範囲
 - (1) 県連盟及び地区・団で、本連盟へ加盟登録がある者
 - (2) 共済、需品を取扱う者
3. 利用する者の利用目的
【6. 利用目的】と同じ
4. 個人情報の管理責任者の氏名あるいは名称

【12. 個人情報の開示】

本人から、当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合、その本人と認められた場合は本人に対し遅滞なく保有する個人情報の内容を開示します。

【13. 苦情の処理】

1. 本人から、保有個人データが事実でないという理由によって訂正、追加、または削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には訂正等を行い、その内容を本人に対し遅滞なく通知します。
2. 本人から、当該本人に関する保有個人データが利用目的の規定に違反して取扱われている、または不正に取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用停止、または消去（以下「利用停止等」という。）を求められ、正当な理由があることが認められたときには、当該状況を是正するために必要な範囲で遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行います。
3. 「訂正等」及び「利用停止等」は、当該年度の個人情報に対して行います。

【14. 相談窓口】

本連盟は、加盟員等に関する個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、苦情及び相談を受け付けるための窓口を事務局の管理業務を担当する部署に設け、必要な体制の整備を行い、開示等の求めに応じる手続については、日本連盟公式ホームページに掲載します。

【15. 継続的改善】

このプライバシーポリシーは継続的に改善を行い、指針は適宜見直します。

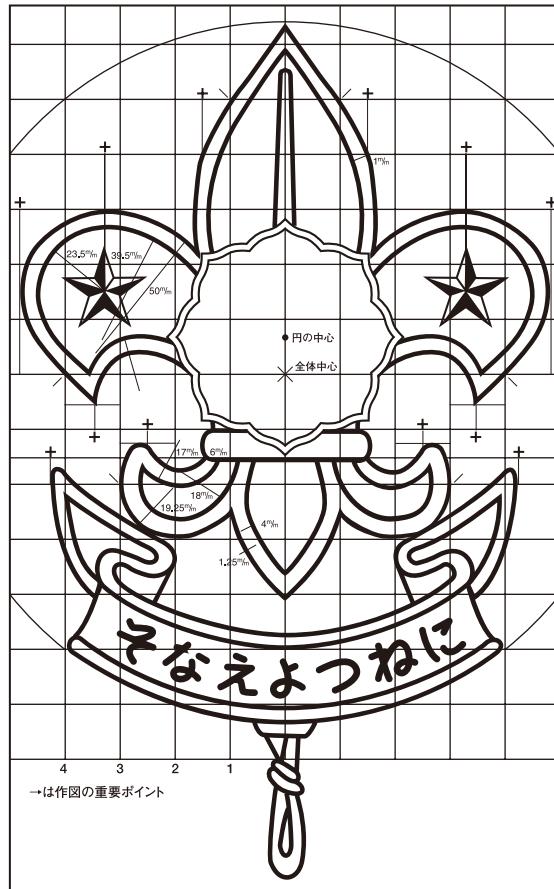
【16. 改廃】

このプライバシーポリシーの改廃は、理事会の決議を経て行います。

本改正ポリシーは令和5年4月1日から施行します。

以上

スカウト章標準図



令和6年版『日本連盟規程集』改正箇所

1. 教育規程

承認日：令和6年3月9日 施行日：令和6年4月1日 承認機関：理事会

1-10（教育の区分と対象）改正

承認日：令和6年1月13日 施行日：令和6年4月1日 承認機関：理事会

3-73（ベンチャースカウトの入隊）改正

7-25（ボーイスカウトの進級課程）改正

7-29（ベンチャースカウトの進級課程）改正

7-30（ローバースカウトの教育）改正

7-32（ローバースカウトの活動の実施）改正

7-39（面接の区分）改正

7-41（進級記章等の交付申請）改正

7-42（進級記章の授与）改正

7-54（初級）改正

7-55（2級）改正

7-56（1級）改正

7-57（菊）改正

7-59（ベンチャーチャpter）新設

7-60（隼）改正

7-61（富士）改正

7-63（技能章課目）改正

承認日：令和5年5月11日 施行日：令和5年5月12日 承認機関：理事会

8-14（修了の認証）改正

承認日：令和6年3月9日 施行日：令和6年4月1日 承認機関：理事会

9-4（スカウト・指導者の正装）改正

9-9（装着）改正

承認日：令和5年5月11日 施行日：令和5年5月12日 承認機関：理事会

9-12（各種有功記章の着用）新設

9-13（訓練修了章）新設、以下条文番号修正

1-2. 教育規程 施行細則

承認日：令和5年11月10日 施行日：令和6年4月1日 承認機関：教育推進本部会合

7-8-8（参加者の資格）改正

7-63-1（技能章課目）野営章とハイキング章を改正、読図章を新設、以下番号を繰り下げ

承認日：令和5年2月12日 施行日：令和5年5月12日 承認機関：教育推進本部会合

8-14-1（区分・種類）削除（9-13-1に新設）

8-14-2（着用方法・部位）削除（9-12-2に新設・統合）

8-14-3（様式等）削除（9-13-2に新設）

承認日：令和6年2月10日 施行日：令和6年4月1日 承認機関：教育推進本部会合

9-4-1（ボーイスカウトの正装、ローバースカウトの正装、指導者の正装）改正

9-5-1（礼装の着用基準）改正

9-9-1（記章、標章の着用基準）改正

9-9-6（ローバースカウトの記章）改正

承認日：令和5年11月10日 施行日：令和6年4月1日 承認機関：教育推進本部会合

9-9-1（記章、標章の着用基準）改正

9-9-4（ボーイスカウトの記章）改正

9-9-5（ベンチャースカウトの記章）改正

9-9-6（ローバースカウトの記章）改正

- 9-9-7 (進級記章) 改正
9-9-8 (スカウト顕彰の記章) 改正
9-9-9 (指導者の記章) 改正

承認日：令和5年2月12日 施行日：令和5年5月12日 承認機関：教育推進本部会合
9-9-10 (ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ) 削除 (9-13-3へ移動)、以下条文番号修正
9-9-12 (各種有功記章の着用機会) 削除 (9-12、9-12-1へ移動)
9-9-13 (各種有功記章略称の着用位置) 削除 (9-12-1へ移動)
9-9-14 (国・外国政府からの勲章) 削除 (9-15-1へ移動)
9-9-15 (本連盟以外からの有功記章) 削除 (9-15-2へ移動)
9-12-1 (各種有功記章の着用機会) 新設 (9-9-12を一部修正)
9-12-2 (各種有功記章略称の着用位置) 新設 (9-9-13を一部修正)
9-13-1 (区分・種類) 新設 (8-14-1を移動)
9-13-2 (様式等) 新設 (8-14-2を移動)
9-13-3 (ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ) 新設 (9-9-10を移動)
9-15-1 (国・外国政府からの勲章) 新設 (9-9-14を移動)
9-15-2 (本連盟以外からの有功記章) 新設 (9-9-15を移動)、以下条文番号修正

3. 理事等役職者の役務に関する規程

承認日：令和6年1月13日 施行日：令和6年4月1日 承認機関：理事会
第4条 (役職) 改正
第5条 (選任) 改正
第8条 (運営部門役職者の役務) 改正
第9条 (その他役職者の役務) 改正
第10条 (運営顧問会議及び教育顧問会議の議員の役務) 新設、以下条文番号修正

5. 会員に関する規程

承認日：令和6年3月9日 施行日：令和6年4月1日 承認機関：理事会
第3条 (3号会員) 改正

6-2. 感謝・表彰規程

承認日：令和6年1月13日 施行日：令和6年1月14日 承認機関：理事会
第5条 (本連盟表彰) 改正

6-3. 感謝・表彰規程 細則

承認日：令和6年1月13日 施行日：令和6年1月14日 承認機関：理事会
第1条 (日本連盟有功記章) 改正
第2条 (本連盟有功記章略章) 改正
第4条 (都道府県連盟有功記章略章) 改正

7. 委員会規程

承認日：令和6年1月13日 施行日：令和6年4月1日 承認機関：理事会
第3条 (委員会の設置) 改正
第5条 (常設委員会の役割) 改正
第7条 (委員) 改正
第8条 (構成) 改正

8. 危機管理規程

承認日：令和6年1月13日 施行日：令和6年1月14日 承認機関：理事会

第16条（危機事態対策室） 改正

第27条 改正

第28条（委員会の任務） 新設（危機管理委員会規程から移動）

第29条（委員会の構成） 新設（危機管理委員会規程から移動）

第30条（委員会の権限と理事会への報告） 新設

8-2. 危機管理委員会規程

廃止

承認日：令和6年1月13日 施行日：令和6年1月14日 承認機関：理事会